

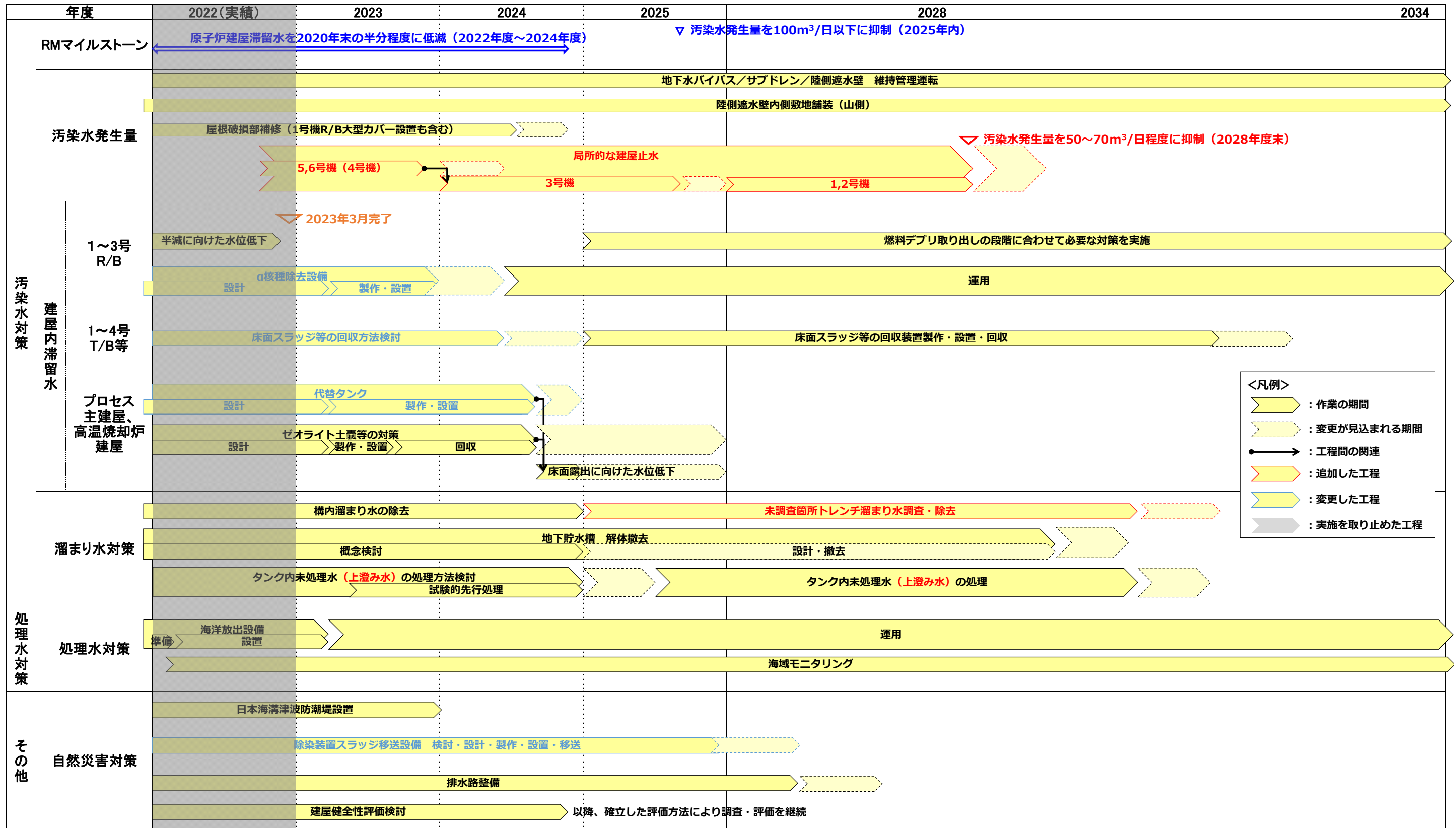
汚染水対策スケジュール (1/3)

分野	項目	対象設備・作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			1月以降	備考					
				16	23	30	6	13	20	27	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中			下				
汚染水対策分野	●プロセス主建屋 (PMB)、高温焼却建屋 (HTI) の滞留水処理	建屋内滞留水	【1~4号機 滞留水移送装置】 (実績) ・1~4号機滞留水移送装置運転 (予定) ・1~4号機滞留水移送装置運転	現場作業	1~4号機滞留水移送装置設置 運転																								(継続運転)		
			【α核種除去設備検討】	設計・検討	詳細設計・工事																								(2024年度 工事完了予定)		
			【1~4号機 T/B床面スラッジ等の回収方法検討】	設計・検討	設計検討																								(2024年度 設計完了予定)		
			【滞留水一時貯留タンク設計】	設計・検討	詳細設計・工事																								(2024年度 工事完了予定)	建屋滞留水一時貯留タンク設備の設置に係る実施計画変更 (2023年7月6日申請)	
			【プロセス主建屋・高温焼却建屋ゼオライト土壌の検討】	設計・検討	詳細設計・工事																								(2024年内 工事完了予定)	実規模モックアップ (2022年10月~) 実施計画変更 (2023年3月31日申請)	
	●汚染水発生量を 100m3/日以下に抑制 (2025年内)	●汚染水発生量を 50~70m3/日程度に抑制 (2028年度末)	浄化設備	【既設多核種除去設備】 【高性能多核種除去設備】 【増設多核種除去設備】 (実績) ・処理運転 (予定) ・処理運転	現場作業	処理運転 (処理水の状況に応じて適宜運転または処理停止)																								(継続運転)	処理水及びタンクのインサービス状況に応じて適宜運転または処理停止 増設多核種除去設備 前処理設備改造に係る実施計画変更申請 (2022年4月28日認可) 増設工事 2023年6月開始 工事 2023年6月開始実施中 2023年度内運用開始予定
				【サブドレン浄化設備】 (実績) ・処理運転 (予定) ・処理運転	現場作業	処理運転																								(継続運転)	サブドレン汲み上げ、運用開始 (2015年9月3日~) 排水開始 (2015年9月14日~) 5/6号機サブドレンの復旧・汲み上げ・運用開始 (2022年3月~)
				【地下水バイパス設備】 (実績) ・運転 (予定) ・運転	現場作業	運転																								(継続運転)	
				【セシウム吸着装置】 【第一セシウム吸着装置】 【第三セシウム吸着装置】 (実績) ・処理運転 (予定) ・処理運転	現場作業	処理運転																								(継続運転)	
				【RO-3】 【建屋内RO 種選設備】 (実績) ・運転 (予定) ・運転	現場作業	運転																								(継続運転)	淡水化装置 (RO-1, RO-2) 撤去 2023年5月23日: 工事開始 (2024年3月頃: 工事完了予定) 建屋内RO 処理水移送設備の追加に係る実施計画変更 (2023年6月2日申請)
【未定】 (実績・予定) ・未定設備所補助工事は2018年9月に完了 ・維持管理運転2019年2月21日全域展開完了				現場作業	維持管理運転 (北側、南側の一部 2017/5/22~、海側の一部 2017/11/13~、海側全域・山側の一部 2018/3/14~、山側全域2019/2/21完了)																								(継続運転)		
汚染水対策分野	汚染水対策分野	汚染水対策分野	【凍土壁内フェーシング (全6万m ²)】 ・3号機建屋西側	現場作業	3号機建屋西側																								(2023年12月調査完了予定)	3号機建屋西側: 2024年2月完了予定	
			【1-4号機建屋周辺トレンチ調査】 (実績・予定) ・12箇所調査実施 (2023)	現場作業																									(2023年12月調査完了予定)		
			【サブドレンNo40周辺 PCB含有絶縁油拡散抑制対策】 (実績・予定) ・網矢板設置 ・薬液注入	現場作業																									(2023年9月 工事完了予定)	ガレキ撤去時の異物量、及び不明埋設物の調査・切断作業の追加による約2ヶ月の遅れに対して、重量感減対策の効果により8月末の完了 (1ヶ月の遅れ) を見込んだが、更なる遅れを回避する追加措置の実施などにより、9月中旬の完了予定	
			【5号機建屋間ギャップ漏れ部止水対策】 (実績・予定) ・建屋間ギャップ漏れ部止水: 4箇所	現場作業																									(2023年9月 工事完了予定)	閉孔開始: 2023年5月22日 2024年1月完了予定 (天候、試験結果により工程は見直し可能性がある)	

汚染水対策スケジュール (2/3)

分野名	括弧	対象設備・作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			1月以降	備考
				16	23	30	6	13	20	27	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中		
●タンク関連		H4エリアNo. 5タンクからの漏えい対策	(実績・予定) ・汚染の拡散状況把握	現場作業	モニタリング																		(継続実施)			
		タンク解体	(予定) ・Eエリアフランジタンク解体工事 : 49基解体予定 (2023年度中) ・Eエリアフランジタンク (D1) 内の残水回収 (スラッジ含む) (実績) 解体基数 47基/49基	現場作業	Eエリアフランジタンク解体工事																			(タンク解体完了)* ※: 残水回収中のD1タンクおよびその残水回収作業で使用しているD2タンク(計2基)を除く	2018年9月10日 Eエリアにおける中低濃度タンクの撤去等について (実施計画変更認可) D1 2タンク解体完了: 2023年2月 D2タンク内の残水回収: 2022年6月完了	
●自然災害対策		津波対策	○日本海溝津波対策 ・日本海溝津波対策防潮堤設置 (実績・予定) 斜面補強構築工事 本体構築工事	現場作業	斜面補強・本体構築工事																		(2024年3月 工事完了予定)	2024年3月完了予定 現場着手: 2021年6月21日開始 斜面補強部: 2021年9月14日作業開始 防潮堤本体部: 2022年2月15日作業開始		
			○サブドレン集水設備高台機能移転 (実績・予定) ろ過水タンク西側整備工事実施 (完了) 地盤改良 (完了) 集水設備設置 (10基)	現場作業	ろ過水タンク西側整備 (ろ過水配管リルート工事完了)、地盤改良工事 (地盤改良完了)、集水設備設置 (10基) 5月~着手																			(2024年度初旬 工事完了予定)	集水設備設置 10基 (5月~着手) 工事実施中 SD-7、SD-10 側板組立・溶接済み、天蓋組立中 SD-1、SD-4 側板組立中	

廃炉中長期実行プラン2023



注：今後の検討に応じて、記載内容には変更があり得る

- 廃炉を着実に進め、福島復興を実現するために、**ALPS処理水の処分は決して先送りできない課題。**
- 令和3年4月、2年程度後を目途に海洋放出を行う方針を決定以降、**安全確保、風評対策・なりわい継続に係る各取組を実施。**
- 令和5年7月に公表されたIAEAの包括報告書では、ALPS処理水の海洋放出に対する取組や東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関係の活動が、関連する**国際安全基準に合致していること、人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどとなること**が結論付けられており、**IAEAは放出中、後についても安全性確保にコミットする。**
- **現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処**するべく、今後これらの対応に**政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む**。このため、**漁業者とのフォローアップ体制を構築する。**
- 東京電力に対しては、原子力規制委員会が認可した実施計画に基づき、**速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるように求める**。海洋放出開始は、気象・海象条件に支障がなければ、**8月24日を見込む**。

これまでの取組のポイント

今後の取組のポイント

安全確保／説明・情報発信

IAEAがこれまで実施したレビューについて、それぞれ報告書が公表され、令和5年7月には結果を総括した安全性確保に関する**最終的な結論である包括報告書が公表**。

国と東京電力が実施する安全確保の取組について、国際専門家を含むIAEAタスクフォースが**海洋放出前・中・後と継続的にレビューを実施**することで、**第三者が安全性を徹底的に確認**。放出前後にはIAEA職員が**福島第一原発に常駐し、確認を継続する体制を構築**。

海洋放出設備は令和5年6月に工事完了し、原子力規制委員会による使用前検査も終了。

原子力規制委員会は**海洋放出が適切になされていることを継続して確認**する。東京電力には、**安全に係る法令等の遵守に加え、緊張感をもった対応を求め**る。

特に放出直後において**海域・水産物モニタリング体制を強化・拡充**する計画を策定するとともに、**関係機関の測定結果をまとめたウェブサイト**を新設・運用開始。

強化・拡充したモニタリングの実施に加え、関係機関の測定結果をまとめた分かりやすいウェブサイトの運用を始め、国内外に対し、**透明性高く情報発信**。放出停止判断レベルを超える等の事象が発生した場合は、直ちに放出を中断することを含め、適切な対応をとる。

基本方針決定以降、**1,500回以上の説明を実施**。テレビCMやWEB広告、新聞広告等を**全国規模で展開**。また、個別の国・地域への説明や海外の報道機関への情報提供を含め、**国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信**を実施。

ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し**国内外への情報発信を継続**するとともに、悪意ある偽情報が国際社会で流布することがないよう、迅速に必要な対応を講じていく。日本産食品の輸入規制について、**ALPS処理水の海洋放出を理由とした新たな措置が講じられないよう、また、現行の規制が早期に撤廃されるよう、政府一丸となって取り組む**。

風評影響対応／なりわい継続支援

令和5年度予算において、**被災地の水産業を始めとする支援策を拡充・強化**するとともに、令和4年度補正予算において、**ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の500億円の基金を措置**。

こうした事業内容を丁寧に説明する等、**実情に応じた支援ができるよう取り組む**。

消費拡大に向けて、**魅力発信のためのキャンペーンを開始**。昨年末に立ち上げた「**魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク**」には**1,000者を超える企業等が参加**。

首都圏や三陸常磐地域におけるイベント・フェア実施等、**三陸常磐ものの魅力発信に取り組む**。さらに、**ネットワーク参加企業に消費を呼びかけるとともに、現在実施している「三陸・常磐ウィークス」を始め、三陸常磐ものの継続的な消費拡大**に向けた取組を継続。

小売業界は、**放出開始後も三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたいとの考え方を表明**。

事業者を活用いただける**統一的な説明資料の提供**やモニタリング結果を含む情報発信等、**取引継続に向けた環境整備**を実施。

中小企業支援策や観光支援策を通じた支援を実施。

事業内容の説明や個別相談等の**きめ細かな対応**を行うとともに、観光業への風評影響の懸念を払拭するべく、三陸常磐地域における**集中的なイベント実施やブルーツーリズムの推進等**を通じた**観光需要創出にも取り組む**。

風評が懸念される事案の把握や代替販路開拓、セーフティネット対策など、**風評発生時にも事業者等の状況に応じ機動的な対応ができる体制を構築**。

関係府省や支援機関が連携し、**相談対応やアドバイザー派遣等、迅速な事案の把握と丁寧な対応に努めるとともに、ネットワーク等を活用した国内消費拡大や海外市場開拓のための支援、政府間の働きかけに注力**。また、**300億円の需要対策基金を活用した支援**を行うとともに、**地域・業種を限定しない個別の事情に応じた適切な賠償**を行うよう東京電力を指導。さらに、科学的根拠のない輸入規制措置等への対策として、状況に応じて、**水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、新たな輸出先の開拓等、臨機応変な対策を講じ万全を期す**。

将来技術

汚染水発生量は重層的な対策により**2022年度に約90m³/日**（対策実施前の1/6程度）を達成。

汚染水発生量抑制に向けた取組を継続し、**2028年度に約50～70m³/日まで低減を目指す**。

東京電力によるトリチウム分離技術の公募において、**第1期～第3期のうち10件についてフィージビリティスタディを開始**するなど、**実用化に向けた検討を進めている**。

引き続き、実用化に向けた検討を進めていくとともに、国としても文献等の確認や東京電力の技術公募を通じて**国内外の最新の動向を注視**していく。

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における
多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」
の実行と今後の取組について（案）

令和 5 年 8 月 2 2 日

廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

I. 基本方針の実行について

- ① 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉を着実に進め、福島の復興を実現するためには、ALPS 処理水¹の処分は決して先送りできない課題であり、令和3年4月13日、第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において、福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に進めていくため、各種法令等を遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS 処理水の処分を行うこととした。
- ② ALPS 処理水の処分方法としては、各国の放射線防護基準において広く参照されている国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の勧告に沿って従来から定められている規制基準を厳格に遵守することを前提に、国内で放出実績がある点やモニタリング等を確実かつ安定的に実施可能な点を評価し、海洋放出を選択した。また、東京電力は、海洋放出を実際に行う前に、その詳細な計画や必要な設備等の設置について、原子力規制委員会の認可を得た上で、海洋放出を実施することとし、政府は東京電力に対し、2年程度後に ALPS 処理水の海洋放出を開始することを目途に、具体的な放出設備の設置等の準備を進めることを求めた。
- ③ なお、公衆や周辺環境の安全を確保するため、海洋放出は、東京電力が ICRP の勧告に沿って定められている規制基準を厳格に遵守するとの前提の下、国際慣行に沿った形で実施することとしている。その際、関連する国際法や国際慣行を踏まえた措置を講じることとしている。
- ④ また、ALPS 処理水の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するための枠組みとして、新たに「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」（以下「ALPS 関係閣僚等会議」という。）を設置し、令和3年4月16日に第1回の会議を開催して以降、同会議のもと、必要な対策について検討するとともに、政府一丸となって、対策の実行に取り組んできた。
- ⑤ さらに、海洋放出を国際原子力機関（以下「IAEA」という。）が定めた国際安全基準に従って実施することを確保するため、IAEA のレビューを受けることとした。

¹ 多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。

- ⑥ 令和5年1月13日に開催した第5回ALPS関係閣僚等会議においては、安全確保と風評対策のために必要な具体策のメニューは概ね出揃ってきているとの認識の下、海洋放出設備工事の完了、工事後の原子力規制委員会による使用前検査やIAEAの包括的報告書等を経て、具体的な海洋放出の時期は、本年春から夏頃を見込むと示した。
- ⑦ その後も、安全確保、風評対策・なりわい継続支援策の実効性を上げるべく、各対策を進めるとともに、対策内容等について繰り返し説明・対話を重ね、理解醸成活動に注力してきている。
- ⑧ 現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS処理水の処分に伴う風評影響の懸念やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後、IAEAによる継続したレビューへの対応や、強化・拡充したモニタリングの実施及び測定結果の分かりやすい情報発信、三陸常磐ものの魅力発信や消費拡大に向けた取組、漁業者を始めとする方々のなりわい継続支援等、Ⅱ.に掲げる取組を始め、これらの対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組んでいく。このため、漁業者とのフォローアップ体制を構築する。
- ⑨ これらを踏まえ、政府としては、基本方針で示した海洋放出を開始することとし、東京電力に対しては、原子力規制委員会の認可を受けた福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき、速やかに海洋放出の開始に向けた準備を進めるように求める。
- ⑩ 海洋放出の開始は、気象・海象条件に支障がなければ、8月24日を見込む。

II. 安全確保、風評対策・なりわい継続に係る今後の取組について

1. 風評を生じさせないための安全確保／国内・国際社会に対する説明・情報発信の取組

- ① IAEAがこれまで実施した各レビューについては、それぞれ報告書²が公表されるとともに、それらの結果を総括した安全性確保に関する最終的な結論である「ALPS処理水の安全性レビューに関する包括報告書」（以下「包括報告書」という。）が令和5年7月に公表された。包括報告書において、IAEAは、ALPS処理水の海洋放出に対する取組並びに東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関係の活動は、関連する国際安全基準に合致しているとした上で、現在東京電力により

² 第1回安全性レビュー報告書（令和4年4月）、第2回安全性レビュー報告書（令和5年4月）、第1回規制レビュー報告書（令和4年6月）、第2回規制レビュー報告書（令和5年5月）、IAEAによる独立したサンプリング、データの裏付け及び分析活動に関する報告書（令和4年12月）、ALPS処理水の放射性核種分析における第1回目の分析機関間比較結果に関する報告書（令和5年5月）

計画されている ALPS 処理水の海洋放出の人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどとなると結論付けている。また、IAEA の取組や評価に対しては、幅広い地域の国々から、理解、支持の表明が行われている。ALPS 処理水の海洋放出の前後には、IAEA 職員が福島第一原発に常駐し、確認を継続する体制を構築するとともに、国と東京電力が実施する安全確保の取組に関しては、ALPS 処理水の海洋放出前、中、後にわたり、国際専門家を含む IAEA タスクフォースが継続的にレビューを実施することで、第三者が安全性を徹底的に確認する。政府としても IAEA によるレビューに引き続き対応していく。

- ② 原子力規制委員会は、東京電力から申請のあった ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る実施計画の変更認可申請（令和 3 年 12 月受理）については令和 4 年 7 月に、ALPS 処理水の海洋放出設備の運転・保守管理の組織体制等に係る実施計画の変更認可申請（令和 4 年 11 月受理）については令和 5 年 5 月に認可した。さらに、令和 5 年 6 月に工事が完了した ALPS 処理水の海洋放出設備について使用前検査を行い、令和 5 年 7 月に終了証を交付した。原子力規制委員会は、海洋放出設備が使用開始後も必要な機能を有していること及び設備の運用が認可した実施計画に基づいて適切に行われていることを継続して確認していく。東京電力には、安全に係る法令等の遵守に加え、緊張感をもった対応を求める。
- ③ モニタリングについては、これまで頂いた御意見も踏まえ、特に ALPS 処理水の海洋放出直後において海域・水産物モニタリング体制を強化・拡充する計画を策定した。具体的には、福島県沿岸の分析地点の追加及び分析頻度の増加を行うとともに、従来 of 分析に加え迅速分析を実施することとしている。今後も、強化・拡充したモニタリングの実施に加え、関係機関の測定結果をまとめたウェブサイトの運用を始め、国内外に対し、透明性高く、分かりやすい情報発信に取り組んでいく。東京電力は、モニタリングにより放射性物質の濃度が放出停止判断レベル³を超える等の事象が発生した場合には、東京電力が策定した実施計画に基づき直ちに放出を中断することを含め、適切な対応をとる。
- ④ 基本方針の決定以降、これまで 1,500 回以上の説明や意見交換を実施するとともに、テレビ CM や WEB 広告、新聞広告等、全国規模での広報にも取り組んできた。また、韓国、中国、香港、太平洋島嶼国といった個別の国・地域への働きかけや説明会の実施、国際会議等での発信・海外の報道機関への情報提供を含め、国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施してきた。今

³ 東京電力が定めている「放出停止」を判断する際の指標。海水中のトリチウム濃度について、放水口付近においては 700 ベクレル/リットル、放水口付近の外側においては 30 ベクレル/リットルと設定。

後も、ALPS 処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、悪意ある偽情報が国際社会で流布することがないように、迅速に必要な対応を講じていく。日本産食品の輸入規制について、ALPS 処理水の海洋放出を理由とした新たな措置が講じられないよう、また、現行の規制が早期に撤廃されるよう、政府一丸となって取り組んでいく。

2. 風評に打ち勝ち、安心してなりわいを継続・拡大するための取組

- ① 令和5年度予算において、生産性向上や担い手確保のための支援等、被災地の水産業を始めとする支援策を拡充・強化するとともに、将来にわたり安心してなりわいが継続できるよう、令和4年度第2次補正予算において ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の500億円の基金を措置しており、こうした制度を活用いただけるよう、事業内容を丁寧に説明し、実情に応じた支援ができるよう取り組んでいく。
- ② 令和4年10月には、より多くの方に三陸常磐ものの魅力を知ってもらうためのキャンペーンを開始した。引き続き、首都圏や三陸常磐地域においてイベント・フェアを実施する等、三陸常磐ものの魅力発信に取り組んでいく。
- ③ 令和4年12月に消費拡大を図るべく立ち上げた官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）には、現在1,000者を超える企業等が参加しており、こうした参加企業等に消費を呼びかけるとともに、令和5年7月から実施している「三陸・常磐ウィークス」を始め、産業界や政府関係機関、全国の自治体において、三陸常磐ものの継続的な消費拡大を進めていく。
- ④ 小売業界からは、ALPS 処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたいとの考え方を表明していただいております。政府としても、事業者を活用いただける統一的な説明資料の提供やモニタリング結果を含む情報発信等、全国の消費者が安心感を持って三陸常磐ものを購入できる環境に向けた取組を実施していく。
- ⑤ 中小企業支援策や観光支援策について、より効果的・効率的に活用いただけるよう、事業内容の説明や個別相談等のきめ細かな対応を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、よろず支援拠点及び公益社団法人福島相双復興推進機構等を通じて、個別事業者等の要望を踏まえた施策活用に向けた支援を実施していく。

- ⑥ 被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援について、「福島浜通り地域等 15 市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づく取組を着実に進めていく。また、観光業への風評影響の懸念を払拭するべく、三陸常磐地域における集中的なイベント実施やブルーツーリズムの推進等を通じた観光需要創出にも取り組んでいく。
- ⑦ また、中小機構や JETRO 等の支援機関や関係府省庁が連携し、風評発生時にも事業者等の状況に応じ機動的に対応できる体制を構築している。具体的には、各所に相談窓口を設置するとともに、支援機関等が連携し、新販路開拓や事業転換等に向けたアドバイザー派遣を実施する等、迅速な事案の把握と丁寧な対応に努める。加えて、ネットワーク等による国内消費拡大を加速させるとともに、海外市場開拓のため、支援機関等による国内外の食品見本市等への出展支援や政府間の働きかけ等を行う。また、セーフティネット対策として、令和 3 年度補正予算において措置した 300 億円の需要対策基金を活用し、水産物の販路拡大、一時的買取り・保管への支援を行うとともに、地域や業種を限定しない個別の事情に応じた適切な賠償を行うよう東京電力を指導する。
- ⑧ さらに、ALPS 処理水の海洋放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策として、状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。

3. 将来技術（汚染水発生抑制、トリチウム分離等）の継続的な追求

- ① 汚染水発生量は、雨水の浸透防止のための敷地舗装、地下水を汚染源に近づけないための凍土壁の設置やサブドレンによる地下水汲み上げ等の重層的な対策により、2022 年度に約 90 m³/日（対策実施前の 1/6 程度）を達成した。今後も、1～4 号機建屋周辺の敷地舗装範囲の拡大や、局所的な建屋止水等を計画的に進めることで、汚染水発生量の更なる抑制に向けた取組を継続し、2028 年度に約 50～70 m³/日まで低減を目指す。
- ② 東京電力によるトリチウム分離技術の公募においては、第 1 期～第 3 期のうち 10 件についてフィージビリティスタディを開始する等、実用化に向けた検討を進めている。引き続き実用化に向けた検討を進めていくとともに、国としても、文献等の確認や東京電力の技術公募を通じて国内外の最新の動向を注視していく。

ALPS処理水の処分に関する 基本方針の着実な実行に向けた行動計画 (案)

令和5年8月

廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

- ▶ 東京電力に対して、基本方針の確実な遵守を大前提に、以下の取組を実施するよう求める。
 - (ア) ALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の実施
 - (イ) 風評影響を最大限抑制するためのトリチウムの排水濃度と放出量の管理
 - (ウ) 万一に備えた緊急停止設備の設置
 - (エ) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置

これまでの取組

今後の取組

(ア)～(ウ) 処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

令和3年8月

- 東京電力が「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する安全確保のための設備の検討状況について」を公表。厳格な測定、放出管理、緊急停止等の考えを提示。発表内容について、地元自治体や漁業者を始め地元の方々との意見交換を実施。

令和3年12月

- 東京電力が「福島第一原子力発電所の廃炉事業に関する信頼回復に向けた取組について」を公表。
- 東京電力が原子力規制委員会に対して、実施計画変更認可申請。

令和4年4月、5月、7月

- 東京電力が審査会合等における原子力規制委員会からの指摘事項を踏まえ、実施計画変更認可の一部補正を申請。

令和4年7月

- 原子力規制委員会が実施計画の変更を認可。

令和4年8月～

- 東京電力は設備の本格工事を開始。
- 東京電力が安全対策を徹底し工事を実施するよう指導。

令和5年6月

- 東京電力が設備設置を完了。

令和5年7月

- 原子力規制委員会による使用前検査の終了。

- 実施計画の確実な遵守。
 - 東京電力及び第三者機関（東京電力が委託する外部機関）が、希釈前のトリチウム、トリチウム以外の放射性物質の濃度をタンク群ごとに測定
 - トリチウム濃度が1500Bq/L未満となるよう確実に希釈を実施
 - 当面の間、海水とALPS処理水が混合・希釈していることを立坑を活用して直接確認
 - 地元自治体等の協力の下、測定時のサンプル採取の適切性等について確認
 - 年度毎に、次年度以降の放出計画を見直し、年間に放出するトリチウム量を可能な限り低減
 - 設備の保守管理の着実な実施
- 原子力規制委員会による確認・監視。
- IAEAによる繰り返しのレビュー。

対策 1 : 風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>(工) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置【経済産業省】</p> <p><u>令和3年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が設備設計及び計画策定をすることを主な目的とする「ALPS処理水プログラム部」を設置。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力がALPS処理水の海洋放出設備の運用体制等に係る実施計画の変更認可を申請。 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">原子力規制委員会がALPS処理水の海洋放出設備の運用体制等に係る実施計画の変更認可申請を認可。	<ul style="list-style-type: none">適切な処分の実施に向けて、安全確保に万全を期すための体制を維持。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

- 東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、詳細化や精度向上のための取組を行い、その結果を透明性高く発信し、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。
- 風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

これまでの取組

今後の取組

➤ 人及び周辺環境への影響確認・海洋での拡散シミュレーション【経済産業省】

令和3年11月

- 東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」を公表。
- 報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。

令和4年2月

- 東京電力が、人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすいパンフレット（日・英・中・韓）を作成し、説明・周知。

令和4年4月

- 東京電力が、IAEAによる1回目の安全性レビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ、放射線影響評価報告書の記載内容の詳細化・精緻化を行い、改訂版を公表。

令和4年11月

- 東京電力が、測定・評価対象核種の選定等を踏まえ、放射線影響評価報告書を改訂し、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書（建設段階）」を公表。

令和5年2月

- 東京電力が、IAEAによる2回目の安全性レビューや原子力規制委員会による確認も踏まえ、放射線環境影響評価報告書を改訂し、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書（建設段階・改訂版）」を公表。

令和5年5月

- 東京電力が、放射線環境影響評価報告書の内容をパンフレットに反映。

- 随時、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、必要に応じて報告書の評価を見直し、影響が生じていないこと等を確認。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 魚類等の飼育【経済産業省】</p> <p><u>令和3年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が「ALPS処理水による魚類等の飼育試験の取組の概要」を公表。 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">飼育ノウハウの習得や設備設計の確認等のために、発電所周辺の海水を使って、ヒラメ・アワビ・アオサの飼育を開始。 <p><u>令和4年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none">海水で希釈したALPS処理水を使ったヒラメ・アワビの飼育を開始。通常の海水の環境下での生育状況と比較。<ul style="list-style-type: none">日々の飼育試験の状況を東京電力WEBサイト・Twitterで公開飼育試験の状況を一般の方々に見ていただけるよう、視察機会の確保やライブカメラでの配信を実施生体内のトリチウム濃度等を分析・評価 <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ヒラメがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になること、その後、同一水槽のヒラメを通常海水に入れてから、ヒラメがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを確認。 <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">アワビがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になること、その後、同一水槽のアワビを通常海水に入れてから、アワビがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを確認。 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">海水で希釈したALPS処理水を使ったホンダワラの飼育を開始。通常の海水の環境下での生育状況と比較。ホンダワラがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になること、その後、同一水槽のホンダワラを通常海水に入れてから、ホンダワラがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを確認。	<ul style="list-style-type: none">実際に環境中へ放出された水による飼育の実施・評価。通常の海水で飼育した場合との比較を行い、生体内のトリチウム濃度等を分かりやすく丁寧に公表。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

③原子炉等規制法に基づく審査【原子力規制庁】

➤ 東京電力からの実施計画変更認可の申請を受け、公開の審査会合において原子炉等規制法に基づいた審査を行う。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和3年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">原子力規制委員会でALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について了承。 <p><u>令和3年12月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が原子力規制委員会に海洋放出設備の設置等に係る実施計画変更認可を申請。原子力規制委員会は、13回にわたる公開の審査会合を開催し、審査及び確認を実施。 <p><u>令和4年5月、6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">審査結果を取りまとめた審査書案を公表し、パブリックコメントを実施。（5月19日～6月17日） <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">パブリックコメントを踏まえた審査書を決定し、実施計画を認可。 <p><u>令和4年7月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">認可した実施計画に基づき設備の設置状況等について、随時検査を実施。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が原子力規制委員会にALPS処理水の海洋放出時の運用及び測定・評価対象核種の選定の考え方等に係る実施計画変更認可を申請。公開の会合において審査及び確認を実施。 <p><u>令和5年2月、3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">審査結果を取りまとめた審査書案を公表し、パブリックコメントを実施。（2月23日～3月24日） <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">パブリックコメントを踏まえた審査書を決定し、実施計画を認可。 <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">使用前検査が終了。	<ul style="list-style-type: none">実施計画が確実に遵守されているかを確認・監視。実施計画検査による保安体制、設備の運用状況、ALPS処理水の濃度測定方法等の確認・監視等

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、経済産業省、原子力規制庁】

- 今後、令和3年6月に新たに設置した「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」から、モニタリングを行う測点、頻度等についての助言を得る。
- IAEAによる分析機関間比較の取組や地元関係者の立会いの機会の確保等により、客観性、透明性及び信頼性を最大限高め、モニタリングの強化・拡充を図る。

これまでの取組

令和3年4月以降

- 客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングとすべく、専門家による確認・助言を得つつ、モニタリングを行う測点、頻度等について検討。（これまでにモニタリング調整会議を3回、海域環境の監視測定タスクフォースを4回、専門家会議を9回開催）

令和4年3月

- 専門家からの助言を踏まえ、総合モニタリング計画を改定。

令和4年4月

- 海洋放出前の海域モニタリングを開始。

令和4年9月

- 東京電力処理水ポータルサイト内に、モニタリング結果を視覚的に分かりやすく表示したページを公開。

令和4年10月

- 流通・小売の事業者等を対象に、第1回ALPS処理水モニタリングシンポジウムを開催。

令和4年10月、12月

- 東京電力処理水ポータルサイト内のモニタリング結果ページの多言語化。（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）

今後の取組

- 総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施し、放出前の結果との比較を含め、結果について広く分かりやすく情報発信を実施。

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none">第2回ALPS処理水モニタリングシンポジウムを開催。 <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">環境省において、各機関のモニタリング結果を分かりやすく確認できるサイトを立ち上げ。 <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">総合モニタリング計画を改定し、海洋放出開始直後のモニタリングの強化・拡充を含め、令和5年度のモニタリング計画を策定。 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">第3回ALPS処理水モニタリングシンポジウムを開催。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省の「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」において、ALPS処理水に係るモニタリングについて結果が一目でわかるマーク形式で表示するページを公開。	<ul style="list-style-type: none">総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施し、放出前の結果との比較を含め、結果について広く分かりやすく情報発信を実施。

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。 <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較の報告書が公表。参加した日本の分析機関（JAEA等の10機関）については、引き続き、試料採取方法は適切であり、かつ、高い正確性と能力を有していると評価。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。IAEAにより、従前の分析機関間比較に加えALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析も実施。 <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAはALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析の実施状況に関する報告書を公表。	<ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。

対策2：モニタリングの強化・拡充

②水産物のモニタリングの拡充【農林水産省】

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムのモニタリング検査への支援を継続。
- 地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。

これまでの取組

～令和5年8月

- 水産物の安全性を確保するため、水産物中の放射性セシウム検査を継続的に実施。
 - 平成23年3月開始
 - 水産物中の放射性セシウムモニタリング検体数：193,573（令和5年7月末時点）
- 消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、検査結果の正確な情報を提供。
 - 平成25年6月開始
 - 「水産物中の放射性物質」について消費者、加工業者等への説明会：計195回（令和5年7月末現在）

令和4年4月～

- 新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。
 - 水産物中のトリチウム検体数：224（令和5年7月末時点）

令和5年8月～

- 生産者、消費者の方に早期に情報を提供するため、サンプル採取日の翌日又は翌々日に結果を公表できるトリチウムの迅速分析法も開始。

今後の取組

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウム検査への支援を継続的に実施。
- トリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を、迅速分析も併せて継続的に実施。
- ALPS処理水の海洋放出開始前後の水産物モニタリング結果を比較し、変化がないことを確認。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

- IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づくレビューや、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認を行うとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表する。
- OECD/NEA等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

これまでの取組

今後の取組

➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

令和3年4月

- 梶山経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長がテレビ会議。IAEAが協力の準備を加速化させることに合意。

令和3年7月

- ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力枠組みに関する付託事項（TOR）に署名。

令和3年8月

- 梶山経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長が会談。ALPS処理水の安全性に関するIAEAレビューミッションの派遣、厳正で透明性のあるレビューの実施に合意。

令和3年9月

- エブラル事務次長が来日し、今後の協力等に関する意見交換、福島視察を実施。

令和3年11月

- カルーソ調整官及び国際専門家（フランス、ロシア及び韓国）が来日し、ALPS処理水の安全性に関するレビューミッションの準備会合を開催。今後のレビューにおいて参照される安全基準等について技術的な議論を実施。
- IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ）

令和3年12月

- 萩生田経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長がテレビ会談。令和4年中に中間報告書を取りまとめることを確認。

- ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、IAEAがALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組

今後の取組

➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）

令和4年2月

- 第1回IAEA処理水安全性レビューの実施。（レビューミッションの来日）
 - ①放出される水の性状、②放出プロセスの安全性、③人と環境の保護に関する放射線影響についてIAEAの安全基準に照らした評価を実施
- IAEA処理水特設ウェブサイトを開設。日本語含む7か国語で情報発信。

令和4年3月

- IAEAによる第1回規制レビューの実施。
 - IAEA及び海外の専門家が来日
 - 原子力規制委員会における実施計画変更認可申請に係る審査・確認のプロセス及び内容について、IAEA安全基準等に照らしたレビューの実施

令和4年2月、3月

- 東京電力が測定・確認用設備からALPS処理水のサンプルを採取する場にIAEA関係者が立ち会い。

令和4年4月

- IAEAが、処理水の安全性レビューに関する進捗報告書を公表。
 - ①放出関連設備の安全性については、設備の設計と運用手順の中での的確に予防措置が講じられている、②東京電力が作成した放射線影響評価は、規制当局が定める水準より大幅に小さいと示していることを留意する等と記載

令和4年5月

- グロッシェ事務局長が来日。
 - 岸田総理はグロッシェ事務局長と会談を行い、IAEAによる科学的・客観的なレビューの重要性に触れつつ、引き続き透明性をもって対応していく旨述べ、グロッシェ事務局長はIAEAとして引き続き協力していく旨述べた
 - 林外務大臣とグロッシェ事務局長が会談を行い、IAEAと緊密に連携していくことで一致
 - 萩生田経済産業大臣（当時）とグロッシェ事務局長が会談を行い、ALPS処理水の安全性に関するレビューを含め、緊密に連携していくことを確認
 - グロッシェ事務局長が福島第一原発を視察

- ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組

今後の取組

▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）

令和4年6月

- IAEAが、規制レビューに関する進捗報告書を公表。
 - IAEAタスクフォースは、原子力規制委員会による審査・確認プロセスにおいて、IAEAの安全基準が用いられているとの認識を表明
 - タスクフォースは、原子力規制委員会が日本国内の独立した規制機関として機能し、適切に法的な安全規制の枠組みを策定及び実施し、ALPS処理水の海洋放出の安全性を確認する責任を有していることを確認

令和4年9月

- IAEA総会において、福島第一原発廃炉の進捗及びALPS処理水をテーマとしたサイドイベントを開催。また、IAEA事務局はALPS処理水の安全性レビューの取組に関するサイドイベントを開催。

令和4年10月

- 東京電力が測定・確認用設備からALPS処理水のサンプルを採取する場に、IAEA関係者が立ち会い。
- ワシントンDCにおいて、IAEAが主催した国際閣僚会議が開催され、同会議に参加していた太田経済産業副大臣は、グロッシェ事務局長と会談を実施。

令和4年11月

- 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。（レビューミッションの訪日）
 - 第1回レビューミッションでも扱われた8つの項目に関する、前回レビューにおけるIAEAからの指摘事項の反映状況（主に放射線環境影響評価報告書）のレビュー
 - 令和4年11月14日に東京電力が原子力規制委員会に提出した実施計画変更認可申請書の内容（測定・評価対象核種の選定、改訂版放射線環境影響評価報告書等）のレビュー
 - 福島第一原発を訪れ、工事状況をレビュー

- ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）</p> <p><u>令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる第2回規制レビューの実施。<ul style="list-style-type: none">IAEA及び海外の専門家が来日原子力規制委員会からALPS処理水の海洋放出時の運用及び測定・評価対象核種の選定の考え方等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">第2回IAEA処理水安全性レビューに関する報告書の公表。西村経済産業大臣は、グロッシー事務局長とオンライン会談を実施。林外務大臣は、グロッシー事務局長とオンライン会談を実施。 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">第2回IAEA規制レビュー報告書の公表。IAEA原子力発電所の廃炉に関する国際会議において、福島復興と福島第一原発の廃炉に関するサイドイベントを開催し、経済産業省から福島第一原発の廃炉とALPS処理水の海洋放出の安全性について説明。 <p><u>令和5年5月、6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる包括レビュー・ミッションの実施。<ul style="list-style-type: none">これまでに実施したALPS処理水の安全性に関するレビュー、規制に関するレビューについて日本側から最新の状況に関する情報提供及び説明を実施	<ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組

今後の取組

➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）

令和5年7月

- IAEAが、これまでのIAEAによる一連のレビューを総括する、包括報告書を公表。
- グロッシェ事務局長が来日。
 - グロッシェ事務局長から岸田総理に包括報告書を手交
 - 林外務大臣と、グロッシェ事務局長が会談を行い、ALPS処理水の安全性・規制面のレビュー等に関わるIAEAの中立的・専門的で透明性のある取組に謝意を表明しつつ、両者は、引き続き科学的根拠に基づく議論が重要であることで一致
 - 西村経済産業大臣と、グロッシェ事務局長が会談を行い、海洋放出前、放出中、放出後にわたって続くIAEAによるレビューを通じて、国際的な安全基準に整合的であることを継続的に確認し、安全性の確保に万全を期すことの重要性について一致
 - グロッシェ事務局長が福島を訪問。廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会に出席し、地元参加者と意見交換を行うとともに、福島第一原発を視察
 - 福島第一原発内のIAEAオフィスを開設、常駐を開始

- ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）</p> <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】 <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較の報告書が公表。参加した日本の分析機関（JAEA等の10機関）については、引き続き、試料採取方法は適切であり、かつ、高い正確性と能力を有していると評価。【再掲】 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】IAEAにより、従前の分析機関間比較に加えALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析も実施。【再掲】 <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAはALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析の実施状況に関する報告書を公表。【再掲】 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによるALPS処理水の放射性核種分析における第1回目の分析機関間比較結果の報告書が公表。	<ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組

今後の取組

➤ OECD/NEA等の国際機関との連携【外務省、経済産業省】

令和3年4月、6月

- 経済産業省とマグウッドOECD/NEA事務局長による電話会談。OECD/NEAが刊行した「福島第一原発事故から10年：進展と教訓」や、今後の協力可能性等について議論を実施。

令和3年10月、令和4年8月

- NDF福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、海外有識者の参加を得て、学生を含めた地元の方々と廃炉と地域の未来をテーマに議論を実施。令和3年はマグウッドOECD/NEA事務局長も参加。

令和4年7月、令和5年7月

- OECD/NEAとNDFが共催する国際メンタリングワークショップJoshikai in Fukushimaにて、福島第一原発の廃炉等について講演。マグウッドOECD/NEA事務局長も参加。

- ALPS処理水の安全性に関する国際社会への情報発信の在り方等について、マグウッドOECD/NEA事務局長及び専門家との議論を通じて、今後の新たな協力内容（セミナー等）について検討を実施。
- 令和5年8月にNDF福島第一廃炉国際フォーラムを開催。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

②地元自治体・農林漁業者等の関与【農林水産省、経済産業省、環境省】

- 放出前のALPS処理水の分析において、JAEA等の第三者による測定・評価を行い、公開する。
- 東京電力が実施する海域環境モニタリングにおける試料採取や検査の立会い等において、地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加を得るべく、処分計画の具体化と併せた検討を行うよう、東京電力に求める。

これまでの取組

今後の取組

➤ 放出前の分析におけるJAEA等の第三者による測定・評価【経済産業省】

令和3年10月

- JAEAがALPS処理水の第三者分析を実施すべく、必要な機材の確保等の準備を進める方針を公表。

令和4年6月

- 分析施設の竣工。その後、施設の運用開始。

令和5年3月

- JAEAのALPS処理水の第三者分析に関する特設WEBページの新設。
- ALPS処理水の第三者分析の本格的な開始。

令和5年6月

- 3月に測定・確認用タンクから採取したALPS処理水のJAEAによる第三者分析結果が公表。

- JAEAが放出前の第三者分析を実施し、その結果を公表することで、ALPS処理水の安全性を確保するとともに、透明性高く発信。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

②地元自治体・農林漁業者等の関与【農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 東電が実施する海域環境モニタリングにおける地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加【農林水産省、経済産業省、環境省】

令和3年8月

- 東京電力が公表した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況」の中で、測定時のサンプル採取時に、地元自治体・農林水産事業者等の視察の受入れを実施する旨を公表。

令和4年10月以降

- 環境省が実施する海域モニタリングにおいて、海水及び水生生物の採取への地元自治体の職員の立会いを実施。

令和5年3月、6月、7月

- 東京電力は、地元自治体の職員等の立会いの下、測定・確認用設備からALPS処理水の採水を実施。

令和5年7月以降

- 流通事業者の方々を対象に、ALPS処理水海洋放出設備に関する視察（現場説明会）を実施。

- 作業の信頼性を担保するために、第三者の関与を継続し、立会いを行う機会や回数等について継続的に見直しを実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】

- 放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう東京電力に求める。
- 政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、国内外の関心の高さを踏まえ、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

これまでの取組

今後の取組

～令和5年8月

- 廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議において取りまとめた、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組に関する進捗状況等の記者ブリーフィング・地元自治体への説明を実施。

<記者ブリーフィング>	<地元自治体への説明>
- 場所：東京及び福島	- 場所：浜通り13市町村
- 日時：原則月末木曜日（月1回）	- 日時：不定（月1回）
- 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」に開設されたALPS処理水に特化したページにて、関連する情報を一元的に公開。

令和4年12月

- 経済産業省において、ALPS処理水について知ってほしい5つのことをまとめたサイト「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」を立ち上げ。

令和5年1月

- 経済産業省において、「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」の英語版サイトを公開。

令和5年6月

- 経済産業省の「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」において、ALPS処理水に係るモニタリングについて結果が一目でわかるマーク形式で表示するページを公開。【再掲】

令和5年7月

- 経済産業省の「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」において、IAEAの包括報告書の内容をまとめたページを公開。

- 引き続き、記者ブリーフィング・地元自治体への説明等を通して、報道機関・周辺市町村に向けた継続的な情報提供を実施。
- 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」及び「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」について、更新作業を継続し、最新の情報を提供。
- これまでの取組状況も踏まえ、国内外に向けて分かりやすく情報提供を行うべく、情報の一元化や情報の受け手に応じた発信の在り方を検討・実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組

今後の取組

令和3年8月

- 東京電力は、安全確保のための設備や運用について公表。その中でALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性の高い測定・確認、海域モニタリングの強化・拡充と情報公開について検討状況を公表。

令和3年11月

- 東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」を公表。【再掲】
- 報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。【再掲】

令和4年2月

- 東京電力が、人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすいパンフレット（日・英・中・韓）を作成し、説明・周知。【再掲】

令和4年4月

- 東京電力が、IAEAによる1回目の安全性レビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ、放射線影響評価報告書の記載内容の詳細化・精緻化を行い、改訂版を公表。【再掲】
- 3月に改定したモニタリング計画に基づき、海洋放出前の海域モニタリングを開始。
- IAEAが、処理水の安全性レビューに関する進捗報告書を公表。【再掲】
 - ①放出関連設備の安全性については、設備の設計と運用手順の中での的確に予防措置が講じられている、②東京電力が作成した放射線影響評価は、規制当局が定める水準より大幅に小さいと示していることを留意する等と記載

令和4年11月

- 東京電力が、測定・評価対象核種の選定等を踏まえ、放射線影響評価報告書を改訂し、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書（建設段階）」を公表。【再掲】

- 東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。
- 放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。
- 東京電力は、包括報告書の内容をパンフレットに反映予定。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組

令和5年2月

- 東京電力が、IAEAによる2回目の安全性レビューや原子力規制委員会による確認も踏まえ、放射線環境影響評価報告書を改訂し、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書（建設段階・改訂版）」を公表。
【再掲】

令和5年4月

- 第2回IAEA処理水安全性レビューに関する報告書の公表。【再掲】

令和5年5月

- 東京電力が、放射線環境影響評価報告書の内容をパンフレットに反映。
【再掲】

令和5年7月

- IAEAが、これまでのIAEAによる一連のレビューを総括する、包括報告書を公表。【再掲】

今後の取組

- 東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。
- 放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。
- 東京電力は、包括報告書の内容をパンフレットに反映予定。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

①農林漁業者への説明の徹底【農林水産省、経済産業省】

- 農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただくとともに、懸念を払拭するための対策の提示や処分計画の進捗、状況変化の確認や風評対策への協力依頼も含め、説明を尽くす対応を継続。

これまでの取組

～令和5年8月

- 農林漁業者等の生産者の皆様に対して、以下の内容について、内閣府、経済産業省、農林水産省等による説明会・意見交換を実施。
(約330回)
 - ALPS処理水の安全性
 - 基本方針決定の背景・検討経緯
 - 行動計画の内容
 - 具体的な支援策
- 意見交換の内容を踏まえ、必要な対応を検討。

令和4年10月～

- 漁業者を始めとする地元住民等との車座での意見交換等を実施。
- 令和4年10月、令和5年2月には、西村経済産業大臣が、若手漁業者や水産流通加工業者との車座での対話を実施。

今後の取組

- 農林漁業者等の生産者の皆様に対して、説明を尽くす対応を継続。処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明を実施。
- 必要な支援策を実行に移すとともに、引き続き対策の実施状況を継続的に確認。
- 対策が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。頂いた御意見を踏まえて必要な対応を検討。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 正確な情報に基づき適切な取引が行われるよう、加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性に係る説明や理解醸成活動に関する情報提供を徹底。
- 各団体に対して、視察ツアーの組成や、機関誌への掲載、Q & Aの配布等の協力を求める。
- 農産物等流通実態調査等を基に、サプライチェーンにおいて、公正な取引が徹底されるよう、適切な指導・助言を行い、必要に応じてヒアリング等を通じた取引実態の把握等を実施。

これまでの取組

今後の取組

➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【復興庁、農林水産省、経済産業省】

～令和5年8月

- 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、以下の内容について、経済産業省による説明会・意見交換を実施（約180回）。
 - ALPS処理水の安全性
 - 基本方針決定の背景・検討経緯
 - 行動計画の内容
 - 具体的な支援策

令和3年12月～

- 流通業・小売業等の業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。

令和4年4月、5月

- 流通業・小売業等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体）

令和4年10月～

- 流通・小売の事業者や消費者団体等に対して福島第一原発等の視察機会を提供。
 - 全国消費者団体連合会、全国スーパーマーケット協会（協会機関誌にも視察の様態を掲載）、日本ボランタリーチェーン協会 等

令和5年2月

- 流通業界雑誌において、流通・小売関係者、消費者による福島県産農林水産物に関する風評の影響の払拭と流通・消費の拡大に向けた対談記事を掲載。

- 引き続き、加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="59 366 2322 419">➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）</p> <p data-bbox="59 447 344 499"><u>令和4年12月</u></p> <ul data-bbox="59 504 1763 830" style="list-style-type: none">経済産業省と小売関係の業界団体（※）を構成員とする「ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会（以下、連絡会）」を立ち上げ。放出開始後も、開始前と変わらずに取引を継続できる環境を整備するため、必要な対策等について意見交換。 （※）全国スーパーマーケット協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本ボランタリーチェーン協会、オール日本スーパーマーケット協会 <p data-bbox="59 854 317 907"><u>令和5年4月</u></p> <ul data-bbox="59 911 1763 1419" style="list-style-type: none">連絡会において、小売業界から「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたいと考えています」という考え方を示したととも、第三者による安全性の厳格な確認や放出開始前後にわたるモニタリング結果の公表はじめ、政府の対策について要望いただいた。経済産業省・復興庁において、食品関係の卸・小売等の事業者向けに、海洋放出を理由とした買いたたきを控えること等を求める通知を発出。あわせて、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&A等の説明資料を周知。（約230団体）	<ul data-bbox="1787 499 2628 951" style="list-style-type: none">令和5年8月に、連絡会を改めて開催し、対策の進捗の説明や意見交換を実施。引き続き、加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。【再掲】

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県産農産物等流通実態調査結果について関係団体等に対して説明を実施。（令和2年度結果説明23回、令和3年度結果説明23回、令和4年度結果説明15回） <p>令和5年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度福島県産農産物等流通実態調査結果も踏まえ、令和5年度調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度における福島県産農産物等流通実態調査結果を踏まえ、引き続き調査を実施するとともに、結果の公表や説明を継続。
<p>➤ 各団体との協力【経済産業省】</p> <p>令和3年6月以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界内機関紙等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。 <ul style="list-style-type: none"> 例：日本経済団体連合会、全国水産卸協会、全国スーパーマーケット協会 等 <p>令和3年12月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。 <p>令和4年4月、5月</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体に対し、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を发出。（約1360団体） <p>令和5年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省・復興庁において、食品関係の卸・小売等の事業者向けに、海洋放出を理由とした買いたたきを控えること等を求める通知を发出。あわせて、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&A等の説明資料を周知。（約230団体）【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 各団体との連携を継続。業界のニーズに合わせて、適時に必要な情報提供等を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="59 358 1266 409">➤ 公正な取引の徹底【復興庁、農林水産省、経済産業省】</p> <p data-bbox="59 429 365 479"><u>令和3年7月～</u></p> <ul data-bbox="59 489 1755 647" style="list-style-type: none">• 福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査を実施。（令和3年度実績24件、令和4年度実績24件）<ul data-bbox="120 600 997 647" style="list-style-type: none">- 買い叩きが行われていないか等の実態把握 <p data-bbox="59 667 413 717"><u>令和4年1月以降</u></p> <ul data-bbox="59 727 1059 828" style="list-style-type: none">• 経済産業省による事業者ヒアリングの実施。<ul data-bbox="120 782 1037 828" style="list-style-type: none">- 適切な取引が実施されているか等の実態把握	<ul data-bbox="1790 489 2623 878" style="list-style-type: none">• 引き続き、福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査等を継続。• 経済産業省は、放出後も適切な取引が継続しているかを確認するため、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等の取組を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- ▶ 大消費地において、安全性についての科学的根拠の提示と福島県や近隣県産品等の魅力を発信すべく、重点的な広報活動を実施。まずは、東京、名古屋、大阪において、シンポジウムを開催。
- ▶ 大消費地への重点対応と並行して、福島県や近隣県での説明や消費拡大の取組をこれまで以上に強化。

これまでの取組

今後の取組

～令和5年8月

- 経済産業省が、関東や近畿等の大都市圏において地方自治体や流通事業者・小売事業者・関連団体等に対する説明を実施。

令和3年12月

- 経済産業省・復興庁において、シンポジウム@東京を開催。
 - 視聴者数：のべ738名
 - 被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）に向けて具体的にどういう取組ができるか、を主なテーマに議論
 - 福島県職員・JAの方にも御登壇いただき、産品のPRを実施
 - シンポジウム終了後は、登壇者・県関係者・来場者による交流会を実施し、県産品の消費拡大に向けたきっかけづくりを実施
- 農林水産省において、東北の水産物をTOKYO SAKE FESTIVAL 2021（秋葉原）にて、ブース出展。（6社）

令和4年3月

- 復興庁において、福島県内自治体等と連携し、大阪において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。

令和4年4月、5月

- 流通業・小売業等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を发出。（約1360団体）【再掲】

令和4年6月

- 経済産業省において、多摩センターや恵比寿で開催されているマルシェへの出展をサポート。福島産水産物の試食の提供や農水産物の販売等を実施。

- 全国の流通業・小売業等の事業者や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。
- 全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。
- 経済産業省において、被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）のための取組を順次実施。
- 農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組

令和4年9月

- 農林水産省において、東北の水産物をGOOD LIFE FAIR 2022（東京ビッグサイト）にて、ブース出展。

令和4年11月

- 復興庁において、福島県内自治体等と連携し、名古屋において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。

今後の取組

- 全国の流通業・小売業等の事業者や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。
- 全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。
- 経済産業省において、被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）のための取組を順次実施。
- 農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省において、シーフードショー大阪における三陸・常磐地方の事業者の出展をサポートするとともに、事業者の方々を招いたトークショーや、福島産のお魚を使ったお寿司の試食会等を実施。 <p><u>令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省において、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポートするとともに、三陸・常磐地方の水産物を使ったお寿司の試食会やシェフによるライブクッキングを実施。 <p><u>令和4年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省において、地元の各団体や事業者の皆様等の協力のもと、三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」を開始。第1弾として、よみうりランドでイベントを開催。①水産物を扱ったバーベキューや②レストランとコラボしたメニューの提供に加え、③漁業関係者の方々に協力いただきながら、水産物を販売するブースを出展。 <p><u>令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京ドームで開催される物産イベント「ふるさと祭り東京」で、三陸常磐の水産物を販売するブース出展を実施。 <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省において、シーフードショー大阪における三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。 <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京ドームで開催されるプロ野球オープン戦において、三陸常磐水産品の魅力を発信。	<ul style="list-style-type: none">地元のニーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、令和5年8月に東京で開催予定のジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、首都圏の小売業者と連携し、三陸常磐水産物を扱うキャンペーンを実施。 <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、豊洲において、三陸常磐水産物の魅力を発信するトークイベントや販売ブース出店、飲食店とのコラボキャンペーン等を実施。さらに、仲卸業者の方の御協力を得て作成したPR動画の発信、市場関係者を対象にした試食・交流会も実施。	<ul style="list-style-type: none">地元のニーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、令和5年8月に東京で開催予定のジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- 多様な媒体を活用し、ターゲットに応じた内容の工夫を行う等、正確で分かりやすい情報発信を積極的に展開。
- インフルエンサー等を通じて、消費者に届く情報発信、消費者が得たい情報にたどり着きやすくするための環境整備、消費者の安心につながる取組を拡充。
- 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果について、ホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続。
- 経済産業省・東京電力が開催する地域住民のための視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供。

これまでの取組

今後の取組

➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】

～令和5年8月

・ SNSやWEBサイトを用いた情報発信。

- 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施

(例)	経済産業省	「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載 <ul style="list-style-type: none">➤ 頻繁に問われる質問に対する回答集を公開➤ ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝える短編動画を掲載。ALPS処理水の動画は、プッシュ型広告により46万回再生➤ IAEAレビュー報告書の内容をまとめた記事や、報告書の日本語訳等を公開➤ 経済産業省によるさまざまな広報の取組を紹介するページを開設➤ ALPS処理水の処分に関する安全対策・風評対策の最近の動向をまとめた資料を毎月公表。公表時はメールマガジン等で広く配信➤ ALPS処理水の特設サイト「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」を立ち上げ（英語版サイトも公開）➤ ALPS処理水についてよく質問いただく事項をそれぞれシェアしやすい1枚の画像にまとめたコンテンツを作成し、特設サイトや経済産業省公式Twitterで発信（英語版も作成）➤ ALPS処理水の安全性や処分の必要性について1分程度でわかりやすく解説する動画を5つ作成し特設サイトやYouTubeで発信。5つの動画合計で400万回程度再生
-----	-------	--

・ SNSやWEBサイトを用いた情報発信。

- 経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を継続
- 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討
- 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信
- 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施
- 被災地の食品に関する安全性について、多言語（日本語、英語、中国語（簡・繁・広）及び韓国語）による河野太郎消費者及び食品安全担当大臣のメッセージを国内外の消費者に向けて、引き続き発信

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）

• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。（続き）

- 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施（続き）

復興 庁	<p>「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ FAQとして処理水に関するQ&Aを追加 ➤ 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載 ➤ 復興庁ホームページにALPS処理水の解説動画を掲載。プッシュ型広告により150万回再生 ➤ 全国の方を対象に福島第一原発のオンラインツアーを実施。計1,200人が視聴。アーカイブ動画は視聴回数約6,000回
農林 水産 省	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 三陸・常磐の水産物の魅力等を紹介するサイト「UO・ON」にて東北の水産物の魅力を情報発信 ➤ 東北エリアの水産加工情報を集約した「UMIUMA」での情報発信 ➤ 訪日外国人向けの情報サイト「MATCHA、JAPANKURU」で東北の水産物の情報発信

- Yahoo!ニュースに定期的にバナーを設置し、ALPS処理水の情報に触れる機会を拡大
- 国連機関（UNSCEAR）が発表した放射線による健康影響に関する情報を有識者が分かりやすく解説する動画を制作し、プッシュ型広告で配信
- 全国の方を対象に、福島第一原発のオンラインツアーと意見交換の機会を提供
- 令和5年1月、被災地の食品に関する安全性について、多言語（日本語、英語、中国語（簡・繁・広）及び韓国語）による河野太郎消費者及び食品安全担当大臣のメッセージを国内外の消費者に向けて発信（YouTubeによる発信、関係府省のWEBサイトへの掲載やイベントでの放映）。令和5年8月には、国内外の消費者に対し、①関係府省のSNSを活用した多言語による発信、②在外公館における発信、③イベントでの放映、等により本メッセージの発信を強化

• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。

- 経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を継続
- 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討
- 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信
- 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施
- 被災地の食品に関する安全性について、多言語（日本語、英語、中国語（簡・繁・広）及び韓国語）による河野太郎消費者及び食品安全担当大臣のメッセージを国内外の消費者に向けて、引き続き発信

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組

今後の取組

▶ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）

- ・パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。
 - ALPS処理水について解説したコンテンツを作成し、ホームページ等に公開するほか、説明先や地元イベント等において広く配布
 - 学生に対する情報発信を強化するため、より易しい言葉で廃炉やALPS処理水について解説した学生向け冊子を作成・配布
 - 廃炉やALPS処理水について解説したパンフレット及び学生向け冊子を、全国各地の図書館約200館に配布
 - 全国科学館連携協議会の全加盟館に対して、廃炉やALPS処理水について解説したパンフレットや学生向け冊子等を案内。希望があった科学館に紙媒体を送付し、館内での配布・設置を依頼
 - 関係省庁が例年作成しているパンフレット等に、ALPS処理水やトリチウムに関する記載を新たに追記及び最新情報に改訂

（例）

環境省	『放射線による健康影響等に関する 統一的な基礎資料』
消費者庁	『食品と放射能Q&A』

- 流通事業者・小売事業者の意見を踏まえ、水産物の安全・安心をお伝えすることを目的とした、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&Aを作成
- 輸出関係の事業者の意見を踏まえ、海外の事業者等への説明に使っていただくことなどを想定したALPS処理水についてのリーフレットを作成

- ・パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。
 - 引き続き関係者の御意見を伺いつつ、既存のコンテンツの改訂や、必要とされる情報を盛り込んだコンテンツの作成を行うとともに、それらが幅広い地域・世代の方の手にわたるよう、配布先の拡大や、発信方法の工夫を実施

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）	
<ul style="list-style-type: none">• 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。<ul style="list-style-type: none">- 各地方の主要地元紙等にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載（IAEAの包括報告書の内容をまとめた全面広告も地元紙において2回掲載）- 全国の人々が日常生活の中でALPS処理水の処分やその安全性に関する情報に触れることができるよう、全国地上波のテレビCM、Yahoo!JAPANのバナーやYouTubeのWEB広告、全国紙、各地方の主要地元紙等の新聞広告を活用して情報発信- ALPS処理水をテーマとしたラジオ番組やテレビ番組を全国に向けて放送- テレビ、FMラジオにおいて、岩手、宮城及び福島の水産物の生の声を通じて三陸常磐の海と水産物の魅力について伝える番組を放送- 三陸・常磐の魅力を伝えるサイト「UMIUMA」のテレビCMを放送- 福島県産の水産物等の魅力を伝える動画を作成し、動画サイト「TIMELINE」で配信、及び素材の特徴を紹介しつつ調理しやすさを意識した動画を作成し、「DELISH KITCHEN」で配信- 福島県産水産物の魅力を発信するミニドラマを制作・放映（放送期間：2022年11月～2023年3月）	<ul style="list-style-type: none">• 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。<ul style="list-style-type: none">- 引き続き、地元紙等にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載- 農林水産省は、全国に波及効果のあるメディア（テレビCM、雑誌、Web広告等）を活用し、被災地水産物の美味しさや魅力等のPRを強化- 地元を始めとした国民の関心事項を継続して確認しつつ、必要に応じて、メディアと連携したプッシュ型の情報発信を実施

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）

• 地元イベント等に参加しての情報発信。

- 地元で開催されるイベント・お祭りに説明ブースを出展し、訪れた一般の方々と双方向のコミュニケーションを実施

令和4年4月 富岡桜まつり@富岡町
令和4年6月 あぜりあ市@葛尾村
令和4年7月 全日本級別サーフィン選手権大会@南相馬市
令和4年8月 ならば百年祭@榑葉町
令和4年9月 標葉祭り@大熊町
ふたばワールド2022@双葉町
令和4年11月 復興なみえ十日市祭@浪江町
令和4年12月 ゼロカーボンフェスティバル@大熊町
令和5年1月 だるま市@双葉町
令和5年4月 富岡桜まつり@富岡町
令和5年6月 全日本級別サーフィン選手権大会@いわき市
令和5年8月 ならば百年祭@榑葉町
令和5年8月 岩沢サーフィンゲームス@榑葉町 等

• 地元イベント等に参加しての情報発信。

- 地元で開催されるイベント・お祭りへの説明ブース出展を継続
- 地元を始めとした住民の方々と直にコミュニケーションをとる機会を捉え、積極的に対話を実施

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）

- その他の情報発信。
 - 福島県内の市町村役場職員向けの説明会の開催
 - 廃炉国際フォーラム、共創ワークショップ「廃炉の対話」における説明の実施
 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を実施（71回）
 - 令和3年4月以降、消費者に対し「食品と放射能」についての情報発信を実施。（令和3年4月以降、約270回）関係府省で連携した取組としては、一般向け意見交換会（4回）、協力を得られた大学の学生との意見交換会（7回）及び親子向けイベント（4回）等（オンライン配信含む）を実施。また、被災地の食品の安全性と魅力等を発信するイベントを開催（2回）
 - 日本サーフィン連盟と連携し、全日本大会において、廃炉の説明やQ&A配布、ライブ配信での動画放映を実施。全国のサーファーにコンテンツを配布する等、マリンスポーツに関わる団体と連携した情報発信を実施
 - 福島県において「常磐もの」の魅力と安全性の発信や釣りによる誘客を目的としたイベントを令和4年8月及び令和5年3月に開催し、テレビ番組や専門誌等を通じて発信
 - インフルエンサーによる福島第一原発とその周辺地域への現地視察を実施
例：ダボス会議GSC、日米学生会議、ミス・ワールド・ジャパン等
 - インフルエンサーを起用した福島の食や旅の魅力伝える動画の配信
 - 住民の帰還等、復興の進捗やALPS処理水の処分を含む廃炉等をテーマとする一般参加型のオンラインイベントを開催
 - 福島県・宮城県において、漁業者団体と連携し、小中学生を対象に地元水産物の試食・調理等を体験するイベントを開催し、その安全性や魅力を発信
 - 「持続可能な復興広報を考える検討会議」において、風評の影響の払拭に向けて有識者から出された情報発信のアイデアやノウハウについて報告書を取りまとめ。完成した報告書は広報実務の手引きとして各省庁に配布するとともに、復興庁HPに掲載
- その他の情報発信。
 - 福島県及び近隣県の復興の現状、及び地域の食・観光の魅力等を多様なメディアを通じて発信
 - インフルエンサー・著名人による現地の視察、イベント参加を進め、その発信力を生かして多様な地域・世代に対する積極的な情報発信を実施
 - 様々な年代、属性の方が訪れる施設（役場、道の駅等）へのコンテンツ配布を実施
 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続
 - 関係府省庁で連携しつつ、全国各地で消費者に対する意見交換会を引き続き開催予定。消費者に対する情報発信については、意見交換におけるアンケート結果等を活用しつつ、在り方を検討
 - 被災地の食品の安全性と魅力等を発信するイベントを開催予定
 - 引き続き、日本サーフィン連盟等、マリンスポーツに関わる団体との連携を継続し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施
 - 釣り等を通じて福島県産水産物の魅力や安全性を体験するイベントを開催し、その情報を発信

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 食品中の放射性物質に関する基準値や検査結果についての情報発信【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表。<ul style="list-style-type: none">農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表農林水産省は、情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力の発信を行うための検討会を令和4年度に合計4回（8月、9月、1月及び3月）、令和5年度も第1回検討会を6月に開催。	<ul style="list-style-type: none">食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表を継続し、食品中の放射性物質に関する状況を消費者を始めとする幅広い方々に透明性高く発信。<ul style="list-style-type: none">農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表農林水産省は、引き続き、情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力を発信。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供【経済産業省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">福島第一原発の地域住民向け視察・座談会を実施。<ul style="list-style-type: none">参加者数：約470名（令和5年7月末時点）令和3年9月以前は浜通り13市町村を対象に開催令和3年10月以降は、対象を福島県全域に拡大令和4年度からは回数も拡大し、13市町村を対象に年12回、13市町村以外を対象に年5回の開催令和5年度からは更に回数を拡大し、13市町村を対象に年12回、13市町村以外を対象に年8回の開催を計画東京電力においても、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">現地視察の積極的な実施 視察者数：延べ約111,500名（令和5年7月末時点）一人でも多くの方に廃炉の状況を御理解いただくため、新たな視察メニューを展開（視察簡便化：令和2年11月～、スマートコース：令和3年10月～、オンライン視察メニュー化：令和3年10月～）令和4年9月～視察時の質疑応答時間を利用し車座対話を実施（延べ210名（令和5年7月末時点））企業研修の実施（延べ108件1,519名（令和5年7月末））廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディツアーを開催（延べ64社74名（令和5年7月末））	<ul style="list-style-type: none">取組状況も踏まえ、福島県内自治体と連携した視察の実施や、全国の事業者に対する視察機会の提供拡大等、視察の対象・回数の拡大を計画的に実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑤販売員等への説明の徹底【復興庁、経済産業省、観光庁】

- スーパー等の小売店の販売員や旅館従業員・旅行会社スタッフ等、消費者から直接質問を受ける可能性のある方々が、自ら安全性に確信を持って説明いただけるように、セミナーの開催や研修用コンテンツや説明資料の整備、質疑応答集の提供等を実施。
- 流通業・小売業における安全の確認や発信を行う上での支援を実施していくとともに、消費者団体等の消費者からの問合せを受け得る方々への説明も重ねる。

これまでの取組

令和3年6月以降

- 業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。
 - 発信先：日本経済団体連合会、全国旅行業協会、日本旅行業協会ほか

令和3年12月～

- 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界団体を対象としたメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。

令和4年4月、5月

- 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を发出。（約1360団体）

～令和5年8月

- 消費者団体に対する説明会、意見交換会を随時実施。

令和4年10月～

- 流通事業者・小売事業者や消費者団体等に対して福島第一原発等の視察機会を提供。
 - 例：全国消費者団体連合会、全国スーパーマーケット協会、日本ボランタリーチェーン協会等

令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月

- 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。

令和5年4月

- 経済産業省・復興庁において、食品関係の卸・小売等の事業者向けに、海洋放出を理由とした買いたたきを控えること等を求める通知を发出。あわせて、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&A等の説明資料を周知。（約230団体）【再掲】

今後の取組

- 業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を継続的に掲載。
- 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。
- 流通事業者・小売事業者や消費者団体等に対して福島第一原発等の視察機会を提供。【再掲】
- 小売事業者等に活用頂けるよう、ALPS処理水の海洋放出後も水産物の安全性が引き続き確保されることを解説する動画を作成。
- 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑤販売員等への説明の徹底【復興庁、経済産業省、観光庁】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p>令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">実際の取引におけるお困りごと（ALPS処理水の放出を理由とする取引停止や買い叩き等）について、事業者からの相談を受け付けるため、ALPS処理水放出に関する風評影響専用ダイヤルを開設し、個別の施策についての問い合わせ先等とあわせて、流通事業者・小売事業者を含む事業者に周知。同内容を経済産業省HPにも掲載。	<ul style="list-style-type: none">業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を継続的に掲載。全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。流通事業者・小売事業者や消費者団体等に対して福島第一原発等の視察機会を提供。【再掲】小売事業者等に活用頂けるよう、ALPS処理水の海洋放出後も水産物の安全性が引き続き確保されることを解説する動画を作成。旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

- 福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。
- 全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。
- 全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

これまでの取組

今後の取組

➤ 出前授業の継続・拡大【復興庁、経済産業省】

～令和5年8月

- 福島県内外で出前授業を76回実施。
 - 県内：新地高校、安達高校、ふたば未来学園、本宮高校、須賀川桐陽高校ほか(30回)
 - 県外：さいたま市立大宮北高校、日比谷高校ほか(46回)
 - 廃炉やALPS処理水について解説した学生向け冊子を作成し、出前授業で活用
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構が主催する廃炉について考えるワークショップ（共創ワークショップ）等において、学生を含めた地元の方々と意見交換。

令和4年2月

- 福島県内の高校生とともに、福島第一原発の「廃炉」に関する情報発信を考えるオンラインWSを開催。最終的な成果物として高校生自ら作成したリーフレットは、各地イベント等の場で広く配布。

- 福島県内はもちろん、県外も含めて広く学生に福島第一原発の廃炉やALPS処理水等について知ってもらえるよう、学生向け・教員向けの両面の取組を進めるとともに、継続性のある取組を検討。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 出前授業の継続・拡大【復興庁、経済産業省】（続き）</p> <p><u>令和4年9月～令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">復興庁において、復興の現状や廃炉、ALPS処理水の理解促進に向けて、全国8ブロックで各1高校を対象とした出前授業を実施するとともに、一部の学校の生徒・教師を原子力災害被災地に招へい。 <p><u>令和4年11月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省において、福島第一原発の廃炉やALPS処理水等について、全国の若い世代の理解を深めるべく、委託事業を開始。採録を全国紙等で掲載。<ul style="list-style-type: none">令和5年2月～3月にかけて、福島県内外における出前授業を集中的に実施令和5年3月には、福島県内外の高校生とともに、これからの廃炉とALPS処理水について関するWSを開催。廃炉やALPS処理水について学ぶとともに、参加者同士で意見やアイデアを交わしながら広告を作成 <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">復興庁において、復興の現状や廃炉、ALPS処理水に関する児童・生徒向け動画を制作・公開。	<ul style="list-style-type: none">福島県内はもちろん、県外も含めて広く学生に福島第一原発の廃炉やALPS処理水等について知ってもらえるよう、学生向け・教員向けの両面の取組を進めるとともに、継続性のある取組を検討。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 放射線副読本の活用促進【復興庁、文部科学省、経済産業省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、全国の学校に配布・周知するとともに、全国の教育委員会に対して活用促進を依頼。学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通して、放射線副読本の活用を促進。令和3年度には、放射線副読本と併せて、ALPS処理水について説明する関係省庁のチラシも配布。	<ul style="list-style-type: none">学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通じた放射線副読本の活用促進を継続。1人1台端末等を活用した放射線副読本の活用事例の全国展開に向けた取組を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 修学旅行等の福島県への誘致促進【文部科学省、経済産業省、観光庁】</p> <p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">• 現地の正確な情報に基づき福島県への修学旅行等が実施できるよう、教育関係者が集まる会議等において説明や情報提供を実施。 <p><u>令和3年10月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">• 福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計18回実施約200名参加） <p><u>令和3年4月～令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">• （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構と（公社）福島相双復興推進機構を通じ、全国から修学旅行等の誘致を決定。（32校） <p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">• （公社）福島相双復興推進機構を通じ、学生向け就業体験の誘致を実施。また、学生がまちづくりプランを競い合うコンテストの「福島復興ステージ」の設置・実施に協力。 <p><u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none">• 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。【再掲】	<ul style="list-style-type: none">• 引き続き、教育関係者が集まる会議等において福島県への修学旅行等の実施に係る説明や情報提供を実施。• 教育旅行関係者のツアーの実施等、修学旅行等の誘致促進に向けた支援を継続的に実施。• （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構と（公社）福島相双復興推進機構を通じた学生向けの体験ツアー等の実施を継続。• 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】• さらに、修学旅行等の誘致促進に向けて、要望等を踏まえ、必要な取組を検討・実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑦自治体による地域の取組や魅力の情報発信【復興庁】

- 風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

これまでの取組

～令和5年8月

- 地域情報発信交付金により、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。（これまでに1県45市町村163事業について交付を決定）

令和5年3月

- 地域発の魅力の発信を強化するため、福島県の4市町に広報アドバイザーを派遣し、効果的な情報発信を支援。

- 地域情報発信交付金を活用して、福島県の各自治体による情報発信を支援。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑧ 誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁、経済産業省】

- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」（多言語対応）を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供。
- 「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う。
- 新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底。

これまでの取組

今後の取組

令和3年4月

- 「ALPS処理水」の定義の明確化、使い分けの徹底。

～令和5年8月

- 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施。

(例) 経済産業省	<p>「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 頻繁に問われる質問に対する回答集を公開 ➤ ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝える短編動画を掲載 ➤ IAEAレビュー報告書の解説記事等を公開 <p>ALPS処理水の特設サイト「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」を立ち上げ（英語版サイトも公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ALPS処理水についてよく質問いただく事項をそれぞれシェアしやすい1枚の画像にまとめたコンテンツを作成し、特設サイトや経済産業省公式Twitterで発信（英語版も作成） ➤ ALPS処理水の安全性や処分の必要性について1分程度でわかりやすく解説する動画を5つ作成し特設サイトやYouTubeで発信。5つの動画合計で400万回程度再生
復興庁	<p>「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ FAQとして処理水に関するQ&Aを追加 ➤ 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載 <p>復興庁ホームページにALPS処理水の解説動画を掲載。プッシュ型広告により150万回再生</p>
外務省	外務省ホームページ上にALPS処理水特設ページを開設

令和3年4月、9月、令和5年3月

- メディア向け説明会の実施。
 - 大手、地元メディアのほか、ホビー誌やネットメディア等の様々な媒体を対象にした説明会を実施

- 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」及び「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を発信することにより対応。
 - 説明会やイベント等で頂く御意見やメディアでの報道状況等を踏まえて、頻繁に問われる質問に対する回答集の内容を更新
- メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続）
 - 現行の言語（英語・中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）に加え、更なる多言語化（仏語・西語・タイ語）を実施
 - 動画等コンテンツを充実

対策5：国際社会への戦略的な発信

①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況（トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等）について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

これまでの取組

今後の取組

～令和4年4月

- ・ 復興庁において国内外における風評に関する以下の調査・分析を実施。
 - 国内外における報道内容等の把握
 - 認識状況調査（インターネット調査）

令和3年11月～令和4年3月

- ・ 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査関連事業」を実施。
 - 風評に関する情報収集・分析、ヒアリング調査の実施
 - サンプル調査を実施、翌年度の詳細な調査計画の策定

令和4年8月～

- ・ 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を開始。処理水の放出前から風評影響の状況を継続的に把握。
 - 消費者を対象としたアンケート調査（令和4年11月）
 - 事業者を対象としたヒアリング調査（随時）、アンケート調査（令和4年11月～12月）
 - 製品の卸売価格等の調査（随時）
 - 製品の輸出額等の調査（随時）、輸出専門商社等を集めた連絡会の立ち上げ（令和4年12月）
 - 宿泊客数等の調査（随時）

令和5年8月

- ・ 実際の取引におけるお困りごと（ALPS処理水の放出を理由とする取引停止や買い叩き等）について、事業者からの相談を受け付けるため、ALPS処理水放出に関する風評影響専用ダイヤルを開設し、個別の施策についての問い合わせ先等とあわせて、流通事業者・小売事業者を含む事業者に周知。同内容を経済産業省HPにも掲載。【再掲】

- ・ 引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。

対策5：国際社会への戦略的な発信

②風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造（メカニズム）等进行分析。
- 有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

これまでの取組

今後の取組

➤ 風評の構造（メカニズム）等の分析【復興庁、経済産業省】

～令和4年4月

- 復興庁において国内外における風評に関する以下の調査・分析を実施。【再掲】
 - 国内外における報道内容等の把握
 - 認識状況調査（インターネット調査）

令和4年8月～

- 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を実施。ALPS処理水の安全性等に関する不安や懸念の解消のために必要な情報を把握。得られた知見を、情報発信等の取組に反映し、風評抑制のための効果的なアプローチを実施。

- 引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。【再掲】

対策5：国際社会への戦略的な発信

②風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="59 379 720 425">➤ 有識者の参加【経済産業省】</p> <p data-bbox="59 449 365 495">～令和5年8月</p> <ul data-bbox="59 506 1760 610" style="list-style-type: none">放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。	<ul data-bbox="1787 506 2628 727" style="list-style-type: none">放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

- 外務省（在外公館等含む。）及び経済産業省から国際機関・各国政府等・海外の報道機関への説明を強化・継続。
- 在京大使館等への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会を積極的に提供。
- 各国・地域の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施。当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信も進める。
- 日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成、多言語化して広く提供。

これまでの取組

今後の取組

➤ 在外公館等からの説明の強化・継続【外務省、経済産業省】

～令和5年8月

- 各国政府等に対して、基本方針に関する説明を実施。
- IAEA総会等の国際会議において、我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。
- 在外公館、JETRO、現地商工団体等が連携して、ALPS処理水の安全性について現地の日本産食品取扱い企業や現地政府への説明を実施。
例：香港における「ALPS関係者会議」
- 海外の報道機関による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。
- 事実と異なる報道があった際には、外国メディアへの説明、反論記事の掲載等、現地の状況を踏まえた適切な報道対応を実施。
- 外国報道関係者を福島第一原発等に招聘。

- 各国政府等に対し、取組の進捗があるたびに即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。
- 在外公館が民間団体等と連携して、現地企業や現地政府への説明を実施。
- 海外の報道機関による取材に対して透明性高く丁寧な情報提供。
- 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。
- SNS、在外公館等のHP等による、日本語、現地語を通じた適切な情報発信の強化。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">在京大使館等に対する説明会を実施。(15回) <p>令和3年</p> <ul style="list-style-type: none">- 4月：基本方針公表(49か国・地域)- 8月：東京電力による検討状況(69か国・地域)- 9月：IAEAの幹部来日(45か国・地域)- 11月：東京電力による環境への放射線影響評価(38か国・地域)- 12月：東京電力による実施計画変更認可申請(38か国・地域) <p>令和4年</p> <ul style="list-style-type: none">- 2月：IAEA処理水安全性レビュー(34か国・地域)- 3月：IAEA規制レビュー(35か国・地域)- 5月：東京電力による実施計画変更認可申請の補正申請(人及び環境への放射線影響評価改訂)及びIAEA処理水安全性レビュー報告書(30か国・地域)- 5月：原子力規制委員会の実実施計画変更認可申請の審査書案(30か国・地域)- 6月：IAEA規制レビュー報告書(31か国・地域)- 7月：原子力規制委員会による実施計画変更の認可(33か国・地域)- 11月：東京電力による実施計画変更認可申請(放射線環境影響評価改訂含む)及び第2回IAEA処理水安全性レビュー(24か国・地域) <p>令和5年</p> <ul style="list-style-type: none">- 1月：ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議及びIAEA第2回処理水規制レビュー(23か国・地域)- 5月：IAEA処理水第2回安全性レビュー報告書、第2回規制レビュー報告書及び原子力規制委員会によるALPS処理水の海洋放出時の運用等に係る実施計画変更の認可(22か国・地域)- 7月：IAEAグロッシェ事務局長の訪日概要及び包括報告書の説明(46か国・地域)	<ul style="list-style-type: none">在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">韓国本国向け説明会を実施。（9回）太平洋島嶼国・地域に対し、ハイレベルの会談の機会を通じ、説明を行うとともに、太平洋諸島フォーラム（PIF）事務局や専門家向けにも累次説明会を実施。（全PIF加盟国・地域（16か国・2地域）との政治的対話、PIF事務局向け6回、専門家向け6回）二国・地域間での対話を実施 （例）令和5年 2月：岸田総理とミクロネシア連邦大統領との会談 2月：岸田総理と太平洋諸島フォーラム（PIF）代表団との会談 3月：林外務大臣のソロモン諸島及びクック諸島訪問 4月：武井外務副大臣のバヌアツ共和国及びフィジー共和国訪問 5月：武井外務副大臣のツバル訪問 5月：岸田総理と尹韓国大統領との会談 5月：高田太平洋・島サミット（PALM）担当大使のミクロネシア訪問 5月：岸田総理とクック諸島首相との会談 6月：岸田総理とウィップス・パラオ大統領との会談 6月：太田経済産業副大臣とアルジャーノン・ヤウ香港特別行政区商務経済発展長官との会談 6月：武井外務副大臣とアルジャーノン・ヤウ香港特別行政区商務経済発展長官との会談 7月：岸田総理と尹韓国大統領との会談 7月：林外務大臣と朴韓国外交部長官との会談 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">台湾の視察団が来日し、福島第一原発を視察。 <p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">フォローアップとして台湾から質問状が提出され、オンラインにて日本側から回答。 <p><u>令和4年5月～7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">中国及びロシアより、共同質問状が提出され、本質問状に対して回答を実施。質問状、回答書についてはIAEAウェブサイトにおいて公表。	<ul style="list-style-type: none">在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">台湾の視察団が来日し、福島第一原発や分析施設・研究所を視察。フォローアップとして台湾から質問状が提出され、書面にて日本側から回答。 <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">PIFの視察団が来日し、福島第一原発を視察。 <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ドイツ連邦シュテフィ・レムケ環境・自然保護・原子力安全・消費者保護大臣が来日し、福島第一原発を視察。イギリスのハリソン自然環境及び土地活用担当大臣が来日し、福島第一原発を視察。 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">フランス原子力安全情報・透明性高等委員会（HCTISN）が来日し、福島第一原発を視察。EU欧州委員会エネルギー総局一行が来日し、福島第一原発を視察。韓国の視察団が来日し、福島第一原発を視察。中南米在京駐日大使一行が、福島第一原発を視察。中国及びロシアより提出された共同質問状に対し回答。IAEAウェブサイトにおいても公表。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ウィップス・パラオ大統領が来日し、福島第一原発を視察。台湾の視察団が来日し、福島第一原発を視察。アレクサンダー・C・ビング駐日マーシャル諸島大使が福島第一原発を視察。 <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">フォローアップとして台湾から質問状が提出され、オンラインにて日本側から回答。日本政府が作成した東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水に係る太平洋諸島フォーラム（PIF）との対話に関する報告書を公表。 <p><u>令和5年7月、8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">中国及びロシアより提出された更なる共同質問状に対し回答。IAEAウェブサイトにおいても公表。	<ul style="list-style-type: none">在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組

今後の取組

▶ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

令和3年4月～

- 経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。
（※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語

令和3年7月～

- 外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、ALPS処理水に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））を掲載。

令和4年2月～

- IAEAがALPS処理水に関する特別ページを作成し、ALPS処理水の安全性等に関するQ&Aを掲載する等、正確な情報発信を実施。
- 上記ページを日本語に翻訳したページも開設。

令和4年8月

- 日本在住の外国人を対象に福島のリバート、廃炉等をテーマとした現地視察及び座談会を実施。

令和5年1月

- タイにおいて、復興の現状、廃炉・ALPS処理水、福島県の農水産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。

令和5年8月

- 水産物の安全性について伝えることを目的とした、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&Aについて、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語版を公表。

- 二国間会談・対話、国際会議等の場を活用して、ALPS処理水を始め福島第一原発の廃炉・福島の復興について積極的に発信を実施。
- 各事業者等の受け止めを踏まえつつ、現地事業者に向けて、理解醸成に資するQ&A等の情報提供を行う等、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。
- 海外において、復興の現状、廃炉・ALPS処理水、福島県の農水産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組

今後の取組

➤ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】（続き）

令和3年3月～

- 原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。

令和3年6月～

- 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトに、経済産業省のALPS処理水ポータルサイトへのリンクを掲載し、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を実施。

令和4年1月

- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。
 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼

令和4年12月

- 欧州のニュースサイトにおいて、復興やALPS処理水の処分を含む廃炉等をテーマとして外国人、日本人のパネリストが議論する一般参加型のオンラインイベントを開催。

令和4年12月～

- ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。

- 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにて、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を継続的に実施。
- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。
- 引き続き、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

- 関係国首脳が集まる会合において、政府ハイレベルから丁寧な説明を実施。
- IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催。
- JETRO等が出展する海外見本市においても、日本製品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。
- 2025大阪・関西万博の機会を活用して、被災地の復興状況のPRを行う。

これまでの取組

今後の取組

➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】

令和3年7月

- 第9回太平洋・島サミット（PALM9）において、菅総理（当時）から出席国・地域の首脳等に対して丁寧な説明を実施。

令和3年9月

- IAEA総会において事故後10年をテーマとしたサイドイベントを開催。

令和3年11月

- IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ）【再掲】

令和4年9月

- IAEA総会において福島第一原発廃炉の進捗及びALPS処理水をテーマとしたサイドイベントを開催。また、IAEA事務局はALPS処理水の安全性レビューの取組に関するサイドイベントを開催。【再掲】

令和4年11月

- COP27の特設サイトにおいて、廃炉の現状やALPS処理水についての動画（日本語・英語）を掲載。

令和4年12月

- 福島県において開催された、日・ASEAN諸国の関係者による国際会議の機会を活用して、復興の現状や福島県産の農水産品等の魅力を発信するイベントを開催。

- 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）

令和5年4月～

- G7 関係閣僚会合において、レセプションでの被災地産品の提供や、被災地の魅力発信のためのブース展示、パンフレットの配布等を実施。
 - G7気候・エネルギー・環境大臣会合
 - G7外務大臣会合
 - G7農業大臣会合
 - G7労働雇用大臣会合
 - G7デジタル・技術大臣会合
 - G7科学技術大臣会合
 - G7保健大臣会合
 - G7首脳会議
 - G7交通大臣会合
 - G7都市大臣会合

- 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。

令和5年4月

- 札幌で行われたG7気候・エネルギー・環境大臣会合の閣僚声明において、G7は福島第一原発の廃炉の進展と科学的根拠に基づくIAEAとの我が国の取組を歓迎するとともに、IAEAによる独立したレビューを支持する旨言及。

令和5年5月

- IAEA原子力発電所の廃炉に関する国際会議において、福島復興と福島第一原発の廃炉に関するサイドイベントを開催し、経済産業省から福島第一原発の廃炉とALPS処理水の海洋放出の安全性について説明。【再掲】
- G7広島サミットの首脳声明において、①G7は福島第一原発の廃炉の進展と科学的根拠に基づくIAEAとの我が国の取組を歓迎するとともに、②IAEAによる独立したレビューを支持する旨言及。

令和5年7月

- インドで行われたG20エネルギー移行大臣会合において、西村経済産業大臣から、IAEA包括報告書の内容及びALPS処理水の対応が科学的根拠と国際基準に基づき進められていることを国際社会に説明してきた旨を発信。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤ 国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）

令和5年7月

- ウィーンで行われたNPT運用検討会議第1回準備委員会において、武井外務副大臣から、7月に公表されたIAEAによる包括報告書の内容に言及しつつ、日本は科学的根拠に基づき、高い透明性をもって、国際社会に対して丁寧に説明してきており、こうした努力をこれからも続けていく旨表明。

- 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外見本市におけるPR【外務省、農林水産省、経済産業省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">• JETROは、台北（FOOD TAIPEI 2022）やパリ（SIAL Paris 2022）等で開催された海外見本市において日本の農水産品を出展する等、令和3年から36回の食品関連海外見本市を通じて日本企業1,025社の出展を支援。（令和5年6月末時点）	<ul style="list-style-type: none">• JETROは、欧米やアジア等の世界で開催される農林水産物・食品関連の主要な海外見本市に出展する日本企業を支援。• JETRO等が行う海外見本市において、日本産品の魅力等について、政府又は地方自治体がトップセールスを含めたPRを継続。
<p>➤ 2025大阪・関西万博における情報発信【復興庁、経済産業省】</p> <p>令和5年4月～</p> <ul style="list-style-type: none">• 2025大阪・関西万博において、被災3県における「食」、「防災・減災技術」の展示とあわせて、福島浜通りにおける創造的復興に関する「イノベーション」、「まちづくり」、「人」を柱とした展示・ツアーを行うための準備を実施。	<ul style="list-style-type: none">• 「東日本大震災からの復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する」との大阪・関西万博の基本方針等に即し、同万博において被災地の復興状況、食文化や最新技術等の展示、被災地へのツアー、被災地での関連企画を行うことで、国内外に被災地の復興状況のPRを実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

- 海外の報道機関に対しては、記者会見の機会の提供、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信。
- 海外の科学者・有識者に対しても、事実関係・科学的根拠に基づく情報を継続的に提供。
- 復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供を行う。
- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

これまでの取組

今後の取組

➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】

～令和5年8月

- 在京の海外報道機関に対する説明会を実施。（13回）

令和3年

4月：14か国・地域/27社
 8月：6か国・地域/9社
 11月：6か国・地域/12社
 12月：2か国・地域/2社

令和4年

2月：6か国・地域/11社
 3月：6か国・地域/9社
 5月①：6か国・地域/12社
 5月②：7か国・地域/13社
 6月：4か国・地域/6社
 7月：5か国・地域/6社
 11月：3か国・地域/3社

令和5年

1月：7か国・地域/9社
 5月：7か国・地域/10社
 6月：2か国・地域/2社

令和3年7月

- オリンピック・パラリンピックのために来日したメディアに向けてALPS処理水の現状について説明を実施。

- 海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。
- 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。
- 東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施及び取材対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>令和3年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">香港メディアに対し、ALPS処理水に関するオンライン・ブリーフィングを実施。 <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">オランダ記者向けウェビナー（海外記者招へい事業）を実施し、東電関係者、放射能学研究者等から、ALPS処理水等に関して説明。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">デンマーク公共放送やテレビ朝鮮（韓国の放送局）の取材へ対応し、ALPS処理水に関する正確な情報を提供するとともに、説明を実施。 <p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ユーロニュースの取材に対応し、ALPS処理水等に関して説明。韓国記者向けオンライン説明会を実施し、ALPS処理水等に関して説明。 <p><u>令和4年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。香港現地メディア「香港01」によるALPS処理水に関するインタビュー記事の掲載。 <p><u>令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none">海外紙において、ALPS処理水の処分を含む廃炉、福島食・観光の魅力等についての記事広告を掲載。 <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。	<ul style="list-style-type: none">海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施及び取材対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東南アジア各国、香港、大洋州諸国及び中南米諸国の記者に対し、ALPS処理水等に関して、オンライン・ブリーフィングを実施。 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">G7広島サミットのために来日したメディアに向けて、ALPS処理水に関するブリーフィングを実施。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">中国駐在の外国メディア記者に対し、ALPS処理水に関するブリーフィングを実施。 <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">香港メディアを中心に、IAEA包括報告書についてのブリーフィングを実施。在韓メディア記者に対し、ALPS処理水に関するブリーフィングを実施。東京電力による在京外国メディア向け福島第一原発視察及びブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施。	<ul style="list-style-type: none">海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施及び取材対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外の科学者・有識者に対する情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】</p> <p><u>令和3年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">内閣府国際広報誌「キズナ」において福島の水産物プロモーションに係る記事を掲載。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省は、国際原子力青年会議（IYNC）2022に参加し、ALPS処理水の安全性等に関して説明。ALPS処理水のセッションには、若手の原子力関係者を中心に約40か国から260名ほど（オンライン参加も含む）が参加。インフルエンサー、メディアを含む韓国人を招へいし、福島県内の復興の進捗や食・観光の魅力を体感できる各地を訪問するモニターツアーを実施。 <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">香港における有識者向けALPS処理水セミナーの開催。 <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島の水産物、ALPS処理水の安全性等について、科学雑誌に寄稿。 <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水海洋放出の安全性に関する英文記事をロイターを通じて配信。	<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、インフルエンサー招致等の今後の取組方針の検討、情報提供の推進。海外の科学者・有識者による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。それぞれの国・地域において情報が広く伝わるよう、発信力のある海外の科学者・有識者に加え、インフルエンサーへの情報提供を継続。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組

➤ それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供【復興庁、経済産業省】

～令和5年8月

- ポータルサイト「Fukushima Updates」へのALPS処理水関連情報の追加。
 - FAQにALPS処理水に関するQ&Aを追加
 - 外務省と連携し同省作成動画を掲載
- 海外への戦略的な情報発信に向けて検討を実施するとともに、以下の情報発信を実施。
 - 海外紙（英FT紙、米WSJ紙、香港SCMP紙等）による記事広告
 - YouTube動画の配信
 - 在日インフルエンサーによる発信
 - Euronewsによる福島のリバイバルやALPS処理水に関するオンラインイベント

令和4年1月

- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。【再掲】
 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼

今後の取組

- ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続）【再掲】
 - 現行の言語（英語・中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）に加え、更なる多言語化（仏語・西語・タイ語）を実施
 - 動画等コンテンツを充実
- それぞれの国・地域の関心を在外公館等と連携して把握するとともに、ポータルサイト「Fukushima Updates」をハブとしながら、それに応じた情報発信を検討・実施。
- 各国・地域の実情に応じて戦略的な情報発信を実施。
 - 海外紙による記事広告
 - 外国語のWEB広告
 - 海外におけるイベント開催
 - YouTube動画の配信 等
- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。【再掲】

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 誤解が生じないための対策【外務省、経済産業省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">汚染水とALPS処理水の違いについて国際会議の場等を通して継続的に情報発信。 <p>令和3年3月～</p> <ul style="list-style-type: none">原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】 <p>令和3年4月～</p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。【再掲】 （※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語 <p>令和3年7月～</p> <ul style="list-style-type: none">外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、ALPS処理水や日本産食品の輸入規制緩和・撤廃に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））を掲載。【再掲】 <p>令和4年10月</p> <ul style="list-style-type: none">海外向け政府広報誌「Highlighting JAPAN」においてALPS処理水の海洋放出の安全性について情報発信。 <p>令和4年12月～</p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】 <p>令和5年3月</p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水海洋放出の安全性に関する英文記事をロイターを通じて配信。【再掲】 <p>令和5年5月</p> <ul style="list-style-type: none">外務省ホームページにALPS処理水のポータルサイトを開設。新規のものを含め政策広報動画等の広報コンテンツを掲載。政策広報動画等は、SNSを通じて多言語でも積極的に情報発信。	<ul style="list-style-type: none">汚染水とALPS処理水の違いや、海洋放出の安全性について国際会議の場等を通して継続的に情報発信。作成したコンテンツを引き続き多言語化するとともに、SNSやホームページ等を通じて、事実と異なる主張・情報発信に対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑦輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】

- 東電福島第一原発事故後に導入された各国の農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明を実施していくとともに、ALPS処理水の海洋放出に係る基本方針の公表に伴い、新たな輸入規制措置が執られないよう取り組む。
- 政府一体となって、対応を加速化。

これまでの取組

～令和5年8月

- WTO・SPS委員会の定期会合にて原発事故後の日本産食品に関する情報の共有を行い、輸入規制を維持している国に都度撤廃を呼びかけ。
- 二国間での協議や対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。

令和3年5月

- シンガポールによる輸入規制撤廃。

令和3年9月

- 米国による輸入規制撤廃。

令和3年10月

- EUによる輸入規制緩和。
 - 放射性物質検査証明の対象品目を限定。栽培きのご類等の輸出に必要とされた放射性物質検査証明書や産地証明書の発行を不要化

令和4年2月

- 台湾による輸入規制緩和。
 - 輸入が禁止されてきた5県（福島、栃木、群馬、茨城、千葉）産農林水産物・食品は、出荷制限品目、野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラを除き全て輸入を解禁

令和4年3月

- 福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。
- 外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、日本の食品安全性確保に向けた取組を紹介する動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））を掲載。

今後の取組

- 二国間での対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。
- 二国間での対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑦輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">英国による輸入規制撤廃。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">インドネシアによる輸入規制撤廃。 <p><u>令和4年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】 <p><u>令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">EU、ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインによる輸入規制撤廃。	<ul style="list-style-type: none">二国間での対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。二国間での対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。

※対策6①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握は、対策5①の再掲。

対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

②風評影響の把握【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 福島県や近隣県の産業において、懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握。
- 各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続。

これまでの取組

➤ 事業者ヒアリング等を通じた風評影響の把握【復興庁、農林水産省、経済産業省】

令和3年7月～

- 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の実施。（令和3年度実績28件、令和4年度実績29件）
 - 買い叩きが行われていないか等の実態把握

令和4年1月～

- 経済産業省による事業者ヒアリングの実施。【再掲】
 - 適切な取引が実施されているか等の実態把握

令和4年12月、令和5年3月、令和5年6月

- 経済産業省において輸出専門商社等を集めた連絡会を開催。
 - 取引の実態や必要な対策等についての意見交換
 - 令和4年12月に開催された連絡会で頂いた御要望を踏まえ、海外の事業者等への説明に使っていただくことなどを想定したALPS処理水についてのリーフレットを作成

令和5年8月

- 実際の取引におけるお困りごと（ALPS処理水の放出を理由とする取引停止や買い叩き等）について、事業者からの相談を受け付けるため、ALPS処理水放出に関する風評影響専用ダイヤルを開設し、個別の施策についての問い合わせ先等とあわせて、流通事業者・小売事業者を含む事業者へ周知。同内容を経済産業省HPにも掲載。【再掲】

今後の取組

- 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の継続。
- 経済産業省による事業者ヒアリングの実施・継続。
 - 適切な取引が実施されているか等の実態把握
- 輸出専門商社等を集めた連絡会を定期的開催。

対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

②風評影響の把握【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ サプライチェーンにおける実態調査・分析【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】</p> <p><u>令和3年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県産農産物等流通実態調査により生産から流通・販売に至るまでの実態を調査・分析。 <p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）」実施。（同年3月結果公表） <p><u>令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第16回）」実施。（同年3月結果公表）	<ul style="list-style-type: none">福島県産農産物等流通実態調査による生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を継続。令和6年2月頃に「風評に関する消費者意識の実態調査（第17回）」を実施。（同年3月頃結果公表予定）消費者の認識を適切に捉え、正確で分かりやすい情報提供に活用することを検討。サプライチェーン各段階における認識を、生産・流通・販売の各事業者の側面から捉え、そのギャップを埋めるための対応を実施。

※対策6 ③風評の構造（メカニズム）の把握は、対策5 ②の再掲。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <生産対策> 【農林水産省】

(ア) 「がんばる漁業・養殖復興支援事業」の拡充 (イ) 被災地における種苗放流の支援強化 (ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充	(エ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充 (オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化 (カ) 災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化
---	--

これまでの取組	今後の取組
(ア) 「がんばる漁業・養殖復興支援事業」の拡充 【農林水産省】	
<p><u>令和3年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画認定期間を令和7年度まで延長。 <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県の相馬地区で策定した計画に基づく沖合底びき網漁船による生産量の回復を図る取組への支援を実施。 長期的な不漁への対策として、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県から千葉県まで拡大するほか、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等運用改善を実施。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県の相馬双葉地区沿岸小型船による生産量の回復を図る計画を認定。 (令和5年1月より同計画に基づく操業を開始) <p><u>令和5年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣県（青森、岩手、宮城、茨城、千葉）で収益性10%以上向上に取り組む漁業者等を支援対象として追加するとともに、新たに事業規模拡大等を図る養殖業者を支援対象として明確化。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県のいわき地区、宮城県の沖合底びき網漁船等による生産量の回復を図る計画を認定。（令和5年9月より同計画に基づく操業を開始予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業を通じて、各地域における漁獲量の回復や単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を推進。 事業が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。 <p>※事業者支援については、対策が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。頂いた御意見を踏まえて必要な対応を検討。（以下同）</p>

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援〈生産対策〉【農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="56 364 1212 419">(イ) 被災地における種苗放流の支援強化【農林水産省】</p> <p data-bbox="56 429 365 479"><u>令和3年4月～</u></p> <ul data-bbox="56 489 1757 651" style="list-style-type: none">種苗生産体制が整うまでの間、岩手県、宮城県及び福島県において、サケやアワビ等の放流種苗確保の取組への支援を実施。令和4年4月から支援対象地域に茨城県を追加。 <p data-bbox="118 717 647 768">(令和3年4月～令和4年3月)</p> <ul data-bbox="118 772 491 812" style="list-style-type: none">支援実績71箇所 <p data-bbox="118 818 642 868">(令和4年4月～令和5年3月)</p> <ul data-bbox="118 872 521 913" style="list-style-type: none">支援実績113箇所	<ul data-bbox="1784 489 2623 651" style="list-style-type: none">引き続き、岩手県から茨城県までにおいて、放流種苗確保の取組を継続して支援。
<p data-bbox="56 1130 1193 1185">(ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充【農林水産省】</p> <p data-bbox="56 1211 365 1262"><u>令和3年4月～</u></p> <ul data-bbox="56 1272 1757 1433" style="list-style-type: none">福島県の漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援について、省工ネ機器設備に対する補助を実施。令和4年4月より、生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。 <p data-bbox="118 1443 647 1493">(令和3年4月～令和5年6月)</p> <ul data-bbox="118 1497 532 1538" style="list-style-type: none">機器導入支援24台	<ul data-bbox="1784 1241 2623 1403" style="list-style-type: none">実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、復興に向けた高収益・環境対応型漁業を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援〈生産対策〉【農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>(工) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充【農林水産省】</p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県における荷さばき施設等の共同利用施設の整備（6施設）を実施。	<ul style="list-style-type: none">実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、福島県における共同利用施設の整備を推進。
<p>(オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化【農林水産省】</p> <p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">乗組員確保のための水産高校生を対象とした漁業ガイダンスや、福島県において、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援等を実施。 <p><u>令和5年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県に加え対象地域に青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県を追加して支援を実施。	<ul style="list-style-type: none">実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、福島県及び近隣県における漁家子弟を含む新規就業者の確保・育成を推進。
<p>(カ) 災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化【農林水産省】</p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">岩手県、宮城県、福島県、茨城県の被災漁業者等のうち原子力災害による影響を依然として受けている者を対象として、災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金等の貸付金利の実質無利子化等を実施。	<ul style="list-style-type: none">実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、実質無利子化等により災害復旧・復興の取組を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

- (ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援
- (イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援
- (ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援
- (エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組
- (オ) 取引が継続できる環境の整備に向けた流通業界との議論

これまでの取組

今後の取組

(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援 【農林水産省、経済産業省】

令和3年4月～

- 地元の水産加工業者が行う機器整備等を支援。

(令和3年4月～令和4年3月)	(令和4年4月～令和5年3月)
- 個別指導実績104件	- 個別指導実績215件
- 消費地商談会等7回	- 消費地商談会等11回
- 機器整備等支援31件採択	- 機器整備等支援39件採択

令和4年9月

- 東北復興加工品展示商談会を仙台において開催。

令和4年11月

- 香港、台湾、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、UAEの海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（いわき）を実施。

令和4年7月～

- 東北経済産業局等が中心となり、被災地域の水産加工業者等への情報提供・支援を通じて、当該地域の水産業の振興を目指す以下のような取組を実施。
 - 水産品の魅力発信のためのイベント（お祭り・料理教室）
 - 水産イノベーションサミット
 - 専門家派遣
 - 水産Open-Factoryの実施
 - 未利用魚を活用した商品開発・PR
 - 水産加工品の海外向けPR・現地商談会（シンガポール・台湾・タイ）
 - 輸出応援キャラバン in 三陸

- 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援。
- 令和5年9月に、東北復興加工品展示商談会を郡山において開催。
- 海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（仙台）を実施。
- 輸出に挑戦する水産加工業者等を後押しするため、輸出支援関係機関との連携により、海外展開に向けた支援策等の説明会を開催。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜加工・流通対策＞【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援【農林水産省】

令和3年4月～

- 福島県産水産物の高付加価値化等を支援。
(令和3年4月～令和4年3月)
 - 福島鮮魚便常設棚14店舗
 - 共同出荷支援1件採択
 - 水産エコラベル認証取得支援5件(生産2件、CoC3件)取得
 - 商品開発5品

(令和4年4月～令和5年3月)

- 福島鮮魚便常設棚15店舗
- 商品開発に向けた課題提案会を実施
- 水産エコラベル認証取得支援27件(生産5件、流通加工22件)

令和4年9月

- 福島県において、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組における委員会を開催し、店舗で実証。

- 引き続き福島県において、福島県産水産物の第三者認証取得、高付加価値化、量販店での販売の取組や、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を支援。
- 福島県において、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組を引き続き実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援 【農林水産省】	
<p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県内の水産消費地市場において、福島県産水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者に対して支援を実施。	<ul style="list-style-type: none">引き続き福島県産水産物の取扱拡大の取組を通じて風評の影響を受けにくい流通構造への転換の促進を支援。
(工) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組 【経済産業省】	
<p><u>令和3年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">(公社) 福島相双復興推進機構に水産販路等支援プロジェクトチームを発足。 <p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島浜通り地域等15市町村の水産仲買・加工業者97者を訪問。57者に販路開拓、人材確保等の支援を開始。(令和5年7月末時点) <p><主な実績></p> <ul style="list-style-type: none">14事業者が延べ74者と新たな販路開拓を実現12事業者が合計58名の人材確保を実現	<ul style="list-style-type: none">個別訪問先を拡大しつつ、販路開拓、人材確保等の支援を継続的に実施。水産物のサプライチェーンを有機的につなぐことが重要であるという御指摘を基に、現場のニーズや課題を丁寧に聞き取りながら、必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

(オ) 取引が継続できる環境の整備に向けた流通業界との議論 【経済産業省】

令和4年12月

- 経済産業省と小売関係の業界団体（※）を構成員とする「ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会（以下、連絡会）」を立ち上げ。放出開始後も、開始前と変わらずに取引を継続できる環境を整備するため、必要な対策等について意見交換。【再掲】

（※）全国スーパーマーケット協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本ボランタリーチェーン協会、オール日本スーパーマーケット協会

令和5年4月

- 連絡会において、小売業界から「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたいと考えています」という考え方をお示しいただくとともに、第三者による安全性の厳格な確認や放出開始前後にわたるモニタリング結果の公表はじめ、政府の対策について要望いただいた。【再掲】

- 令和5年8月に、連絡会を改めて開催し、対策の進捗の説明や意見交換を実施。【再掲】
- 放出開始後も、開始前と変わらずに取引を継続いただけるよう、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- (ア) 外食店等での販売促進支援
- (イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援
- (ウ) 消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進
- (エ) 官民連携の消費拡大に向けた枠組み作り

これまでの取組	今後の取組
(ア) 外食店等での販売促進支援【農林水産省】	
<p><u>令和4年4月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」第一弾を11月1日から30日まで開催。 ・ 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」第二弾を令和5年1月16日から2月15日まで開催予定。 ・ 福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組や、外食店等での販売促進の取組を引き続き実施。
(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援【農林水産省】	
<p><u>令和4年4月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県や被災地県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を9月1日から12月27日まで実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県や近隣県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を引き続き実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

(ウ)消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進【経済産業省】

令和4年10月

- 経済産業省において、地元の各団体や事業者の皆様等の協力のもと、三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」を開始。【再掲】
- 第1弾として、よみうりランドにおいてイベントを開催。①水産物を扱ったバーベキューや②レストランとコラボしたメニューの提供に加え、③漁業関係者の方々に協力いただきながら、水産物を販売するブースを出展。【再掲】

令和5年1月

- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」第2弾として、東京ドームで開催される物産イベント「ふるさと祭り東京」で、三陸常磐の水産物を販売するブース出展を実施。【再掲】

令和5年3月

- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京ドームで開催されるプロ野球オープン戦において、三陸常磐水産品の魅力を発信。【再掲】

令和5年6月

- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、首都圏の小売業者と連携し、三陸常磐水産品を扱うキャンペーンを実施。【再掲】

令和5年7月

- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、豊洲において、三陸常磐水産品の魅力を発信するトークイベントや販売ブース出店、飲食店とのコラボキャンペーン等を実施。さらに、仲卸業者の方の御協力を得て作成したPR動画の発信、市場関係者を対象にした試食・交流会も実施。【再掲】

- 地元の二ーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。【再掲】
- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、令和5年8月に東京で開催予定のジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。【再掲】
- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、地元リテラーと連携した販促イベントを実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
(工)官民連携の消費拡大に向けた枠組み作り【復興庁、農林水産省、経済産業省】	
<p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ。産業界、全国の自治体、政府関係機関等に対し、ネットワークへの参加及び「三陸・常磐もの」の消費拡大を呼びかけ。 <p><u>令和5年2月、3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「三陸・常磐ウィークス（第1弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。 <p><u>令和5年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">「三陸・常磐ウィークス（第2弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。（9月までを予定）政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。	<ul style="list-style-type: none">ネットワーク参加企業等に対し、弁当やキッチンカー、社食等を通じた「三陸・常磐もの」の消費を促す。ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一風評が発生した場合には、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の購入を支援。（買い支え）

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(ア) 農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信 (イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援 (ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援	(エ) 福島県農林産物の国内販路開拓に向けた取組 (オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業 (カ) 被災地産品の積極的利用の促進 (キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援
--	---

これまでの取組	今後の取組
(ア) 検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信【厚生労働省、農林水産省】	
<p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 <ul style="list-style-type: none"> 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 <ul style="list-style-type: none"> 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】
(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援【農林水産省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県において、第三者認証GAP等取得支援を実施。（令和5年3月末までに487件） 福島県において、有機JAS認証取得支援を実施。（令和5年3月末までに43件(農業者235名)） 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県において、安全で高品質な県産農産物の生産による風評払拭に向けて、産地における第三者認証GAP、有機JAS認証等の取得が拡大していきよう、支援を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援【農林水産省、環境省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を実施。岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を実施。（これまでにセシウム濃度の再測定を行った汚染牧草ロール等2,382個）福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。（令和4年度立替え実績額31千万円）	<ul style="list-style-type: none">放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を継続して実施。岩手県、宮城県、栃木県において農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を引き続き要望のあった市町村等にて実施。福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。
(工) 国内販路開拓に向けた取組【農林水産省、経済産業省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動を支援。（令和3年度商談件数197件、令和4年度268件）	<ul style="list-style-type: none">福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動の支援を継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【経済産業省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">（公社）福島相双復興推進機構と連携し、福島県浜通り地域等の事業者に対して販路開拓を支援。 <主な実績（令和5年3月末時点）><ul style="list-style-type: none">- 水産系事業者19者を含む123者に対して支援を実施- 小売・流通事業者とのマッチング等により84事業者が取引先と成約- 全国延べ35箇所にて福島県産品の販売会、品評会を実施。延べ120事業者が参加。売上総額約4,740万円- 銀座口フトにて1カ月間販売会を実施（令和4年10月）。13事業者の商品を販売- 魚くみ6店舗（関西）にて「常磐大漁市」を開催。6事業者の商品を販売- 台湾美食展（令和4年8月）に出展。6事業者の商品を展示、PR販路開拓に向けて、商品のパッケージの改良や原材料の変更等44者の商品開発の支援を実施。（令和5年3月末時点） <p><u>令和3年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">首都圏や海外のデリバリー店舗（58店舗）・飲食店（57店舗）での福島県産品を活用したメニューの開発・提供等の支援を実施。 <主な実績（令和5年3月末時点）><ul style="list-style-type: none">- 5事業者が参加して、道の駅なみえとコラボし「常磐ヒラメバーガー」「釜揚げシラスとかながしらのユッケ丼」を開発。令和5年3月より販売開始	<ul style="list-style-type: none">継続的に販路開拓の支援を実施。アンケート結果等を踏まえて、現場のニーズ・課題をしっかりと把握しながら、事業の改善を行うとともに、取組成果等に関する情報発信の強化を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】	
<p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。 - 平成23年4月から実施農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。JAPANブランド育成支援等事業において、全148件のうち北海道から千葉県までの事業者19者（うち水産関係事業者3者）を採択。（令和4年度公募）関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地産品の利用・販売促進に関する通知を発出。 <p><u>令和4年3月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">新たな販路開拓等を行う水産仲買・加工業者に対して、持続化補助金、JAPANブランド育成支援等事業において、加点措置を実施。	<ul style="list-style-type: none">農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。JETROや中小機構等のサポートも得ながら、事業者の海外展開に向けた取組を継続的に支援。持続化補助金等を通じて、事業者の販路開拓への支援を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】（続き）	
<p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省食堂等において福島県産品の恒常的な利用を開始。（令和3年10月）関係省庁においても、食堂等での福島県産品および被災地産品の活用を開始・継続。（農林水産省、国土交通省、文部科学省等） <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">国の21の行政機関において、福島・宮城県産のお魚弁当を食べて復興を応援する取組を3日間にわたって実施。3,000食以上を販売。 <p><u>令和4年7月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省内で、キッチンカーによる福島県産品を活用した料理を定期的に提供。こども霞が関見学デーの来場者にも料理を提供。	<ul style="list-style-type: none">関係省庁において、食堂等での福島県産品および被災地産品の活用を継続。経済産業省では定期的なキッチンカーでの販売も継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援【農林水産省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">相双地域の工場に自動測定（検知）装置を設置（8台設置）丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価風評被害防止対策のための展示会への製材品の出展等	<ul style="list-style-type: none">福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">自動測定（検知）装置及び非破壊検査装置を相双地域の工場へ設置丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価風評被害対策防止のための展示会への製材品の出展や公共施設内装材等への活用等によるPR活動等

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

- (ア) ホープツーリズムの促進支援
- (イ) 海洋レジャーへの総合支援
- (ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信
- (エ) 交流人口の拡大支援

これまでの取組

今後の取組

(ア) ホープツーリズムの促進支援【経済産業省、観光庁】

令和3年4月～

- 福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営を支援し、旅行会社、学校、団体等への情報提供や旅行会社による商品造成のサポートを実施。（ホープツーリズム参加実績：令和3年度9,848名、令和4年度17,806名）

令和3年10月以降

- 福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計18回実施約200名参加）【再掲】

令和4年4月～

- 個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成を支援。

- ホープツーリズム促進に向けて、福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営、教育旅行関係者のツアーの実施、個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成等を継続的に支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="59 389 1376 445">(ア) ホープツーリズムの促進支援【経済産業省、観光庁】(続き)</p> <p data-bbox="59 455 1104 506"><u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u></p> <ul data-bbox="59 516 1763 620" style="list-style-type: none">日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。【再掲】	<ul data-bbox="1787 516 2642 737" style="list-style-type: none">旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】
<p data-bbox="59 1064 916 1120">(イ) 海洋レジャーへの総合支援【観光庁】</p> <p data-bbox="59 1141 370 1191"><u>令和4年4月～</u></p> <ul data-bbox="59 1201 1763 1423" style="list-style-type: none">岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。（「ブルーツーリズム推進支援事業」採択実績：令和4年度14件、令和5年度14件）	<ul data-bbox="1787 1201 2642 1483" style="list-style-type: none">岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組

今後の取組

(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信【復興庁、経済産業省、観光庁】

令和3年5月～令和4年3月

- 東北への観光客の誘致に向けて、観光協会等の地域の観光関係者による東北ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力を発信するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において支援。

令和3年5月、令和4年5月、令和5年8月

- 福島12市町村を中心とした福島県の風評被害の払拭や交流人口の増加に向け、民間団体等が実施する地域の伝統・魅力等の発信や、交流人口増加のための取組を「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」にて支援。令和3年度は19民間団体等、令和4年度は16民間団体等、令和5年度は17民間団体等の広報支援を実施。

～令和5年8月

- 地域情報発信交付金により、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。（これまでに1県45市町村163事業について交付を決定）【再掲】

令和4年11月

- 11月1日～30日まで、地域の伝統魅力等発信支援事業により、シンガポールにて、福島の食等の情報発信を実施する「FUKUSHIMA Food Fair!!」を開催。あわせて、ALPS処理水や廃炉の現状発信を目的に、解説動画の放映や、英語版のパンフレットの配布を実施。

- 地域情報発信交付金を活用して、福島県の各自治体による情報発信を支援。【再掲】
- 民間団体等の事業やコンテンツを活用し、福島の魅力に関する国内外への情報発信支援等を実施。現場のニーズ・課題を踏まえ必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="56 338 1083 395">(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】</p> <p data-bbox="56 409 499 465"><u>令和3年10月～12月</u></p> <ul data-bbox="56 469 1755 576" style="list-style-type: none">15市町村で、ツアーやイベント、ゲストハウス等の誘客コンテンツ開発に取り組む、民間事業者等への支援事業の公募を実施。 <p data-bbox="56 596 317 653"><u>令和4年2月</u></p> <ul data-bbox="56 657 1755 766" style="list-style-type: none">15市町村内でのツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発の支援事業について、採択事業者を決定。(3件) <p data-bbox="56 786 440 842"><u>令和4年6月～9月</u></p> <ul data-bbox="56 846 1755 955" style="list-style-type: none">誘客コンテンツ開発事業の令和4年度公募を実施。地元事業者(飲食、宿泊等)やキャンペーンと連携する案件を重点支援。 <p data-bbox="56 975 1104 1032"><u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u></p> <ul data-bbox="56 1036 1755 1145" style="list-style-type: none">日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。【再掲】 <p data-bbox="56 1165 344 1221"><u>令和4年10月</u></p> <ul data-bbox="56 1225 1755 1334" style="list-style-type: none">福島12市町村への将来的な起業・移住のきっかけを作るため、浜通り地域において事業化アイデアを競う「福島★復興グランプリ」を実施。 <p data-bbox="56 1354 344 1411"><u>令和4年11月</u></p> <ul data-bbox="56 1415 1755 1649" style="list-style-type: none">15市町村内でのツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発の支援事業について、採択事業者を決定。(6件)広域のコンテンツ作りや一元的情報発信を支援する広域マーケティング事業について、採択事業者を決定。(1件) <p data-bbox="56 1669 440 1725"><u>令和5年5月～8月</u></p> <ul data-bbox="56 1729 1231 1786" style="list-style-type: none">誘客コンテンツ開発事業の令和5年度の公募を実施。	<ul data-bbox="1790 469 2642 1286" style="list-style-type: none">旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。【再掲】15市町村の認知度向上と来訪者増加につながるよう、一元的な情報発信への支援を継続実施。組成したコンテンツが地域に根付き、持続的な誘客を実現するよう、誘客コンテンツ開発支援を継続実施。広域のコンテンツ作り・実行や一元的情報発信への継続支援、15市町村広域の来訪増を実現。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】（続き）	
<p><u>令和3年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">民間事業者等およそ70名が参加し、浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に繋がるプロジェクトを創出する場を立ち上げ。7月以降、広域でのスポーツイベント等の具体プロジェクト検討チームが発足。 <p><u>令和3年12月～令和4年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">15市町村の交流人口拡大に向けた更なるアクションを検討・具体化する場を立ち上げ、運営。広域コンテンツづくりや一元的なデジタルプロモーション等の今後のアクションを「交流人口拡大アクションプラン」として取りまとめ。 <p><u>令和4年5月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">プロジェクト創出の場の参加者により「会津×浜通り教育旅行プロジェクト」等のプロジェクトが実行。 <p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none">交流人口拡大アクションプランに基づく「酒・グルメ」、「スポーツ（サイクル）」分野での広域コンテンツ作りに向けた第1回WGを実施。 <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">交流人口拡大アクションプランに基づく「酒・グルメ」分野において、広域マーケティング事業者を交えた第2回WGを実施。交流人口拡大アクションプランに基づく15市町村の交流人口の拡大に向けた第1回デジタルリテラシー向上研修会を実施。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">交流人口拡大アクションプランに基づく「山・自然」「海・自然」「歴史・文化」「芸術」の4分野において、広域マーケティング事業者を交えた第1回WGを実施。	<ul style="list-style-type: none">交流人口拡大アクションプランに基づく「酒・グルメ」、「スポーツ（サイクル）」分野における各アクションの具体化。民間事業者主導のプロジェクト創出につながるよう、民間事業者間の連携促進を継続実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="56 372 1241 427">(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】(続き)</p> <p data-bbox="56 445 349 499"><u>令和3年11月</u></p> <ul data-bbox="56 506 1760 667" style="list-style-type: none">15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約2,600店舗が参加。(～令和4年1月) <p data-bbox="56 691 317 745"><u>令和4年5月</u></p> <ul data-bbox="56 751 1760 913" style="list-style-type: none">12市町村又は15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約5,000店舗が参加。(～令和5年1月) <p data-bbox="56 937 317 991"><u>令和5年4月</u></p> <ul data-bbox="56 997 1760 1159" style="list-style-type: none">15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約6,300店舗が参加。(～令和5年5月) <p data-bbox="56 1183 317 1237"><u>令和5年7月</u></p> <ul data-bbox="56 1243 1760 1405" style="list-style-type: none">15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを開始し、約5,300店舗が参加。(～令和5年9月予定)	<ul data-bbox="1787 506 2628 727" style="list-style-type: none">来訪者向け消費喚起キャンペーンを継続実施。引き続き、実績データの分析等を進め、更なる消費拡大に向けた方策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

- 特別相談窓口の設置等
- 復興支援アドバイザーの派遣等
- EC・見本市等での支援
- 経済団体等のネットワークの活用

これまでの取組

今後の取組

➤ 特別相談窓口の設置等【経済産業省】

令和3年9月

- 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構、JETRO及びよろず支援拠点に特別相談窓口を設置。

令和4年2月以降

- 岩手県、宮城県、福島県、茨城県において、関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を8か所で開催。

令和4年12月以降

- 12月22、23日には、相馬、いわきで漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。
- 令和5年2月1日、3日、8日には、水戸、宮古、石巻で漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。

令和5年4月以降

- 中小機構では地域本部の特別相談窓口に加え、チャットでも相談ができる体制を構築。

- 関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を太平洋沿岸地域等で開催。
- 漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。
- 特別相談窓口による相談対応を継続的に実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 復興支援アドバイザーの派遣等【経済産業省】</p> <p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none">中小機構（北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部）において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策に関するアドバイザーの派遣支援を開始。 <p><u>令和4年8月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">東北経済産業局・宮城復興局・中小機構は、支援実績のある事業者や相談会等の参加者のうち、約30者の水産加工業者に対し、プッシュ型支援を開始。	<ul style="list-style-type: none">中小機構のアドバイザー派遣支援を継続的に実施。JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査等を通じて海外ビジネスに関する実態を把握し、ハンズオン支援等を実施。中小機構、JETRO等は、国と連携して、支援実績のある事業者や相談会等の参加者に対し、アドバイザー派遣等のプッシュ型支援を継続的に実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後の取組

▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】

令和4年1月～3月

- JETROは、米国・ニューヨークにおいて、現地レストランシェフやインフルエンサー等を通じた東北の水産加工品等のPRを実施。

令和4年8月

- JETROは、オランダの水産ECバイヤーを招へいし、三陸・常磐地域の水産企業との個別商談を実施するとともに、石巻市にてオランダを中心とする欧州の最新の食品市場についてのセミナーを開催。

令和4年9月、令和5年2月、6月

- JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、「三陸の水産事業者紹介」、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品の魅力について情報発信。

令和5年2月

- JETROは、オランダの水産ECバイヤーが実施した販促イベントにて「三陸・常磐フェア」を行い、PRを実施。

令和5年3月

- 中小機構は、中小企業総合展in FOODEX2023において、北海道から千葉県のパシフィック沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置し、6社の出展を支援。
- JETROは、FOODEX 2023の会場にて、海外バイヤーによるタブレットを介した視察型オンライン商談会を実施。三陸常磐の参加企業合計8社が海外バイヤーとの商談を実施。

令和5年5月、6月

- JETROは、新たな販路開拓に向けて、メキシコのインフルエンサーを招へいし、岩手・宮城・福島・茨城の水産品を中心とした食文化を体験してもらい、東北・三陸・常磐の食の魅力を広く中南米を中心としたスペイン語圏各国に向けて発信。

- JETRO、中小機構は、EC・見本市等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。
- 中小機構は、令和6年春に予定されている中小企業総合展in FOODEX2024において、北海道から千葉県のパシフィック沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置する予定。
- JETROは、EC活用販路開拓支援に関して、海外バイヤーの招聘プログラムを強化。さらに、ECバイヤーと連携し、海外の展示会等において三陸・常磐地域のフェアを実施することに加えて、ECサイト上のオンラインでのプロモーションを強化。
- JETROは、日本産食材サポーター店に対し、四半期に1度配信するメールマガジンにおいて「三陸・常磐もの」を紹介予定。
- JETROは、販路開拓に向けて9月にメキシコバイヤー（水産品・酒類等）とのオンライン商談を実施予定。
- JETROは、海外からの水産品バイヤーを招へいし、東北・常磐各地で商談ツアーを実施予定。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後の取組

➤ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】（続き）

～令和5年8月

- JETROは、シンガポール向けに食品商社と連携し、現地ECサイトでの販売のほか、シンガポールの日系スーパーマーケットにおいて「産地直送三陸フェア」を行い、シンガポール消費者に対して三陸の水産品を訴求。
- JETROは、JAPAN MALL事業を通じて、世界60以上の連携先ECバイヤーに、北海道から千葉県の水産品を含む日本産品を取り扱う事業者241者の商品を紹介。108事業者が成約。（令和4年度実績）令和5年度は引き続き連携先ECバイヤーへの紹介を実施。

令和5年6月

- JETROは、香港バイヤーを9名招へいし、宮城県の水産関係企業の訪問と商談を実施。
- JETROは、“日本の食品”輸出EXPOの会場にて、海外事務所が推薦したマレーシアの大手卸売業のバイヤーに通訳を手配する等JETRO職員が商談に同行し支援。宮城県企業（水産加工品）と岩手県企業（水産物）と商談を実施。

令和5年7月

- JETROは、EUの食品輸入規制撤廃決定の公表を契機に、オランダの水産ECバイヤーを福島県、宮城県、岩手県に招へいし、視察、企業訪問、商談を実施。
- JETROは、メキシコへの東北・三陸・常磐もの水産品等の海外展開を支援すべく、試食・試飲会を現地で開催。

- JETRO、中小機構は、EC・見本市等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。
- 中小機構は、令和6年春に予定されている中小企業総合展in FOODEX2024において、北海道から千葉県の太平洋沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置する予定。
- JETROは、EC活用販路開拓支援に関しては、海外バイヤーの招聘プログラムを強化。さらに、ECバイヤーと連携し、海外の展示会等において三陸・常磐地域のフェアを実施することに加えて、ECサイト上のオンラインでのプロモーションを強化。
- JETROは、日本産食材サポーター店に対し、四半期に1度配信するメールマガジンにおいて「三陸・常磐もの」を紹介予定。
- JETROは、販路開拓に向けて9月にメキシコバイヤー（水産品・酒類等）とのオンライン商談を実施予定。
- JETROは、海外からの水産品バイヤーを招へいし、東北・常磐各地で商談ツアーを実施予定。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】

～令和5年8月

- 経団連等に対して改めて被災地産品の消費拡大への取組等への協力要請を実施。
- 東京電力は主に以下の取組を実施。
 - 首都圏や福島県内を中心に、小売店や飲食店での県産品販促催事を延べ約3万1,000店日開催(令和5年7月末)
 - 新米時期に合わせた集中キャンペーンや、コロナ禍を踏まえたECサイトキャンペーン等の販促キャンペーンを開催(延べ12回)
 - 「常磐もの」を広く周知するため「発見！ふくしまお魚まつり」を開催(延べ8回)
 - 応援企業ネットワークでの取組として県産品マルシェ、社員食堂での食材利用、キッチンカーによる県産品メニュー提供、ふくしま弁当販売を実施
 - LINE「ふくしま応援隊」での情報発信(登録者約146万人(令和5年7月末))
 - 各種雑誌を活用した県産品の認知度向上(東京カレンダー、dancyu、Pen、NewsWeek)
 - 流通事業者等を対象にALPS処理水に関する正確な情報や常磐ものの魅力をお伝えする対話活動や現地視察会を開催
 - 福島県やその近隣県の産品の社食利用や地域の魅力・観光情報の情報発信等を実施
 - 全国魚食振興の一環として、電気事業連合会を通じた会員企業での被災地産品の社食利用を推進

- 経済団体等のネットワークを活用し、被災地産品の販売会等を開催。
- 東京電力は、左記の取組を継続・拡大していくとともに、関係者との対話・協議を通じて必要な対策を検討・実施。
- 被災地産品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に継続的な取引の拡大を実現。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
➤ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】(続き)	
<p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ。【再掲】産業界、全国の自治体、政府関係機関等に対し、ネットワークへの参加及び「三陸・常磐もの」の消費拡大を呼びかけ。【再掲】 <p><u>令和5年2月、3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「三陸・常磐ウィークス（第1弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。【再掲】政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。【再掲】 <p><u>令和5年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">「三陸・常磐ウィークス（第2弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。（9月までを予定）【再掲】政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。【再掲】	<ul style="list-style-type: none">ネットワーク参加企業等に対し、弁当やキッチンカー、社食等を通じた「三陸・常磐もの」の消費を促す。【再掲】ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一風評が発生した場合には、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の購入を支援。（買い支え）【再掲】

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策【外務省、経済産業省、農林水産省】

➤ ALPS処理水の放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策を講ずる。

これまでの取組	今後の取組
<p>令和5年7月～</p> <p>＜中国への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none">7月7日、中国政府が、日本からの水産物等の輸入に対する検査・検疫を強化等する旨発表。日本から中国への水産物輸出の一部が現地の通関にて留めおかれる等の状況が発生。7月14日、林外務大臣より王毅中国共産党中央外事工作委员会弁公室主任に対し、科学的観点からの対応を強く要請するとともに、現行の日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を強く要求。 <p>＜香港への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none">7月12日、外務省、経済産業省、農林水産省より香港政府に対し、ALPS処理水に関する説明会を実施。（この他、これまで経済産業省より香港政府に対し、累次にわたりALPS処理水に関する説明を実施。）7月12日、香港政府が、ALPS処理水の海洋放出が行われた場合、10都県産の水産物の輸入を停止等する旨発表。また、通関に要する時間の延長等の状況が発生。7月21日、岡田・在香港日本国総領事より李家超・行政長官に対し、香港政府の発表は極めて遺憾である旨を表明し、再考するよう強く申し入れ。7月26日、在香港日本国総領事館において、在香港の香港・三国プレス向けにIAEAの包括報告書を中心としたプレスブリーフィングを外務省、経済産業省、農林水産省より実施。	<ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出を理由とした新たな措置がとられないよう、また現行の規制が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。

対策8：全国の漁業者に対する事業継続のための支援

①長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策【経済産業省】

- 万全な風評対策によるセーフティネットの仕組みに加えて、ALPS処理水による影響を乗り越え、生産コストが高騰する中であっても、今日の漁業者が将来にわたって安心して漁業が継続できるよう、政府は基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

これまでの取組

令和4年11月

- 「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」を含む令和4年度第2次補正予算を閣議決定。

令和5年2月

- 公募により基金管理団体を決定。

令和5年3月

- 基金を造成し、補助事業者の公募を開始。

<事業内容>

- ALPS処理水海洋放出の影響のある漁業者に対し、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む以下のような活動への支援を実施。
 - 新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費への支援
 - 省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対して支援
 - 漁業者による省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組に対して支援
 - 省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用に対して支援

今後の取組

- ALPS処理水海洋放出の影響を乗り越え、持続可能な漁業継続を実現することを目指す。

対策9：万一の需要減少に備えた機動的な対策

① 万一の需要減少に備えた機動的な対策【農林水産省、経済産業省】

- 新たな緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築。

これまでの取組

今後の取組

令和3年11月

- 「ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策」を含む令和3年度補正予算を閣議決定。

令和4年3月

- 公募により基金管理団体を決定。新たな基金を構築し、機動的な予算執行体制を確保。

令和4年5月以降

- ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成を実施し、風評影響を最大限抑制すべく、ALPS処理水に関する広報事業について、順次公募を開始。

令和5年1月

- 補助事業者の公募開始。

<事業内容>

ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合でも緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等を支援

- 水産物の販路拡大等の取組への支援
- 水産物の一時的買取り・保管への支援

- ALPS処理水の処分を開始した後も、継続的に水産物の需要減少等、風評影響の把握に努めるとともに、全国的に機動的な対応を実施。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

- ▶ 特別チーム（処理水損害対応支援室）において、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施。また、東京電力による問合せ対応や請求支援に関する指導を行う。
- ▶ 東京電力に対して風評賠償の枠組みの早期取りまとめ・公表を指導し、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を実施。また、協議の際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。
- ▶ 個別の損害賠償に不服がある場合には、ADRセンターの活用を促すとともに、東京電力に対して「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

これまでの取組

今後の取組

▶ 体制の整備【経済産業省】

令和3年4月

- 経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。
- 東京電力に、処理水の賠償専用ダイヤルを開設。

令和3年9月

- 東京電力は、宮城県の賠償業務を行う東北補償相談センターを、理解醸成から賠償まで一元的に担務する仙台事務所として改め、体制を強化。
- 茨城県においても、賠償業務を行う茨城補償相談センターに加え、風評影響が懸念される関係者との対話・協議を行う地域コンタクトセンターを新たに設置し、体制を強化。

- 引き続き、「処理水損害対応支援室」は、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償基準の周知や支援等を実施するため、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。
- 東京電力は、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するための体制を整備。賠償業務の状況や関係者からの意見等を踏まえて、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。
 - 補償相談センター（説明会、相談窓口、個別訪問、請求書等の配布・受付、コールバック対応）
 - 補償相談コールセンター（電話受付・説明）等

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 賠償の方針【経済産業省】

令和3年8月

- 東京電力が、風評賠償の枠組みを公表。
- 政府は、東京電力に対する賠償の枠組みの説明、意見聴取及び賠償基準の素案作成等について指導。

令和3年8月～

- 政府及び東京電力は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の県庁、漁業、水産加工業、農業、商工・観光業関係者等約220団体に風評賠償の枠組み等の説明を行うとともに、賠償方針の具体化に向けて、以下の項目等を中心に、意見聴取等を実施。

- ①基準年の設定
- ②参照する統計データの選択
- ③ALPS処理水以外の要因の扱い

令和4年10月

- 東京電力が、賠償基準に関する検討状況を公表。

令和4年12月

- 東京電力が、上記の検討状況を公表後に関係団体等から聴取した意見等を踏まえ、業種別の賠償基準を取りまとめて公表。

令和5年1月～

- 政府及び東京電力は、地域・業種の実情に応じた賠償の実現に向けて、取りまとめた賠償基準等を基に、以下の項目等について、引き続き、関係団体等との調整・意見交換を実施し、風評被害の推認方法や賠償額の算定方法等を具体化。

- ①基準年の設定
- ②参照する統計データの選択
- ③ALPS処理水以外の要因の扱い

- 風評被害の推認方法や賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に則したものになっているか、政府も関係団体等の声を聞きつつ検証し、東京電力に対して結果に応じた見直しを指導。
- 賠償金の支払状況を確認し、迅速な賠償が着実に実施されるよう東京電力を随時指導。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】

～令和5年8月

- 文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、地方自治体及び避難者支援団体等と連携して、広報紙の記事等の作成や説明会を実施。

令和3年8月

- 経済産業大臣は、「和解仲介案の尊重」を掲げた東京電力の第4次総合特別事業計画を認定。

- 文部科学省は、地方自治体及び避難者支援団体等と連携し、広報紙の記事、チラシ等の作成や説明会を通じて、ADRセンターやその活動の周知を図るための取組を引き続き実施。
- 経済産業省は、個別の損害賠償に関する不服の声が寄せられた場合にはADRセンターを紹介。
- 経済産業省は、東京電力のADRへの対応状況を注視し、和解に向けて最大限努力するよう、東京電力を随時指導。

対策 1 1 : 風評を抑制する将来技術の継続的な追求

① トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握 【経済産業省】

- トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。
- 東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。
- 現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

これまでの取組

令和3年5月～

- 東京電力が、第三者機関を活用したトリチウム分離技術の公募調査を実施。（第1期～第5期で、計124件の応募）
- 直ちに実用化できる段階にはないものの、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術を、これまで14件選定。
- フィージビリティスタディへの参画意向が確認された各提案事業者（第1期～第3期のうち10件）と秘密保持契約（NDA）を締結し、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を開始。

令和4年3月

- 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。

令和5年3月

- 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。

中長期的な取組

- 引き続き、各提案事業者とともに、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を実施。
- 第三者機関及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査・評価を継続的に実施。その中で、将来の実用化に向けて有望な技術については、追加的なデータの取得を求めるとともに、大規模化・安定化等の実証を実施することも検討。
- 今後も、文献調査やヒアリングを通じて、国内外の最新の技術動向を注視。

対策 1 1 : 風評を抑制する将来技術の継続的な追求

②汚染水発生量の更なる抑制【経済産業省】

- 今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。
- 現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

これまでの取組

～令和5年8月

- 令和4年度は、年間降雨量が平年よりも少ないこともあったが、地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な汚染水対策を講じることにより、汚染水発生量は約90 m³/日まで低減。
- 令和4年12月21日、汚染水処理対策委員会を開催。既に実施している取組を着実に進めるとともに、更なる低減に向けて、1～4号機建屋周辺のフェーシングや局所的な建屋止水対策について、課題の明確化やその対策の検討を進め、計画全体をスケジュール感をもって着実に進めることを東京電力に要求。
- 建屋滞留水の増加及び流出を防止するため、千島海溝津波に対する防潮堤を設置（令和2年9月）したことに加え、全ての建屋について、建屋開口部の閉止を完了。（令和4年1月）
- 日本海溝津波への備えとして、新たな防潮堤設置工事に着手（令和3年6月）し、令和4年2月から防潮堤本体部分の工事に着手。
- 中長期ロードマップに定める目標「原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減」を達成。（令和5年3月）

今後の取組

- 中長期ロードマップに記載されている「平均的な降雨に対して、2025年内に汚染水発生量を1日当たり100m³以下に抑制」目標の1日も早い達成を目指して、地下水位の更なる低下、建屋屋根の補修、陸側遮水壁内側におけるフェーシングなどの取組を継続。
- 更なる低減に向けて、水位差管理を継続しながら令和10年度までに「汚染水発生量を約50～70m³/日まで抑制」を目指し、1～4号機建屋周辺のフェーシング範囲の拡大及び局所的な建屋止水等を計画的に推進。
- 局所的な止水対策について5～6号機建屋において試験施工を実施し、施工性や止水効果等を確認。3号機取水電源ケーブルトレンチの止水を実施。
- 3号機建屋周辺において油拡散抑制対策を実施した上で停止中のサブドレンを運転再開予定。
- 日本海溝津波防潮堤の設置工事を進め、令和5年度下期の完成を予定。
- 抜本的な建屋止水についても、燃料デブリ取り出し等、廃炉工程全体の進捗と整合を図りつつ検討。

多核種除去設備等処理水の海洋放出の開始について

2023年8月22日

東京電力ホールディングス株式会社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

本日、関係閣僚等会議において、政府から多核種除去設備等処理水（以下、ALPS 処理水）の海洋放出の開始時期に係る判断が示されるとともに、当社に対し、放出開始に向けた準備をするよう求めがなされました。当社は、福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全・着実に進める責任がある実施主体として、このたびの政府の判断ならびに要請を厳粛に受け止め、実施計画に基づき、今後、最大限の緊張感をもって、放出開始に向けた準備を速やかに進めてまいります。

海洋放出の実施にあたっては、当面の間、慎重に少量での放出から開始することとしており、2段階に分けた放出を計画しています。

まず、本日、ALPS 処理水初回放出の第1段階として、ALPS 処理水が想定通り希釈できていることを確認するために、ごく少量のALPS 処理水を海水で希釈し、放水立坑（上流水槽）に貯留します。その後貯留した水を採取し、トリチウム濃度を確認後、8月24日以降、第2段階として連続で海洋放出を実施してまいります。

廃炉の一環であるALPS 処理水の海洋放出は、長期にわたる持続的な取組です。当社は、この期間を通じ、「風評を生じさせない」との強い覚悟をもって、「設備運用の安全・品質の確保」、「迅速なモニタリングや正確で分かりやすい情報発信」、「IAEA レビュー等を通じた透明性の確保」、「風評対策」ならびに「損害発生時の適切な賠償」に全力で取り組んでまいります。

加えて、地元をはじめとした皆さまが、この先もずっと安心して暮らし、生業を続けていくことができるよう、廃炉の現状や安全対策等の取組を丁寧にご説明させていただくとともに、皆さまからのご懸念やご関心に真摯に向き合い、ご要請をしっかりと受け止め、応えていく取組を一つひとつ重ねてまいります。

なお、これらの取組を確実に進め、特に、海洋放出の始動段階における対応に遺漏がないよう、経営陣が現場情報を適時に把握し、全社横断的かつ総力を挙げて迅速な課題解決にあたるための体制^{*}を速やかに整え、対応に万全を期してまいります。

当社は、引き続き、福島第一原子力発電所の廃炉・処理水等対策を、安全を最優先に、着実に進めるとともに、地域の復興に向け、「福島への責任」を貫徹してまいります。

※体制強化

- ・ 経営幹部による現場の把握の強化（副社長の現場駐在・監督、社長の現場確認）
- ・ 発電所・風評対応・賠償等の関係部署を横断的に統括する社長直轄プロジェクトチームの立ち上げ
- ・ ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響に特化し、情報発信・風評対策・賠償対応に関し一元的に対応する専任体制を構築し、担当役員を配置

<別紙>

別紙 1：ALPS 処理水の海洋放出にあたって

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
廃炉コミュニケーションセンター報道第二グループ 03-6373-1111（代表）

多核種除去設備等処理水の海洋放出にあたって



- ① 海洋放出設備の概要
- ② 海洋放出設備のデータ公開
- ③ 初期の放出方法
- ④ 2023年度の放出計画
- ⑤ トラブル等への対応
- ⑥ 通報公表・基準
- ⑦ 国内外のみなさまとのコミュニケーション
- ⑧ 賠償の取組状況

2023年8月22日
東京電力ホールディングス株式会社

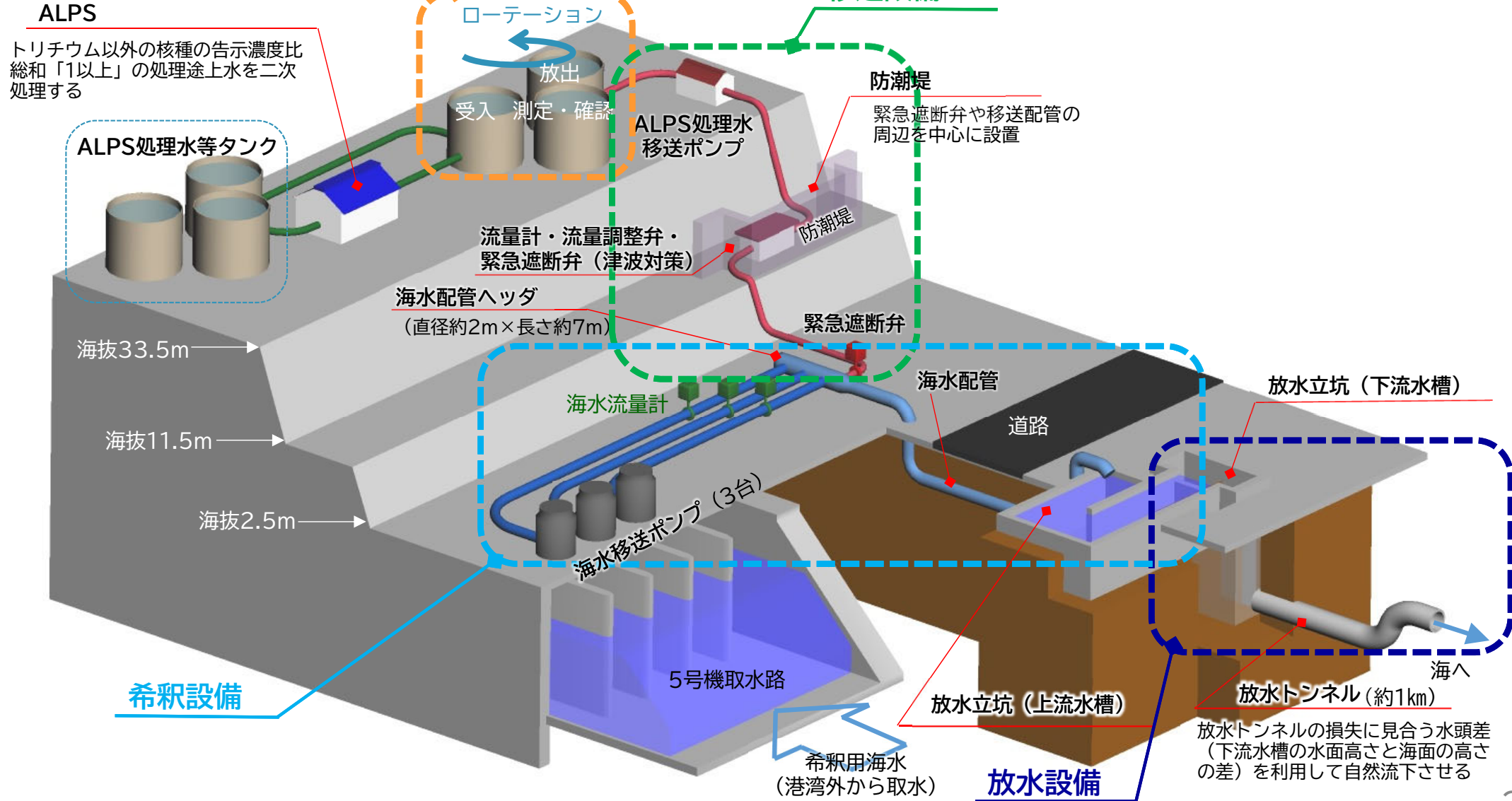
① 海洋放出設備の概要

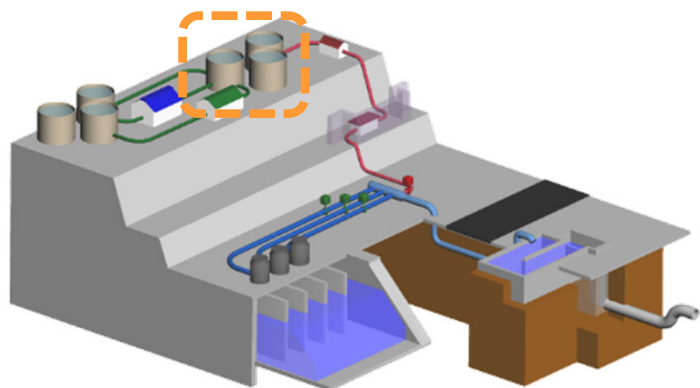
多核種除去設備等処理水希釈放出設備および関連設備の全体像

測定・確認用設備

3群で構成し、それぞれ受入、測定・確認、放出工程を担い、測定・確認工程では、循環・攪拌により均質化した水を採用して分析を行う（約1万m³×3群）

移送設備





測定・確認用設備 における安全面のポイント

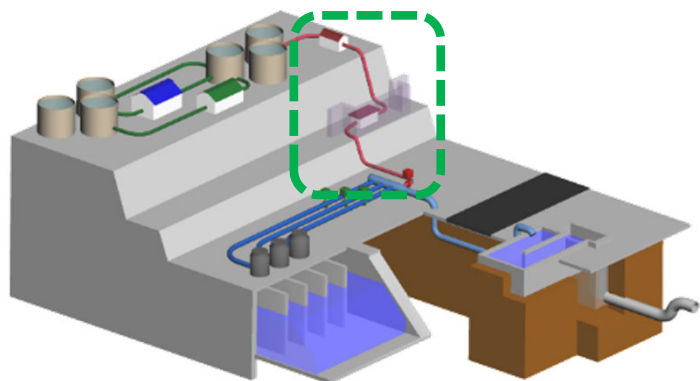
多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水）を循環・攪拌して水質を均一にしたうえで、当社と外部機関が、それぞれ放射性物質の濃度を測定・評価し、トリチウム以外の放射性物質の告示濃度限度比総和が1未満であることを確認できたものだけを放出する



第1回放出用のALPS処理水（K4-B群）
の 告示濃度限度比総和は、**0.28**

（規制基準は1未満であること）

国際原子力機関（IAEA）によるK4タンクエリアの確認
[2023年6月2日撮影]



移送設備 における安全面のポイント

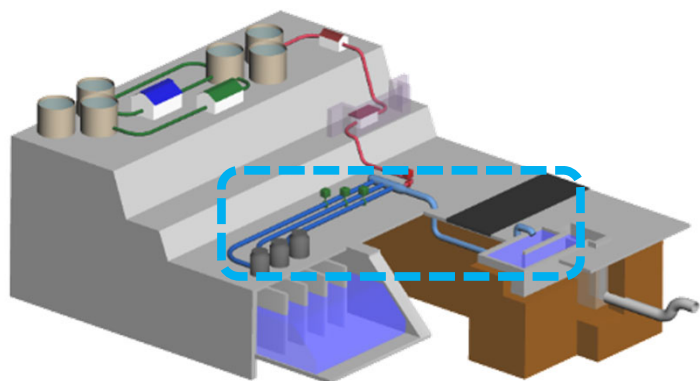
ALPS処理水の希釈放出において異常が生じた場合、緊急遮断弁を自動的に閉止し安全に放出できる状況を確認できるまでの間、海洋放出を停止する



国際原子力機関（IAEA）による緊急遮断弁の確認
[2023年6月2日撮影]



国際原子力機関（IAEA）による移送設備の確認
[2023年5月24日撮影]



希釈設備 における安全面のポイント

ALPS処理水は、トリチウム濃度1,500ベクレル/ℓ^{※1}未満、
年間トリチウム総量22兆ベクレル^{※2}未満を遵守して放出する

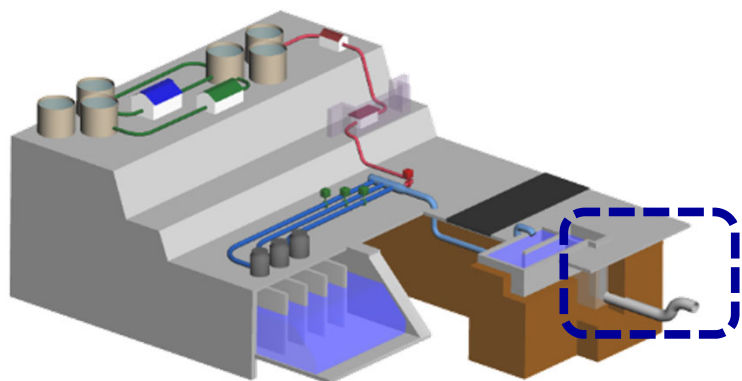
- ※1 国の規制基準（6万ベクレル/ℓ）の40分の1
- ※2 福島第一原子力発電所の事故前の放出管理値



海水移送配管と海水配管ヘッダ
(海水配管ヘッダ：ALPS処理水を海水により混合希釈する)
[2023年6月25日撮影]



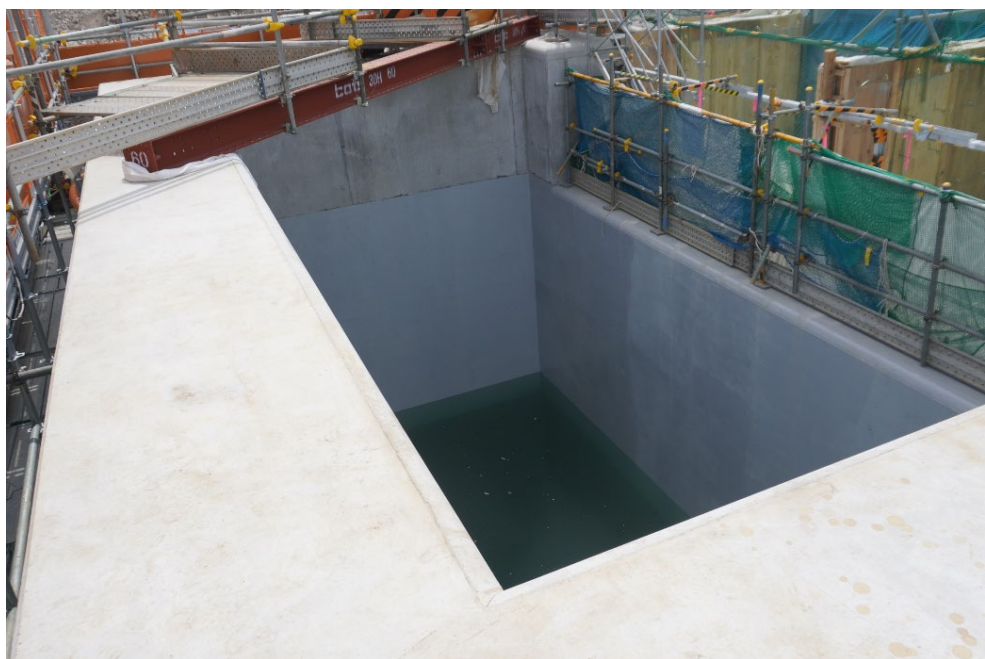
放水立坑（上流水槽）全景
[2023年6月23日撮影]



放水設備 における安全面のポイント

ALPS処理水は、トリチウム濃度1,500ベクレル/ℓ^{※1}未満、
年間トリチウム総量22兆ベクレル^{※2}未満を遵守して放出する

- ※1 国の規制基準（6万ベクレル/ℓ）の40分の1
- ※2 福島第一原子力発電所の事故前の放出管理値



水張り完了後の放水立坑（下流水槽）
[2023年6月6日撮影]



掘進完了後の放水トンネル内
[2023年5月23日撮影]
(照明および送気ダクトは注水時に撤去)

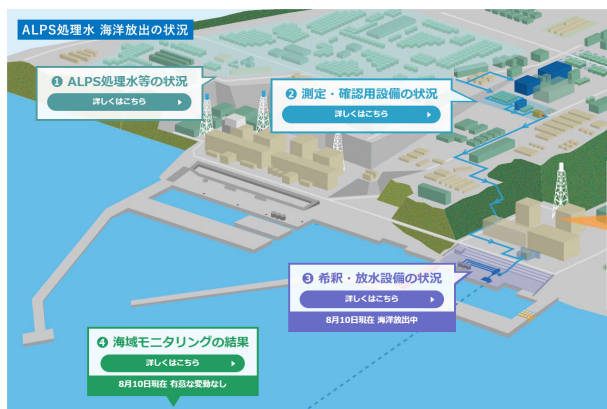
② 海洋放出設備のデータ公開

処理水ポータルサイト「ALPS処理水海洋放出の状況」のページ

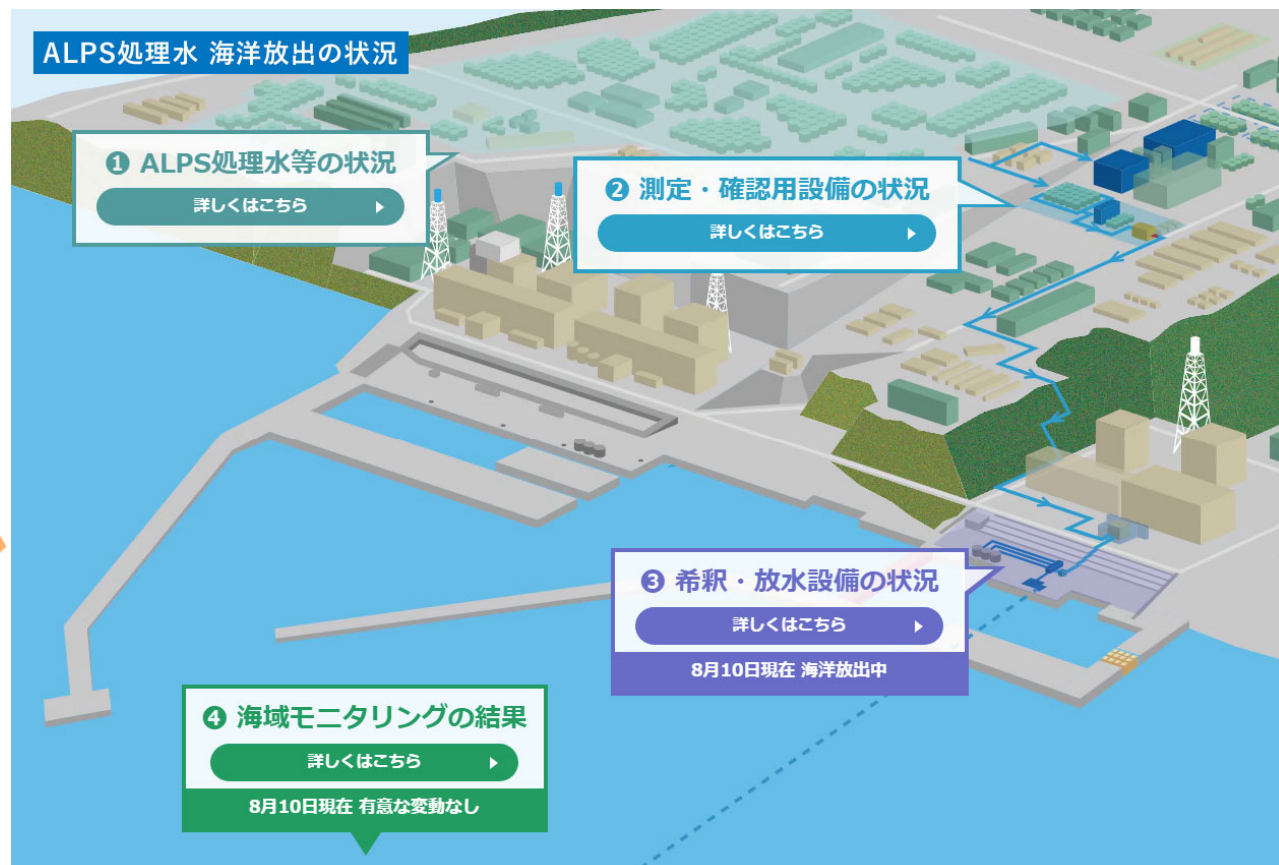
- このたび、処理水ポータルサイトでは、ALPS処理水の海洋放出における各設備での状況について1つにとりまとめたページ、「ALPS処理水 海洋放出の状況」を公開します。
(公開は、第二段階(15ページ参照)を開始するタイミングを予定しています)

「ALPS処理水 海洋放出の状況」の画面イメージ

「処理水ポータルサイト」の画面イメージ

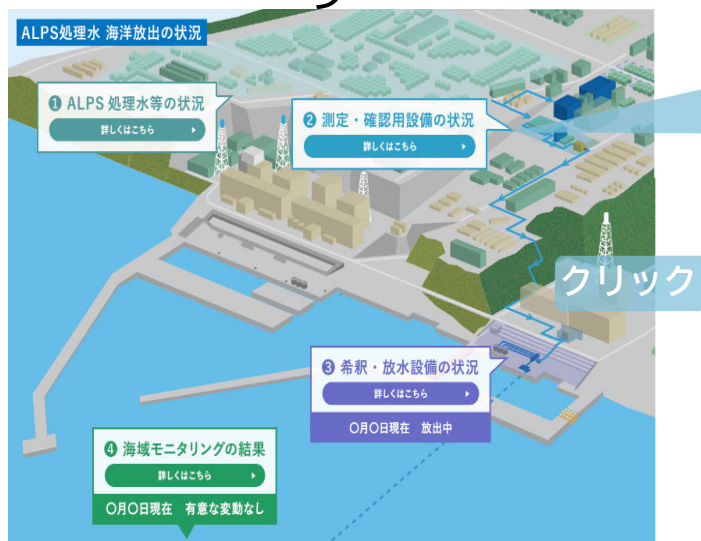


拡大



- 測定・確認用設備、A・B・Cタンク群のALPS処理水の分析結果（トリチウム濃度・トリチウム以外の放射性物質の告示濃度比総和）を掲載しています。


「ALPS処理水 海洋放出の状況」の画面イメージ



「測定・確認用設備の状況」の画面イメージ


測定・確認用設備の状況

測定・確認用設備は、タンク10基（合計容量約10,000m³）×3群に分け、それぞれ「受入」、「測定・確認」、「放出」の3工程をローテーションしながら運用します。
 （運用開始時は全てのタンクに水を受け入れ済。順次、測定・確認を行います。）




A群

測定・確認準備中



B群

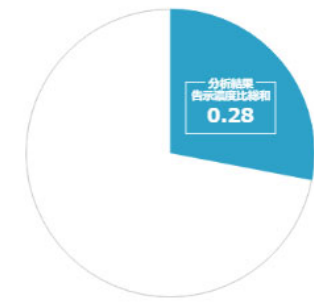
測定・確認



C群

測定・確認準備中

ALPS処理水の測定結果(2023年6月22日) ⇒ 放出基準を満足していることを確認しています



分析結果
告示濃度比総和
0.28

告示濃度比総和 : 1

トリチウム濃度 14万Bq/L
100万Bq/L未満であることを確認しました。

**トリチウム以外の放射性物質の濃度
告示濃度比総和 0.28 < 規制基準 1**

※自主的に有意に存在していないことを確認している核種は、全ての対象核種で有意に存在していないことを確認しました。

当社委託外部機関（化研）の測定結果

- ▶ トリチウムの濃度：14万Bq/L
- ▶ トリチウム以外の放射性物質の告示濃度比総和：0.28

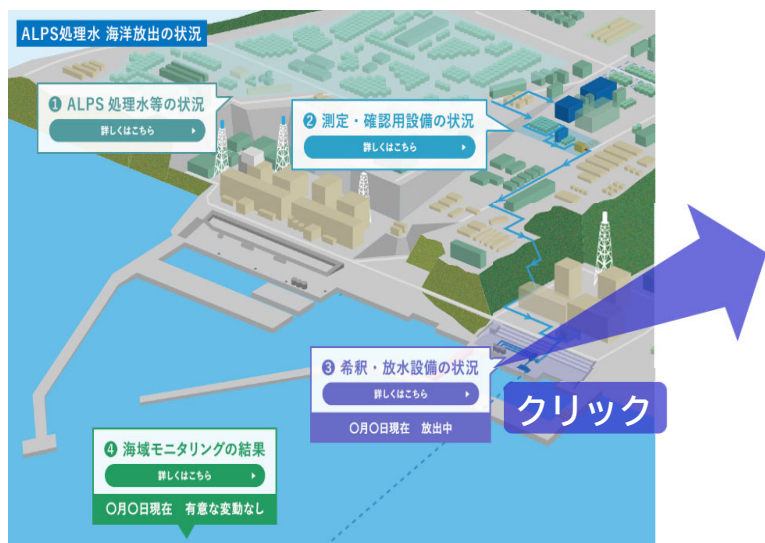
データの詳細はこちら

第三者（日本原子力研究開発機構）の分析結果はこちら

「希釈・放水設備の状況」のページ

- 海水やALPS処理水の流量などのリアルタイムデータを一目で確認できるページです。

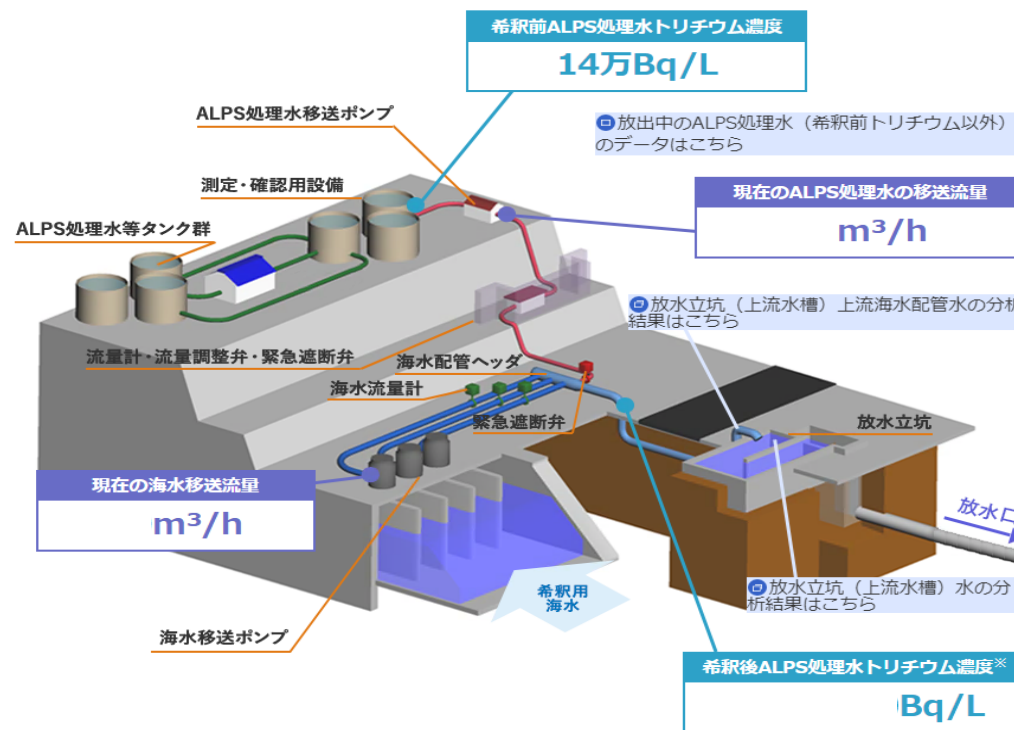
「ALPS処理水 海洋放出の状況」の画面イメージ



「希釈・放水設備の状況」の画面イメージ

希釈・放水設備

現在、海洋放出中



※「希釈後トリチウム濃度」は、以下の計算式により算定しています

$$\text{「希釈後トリチウム濃度」} = \frac{\text{希釈前ALPS処理水のトリチウム濃度} \times \text{ALPS処理水移送流量}}{\text{海水移送流量の合計} + \text{ALPS処理水移送流量}}$$

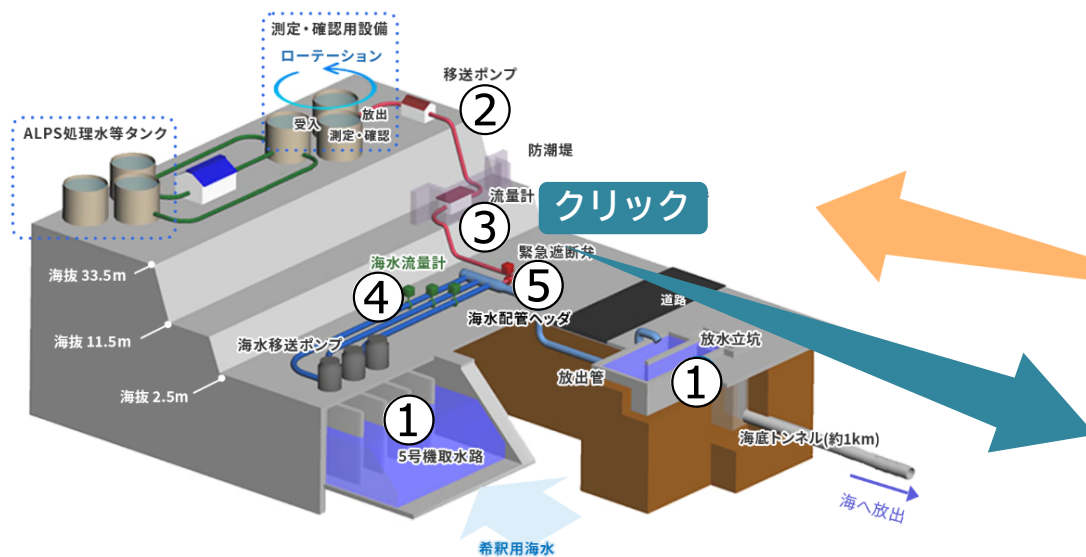
※データの更新は1時間に1回です
 [海洋放出開始時は、開始した次の正時の約20分後から表示します]

リアルタイムデータの更なる公開

- 「希釈・放水設備の状況」のページよりも詳しく、ALPS処理水の海洋放出に係る各種データを、海洋放出開始時から、ホームページで公開することを予定しています。

リアルタイムデータの画面イメージ

福島第一原子力発電所 ALPS処理水希釈放出設備からの海洋放出状況



- ① 取水・立坑モニタ (5号取水口・上流水槽)
- ② 放射線モニタ (ALPS処理水移送ポンプ出口)
- ③ ALPS処理水移送ライン流量
- ④ 海水流量
- ⑤ 海水で希釈したALPS処理水のトリチウム濃度(計算値)

※①のデータ更新は10分間に1回です

[海洋放出開始時は、開始した時間の10分後から表示します]

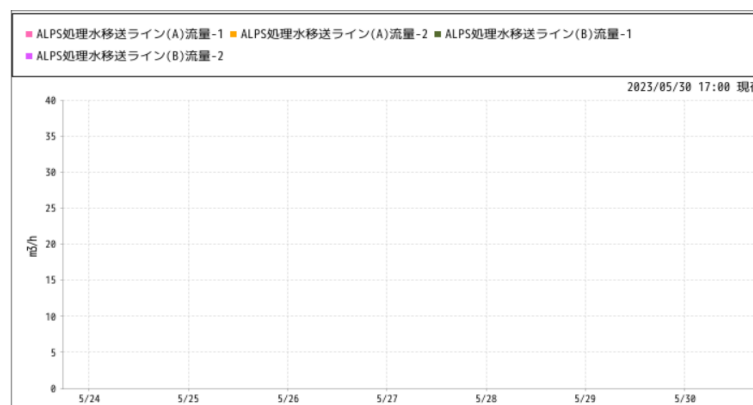
②～⑤のデータ更新は1時間に1回です

[海洋放出開始時は、開始した次の正時の約20分後から表示します]

「処理水ポータルサイト」の画面イメージ



③ALPS処理水移送ライン流量



ALPS処理水移送ライン(A)流量-1	ALPS処理水移送ライン(A)流量-2	ALPS処理水移送ライン(B)流量-1	ALPS処理水移送ライン(B)流量-2	ALPS処理水移送ライン積算移送量(A)	ALPS処理水移送ライン積算移送量(B)	ALPS処理水移送ポンプ(A)	ALPS処理水移送ポンプ(B)
-	-	-	-	-	-	-	-

「海域モニタリングの結果」のページ

- トリチウムを中心とした拡散状況や海洋生物の状況を今後継続して確認するため、海水（港湾外）、魚類、海藻のモニタリングを強化し、その結果を公表しています。
- また、放出水が十分に拡散していないような状況等がないことを迅速に把握できるよう、14地点を対象として、検出限界値を10 バクレル/ℓに上げてトリチウムを測定します。

「ALPS処理水 海洋放出の状況」の画面イメージ



クリック

クリックいただくとトリチウム迅速測定の分析結果がご確認いただけます

「海域モニタリングの結果」の画面イメージ

モニタリング結果の公表

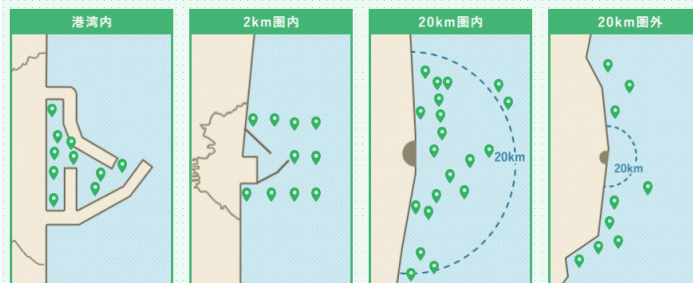
ALPS処理水に関する政府の基本方針に従い、トリチウムを中心とした拡散状況や海洋生物の状況を今後継続して確認するため、海水（港湾外）、魚類、海藻のモニタリングを強化し（2022年4月20日から試料採取を開始）、その結果を公表しています。

有意な変動は確認されていません。（2023年8月10日現在）

[有意な変動の指標](#) [指標の詳細はこちら](#)

マップ内のポイントをクリックするとそれぞれのモニタリング結果がグラフで表示されます

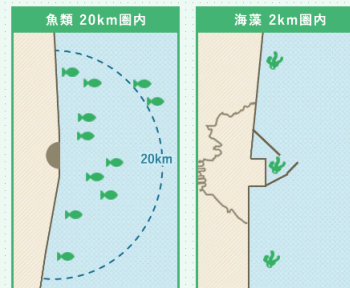
海水のモニタリングポイント



トリチウムの迅速測定の分析結果はこちら

迅速分析は、検出下限値を上げることで迅速に分析を行い、海域の状況を早期に把握することを目的としています。

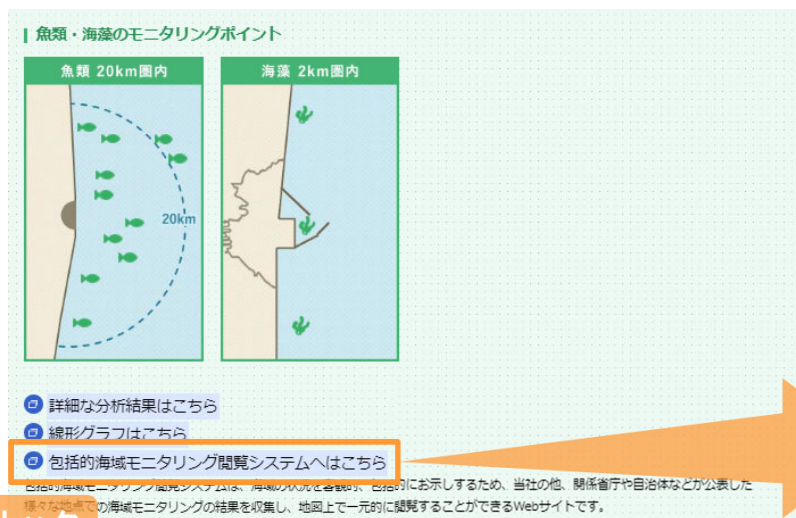
魚類・海藻のモニタリングポイント



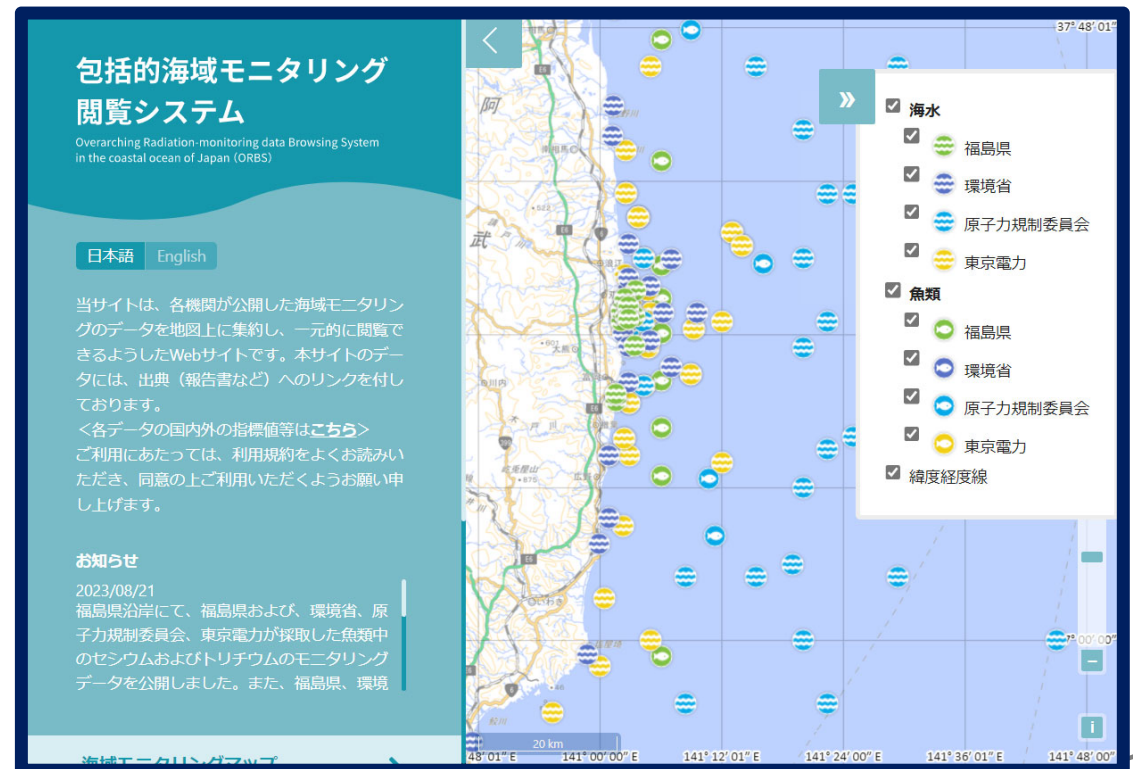
- 海域の状況を客観的、包括的に示すため、当社の他、関係省庁や自治体などが公表した様々な地点での海域モニタリングの結果を収集し、地図上で一元的に閲覧することができるWebサイトを開設しています。
- 福島県、原子力規制委員会、環境省、および当社が採取した海水ならびに魚類中のセシウムおよびトリチウムのモニタリング結果を公開しています。今後、海水や魚類中の他の核種、魚類、海藻類のモニタリング結果なども閲覧できるWebサイトとしていきます。

「海域モニタリングの結果」の画面イメージ

「包括的海域モニタリング閲覧システム」の画面イメージ



クリック



③ 初期の放出方法

- 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（2021年4月13日）のなかで、風評影響を最大限抑制するための放出方法として、“海洋放出の実施に当たっては、周辺環境に与える影響等を確認しつつ、慎重に少量での放出から開始することとする”としている
- 当社は、“慎重に少量での放出”のため、当面の間、2段階に分けた放出を計画

第1段階

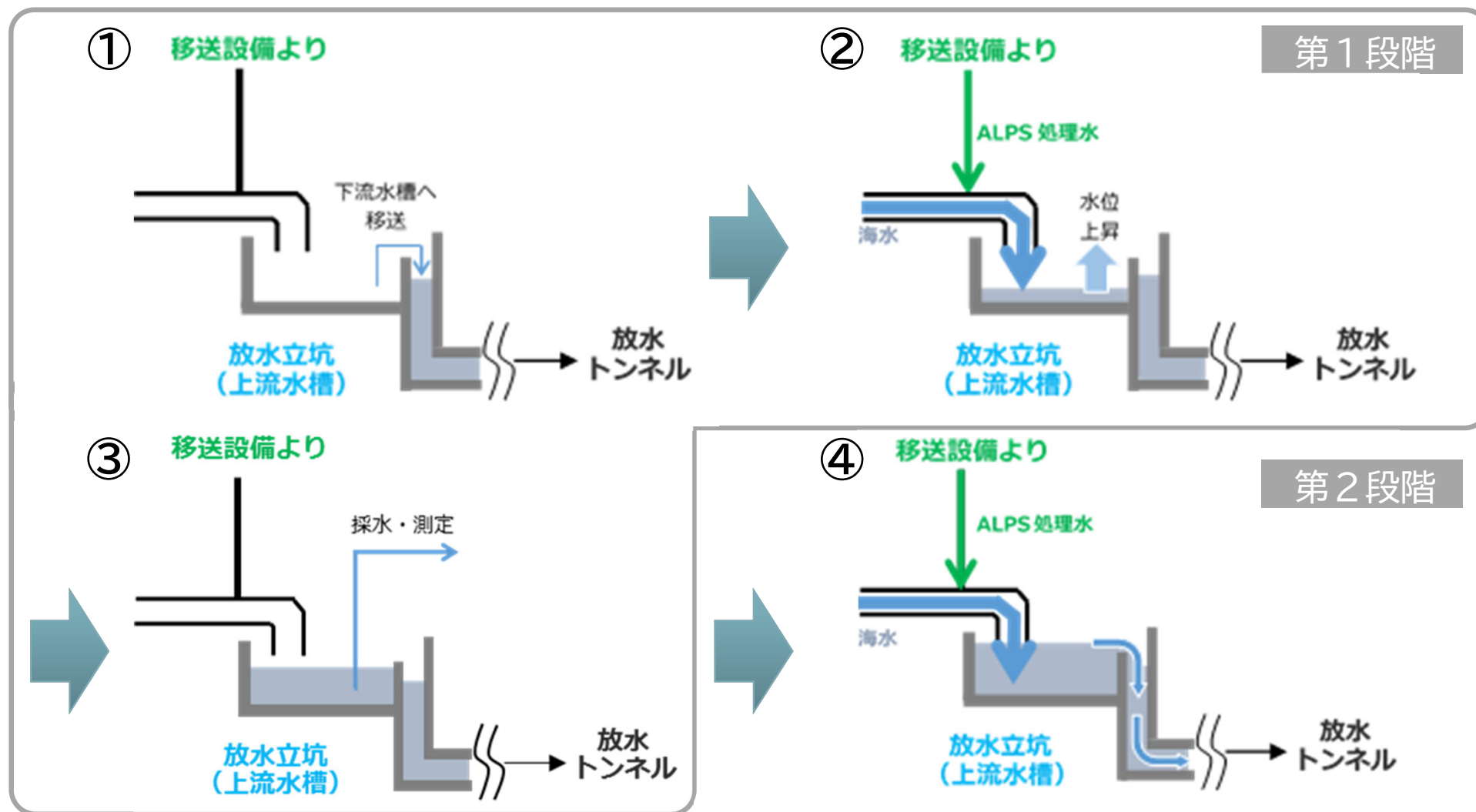
希釈後のALPS処理水のトリチウム濃度を直接確認

ALPS処理水が想定通り希釈できていることを確認するために、ごく少量のALPS処理水（約1m³）を希釈し、一旦、放水立坑（上流水槽）にとどめ、トリチウム濃度を直接確認する

第2段階

設備の健全性および運用手順を確認するための放出

海水移送ポンプ等の設備が健全に運転できること、運用手順を確実に遵守できることを確認するため、第1段階で放水立坑（上流水槽）に貯留した水も含め、測定・確認用設備のタンク1群分のALPS処理水を連続的に移送・希釈し、海洋へ放出する



- ①放水立坑（上流水槽）を空にします（本日時点で、上流水槽は空の状態となっています）
- ②ごく少量（約1m³）のALPS処理水を海水（約1,200m³）により希釈し、放水立坑（上流水槽）に一旦貯留します。
- ③放水立坑（上流水槽）から採水し、トリチウム濃度を測定し、計算上のトリチウム濃度と実際の濃度が同程度であること、及び1,500ベクレル/ℓ未満であることを確認します。（①②③までが第1段階）
- ④その後、第2段階として、連続で海洋放出します。

④ 2023年度の放出計画

- 原則として、トリチウム濃度の低いものから順次放出。
- 本原則を踏まえつつ、トリチウム濃度に加えて廃炉に必要な施設や今後のタンクの運用等も勘案しながら、毎年度末に翌年度の放出計画を策定、公表する。

※放出計画の策定にあたり考慮すべき事項

- トリチウム以外の放射性物質の濃度が国の基準（告示濃度比総和1未満）を確実に満たした上で、年間トリチウム放出総量を減らすために、日々発生分のトリチウム濃度の傾向を踏まえ、翌年度に日々発生分と既貯留分のどちらを優先して放出するかを決定。
- 当面の間、円滑に放出を進めるため、二次処理が不要と見込まれる既貯留分を放出。
- 測定・確認用設備へのALPS 処理水の移送作業を考慮し、測定・確認用設備に近い貯留タンクから放出。

2023年度の放出計画

- 2023年度は測定・確認用設備に転用したK4エリアA～C群に貯留しているALPS処理水ならびに、K4-E群およびK3-A群に貯留しているALPS処理水を放出。各タンク群の放出予定量は以下のとおりであり、これらのトリチウム総量は約5兆ベクレルとなる

第1回放出	測定・確認用設備 (K4エリア) B群	: 約7,800m ³	二次処理 : 無 トリチウム濃度 : 14万ベクレル/㍈ トリチウム総量 : 1.1 兆ベクレル	詳細 次頁 参照
第2回放出	測定・確認用設備 (K4エリア) C群	: 約7,800m ³	二次処理 : 無 トリチウム濃度 : 14万ベクレル/㍈ ※1 トリチウム総量 : 1.1兆ベクレル ※1	
第3回放出	測定・確認用設備 (K4エリア) A群	: 約7,800m ³	二次処理 : 無 トリチウム濃度 : 13万ベクレル/㍈ ※1 トリチウム総量 : 1.0 兆ベクレル ※1	
第4回放出	K4エリアE群 (測定・確認用設備 B群※2に移送) K3エリアA群 (測定・確認用設備 B群※2に移送)	: 約4,500m ³ : 約3,300m ³	二次処理 : 無 トリチウム濃度 : 17～21万ベクレル/㍈ ※1 トリチウム総量 : 1.4兆ベクレル ※1	

➡ 2023年度放出トリチウム総量：約**5兆**ベクレル

※1 タンク群平均、2023年7月1日時点までの減衰を考慮した評価値
※2 第1回放出後、空になったB群に移送

【参考】 K4-B群の第1回放出（第2段階）の概要

K4-B群の放出概要

処理水の性状	測定・評価対象の29核種の放射性物質の濃度（トリチウムを除く）	国の基準（告示濃度比総和1未満）を満たす （告示濃度限度比総和：0.28※） （詳細、QRコード1ページ）	
	トリチウム濃度	14万ベクレル/ℓ （詳細、QRコード2ページ）	
	自主的に有意に存在していないことを確認している39核種	全ての核種で有意な存在なし （詳細、QRコード3ページ）	
	水質検査の状況	国、県の基準を満たす （詳細、QRコード4ページ）	
	水温	外気温とほぼ同じ。約 740 倍に希釈後は、希釈用海水と同じ温度（発電所の温排水とは異なる）。	
処理水放出予定量		約7,800m ³	
処理水流量		約460m ³ /日 （設計最大流量500m ³ /日を超えないように運用上定めたもの）	
希釈用海水流量		約340,000m ³ /日 （放水トンネル内を人が歩く程度のスピード（約1m/秒））	
希釈後の想定トリチウム濃度		約190 ベクレル/ℓ	
放出期間		約17日	

※ 海水希釈後の告示濃度限度比総和との比較

	海水希釈前	海水希釈後(海水で740倍に)	
29核種	0.28	0.00038	} 0.0036 (国の基準のおよそ1/270)
トリチウム	2.33	0.0032	

⑤ トラブル等への対応

- 機器の故障等により、「意図しない形でのALPS処理水の海洋放出」に至るおそれのある事象等が発生した場合に備え、移送設備には緊急遮断弁を設置しています。正常な運転状態を逸脱すると判断される場合においてはインターロックにより緊急遮断弁を自動で閉動作させます。また、必要に応じて運転員の操作によりALPS処理水の海洋放出を停止させます。

(1) インターロック（緊急停止）

以下の場合、緊急遮断弁が自動で閉動作しALPS処理水の海洋への放出を停止させます。

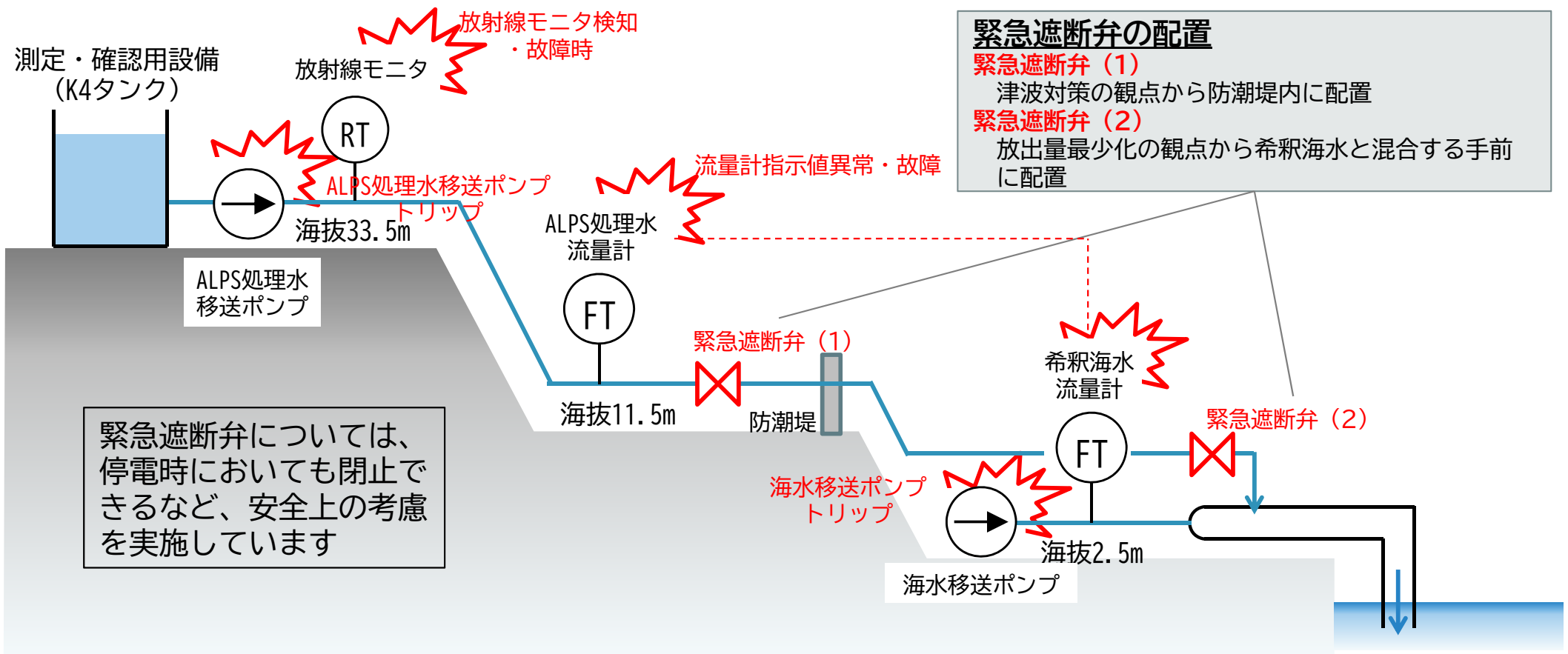
- ①ALPS処理水の希釈放出は、海水流量及びALPS処理水の移送流量を定めた上で行いますが、海水ポンプが停止した場合、または定めたALPS処理水移送流量を超えた場合に緊急遮断弁が自動閉動作するようインターロックを設けています。
- ②ALPS処理水移送ラインに設置した放射線モニタで異常を検出した場合に緊急遮断弁が自動閉動作するようインターロックを設けています。

(2) 運転員の操作による停止（通常停止）

ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設に影響を及ぼしうる自然現象等が発生した場合、海域モニタリングで「放出停止判断レベル」を超えた場合、またはその他当直長が必要と認める場合には、運転員の操作によりALPS処理水の海洋への放出を停止させます

(参考) 緊急遮断弁とは

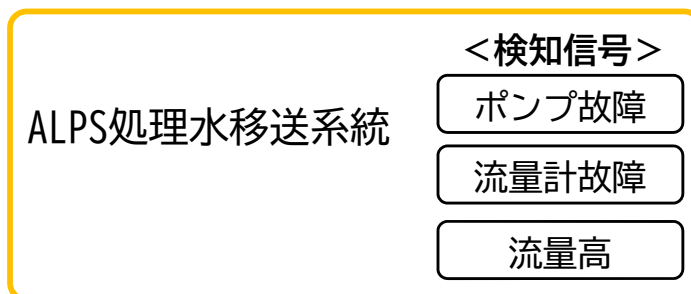
- 緊急遮断弁のうち1箇所は異常時のALPS処理水の放出量を最小限とするよう海水移送配管のそばに、もう1箇所は津波による水没等に備え防潮堤内側に設置しています



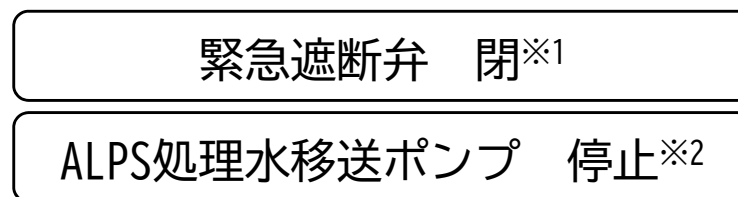
インターロックによる緊急停止

- インターロックによる緊急停止とは、下記の信号を検知した際に緊急遮断弁が自動閉動作する仕組みです

ALPS処理水の希釈率が異常、
もしくは確認できない場合



ALPS処理水の放射能が異常、
もしくは確認できない場合



※1：停電等の異常が発生してもALPS処理水の放出を停止できるよう設計上考慮
※2：ALPS処理水の希釈ができるよう、異常のない海水移送ポンプは運転を継続

- 下記の自然現象等が発生した場合、運転員の操作により海洋への放出を停止させます

震度5弱以上の地震	• 地震により設備が機能喪失した場合の影響を最小化するため
津波注意報	• 津波によって海拔2.5mの設備が損傷するおそれがあるため
竜巻注意情報	• 竜巻によって設備が損傷するおそれがあるため
高潮警報	• 設計通りに海面との水位差による海洋放出ができないおそれがあるため
その他	• 上記以外に異常の兆候があり、当直長が停止する必要があると認める場合

運転員の操作による放出停止（海域モニタリングを踏まえた対応） **TEPCO**

- 海水のトリチウム分析は、図1、2の全地点で検出限界値を0.1~0.4Bq/Lに設定し、概ね週1回実施しています。
- 加えて、図1、2に示す赤枠の地点では検出限界値を10Bq/L程度に上げた迅速に結果を得るモニタリングを設定し、指標「放出停止判断レベル」を超えた場合には、海洋への放出を停止します。
- 特に、図1に示す放水口付近では、迅速に結果を得るモニタリングの頻度を、総合モニタリング計画での各機関の実施頻度を踏まえ、放出開始後1か月程度、週1回から毎日に強化します。

図1 試料採取地点 発電所から3km以内（放水口付近）

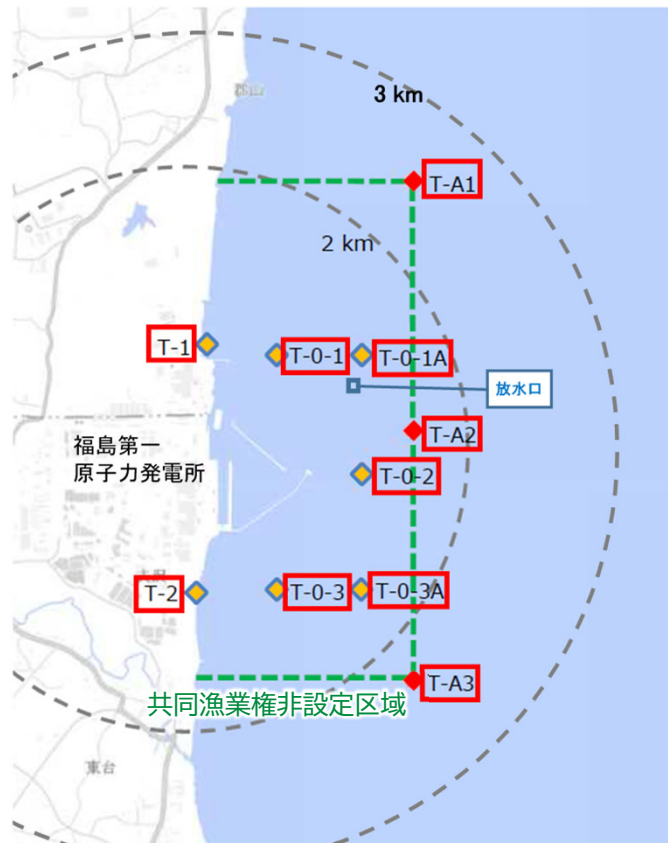
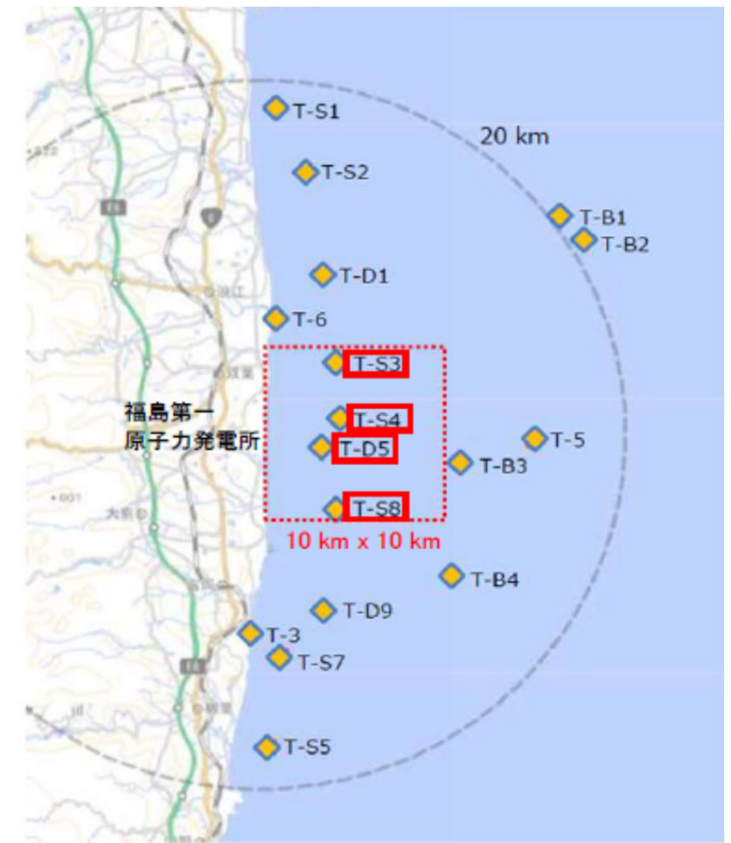


図2 試料採取地点 発電所正面の10km四方内



□ : 迅速に結果を得るモニタリング対象地点（10地点）
 指標（放出停止判断レベル） 700 Bq/L
 分析頻度：週1回 → 放出開始後1か月程度は毎日

□ : 迅速に結果を得るモニタリング対象地点（4地点）
 指標（放出停止判断レベル） 30 Bq/L
 分析頻度：週1回（T-D5）、月1回（T-S3, T-S4, T-S8）

⑥ 通報・公表基準

通報・公表基準 [ALPS処理水希釈放出設備]

公表
区分★

トラブル・事故等分類

通報基準（タイミング）

放出基準を満足しない放出	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 設備の異常やトラブル等によりALPS処理水を未測定・確認不備の状態に放出した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 発生確認後30分以内を目安に通報 応急処置実施内容、実施時期 応急処置実施後（実施した場合） 復旧時 	B
設備停止	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 設備の異常やトラブル等により設備の運用（受け入れ、測定・確認、放出）を停止した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 発生確認後30分以内を目安に通報 応急処置実施内容、実施時期 応急処置実施後（実施した場合） 復旧時 	C
水漏れ・水溜りの発見	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 漏れた水が放出基準を満足していることが確認できない場合で、港湾内に流出した可能性がある場合 ❖ 漏れた水が海水のみと判断できる場合は除く 	<ul style="list-style-type: none"> 発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい防止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信） 	B
	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 漏れた水が放出基準を満足していることが確認できない場合 ❖ 漏れた水が海水のみと判断できる場合、予め養生を設けるなど管理された状態において水漏れを確認した場合、堰外での水漏れで漏えい量が微量かつ範囲も限定的（その場に留まっている場合）であり、周辺にある設備や外部への影響がないと判断できる場合（微量とは1リットル程度）などを除く 	<ul style="list-style-type: none"> 発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい防止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信） 	C
取水モニタ・立坑モニタ	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 取水モニタ・立坑モニタで高警報が発生した場合 ❖ モニタ周りの作業（点検、清掃など）による警報発生と把握している場合は除く 	<ul style="list-style-type: none"> 手分析を行い測定結果が高警報以上であることを確認後30分以内を目安に通報 	C
サンプリング結果	—	<ul style="list-style-type: none"> 放出前のK4タンクのサンプリング結果 	<ul style="list-style-type: none"> 放出開始前 	その他
放出実績	作業	<ul style="list-style-type: none"> 放出開始・終了 	<ul style="list-style-type: none"> 放出作業開始実績・終了実績 	E
		<ul style="list-style-type: none"> 放出量の実績 	<ul style="list-style-type: none"> 1日の放出量の実績を通報 	その他

★ 公表区分「B」、「C」は、報道関係者へ一斉メールを発信する。また、公表区分「E」、「その他」は、適宜、日報への記載、会見での説明を行う。

⑦ 国内外のみなさまとのコミュニケーション

- 当社は、地元のみなさまをはじめ、関係するみなさまのご懸念やご関心に向き合い、当社の考えや対応についてご説明をさせていただき、国際原子力機関（IAEA）による国際的な安全基準に照らしたレビューを含めて、科学的根拠に基づく情報の国内外への発信をさらに進めてまいります。また、モニタリングデータ等については、透明性高く、分かりやすい形での公開に努めてまいります
- 具体的には、以下の国内外のみなさまとのコミュニケーションを、これからも一つひとつ積み重ねてまいります

科学的根拠に基づく情報をお伝えし、ご懸念やご関心にしっかり応えていく取組

- P31 さまざまな機会を捉えたコミュニケーション
- P31 地域イベント等への参加
- P32 福島第一原子力発電所の視察・座談会
- P32 オンライン型の視察（視察者と案内者をネットで繋ぐ）
- P33 視察受入の拡大に向けた新たな取組
- P33 首都圏でのイベント出展
- P34 国内外メディア等を通じた情報発信

様々な媒体の活用等を通じた正確でわかりやすい情報の発信

- P35・36 ホームページ等の情報発信ツールの整備・拡充（海外向けを含む）
 - ホームページの多言語化
 - 解説動画・解説冊子
- P37 首都圏を含む全国での交通広告（デジタルサイネージ）
- P38 メディア等を通じた情報発信（新聞広告・地元FM等）
- P39 海洋生物の飼育試験と情報発信

客観性・透明性を確保する取組

- P40 国際原子力機関（IAEA）の安全性評価
- P41 海域モニタリングの強化
 - 国の総合モニタリング計画の強化を踏まえた対応（2022.4～）
 - 包括的海域モニタリング閲覧システム（ORBS）の開設

風評影響を抑制するための取組

- P42 「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」への積極貢献等

科学的根拠に基づく情報をお伝えし、ご懸念やご関心にしっかり応えていく取組

- 福島第一原子力発電所の廃炉・処理水等対策について、みなさまのご懸念やご関心に向き合い、当社の考えや対応への丁寧な説明を重ねてまいります

- **さまざまな機会を捉えた関係者とのコミュニケーション**

- ー 訪問説明や説明会等のさまざまな機会を通じ、関係者のご意見をお伺いし、その想いを真摯に受け止めながら、当社の取組や考え、風評対策等をお伝えするコミュニケーションを継続しています

〔2021年4月～2023年7月：約6,600回〕

- ー 首都圏の流通関係者や小売・飲食店関係者への個別説明会も実施しています

〔2021年4月～2023年6月：対話活動96回〕



地域住民の方への説明会の様子

- **地域イベント等への参加**

- ー 廃炉・処理水等対策の取組に関して、地域で開催されるイベントに出展（国と協働）し、1Fジオラマやロボットを用いて、廃炉作業の現状についてご説明しています

〔2022年度以降の参加実績：11回、約3,350名〕

※参加例：富岡町桜まつり2022及び2023、標葉祭り2022、JCカップU-11少年少女サッカー全国大会、ふたばワールド2022in双葉、おだか浮舟まつり(小高区文化祭)、いわきFCホーム試合、令和4年度 復興なみえ町十日市祭、ゼロカーボンフェスティバル2022inおおくま、双葉町ダルマ市2023、2023新町にぎわいマーケット



富岡町桜まつり2023（2023年4月8,9日）

科学的根拠に基づく情報をお伝えし、ご懸念やご関心にしっかり応えていく取組 (つづき)

● 福島第一原子力発電所の視察・座談会

- ー 福島県内にお住いの方向けに、廃炉作業の現場で、現物を目でご確認いただけるご視察をご案内しています。ご懸念やご質問に対しては、その場でお応えしています
- ー **2023年度は、13市町村の毎月開催を継続、13市町村以外は降雪時期を除き、毎月開催(全8回)に拡大しています。**

[2019年10月～2023年7月実績]

- ・ 視察：14,728名(1,289団体)
- ・ 視察・座談会(福島県内)：開催33回 計480名
(13市町村23回、13市町村以外県域全体10回)

● オンライン型の視察 (視察者と案内者をネットで繋ぐ)

- ー 当社Webで公開中の「福島第一バーチャルツアー」動画等を活用、国内外の方のニーズに応じて実施しています

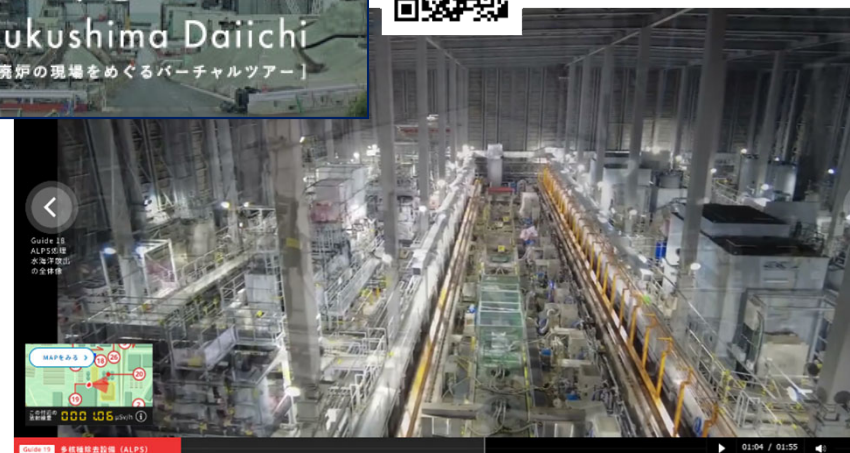
[2020年8月～2023年4月実績]

オンライン視察者：66団体、2,809名 (海外団体を含む)



廃炉はどのくらい進んでいる？ALPS処理水は安全なの？
そんな疑問をお持ちの皆さまのために、福島第一原子力発電所構内の視察、座談会を開催いたします。
ぜひ、福島第一原子力発電所の最新状況を直接ご覧いただき、廃炉やALPS処理水に関する疑問やご意見をお聞かせください。

視察・座談会は募集チラシ等で告知しています



バーチャルツアーのイメージ

科学的根拠に基づく情報をお伝えし、ご懸念やご関心にしっかり応えていく取組 (つづき)

● 視察受入の拡大に向けた新たな取組

- －福島県ホープツーリズム商標使用認定団体向けのご視察受け入れを開始します

(2023年9月～受付開始)

- －福島第一原子力発電所ならびに廃炉資料館、中間貯蔵施設が連携し、廃炉作業や中間貯蔵施設の取り組み状況をご視察いただく連携プランの運用を開始しました (2023年7月4日～随時実施中)

- －福島第一原子力発電所構内に新設した、5～6号機やALPS処理水希釈放出設備を視察できる視察台「グリーンデッキ」の運用を開始しました (2023年6月26日～随時実施中)

● 首都圏でのイベント出展

- －「科学技術館」で、お子さま向けのイベントブース「ボンテンでふわふわ分子模型づくり」を開催しました。工作をしながら、トリチウム（三重水素）や水素のしくみ学んでいただくとともに、保護者のみなさまとは、廃炉の取組や、ALPS処理水の取扱いについてご説明し、双方向の意見交換を行いました (2023年3月26日、7月29日・30日)

〔2023年3月26日参加者：約400名（小学生＋保護者）〕

〔2023年7月29・30日参加者：約400名（小学生＋保護者）〕



中間貯蔵施設内から見る福島第一原子力発電所



グリーンデッキから見る5号機と6号機



科学技術館でのイベントの様子 (2023年7月)

科学的根拠に基づく情報をお伝えし、ご懸念やご関心にしっかり応えていく取組 (つづき)

● 国内外メディア等を通じた情報発信

— 科学的根拠に基づく情報をお伝えさせていただくべく、報道発表、記者会見、発電所の現場公開、説明会等を実施しています

例) 定例会見 (毎週月木)、
中長期ロードマップ会見 (毎月月末)、
ALPS処理水希釈放出設備合同取材 (2023年6月)

— 海外メディアや在日大使館は、当社主催や国と合同でのブリーフィング、発電所へのご案内などを通じて、情報を発信しています。また、問い合わせやインタビューなどの取材にも対応しています

例) フォーリンプレスセンタージャパンのご協力による福島第一取材会、及び、当社ブリーフィング (2023年7月)



記者会見の様子
(2023年6月中長期ロードマップ進捗状況)



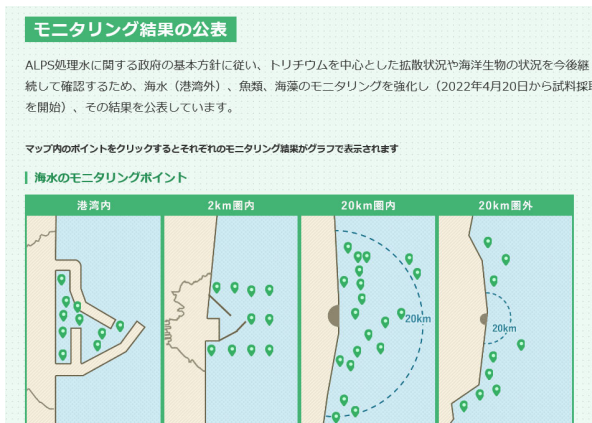
海外メディア向け合同会見
(2023年7月)

様々な媒体の活用等を通じた正確でわかりやすい情報の発信

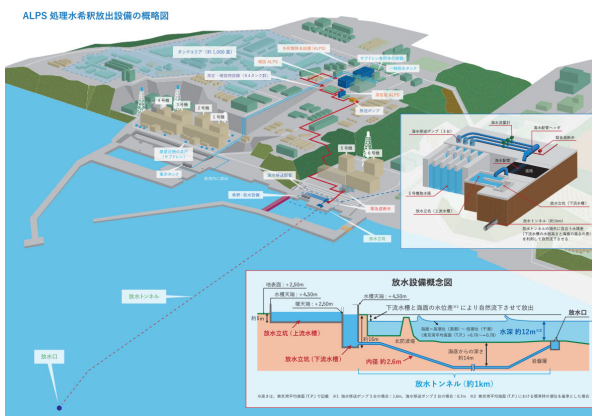
● 情報発信ツールの整備・拡充（海外向けを含む）

－ 当社ホームページの特設サイト「処理水ポータルサイト」

- ✓ 順次、多言語化を実施しました
導入済みの言語：日・英・中(簡体字・繁体字(台湾)・香港繁体字)・韓
- ✓ 2022年9月、海域モニタリングのページを新たに設け、採取している地点が一目でわかるデザインに変更しました(右図)



処理水ポータルサイト／海域モニタリング



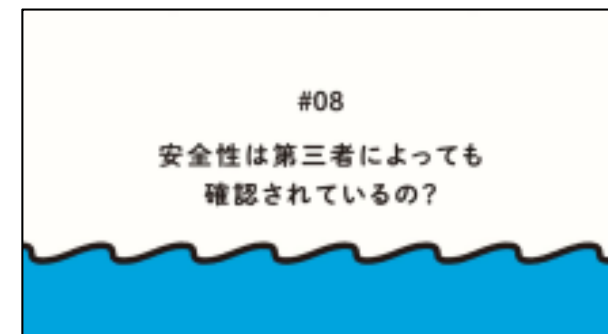
ALPS処理水希釈放出設備の概略図

－ 「トリチウム」「放射線影響評価結果」「ALPS処理水希釈放出設備の概略図」「ALPS処理水を用いた海洋生物飼育試験」「IAEAレビュー」の解説冊子

- ✓ 当社HPに電子書籍化して公開しています（日・英・中・韓）

－ 「動画でわかる。ALPS処理水」（2022年3月～）

- ✓ ALPS処理水の性状や取扱い等について、分かりやすく解説する1分程度のシリーズ動画を公開しています youtubeで公開しています（日・英）
- ✓ 専門用語や難しい文言は避け、平易な表現とし、シンプルなイラストを活用しています



動画でわかるALPS処理水



様々な媒体の活用等を通じた正確でわかりやすい情報の発信（つづき）

－CG解説動画

- ✓ 「ALPSの仕組み」 2023年1月27日～
- ✓ 「測定・確認用設備の概要」 2023年4月18日～
- ✓ 「移送・希釈設備の概要」 2023年8月17日～



測定・確認用設備の概要



－「ALPS処理水についてお伝えしたいこと」

(2023年2月6日～)

- ✓ ALPS処理水に関する科学的な知見に基づく情報を、18枚の図表入りメッセージ、4本の動画にとりまとめ、ホームページやYouTubeで発信しています（英中韓版を掲載）。
- ✓ YouTube 4動画で計約2,200万回再生いただいています。（2023年7月末時点）
- ✓ 駅や空港の電子広告（デジタルサイネージ）にも掲出し、情報発信しています。



「ALPS処理水についてお伝えしたいこと」



様々な媒体の活用等を通じた正確でわかりやすい情報の発信 (つづき)

一 首都圏を含む全国での交通広告 (デジタルサイネージ)



◀ JR東京駅
2023年2月6日～19日
5月15日～21日
5月29日～6月4日



JR品川駅 ▶
2023年3月13日～26日
8月14日～20日



◀ 成田空港 (英訳版)
2023年4月5日～30日



◀ 羽田空港 (英訳版)
2023年6月1日～30日



関西国際空港 (英訳版) ▶
2023年5月1日～31日

様々な媒体の活用等を通じた正確でわかりやすい情報の発信 (つづき)

● 福島県、近隣県(宮城・岩手・茨城)、首都圏メディア等を通じた情報発信

―新聞広告

- ✓ 県内や近隣県の新聞に、廃炉・処理水等対策の取組の紹介やみなさまからの質問にお答えする新聞広告をシリーズで掲載しています。

〔掲載実績：2022年8月～2023年7月までに計26回〕

掲載テーマ例

- 「ALPS処理水に含まれるトリチウムとは」
- 「ALPS処理水の海洋放出にあたっての安全性確保」
- 「国際原子力機関（IAEA）による安全性の確認」

など

Q&A



2023年5月28日 新聞広告

―地元FMおよびネットアプリでのラジオ放送

- ✓ FMいわきで、「廃炉のいま、あした」をテーマに放送しています。
(2023年5月31日～毎週水曜日 18:14～29)
～ 当社社員が出演し、廃炉・汚染水・処理水対策を説明
- ✓ いわき市民向けの放送に加え、ネット配信（アプリの「Listen Radio」を介します）により全国各地で聴くことができます。



FMいわきでの収録の様子

様々な媒体の活用等を通じた正確でわかりやすい情報の発信 (つづき)

● 海洋生物の飼育試験と情報発信

- ALPS処理水の安全性を「目に見える形」でお伝えするために、「ALPS処理水を添加した海水」と「通常海水」の2つの環境で海洋生物（ヒラメ・アワビ等）の飼育試験を行い、比較・検証を行っています
- これまでの海洋生物飼育試験では、「生体内のトリチウム濃度は生育環境（水槽の海水）の濃度を上回らないこと」「通常海水に戻すと時間経過とともにトリチウム濃度が下がること」をお示ししています
- 日々の飼育状況は、「ライブカメラ」（YouTube）や「飼育日誌」（Twitter）等で公開しています。また、飼育状況や水質状況等のデータはWebサイトの「月報」でお知らせしています



海洋生物飼育試験ライブカメラ(例)



海洋生物飼育日誌(例)

客観性・透明性を確保する取組

● 国際原子力機関（IAEA）の安全性評価

※1 第1回、第2回のレビューはそれぞれ、2022年2月、11月に行われ、これらの報告書の概要をリーフレット形式で公開しています。それらのリーフレットはこちらからご覧いただけます。



IAEAの国際安全基準に基づき、ALPS処理水・放出水の性状、放出プロセスの安全性、人と環境の放射線影響等について技術的な確認（レビュー）が行われてきました※1

2023年7月4日、これまでのレビューを総括した「包括報告書」がIAEAより公表されました

包括報告書での結論

- ALPS処理水の海洋放出に対する取組ならびに、東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致している。
- 現在、東京電力により計画されているALPS処理水の放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となる。

IAEAは、放出中・放出後においても、ALPS処理水の海洋放出の安全性確保にコミットする、としています

当社は、引き続きIAEAの国際安全基準に照らした追加のレビュー等を受け、安全確保に万全を期すとともに、科学的根拠に基づくレビューの内容などについて、広く国内外のみなさまへ透明性高く発信してまいります



IAEAによるALPS処理水サンプル採取の立ち合い



ALPS処理水移送設備をご覧いただいている様子

客観性・透明性を確保する取組 (つづき)

● 海域モニタリングの強化

ALPS処理水に関する政府の基本方針に従い、トリチウムを中心とした海域への放射性物質の拡散状況や海洋生物の状況の確認を2022年3月に強化し、同年4月から測定結果を公表しています

ー 海域モニタリング結果の状況

- ✓ 現在、福島第一原子力発電所からサブドレン・地下水ドレン、地下水バイパス、構内排水路の水を排水していますが、セシウム137やトリチウムの濃度は日本全国の海水における測定値の変動範囲内で推移しています

ー 包括的海域モニタリング閲覧システム (ORBS) の開設について (2023年3月13日~)

- ✓ 海域の状況を客観的、包括的にお示しするため、当社その他、関係省庁や自治体などが公表した様々な地点での海域モニタリング結果を収集し、地図上で一元的に閲覧できるWebサイトを開設しました

日本語版トップページ

● にカーソルを合わせる
当該地点の測定データ
を表示

● をクリック
当該地点における
データ推移を表示

試料採取日	Cs-134	Cs-137	H-3
2022/12/21	ND(0.0014)	0.0014	ND(0.071)
海面~海面下0.5 m	ND(0.0014)	0.0014	ND(0.071)
海底から2~3 m上	ND(0.0014)	0.0019	-

試料採取日	Cs-134	Cs-137	H-3
2022/12/21	ND(0.0014)	0.0014	ND(0.071)
2022/12/16	ND(0.0014)	0.0014	ND(0.071)
2022/12/11	ND(0.0014)	0.0014	ND(0.071)

風評影響を抑制するための取組

新たな風評を起こさない、風評被害を拡げないとの強い決意で、これまで取り組んできた風評を受け得る生産・加工・流通・消費への取組を、今後もしっかりと継続していくとともに、風評影響へのご懸念も踏まえ、関係者の方々との対話・協議を通じて必要な対策を適宜講じてまいります。

● 「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」への積極貢献等

当社がこれまで取り組んでいる流通促進活動に加え、国が設立した「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」の活動にも積極的に協力し、三陸常磐産品の魅力発信・消費拡大に貢献してまいります。



<「三陸・常磐ウィークス」への協力>



<発見！ふくしまお魚まつり>



<小売店での販促フェア>

⑧ 賠償の取組状況

- ALPS処理水放出に伴い風評被害が発生した場合は、2022年12月に公表した賠償の基本的な考え方を踏まえ、適切に賠償させていただきます。
- 外国政府からの禁輸措置等により国内の事業者さまに輸出に係る被害が発生した場合は、適切に賠償させていただきます。
- 10月2日より請求書の発送のご依頼を受付開始し、11月20日から順次、請求書を発送させていただき、ご請求の受付を開始します。既に被害が発生しているとお申し出をいただいた場合は、個別にご事情をお伺いして対応させていただきます。
- お問い合わせについては、引き続き、以下の「ご相談専用ダイヤル」等でご対応させていただくとともに、ALPS処理水放出に関する損害賠償に関する「専用ページ」を当社ホームページに開設いたしました。

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償ご相談専用ダイヤル

0120-429-250

受付時間 午前9時～午後7時（月～金〔除く休祝日〕）
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償に関する専用ページ
https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/alps/index-j.html

※「専用ページ」ではご請求に関するよくあるご質問等を掲載しております。
※専用ダイヤルにお電話いただいた際は、自動音声で「専用ページ」をご案内させていただきます。



福島第一原子力発電所 ALPS処理水の海洋放出開始について

2023年8月31日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 ALPS処理水の海洋放出開始について

- 8月22日、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（第6回）」が開催され、政府からALPS処理水の海洋放出の開始時期に係る判断が示されるとともに、当社に対し、放出開始に向けた準備をするよう求めがなされました。
- 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉作業の実施主体として、このたびの政府の判断ならびに要請を厳粛に受け止め、原子力規制委員会の認可を得た実施計画に基づき、最大限の緊張感をもって、放出開始に向けた準備を速やかに進めてまいりました。
- 廃炉の一環であるALPS処理水の海洋放出は、長期にわたる持続的な取組です。当社は、この期間を通じ、「風評を生じさせない」との強い覚悟をもって、「設備運用の安全・品質の確保」、「迅速なモニタリングや正確で分かりやすい情報発信」、「IAEAレビュー等を通じた透明性の確保」、「風評対策」ならびに「損害発生時の適切な賠償」に、全力で取り組んでまいります。
- 加えて、地元をはじめとした皆さまが、この先もずっと安心して暮らし、生業を続けていくことができるよう、廃炉の現状や安全対策等の取組を丁寧にご説明させていただくとともに、皆さまからのご懸念やご関心に真摯に向き合い、ご要請をしっかりと受け止め、応えていく取組を一つひとつ重ねてまいります。
- なお、これらの取組を確実に進め、特に、海洋放出の始動段階における対応に遺漏がないよう、経営陣が現場情報を適時に把握し、全社横断的かつ総力を挙げて迅速な課題解決にあたるための体制※を速やかに整え、対応に万全を期してまいります。

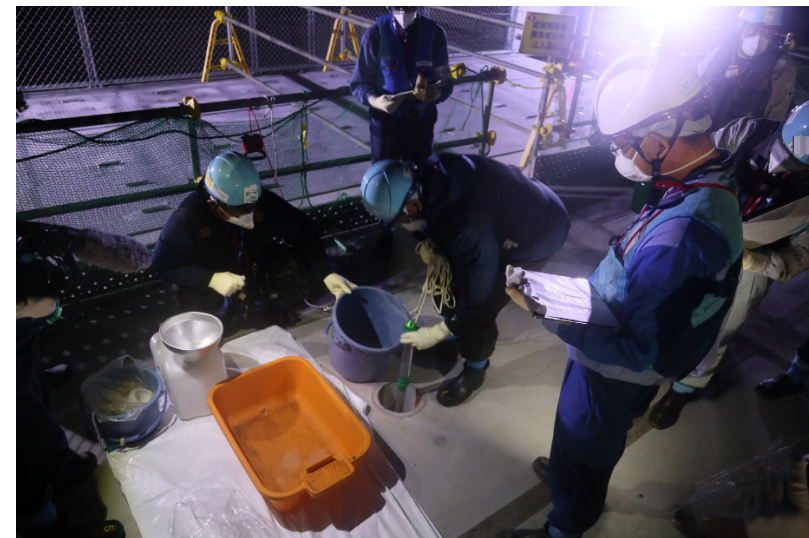
※体制強化

- ① 経営幹部による現場の把握の強化（副社長の現場駐在・監督、社長の現場確認）
- ② 発電所・風評対応・賠償等の関係部署を横断的に統括する社長直轄プロジェクトチームの立ち上げ
- ③ ALPS処理水の海洋放出に伴う影響に特化し、情報発信・風評対策・賠償対応に関し一元的に対応する専任体制を構築し、担当役員を配置

- ALPS処理水初回放出の第1段階として、ALPS処理水が想定通り希釈できていることを確認するために、8月22日から、ごく少量のALPS処理水（約1m³）を移送設備を用いて希釈設備へ移送、海水（約1,200m³）で希釈し、放水立坑（上流水槽）に貯留しました。その後、放水立坑（上流水槽）に貯留した水を採取しました。



<第1段階キースイッチ操作風景>



<上流水槽から初回採取の様子>

放水立坑（上流水槽）水の分析結果（第1段階の分析結果）



- 8月22日に採取した、希釈したALPS処理水のトリチウム濃度を測定し、分析値が計算上の濃度と同程度であること、分析値が1,500^{ベクレル/リットル}を下回っていることを確認しました。
- また、日本原子力研究開発機構にも採取した水を分析いただき、分析値が1,500^{ベクレル/リットル}を下回っていることを確認いただきました。

2023年8月24日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

以下を確認しました。

- 分析値は1,500^{ベクレル/リットル}を下回っていること。
- 分析値（43^{ベクレル/リットル}～63^{ベクレル/リットル}）は、ALPS処理水と海水を混合した際の不確かさを考慮した計算値（53^{ベクレル/リットル}～210^{ベクレル/リットル}）に入っており、分析値と計算値は同程度であること。

放水立坑（上流水槽）水の分析結果

要約	分析値	43～63 (Bq/L)	(1,500 ^{ベクレル/リットル} 未満の確認)
	計算比較	計算値 (53～210 ^{ベクレル/リットル})と同程度を確認 ※3	

核種	採取日時	分析結果					
		東京電力HD			日本原子力研究開発機構 ※2		
		分析値 (Bq/L)	不確かさ ※1 (Bq/L)	検出限界値 (Bq/L)	分析値 (Bq/L)	不確かさ ※1 (Bq/L)	検出限界値 (Bq/L)
H-3	2023/08/22 20:34	5.3E+01	± 9.8E+00	5.9E+00	4.8E+01	± 1.0E+01	1.6E+01

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。
(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 「不確かさ」とは分析データの精度を意味している。
「不確かさ」は「拡張不確かさ：包含係数k=2」を用いて算出している。

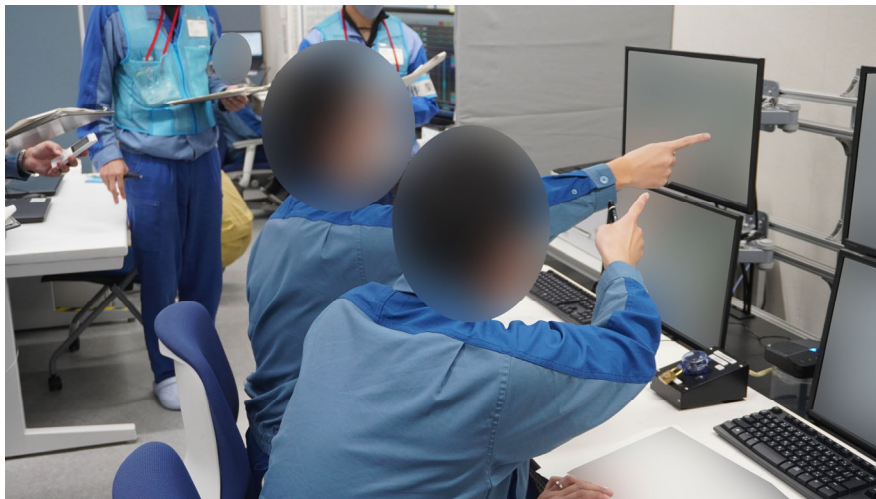
※2 ALPS処理水の海洋放出に関する政府の基本方針に基づく、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大熊分析・研究センターによる分析値

※3 分析値 (53±9.8≒43～63) は、混合希釈の不確かさを考慮した計算値 (53～210) に入っている。

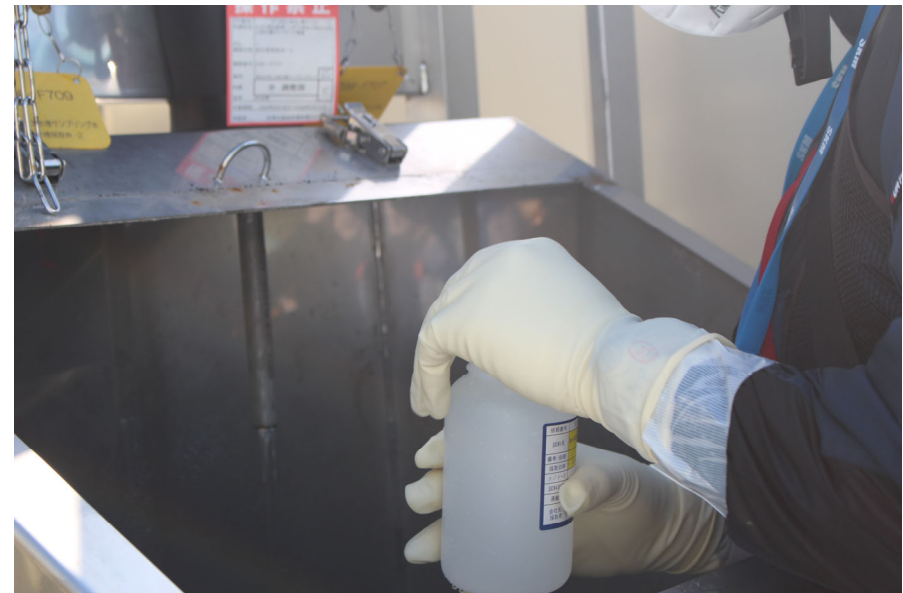
日本原子力研究開発機構にも採取した水を分析いただき、分析値が1,500^{ベクレル/リットル}を下回っていることを確認いただきました。

福島第一原子力発電所 ALPS処理水の海洋放出開始について（第2段階）

- 第1段階で放水立坑（上流水槽）に貯留した水も含め、測定・確認用設備のタンクB群のALPS処理水を連続的に移送・希釈し、海洋放出を8月24日13時3分から開始しました。
- また、放出期間中、適切にトリチウムの希釈が行われていることの確認を目的とし、海水配管から試料採取を行いました。



<当直員の運転操作風景（第2段階）>



<海水配管ヘッダから初回採取の様子>

放水立坑（上流水槽）上流海水配管水の分析結果（第2段階の分析結果） **TEPCO**

- 8月24日に採取した、希釈したALPS処理水のトリチウム濃度を測定し、分析値が計算上の濃度と同程度であること、分析値が1,500ベクレル/Lを下回っていることを確認しました。

放水立坑（上流水槽）上流海水配管水の分析結果

以下を確認しました。

- ① 分析値は1,500Bq/Lを下回っていること。
- ② 分析値（142Bq/L～178Bq/L）は、ALPS処理水と海水を混合した際の不確かさを考慮した計算値（104Bq/L～414Bq/L）に入っており、分析値と計算値は同程度であること。

要約	分析値	142～178 (Bq/L)	(1,500Bq/L未満の確認)
	計算比較	計算値（104～414Bq/L）と同程度を確認 ※2	

放射能分析 トリチウム

核種	採取日時	分析結果		
		分析値 (Bq/L)	不確かさ ※1 (Bq/L)	検出限界値 (Bq/L)
H-3	2023/08/24 15:22	1.6E+02	± 1.8E+01	6.2E+00

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 「不確かさ」とは分析データの精度を意味している。

「不確かさ」は「拡張不確かさ：包含係数k=2」を用いて算出している。

※2 「計算値」とは、測定・確認用設備で分析したトリチウム濃度とALPS処理水、海水の流量比から計算で求めた値。

「計算値」は当社ホームページに掲載している「希釈後トリチウム濃度」を指し、潮位などにより、わずかに変動するが一日をとおして変化するものではないため、原則、試料採取日の15時の値を用いて計算比較する。

https://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1-rt/html-j/f1-alps_fd-month-sel-j.html

分析値は、混合希釈の不確かさ（1/2×計算値～2×計算値）を考慮した計算値と比較する。

迅速に結果を得るための海域モニタリング（発電所から3km以内）の分析結果 **TEPCO**

- 迅速に結果を得るため、検出限界値を10Bq/L程度に上げて、発電所から3km以内10地点にて実施する海域モニタリングについて、8月24日、海水試料の採取を行い、その後、トリチウム濃度を測定してまいりました。その結果、分析値が放出停止判断レベル（700Bq/L）および調査レベル（350Bq/L）以下であることを確認しました。

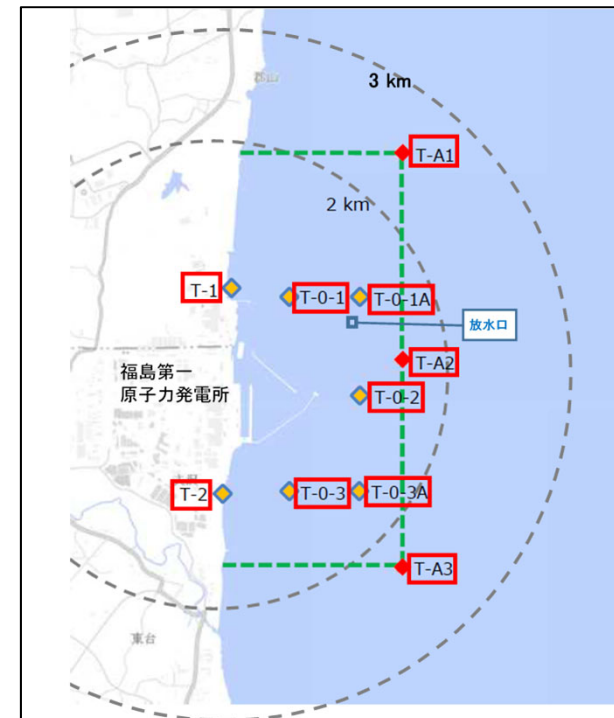
海水分析結果<発電所から3km以内>（迅速に結果を得る測定）

要約 放出停止判断レベル（700Bq/L）および調査レベル（350Bq/L）以下を確認※1

採取場所	採取日時	H-3 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/08/24 15:25	< 6.3E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/08/24 15:23	< 6.3E+00
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2023/08/24 16:15	< 8.0E+00
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2023/08/24 15:58	< 4.6E+00
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2023/08/24 15:48	< 8.1E+00
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2023/08/24 15:43	< 4.7E+00
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2023/08/24 15:28	< 8.0E+00
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2023/08/24 16:05	< 6.6E+00
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2023/08/24 15:52	< 6.6E+00
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2023/08/24 15:38	< 6.6E+00

- ・不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ※1 放出停止判断レベル：設備の運用としてALPS処理水の海洋放出を停止する指標
 調査レベル：放出停止判断レベルに達する前段階で必要な対応（設備・操作手順の確認、モニタリングの強化等）を取る指標
 (参考) WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウムの指標：1E+04Bq/L (1万Bq/L)

各採取地点の分析値が、放出停止判断レベル（700Bq/L）を下回っており、調査レベル（350Bq/L）も下回っていることを確認しました。



各機関の至近の迅速測定結果（令和5年8月28日現在）



■ 東京電力 詳しくは[こちら](#)（東京電力 トリチウムの迅速測定の分析結果）

【海水】

8月27日に福島第一原子力発電所から3km以内10地点にて採取した海水のトリチウム濃度の迅速な測定を行った結果、すべての地点において、トリチウム濃度は検出下限値未満（6.1～6.8ベクレル/リットル未満）であることを確認しました。

■ 環境省 詳しくは[こちら](#)（環境省ホームページ）

【海水】

8月25日朝に福島県沖の11測点にて採取した海水試料を分析（迅速測定）した結果、すべての測点において、海水のトリチウム濃度は検出下限値未満（7～8ベクレル/リットル未満）であり、人や環境への影響がないことを確認しました。

■ 水産庁 詳しくは[こちら](#)（水産庁ホームページ）

【水産物】

8月27日朝にALPS処理水放出口の北側約4kmで採取されたヒラメ及び同放出口の南側約5kmで採取されたヒラメのトリチウム迅速分析の結果、いずれの検体も放出前と同様に検出下限値未満（約8.6ベクレル/kg 未満）であることを確認しました。

■ 福島県 詳しくは[こちら](#)（福島県ホームページ）

【海水】

8月25日に福島県沖の9測点にて採水した海水のトリチウム濃度は、迅速分析を実施した結果、すべての測点で検出下限値未満（3.7～4.1ベクレル/リットル未満）であり、人や環境への影響がないことを確認しました。

処理水ポータルサイト お知らせ「各機関の迅速測定結果」

<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/news/>

福島第一原子力発電所

ALPS処理水の海洋放出開始について（IAEAによる立会い）



国際原子力機関（IAEA）職員によるALPS処理水の初期の放出（第1段階）における初回採取への立会い
<8/22上流水槽からの初回採取への立会いの様子>



国際原子力機関(IAEA)職員によるALPS処理水の初期の放出（第2段階）への立会い
<8/24海水配管ヘッダからの初回採取への立会いの様子>

福島第一原子力発電所

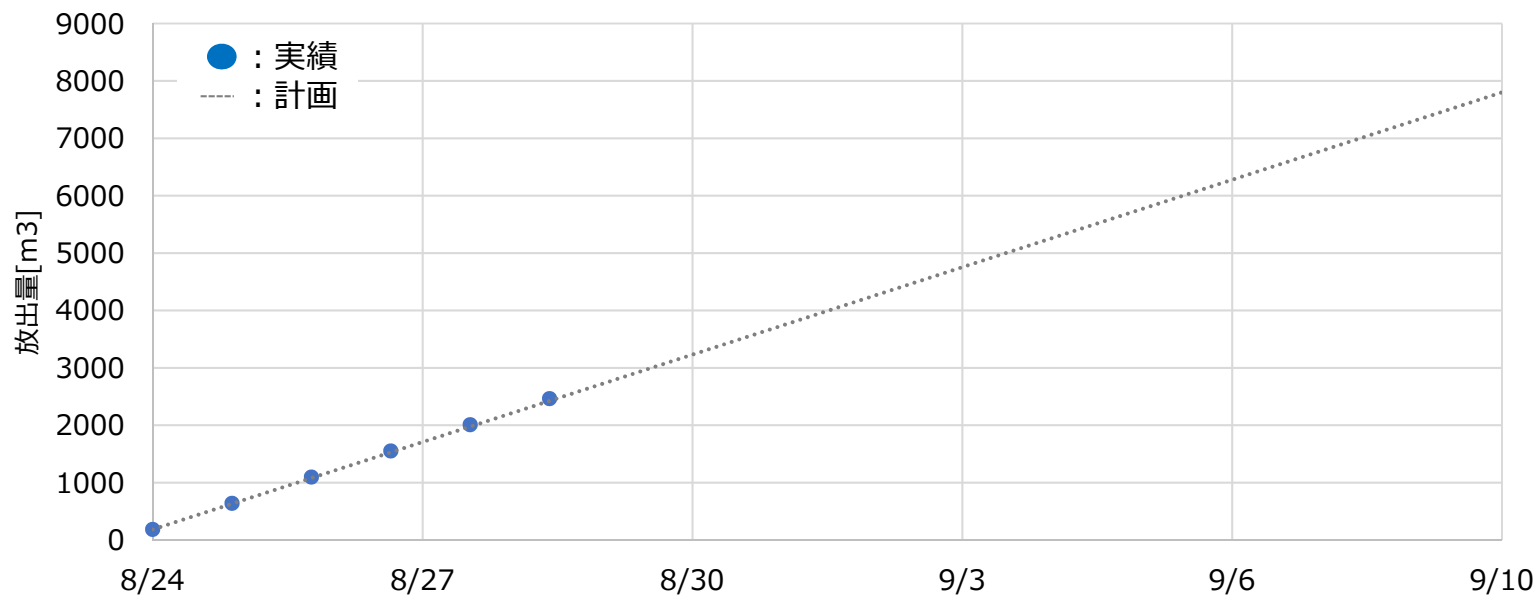
ALPS処理水の海洋放出開始について（放出実績）



- 海洋放出を8月24日から開始し、計画通り進捗しております。
- 引き続き緊張感を持って対応して参ります。

ALPS処理水 放出量	積算 (放出開始後)	2463	m3
----------------	---------------	------	----

<8/29時点の放出実績>



< 8/29時点の放出実績グラフ >

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する 海域モニタリングの状況について

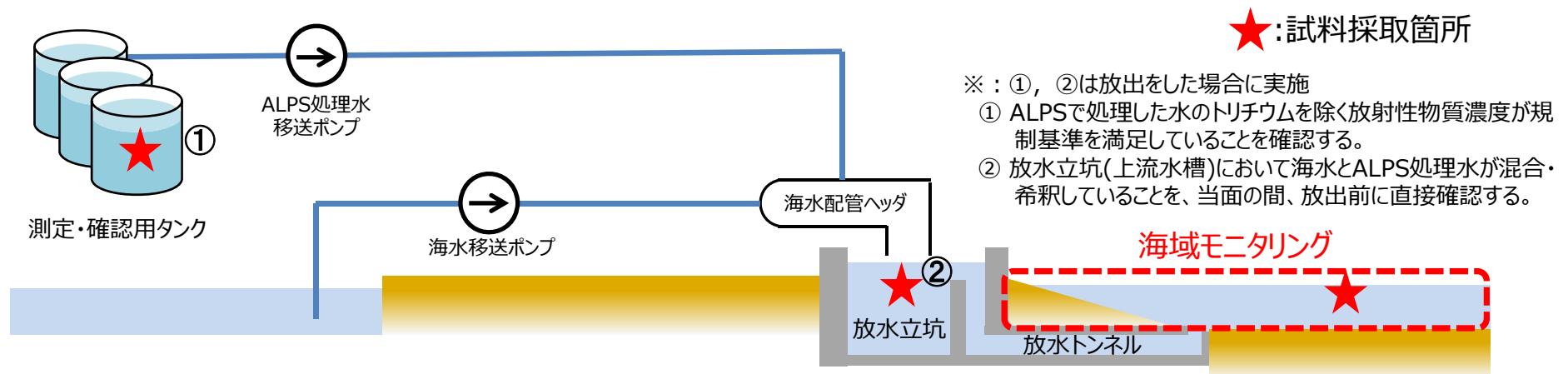
2023年8月31日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

【海域モニタリング計画の策定・開始】

- 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）放出の実施主体として、放水口周辺を中心に重点的にモニタリングを実施することとし、発電所近傍、福島県沿岸において海水、魚類のトリチウム測定点を増やし、発電所近傍において海藻類のトリチウム、ヨウ素129を追加測定する海域モニタリング計画を策定、改定した。（2022年3月24日公表）
- 本海域モニタリング計画に基づき、現状のトリチウムや海洋生物の状況を把握するため、2022年4月20日より試料採取を開始した。



放出前の確認と海域モニタリング

【海域モニタリング結果の評価・対応】

＜放出開始前より継続するモニタリング＞

- 2022年4月からモニタリング結果を蓄積して、現在の状況（サブドレン・地下水ドレン処理済水、地下水バイパス水、構内排水路に含まれるトリチウムなどによる海水濃度変動など）を平常値の変動範囲として把握する。

＜放出開始後から状況を把握するために実施するモニタリング＞

海域モニタリングにおいて、海洋放出を一旦停止する際の考え方を実施計画に追加する認可を2023年5月10日に受け、以下の運用上必要な事項について社内マニュアルに定め、ALPS処理水の放出を開始した2023年8月24日より運用を開始した。

- 通常と異なる状況と判断する場合（指標（放出停止判断レベル）の設定）
 - ・ 海水で希釈した放出水が十分に拡散していないような状況（トリチウム濃度が通常と異なる状況）等が確認された場合、設備の運用として「放出停止」を判断する際の指標を「放出停止判断レベル」として設定する。
 - ・ 迅速に状況を把握するために行う分析（検出下限値が10 Bq/L以下となるよう設定）の結果から海水中のトリチウム濃度が以下の①又は②に該当する場合に通常と異なる状況と判断する。
 - ①：放水口付近（発電所から3km以内 10地点 図1参照）
政府方針で定める放出時のトリチウム濃度の上限値である1,500Bq/Lを、設備や測定の不確かさを考慮しても上回らないように設定された放出時の運用値の上限（約700 Bq/L）を超えた場合
⇒ 運用値の上限 をもとに、放水口付近における指標（放出停止判断レベル）を700 Bq/Lに設定する。

②：①の範囲の外側（放水口付近の外側）（発電所正面の10km四方内 4地点 図2参照）

分析結果に関して、明らかに通常と異なる状況と判断される値が得られた場合

⇒ 至近3年の、日本全国の原子力発電所の前面海域におけるトリチウム濃度の最大値※（20 Bq/L）を明らかに超過する場合を通常な状況ではないとみなし、放水口付近の外側における指標（放出停止判断レベル）を最大値（20 Bq/L）の1.5倍の 30 Bq/Lに設定する。

※下記データベースにおける2019年4月～2022年3月のデータの最大値

出典：日本の環境放射能と放射線 環境放射線データベース <https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>

○ 指標（放出停止判断レベル）超過時の対応

- ・ 周辺海域モニタリングの測定結果が確定した後、直ちに数値を確認し、対象地点のうち1地点でも指標（放出停止判断レベル）を超えた場合には、速やかに放出を停止する。
- ・ 停止後は、頻度を増やしたモニタリングで傾向を把握するとともに、気象・海象を確認し、拡散状況を評価する。
- ・ なお、指標（放出停止判断レベル 700 Bq/Lまたは30 Bq/L）を超えた場合でも、周辺海域のトリチウム濃度は法令基準60,000 Bq/LやWHO飲料水水質ガイドライン10,000 Bq/Lを十分下回り、周辺海域は安全な状態であると考えている。

○ 放出停止後の放出再開

- ・ 設備、運転状況に異常がないか、操作手順に問題がないかを確認する。
- ・ 停止後の海域モニタリングの結果について、指標（放出停止判断レベル）を下回っているかを確認する。
- ・ 確認後、放出再開をお知らせしたうえで、放出を再開する。

○ 指標（調査レベル）の設定

- ・ 指標（放出停止判断レベル）に達する前の段階において必要な対応を取る指標（調査レベル）も設定する。
- ・ 指標（調査レベル）は、放水口付近（発電所から3km以内 10地点）で350 Bq/L（放出停止判断レベルの1/2）、放水口付近の外側（発電所正面の10km四方内 4地点）で20 Bq/L（放出停止判断レベルの1/2強）とする。
- ・ それらを超える値が検出された場合、速やかに、設備・運転状況に異常のないこと、操作手順に問題がないことを確認するとともに、海水を再採取し、結果に応じて頻度を増やしたモニタリングを実施する。

○ 放出開始後から当面の間モニタリング頻度

- ・ 放水口付近で実施する迅速に結果を得る測定については、総合モニタリング計画での各機関の実施頻度を踏まえ、放出開始後1か月程度は通常の1回/週から毎日に強化して実施し、速やかにその結果を公表する。

○ 総合モニタリング計画に基づく海域モニタリング結果への対応

- ・ 総合モニタリング計画に則って実施される各機関の詳細なモニタリングにおいて、通常と異なる状況等が確認された場合においても、必要な対応を検討して実施していく。

引き続き、以下の確認も行う。

- ・ 放出による拡散状況ならびに海洋生物の状況を確認する。
- ・ 海洋拡散シミュレーション結果や放射線影響評価に用いた濃度などとの比較検討を行い、想定している範囲内にあることを確認する。

海域モニタリング計画 試料採取点 (1/2)



- 海水、魚類、海藻類について、採取点数、測定対象、頻度を増やし、検出下限値を国の目標値と整合するよう設定した。
- モニタリング結果について、放出停止を判断する指標（放出停止判断レベル）、その前段階として必要な対応を取る指標（調査レベル）を設定した。

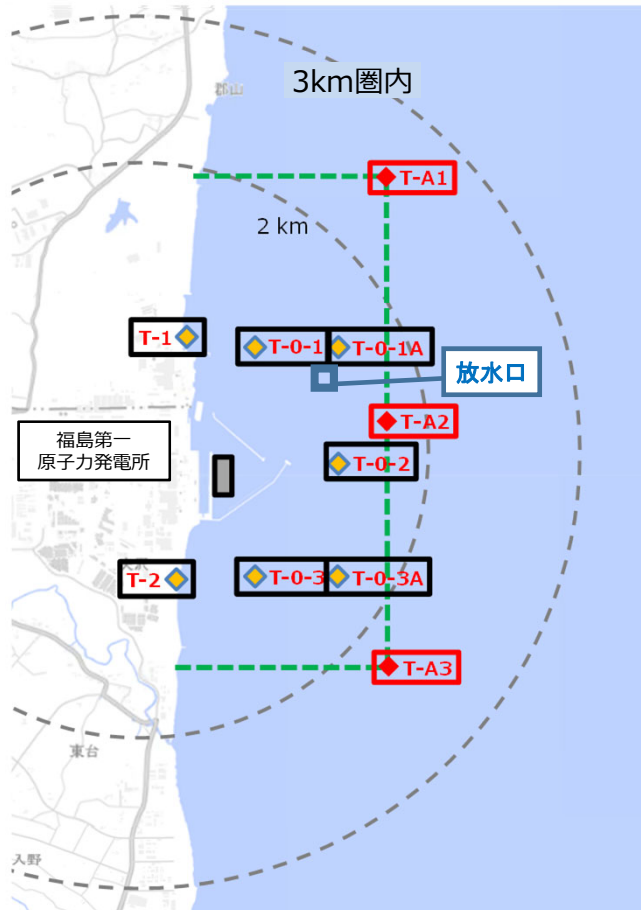


図1 発電所近傍（港湾外3km圏内）

赤字 T-O：指標(放出停止判断レベル、調査レベル)を設定する点 (10地点)
 指標(放出停止判断レベル)：700 Bq/L 指標(調査レベル)：350 Bq/L
 通常と異なる状況かどうか確認するために迅速に結果を得る測定を追加して実施
 (トリチウム検出下限値が10 Bq/L以下となるよう設定)

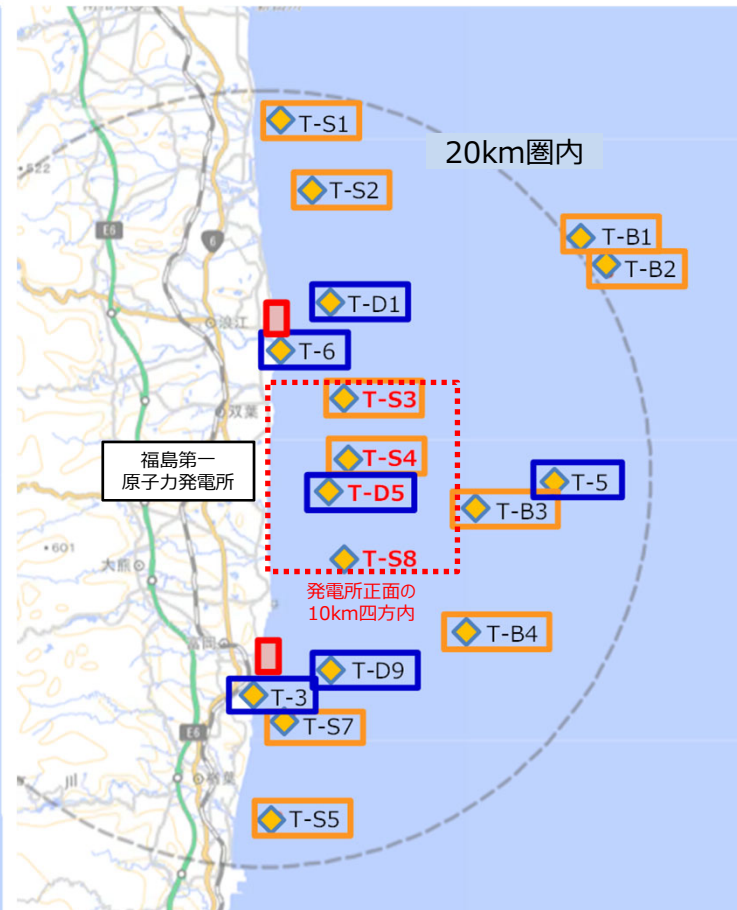


図2 沿岸20km圏内

赤字 T-O：指標(放出停止判断レベル、調査レベル)を設定する点 (4地点)
 指標(放出停止判断レベル)：30 Bq/L 指標(調査レベル)：20 Bq/L
 通常と異なる状況かどうか確認するために迅速に結果を得る測定を追加して実施
 (トリチウム検出下限値が10 Bq/L以下となるよう設定)

【東京電力の試料採取点】

- ：検出下限値を見直す点(海水)
- ：追加して採取する点(海水)
- ：頻度を増加する点(海水)
- ：セシウムにトリチウムを追加する点(海水、魚類)
- ：従来と同じ点(海藻類)
- ：追加して採取する点(海藻類*1)
- ：日常的に漁業が行われていないエリア*2
東西1.5km 南北3.5km

*1：生育状況により採取場所を選定する。
 *2：共同漁業権非設定区域

※図1について、2022年3月24日公表の海域モニタリング計画から、T-A1、T-A2、T-A3の表記、位置について総合モニタリング計画の記載に整合させて修正

- ・海水についてトリチウム採取点数を増やした。



【東京電力の試料採取点】


 : セシウムにトリチウムを追加する点(海水)

図3 沿岸20km圏外

【海水の状況】

（放出開始前より継続している測定の結果）

<港湾外3km圏内>

- トリチウム濃度は、過去2年間の測定値から変化はなく、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の濃度で推移している。
- セシウム137濃度は、過去の福島第一原子力発電所近傍海水の変動原因と同じ降雨の影響と考えられる一時的な上昇が見られるが、過去2年間の測定値から変化はなく、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の濃度で推移している。
- トリチウムについては、2022年4月18日以降、検出下限値を下げてモニタリングを実施している。

<沿岸20km圏内>

- トリチウム濃度、セシウム137濃度とも、過去2年間の測定値から変化はなく、日本全国の海水の変動範囲*内の濃度で推移している。

<沿岸20km圏外>

- トリチウム濃度は、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の濃度で推移している。セシウム137濃度は、過去2年間の測定値から変化はなく、日本全国の海水の変動範囲*内の濃度で推移している。

*：下記データベースにおいて2019年4月～2022年3月に検出されたデータの最小値～最大値の範囲

日本全国（福島県沖含む）

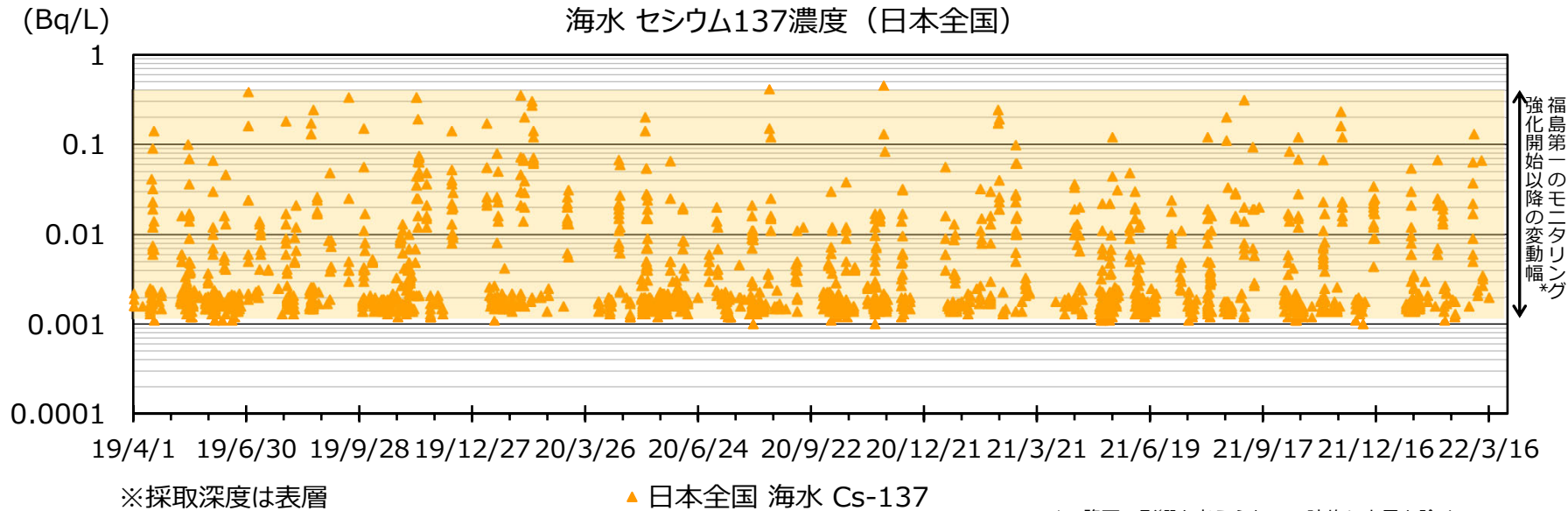
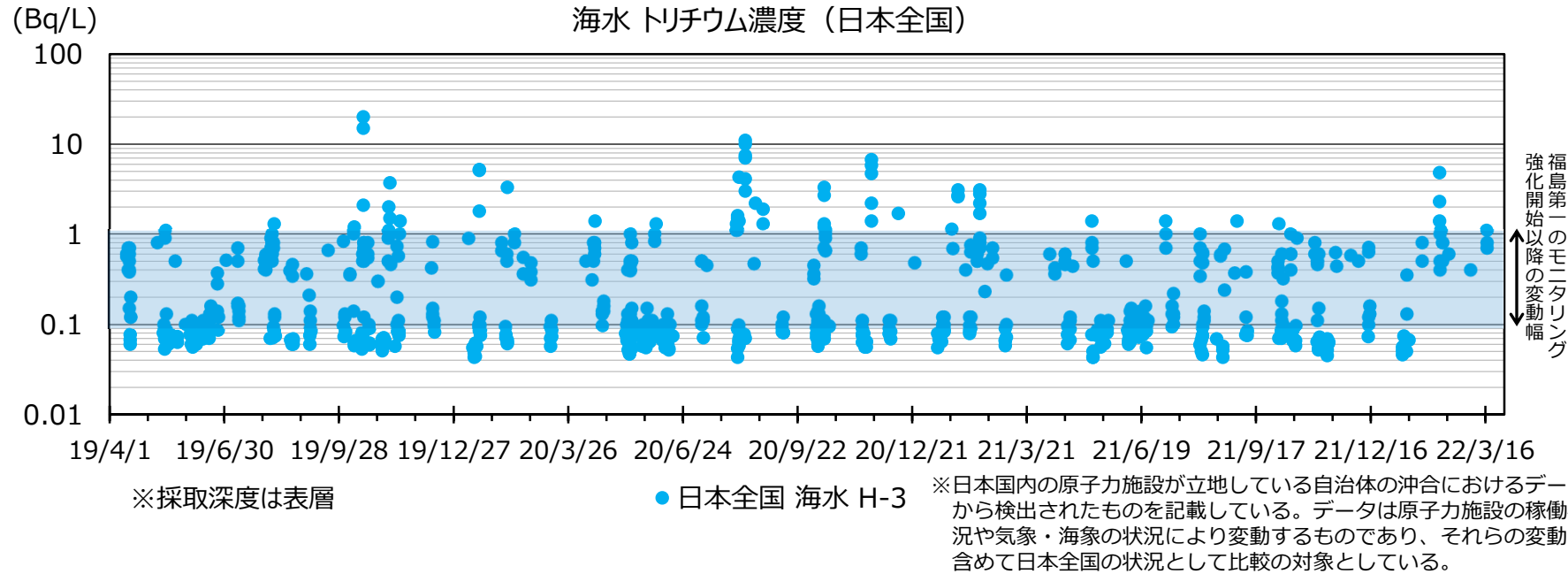
トリチウム濃度：0.043 Bq/L ～ 20 Bq/L セシウム137濃度：0.0010 Bq/L ～ 0.45 Bq/L

福島県沖

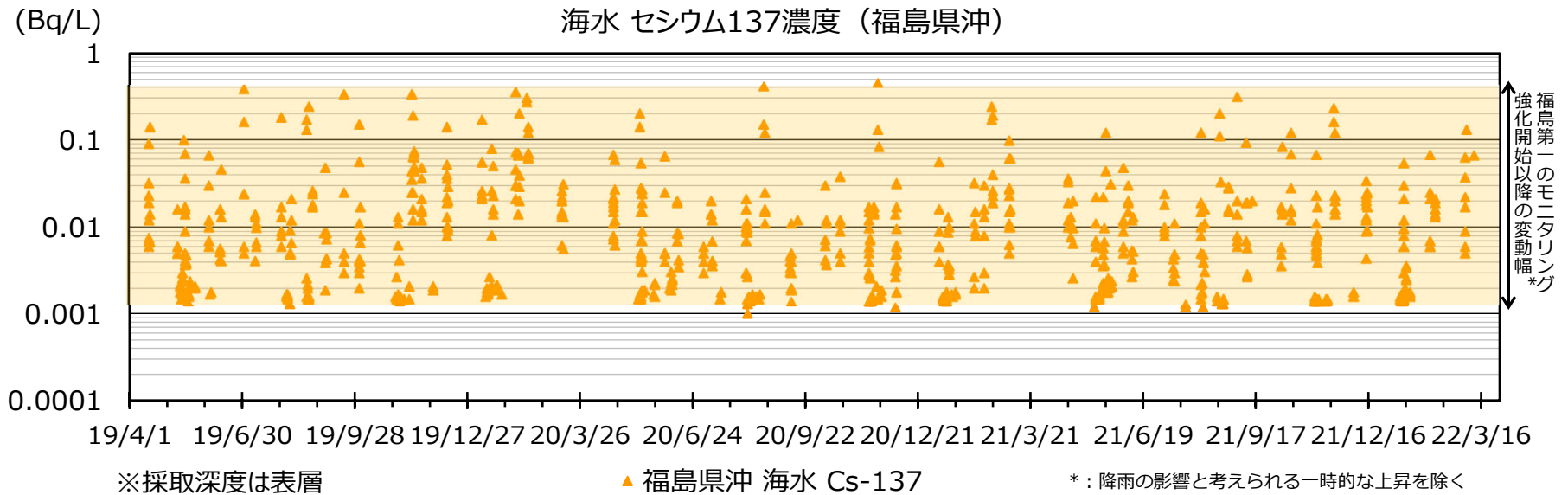
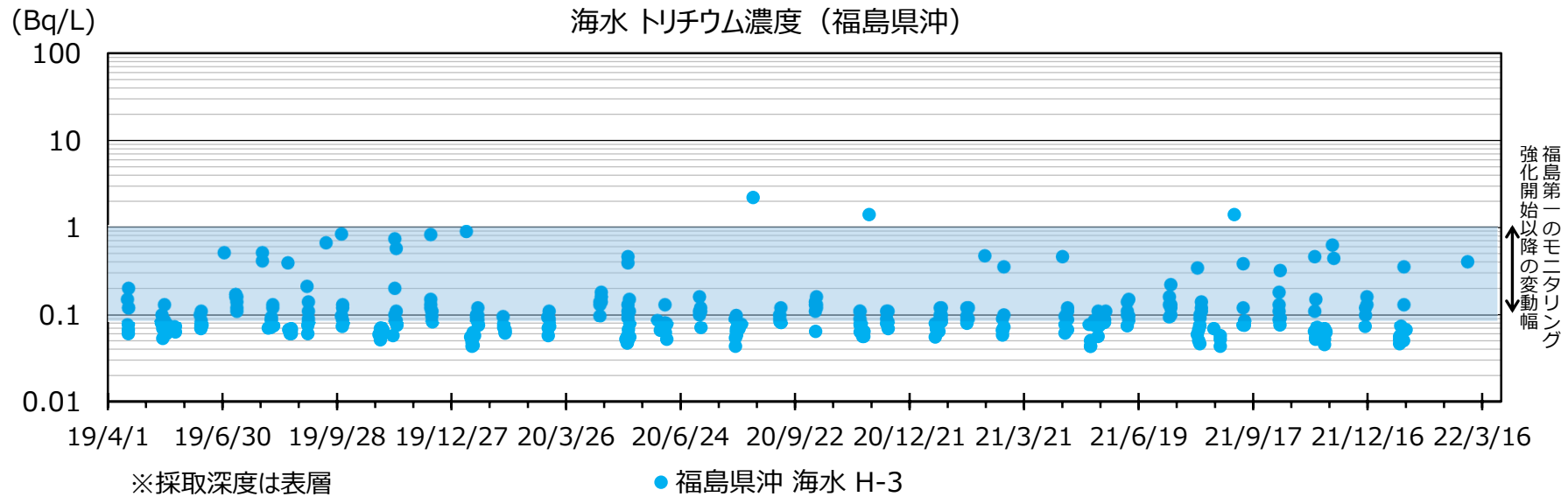
トリチウム濃度：0.043 Bq/L ～ 2.2 Bq/L セシウム137濃度：0.0010 Bq/L ～ 0.45 Bq/L

出典：日本の環境放射能と放射線 環境放射線データベース <https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>

日本全国の海水のトリチウム、セシウム137濃度の変動範囲



福島県沖の海水のトリチウム、セシウム137濃度の変動範囲



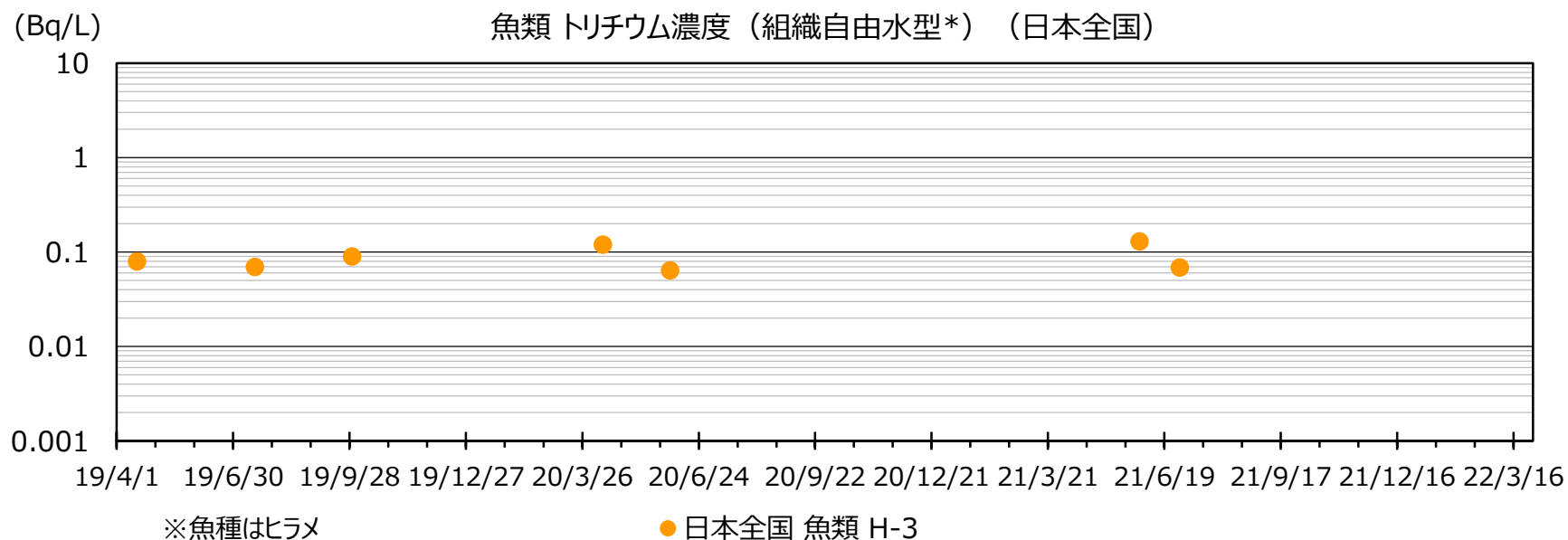
【魚類の状況】

採取点T-S8で採取された魚類のトリチウム濃度について、過去2年間の測定値から変化はない。新たな採取点で採取した魚類の見直した分析手順によるトリチウム濃度も含め、日本全国の魚類の変動範囲*と同等の濃度で推移している。

*：下記データベースにおいて2019年4月～2022年3月に検出されたデータの最小値～最大値の範囲

日本全国（福島県沖含む） トリチウム濃度（組織自由水型）： 0.064 Bq/L ～ 0.13 Bq/L

出典：日本の環境放射能と放射線 環境放射線データベース<https://www.kankyohoshano.go.jp/data/database/>



*：組織自由水型のトリチウムとは、動植物の組織内に水の状態で存在し、水と同じように組織外へ排出されるトリチウム。

【海藻類の状況】

2022年7月以降に採取した海藻類のヨウ素129の濃度は、検出下限値未満 (<0.1 Bq/kg(生)) であった。トリチウムについては、魚のトリチウム分析値の検証結果による分析手順の見直しにより、改善された手順による再分析に必要な試料量が残っていなかったため分析していない。

(参考) 日本全国の海藻類のヨウ素129濃度の変動範囲

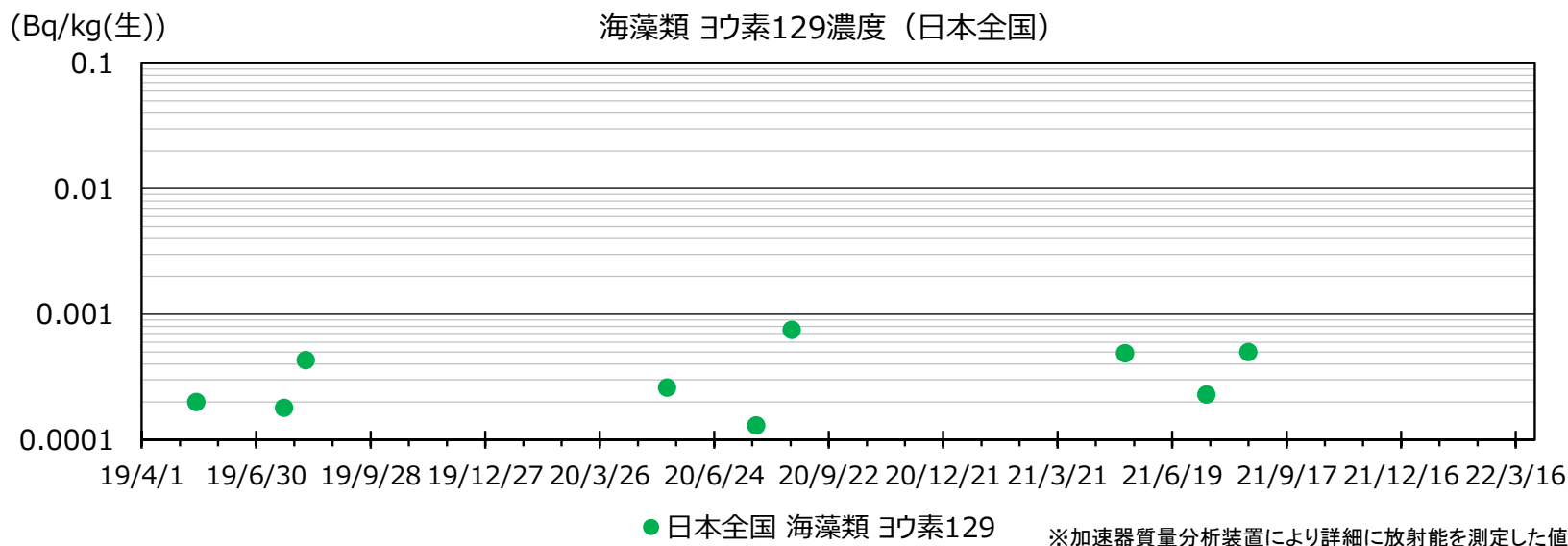
下記データベースにおいて2019年4月～2022年3月に検出されたデータの最小値～最大値の範囲

日本全国 ヨウ素129濃度 0.00013 Bq/kg(生) ～ 0.00075 Bq/kg(生)

出典：日本の環境放射能と放射線 環境放射線データベース<https://www.kankyohoshano.go.jp/data/database/>

※データベースは加速器質量分析装置*により詳細に放射能を測定した値

*：目的とする元素のイオンを生成し、これを加速して質量数に応じて同位体を分離し、それぞれの質量数のイオンを数えるもので、質量分析において使用されている。放射能分析では放射性同位体と安定同位体を分離し、放射性同位体の存在比から極微量の放射エネルギーを測定する。



【海水の状況】

（放出開始後から迅速に状況を把握するために追加して実施する測定の結果）

- 8月24日のALPS処理水の放出開始後より、海水のトリチウムについて迅速に状況を把握するために検出下限値を10 Bq/Lとして採取日の翌日を目途に結果を得る測定を追加して開始した。
- 放水口付近（発電所から3km以内）の8月29日までに採取した地点のトリチウム濃度は、いずれも指標（放出停止判断レベル、調査レベル）を下回っている。（次頁の表参照）
- 放水口付近の外側（発電所正面の10km四方内）の地点については、8月31日までに採取する予定としている。

海域モニタリング結果の状況 (5/5)



迅速に結果を得る測定による海水トリチウム濃度

(単位 : Bq/L)

	試料採取点 (図1,図2参照)	頻度	8月					
			24日*1	25日	26日	27日	28日	29日
放水口 付近	5,6号機放水口北側 (T-1)	1回/週*	<6.3	<5.6	<6.6	<6.2	<7.3	<5.9
	南放水口付近 (T-2)	1回/週*	<6.3	<5.5	<6.5	<6.2	<7.3	<5.9
	北防波堤北側 (T-0-1)	1回/週*	<8.0	<6.8	<6.1	<6.1	—*2	—*2
	港湾口北東側 (T-0-1A)	1回/週*	<4.6	<7.6	<6.2	<6.1	—*2	—*2
	港湾口東側 (T-0-2)	1回/週*	<8.1	<6.8	<6.1	<6.1	—*2	—*2
	南防波堤南側 (T-0-3)	1回/週*	<8.0	<6.9	<6.1	<6.1	—*2	—*2
	港湾口南東側 (T-0-3A)	1回/週*	<4.7	<7.6	<6.8	<6.8	—*2	—*2
	敷地北側沖合1.5km (T-A1)	1回/週*	<6.6	<7.6	<6.8	<6.8	—*2	—*2
	敷地沖合1.5km (T-A2)	1回/週*	<6.6	<7.6	<6.8	<6.8	—*2	—*2
	敷地南側沖合1.5km (T-A3)	1回/週*	<6.6	<6.9	<6.8	<6.8	—*2	—*2
放水口 付近の 外側	敷地沖合3km (T-D5)	1回/週*3	—	—	—	—	—	—
	請戸川沖合3km付近 (T-S3)	1回/月*4	—	—	—	—	—	—
	敷地沖合3km付近 (T-S4)	1回/月*4	—	—	—	—	—	—
	熊川沖合4km付近 (T-S8)	1回/月*4	—	—	—	—	—	—

※ : <○ は検出下限値○Bq/L未満を示す。

* : 放出開始後1か月程度は毎日実施、1か月程度以降は頻度をもとめていく。

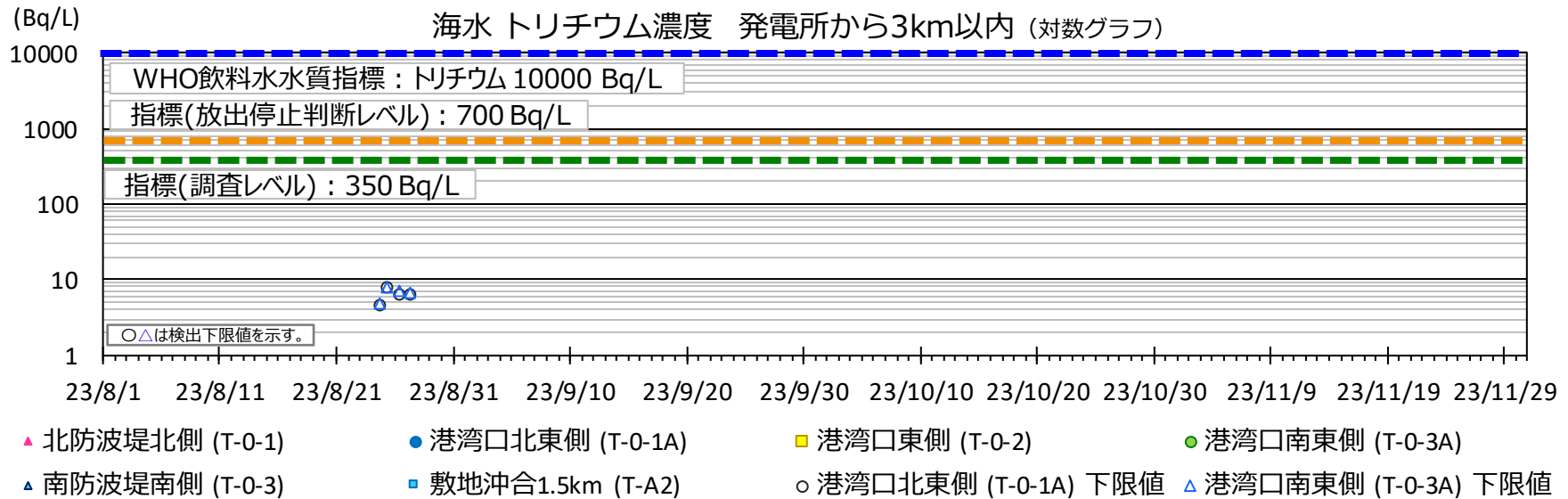
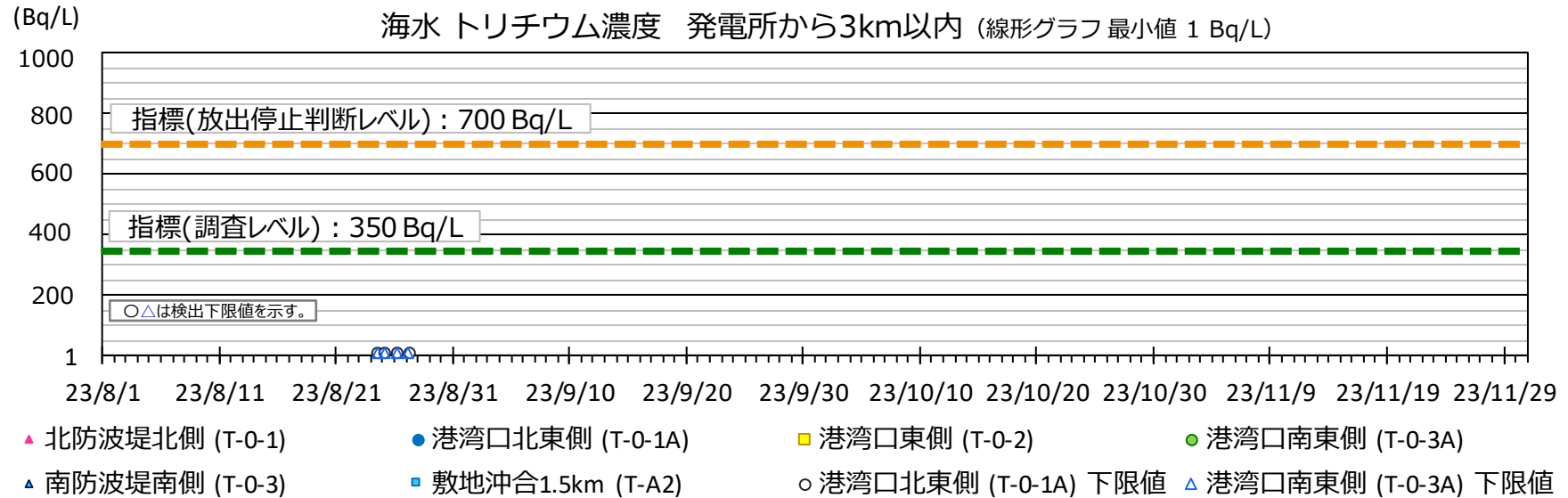
*1 : 放出開始後の15時以降に採取

*2 : 高波の影響により採取中止

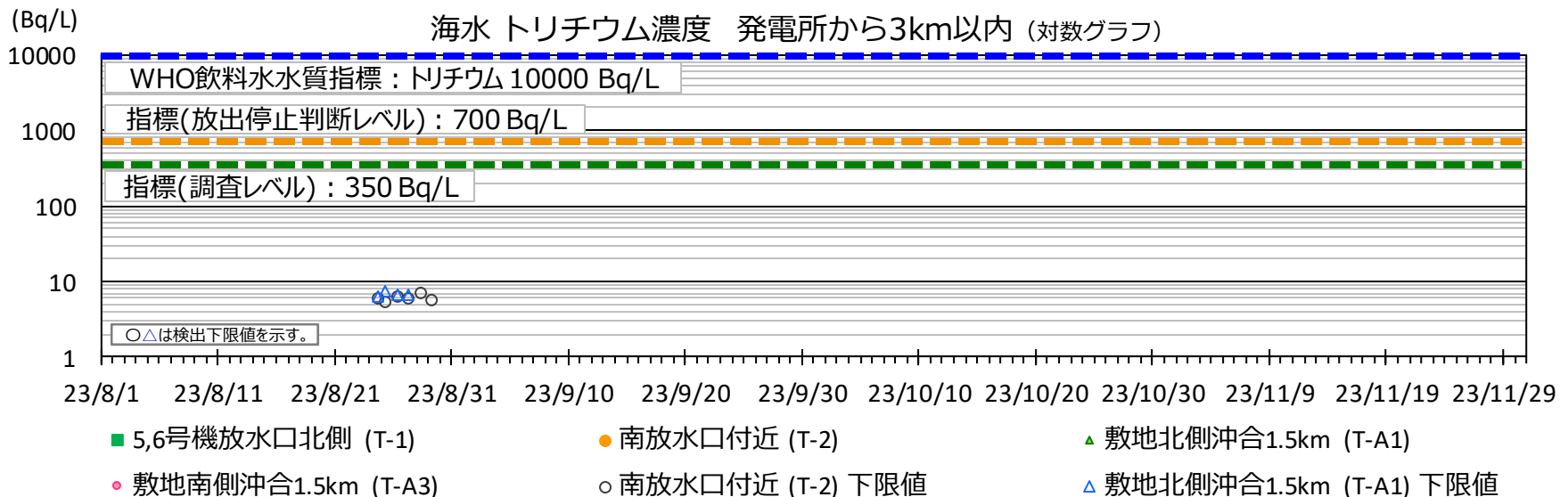
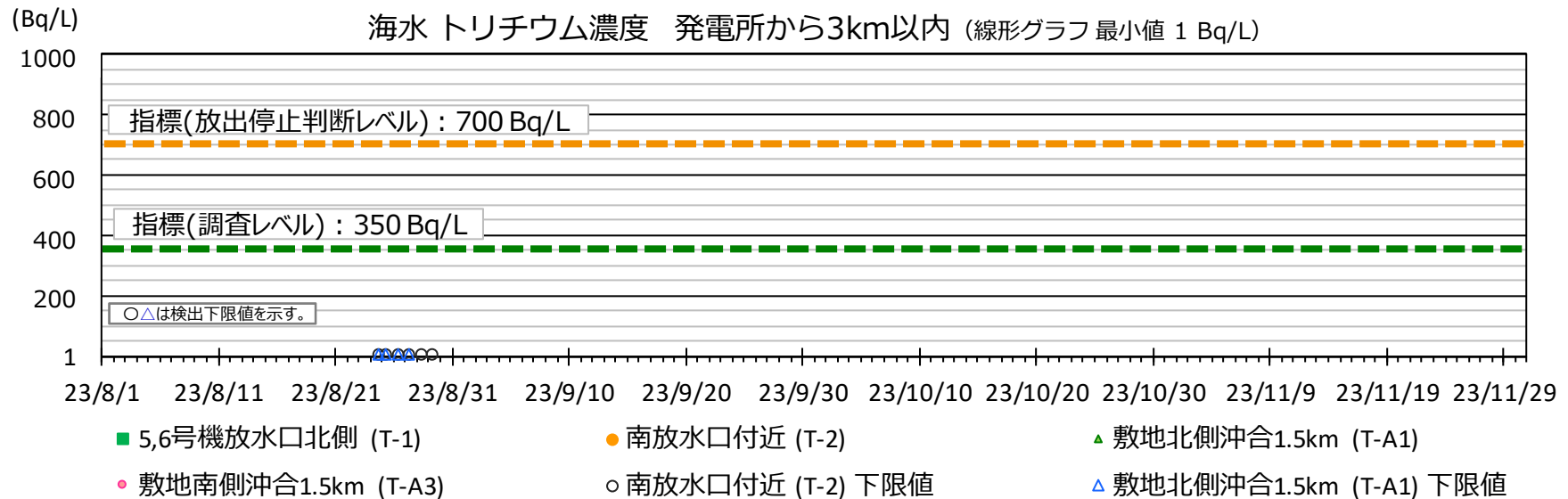
*3 : 8月31日採取予定

*4 : 8月30日採取予定

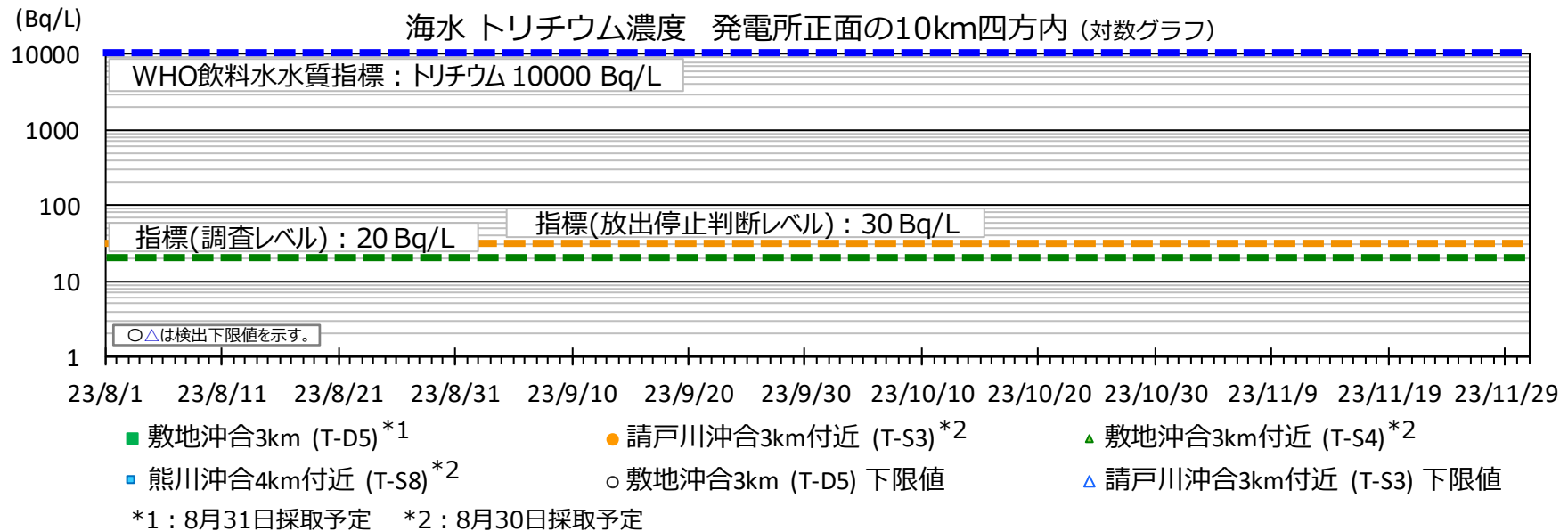
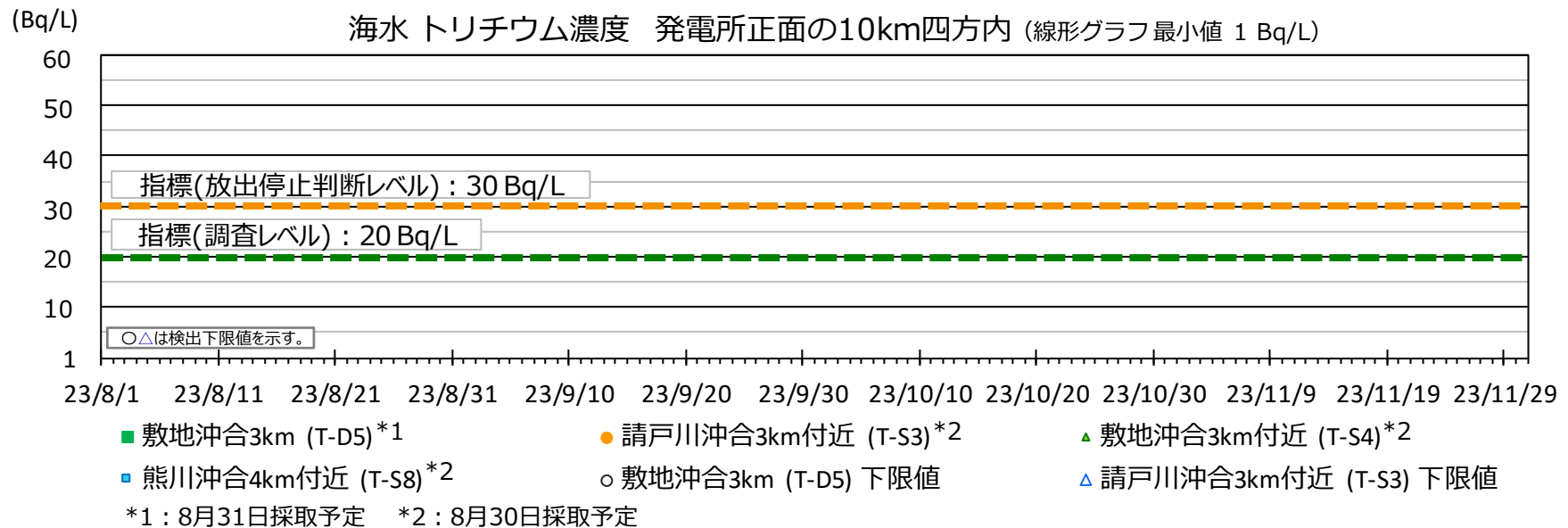
海水のトリチウム濃度 迅速に状況を把握する測定の結果 (1/3)



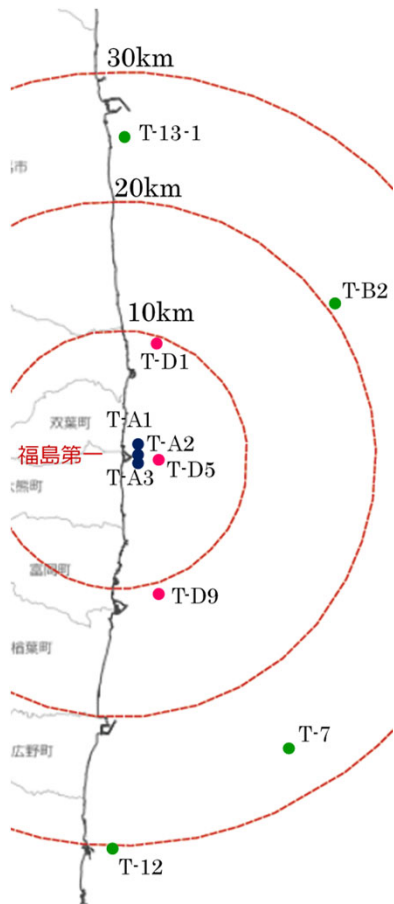
海水のトリチウム濃度 迅速に状況を把握する測定の結果 (2/3)



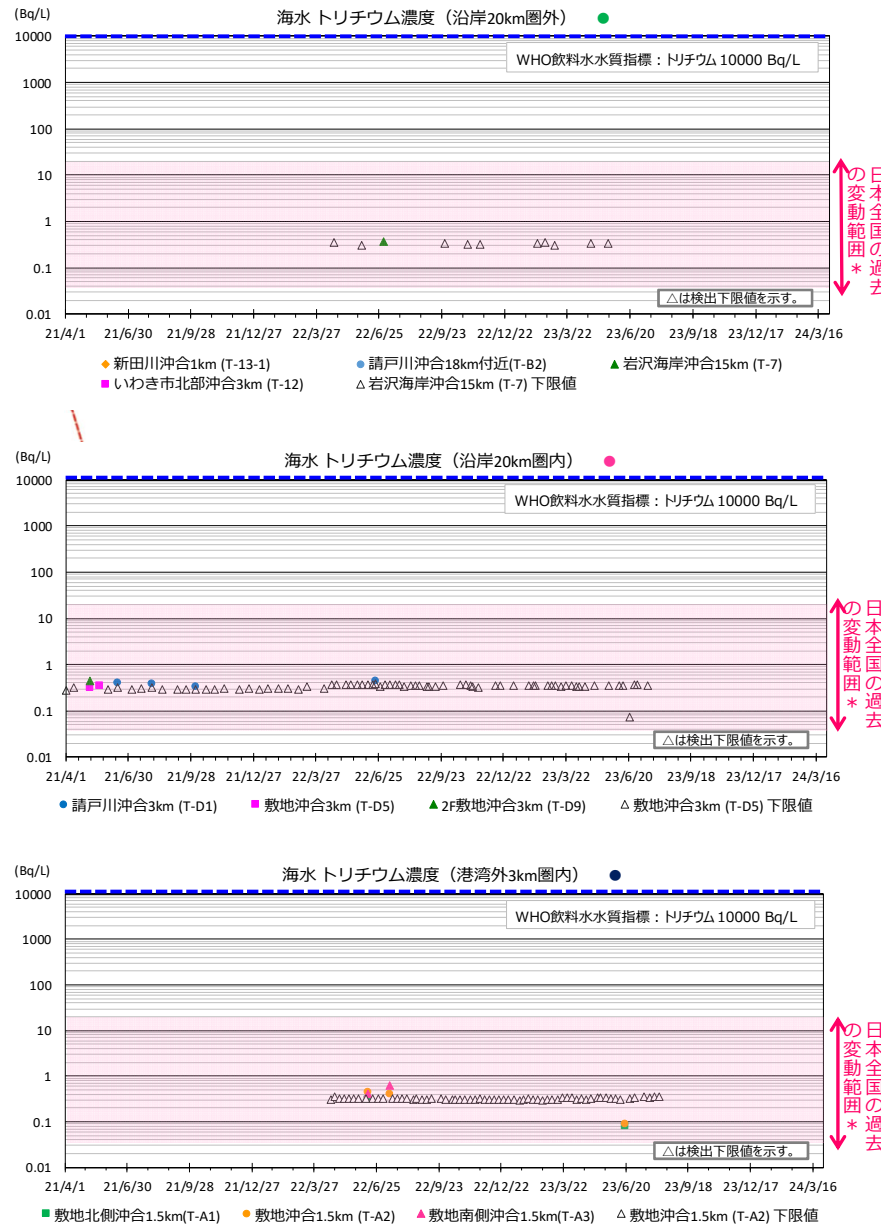
海水のトリチウム濃度 迅速に状況を把握する測定の結果 (3/3)



海水のトリチウム濃度の推移 (1/4)



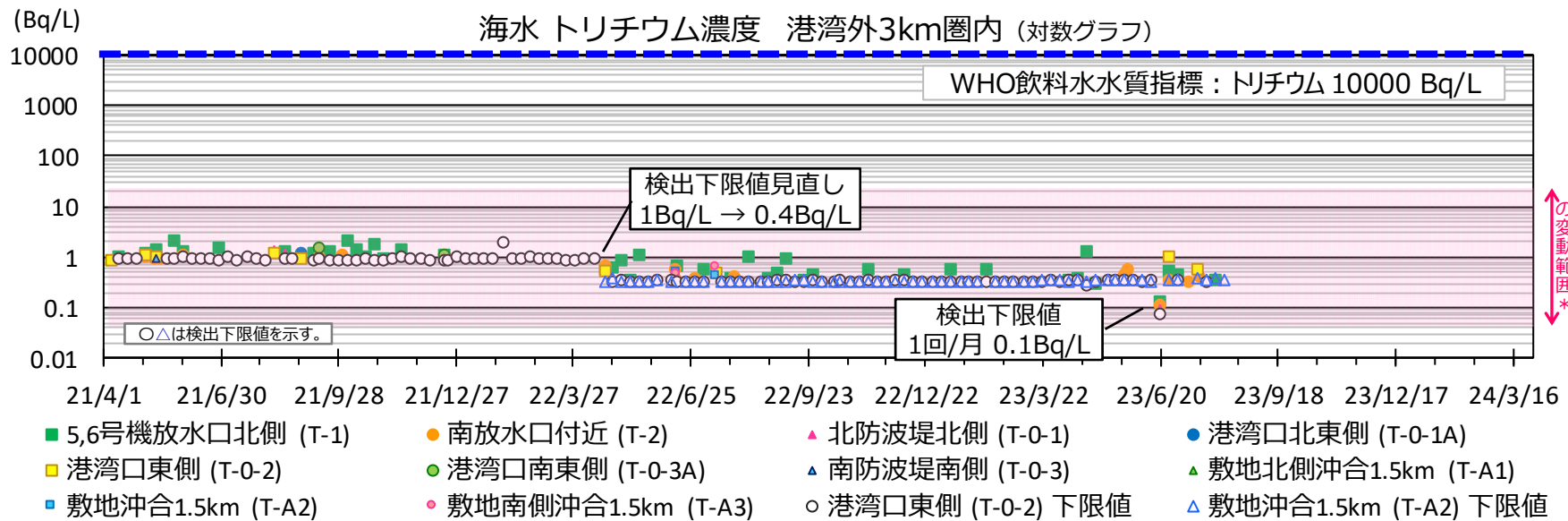
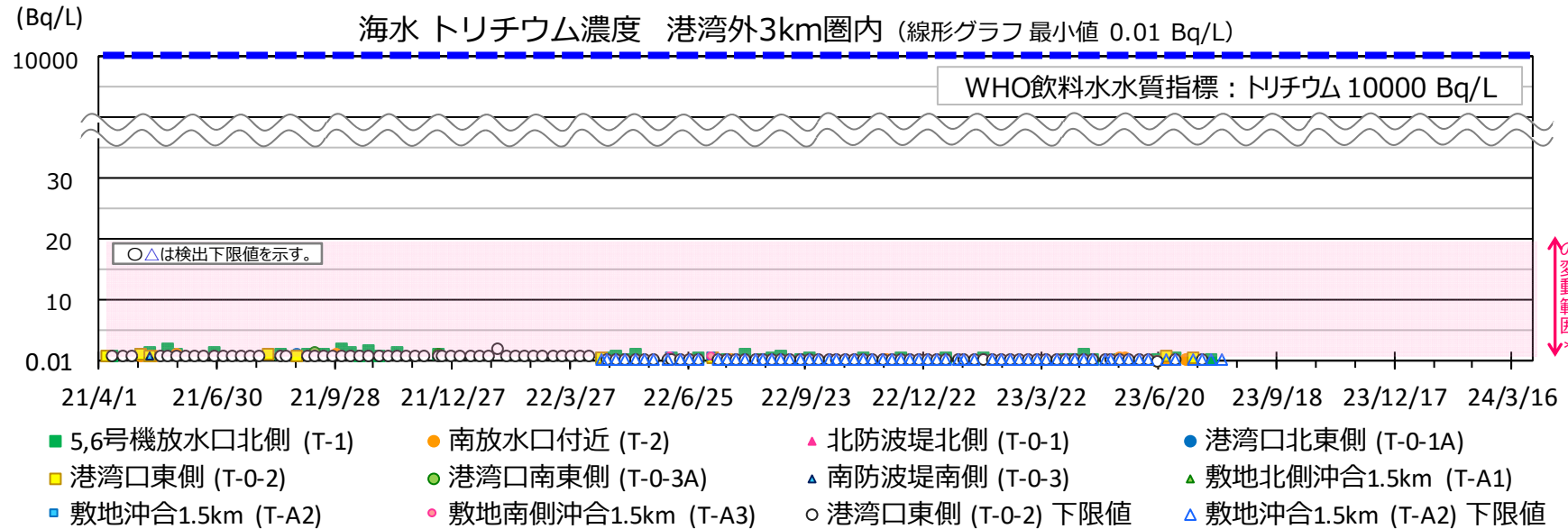
※地理院地図を加工して作成



- 発電所沿岸では南北方向の海流があることから、発電所を中心に南北がほぼ対称となるように採取点3~4点を選び海水トリチウム濃度を記載。
- それぞれ、過去2年間の測定値から変化はなく、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の濃度で推移している。
- 採取点毎の推移については次頁以降のグラフを参照。

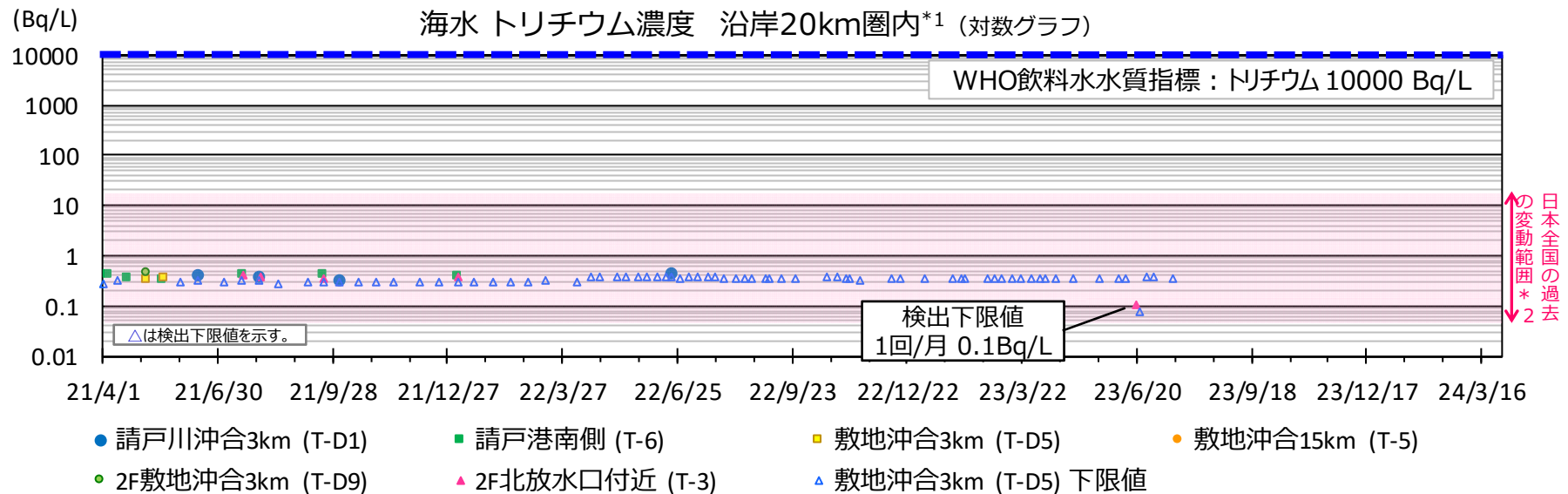
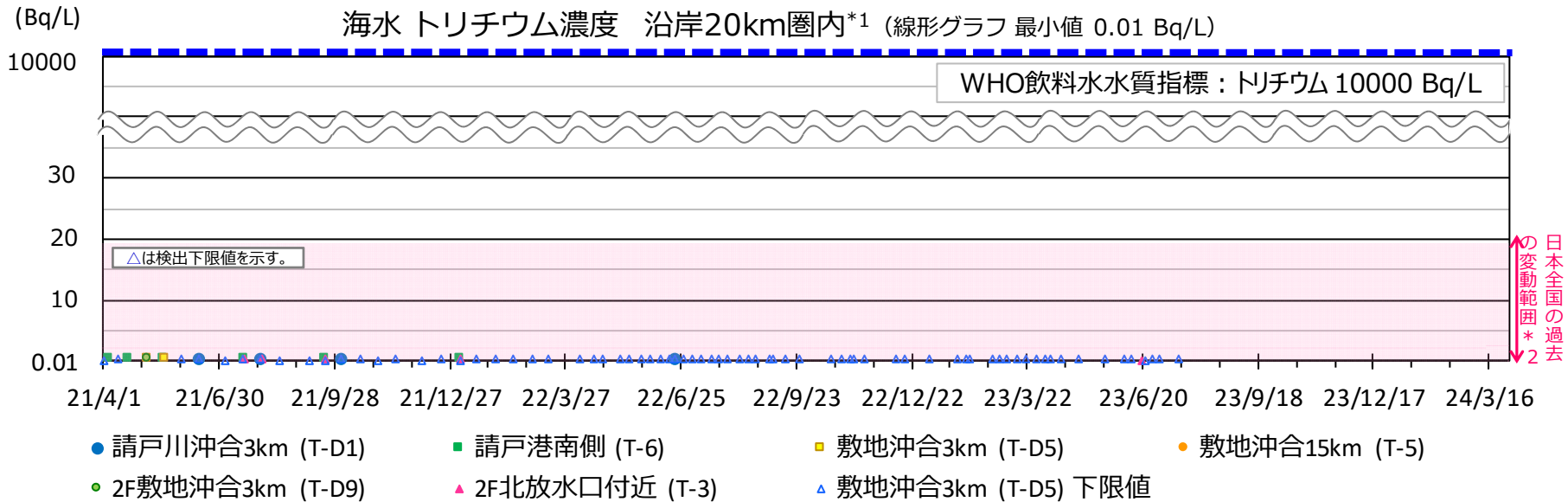
* : 2019年4月～2022年3月の変動範囲
トリチウム濃度 0.043 Bq/L ~ 20 Bq/L

海水のトリチウム濃度の推移 (2/4)



* : 2019年4月～2022年3月の変動範囲 トリチウム濃度 0.043 Bq/L ~ 20 Bq/L

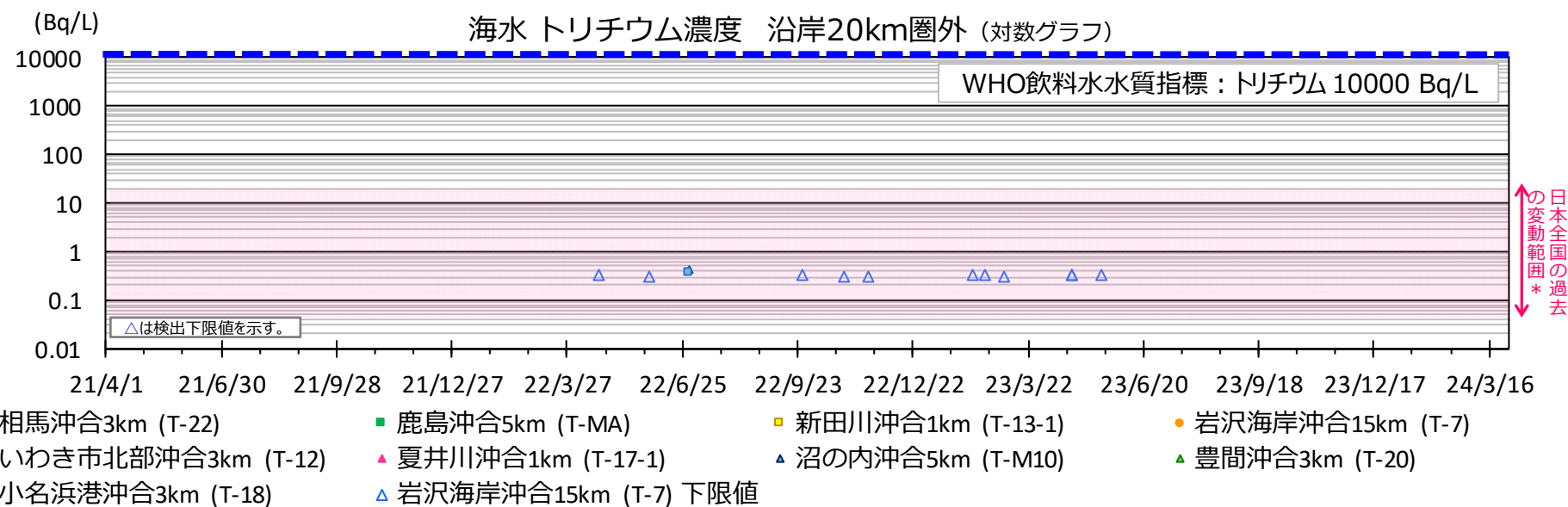
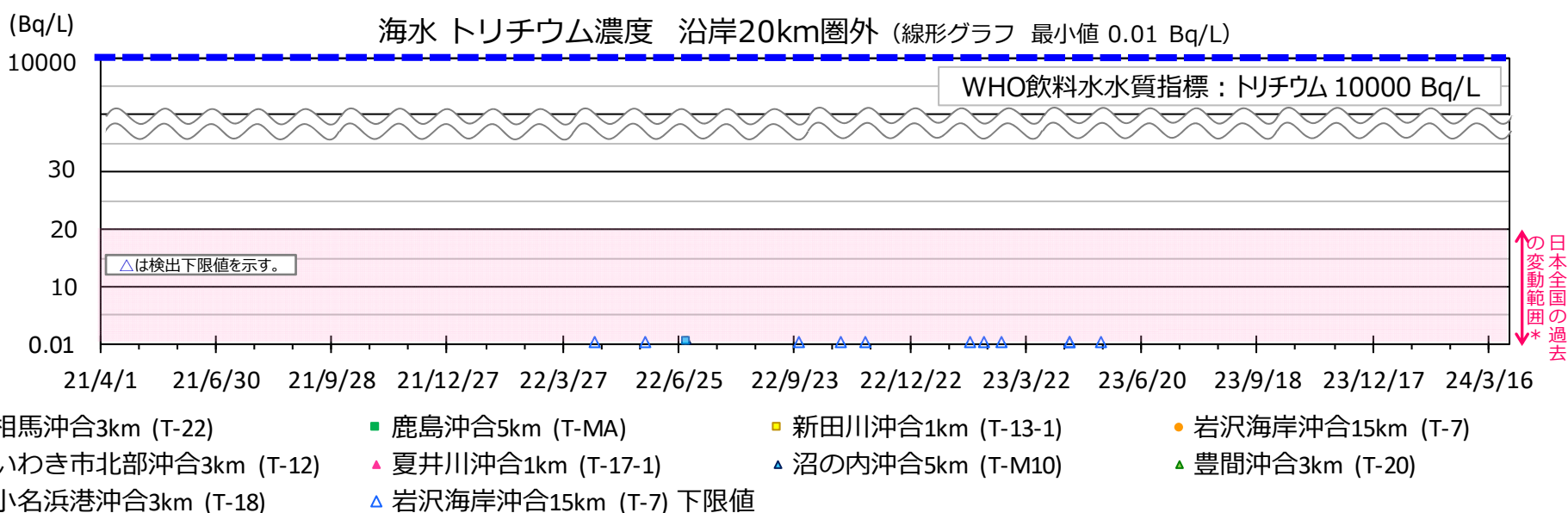
海水のトリチウム濃度の推移 (3/4)



*1：沿岸20km圏内の魚類採取点における海水トリチウム濃度のデータはP.28に記載

*2：2019年4月～2022年3月の変動範囲 トリチウム濃度 0.043 Bq/L ～ 20 Bq/L

海水のトリチウム濃度の推移 (4/4)

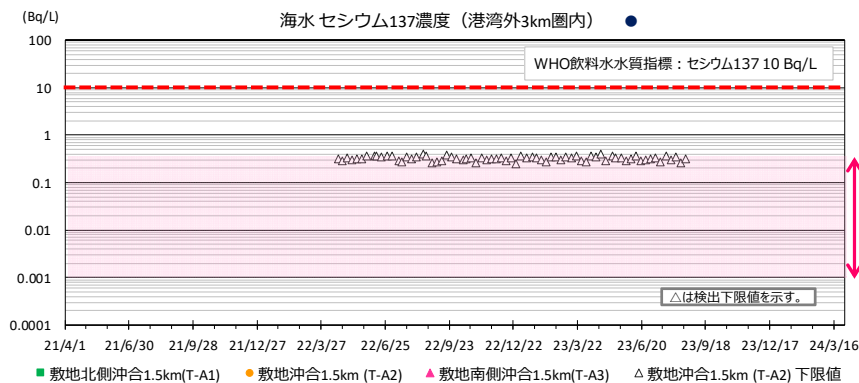
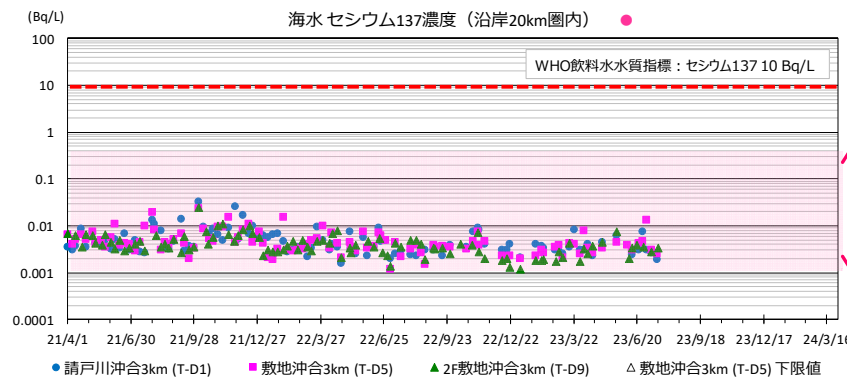
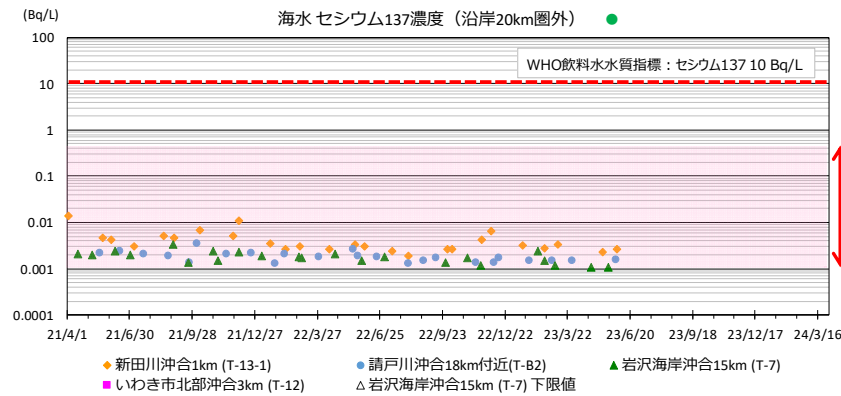


* : 2019年4月～2022年3月の変動範囲 トリチウム濃度 0.043 Bq/L ~ 20 Bq/L

海水のセシウム137濃度の推移 (1/4)



※地理院地図を加工して作成



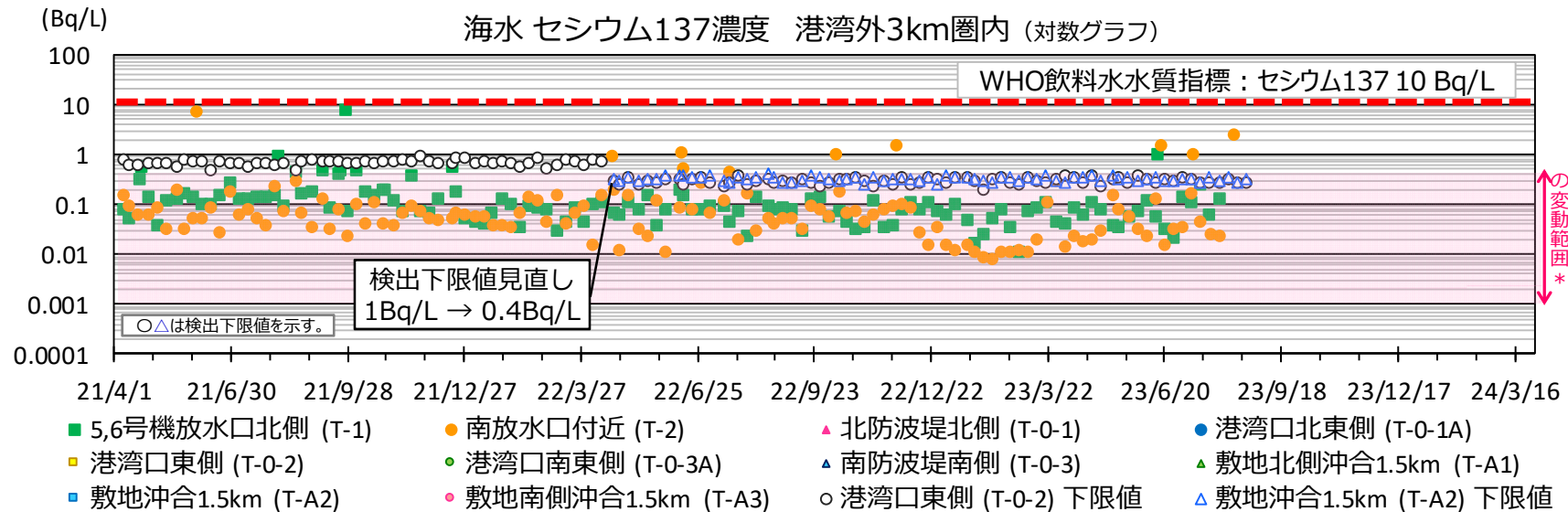
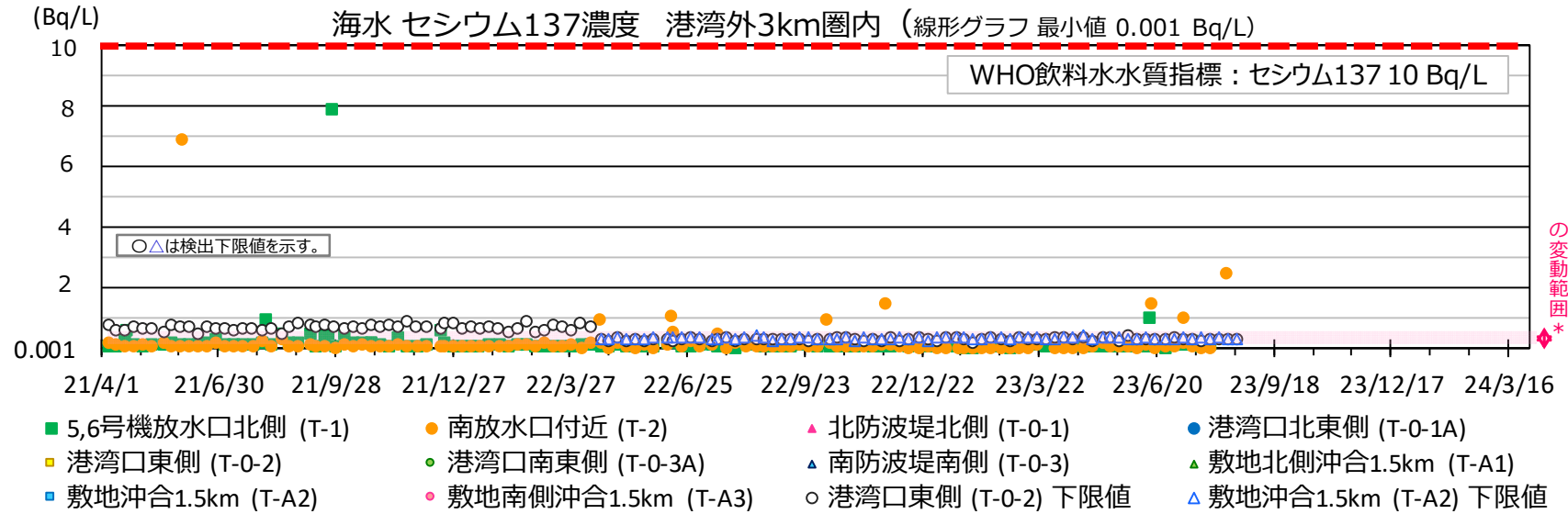
- 発電所沿岸では南北方向の海流があることから、発電所を中心に南北がほぼ対称となるように採取点3～4点を選び海水セシウム137濃度を記載。
- それぞれ、過去2年間の測定値から変化はなく、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の濃度で推移している。
- 発電所から距離が遠くなるほど濃度が低くなる傾向にある。
- 採取点毎の推移については次頁以降のグラフを参照。

* : 2019年4月～2022年3月の変動範囲
 セシウム137濃度 0.0010 Bq/L ~ 0.45 Bq/L

海水のセシウム137濃度の推移 (2/4)

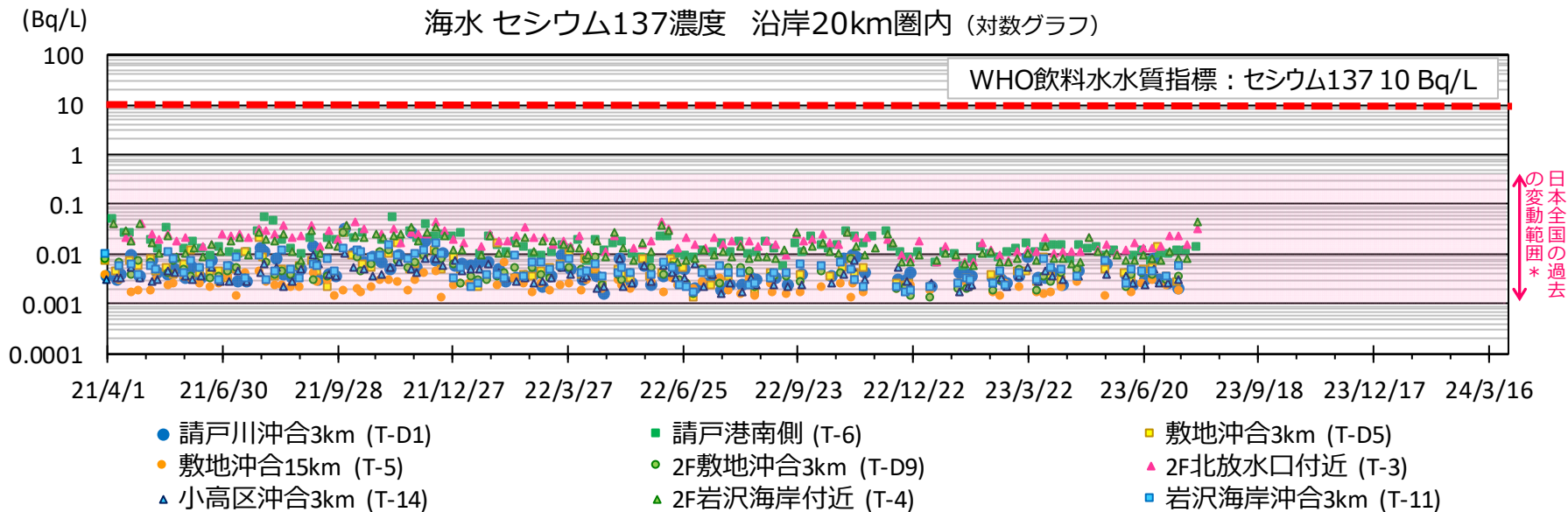
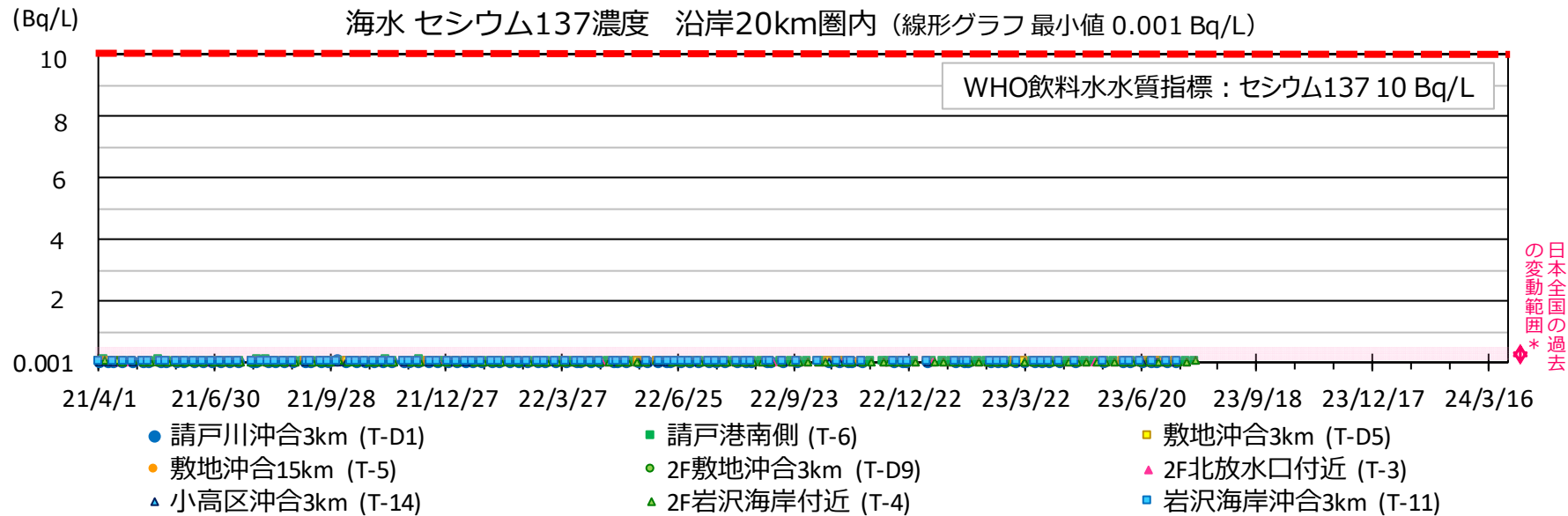


○過去の発電所近傍の海水の変動原因と同じ降雨の影響と考えられる一時的な上昇が見られる。



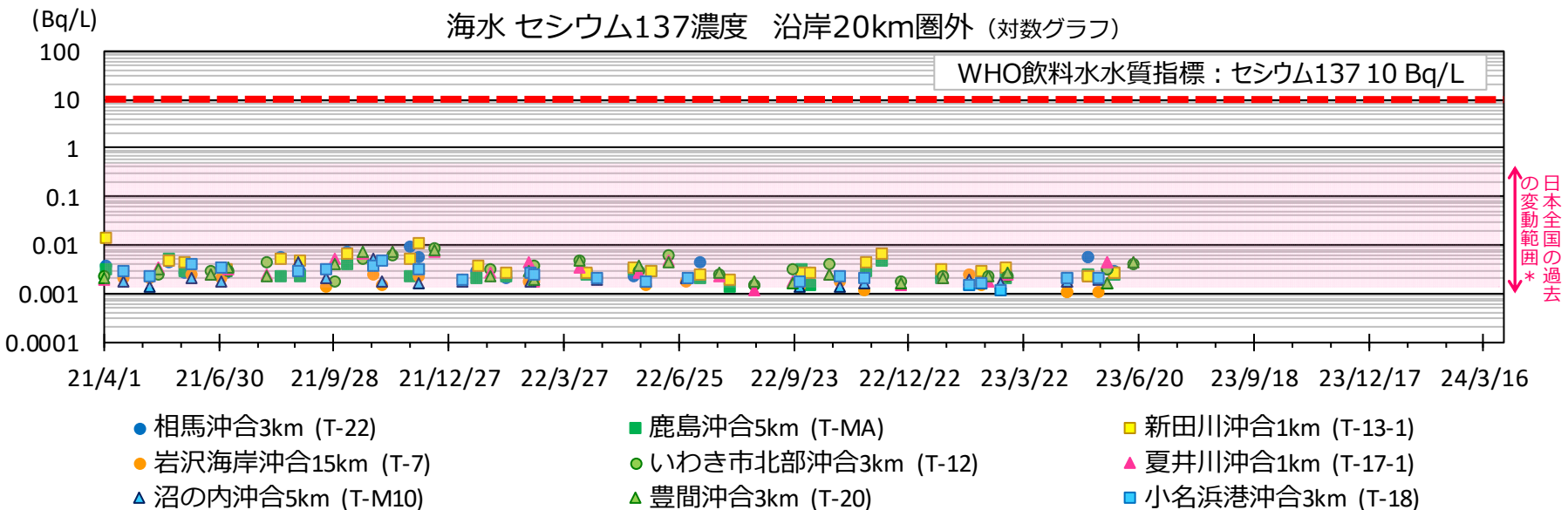
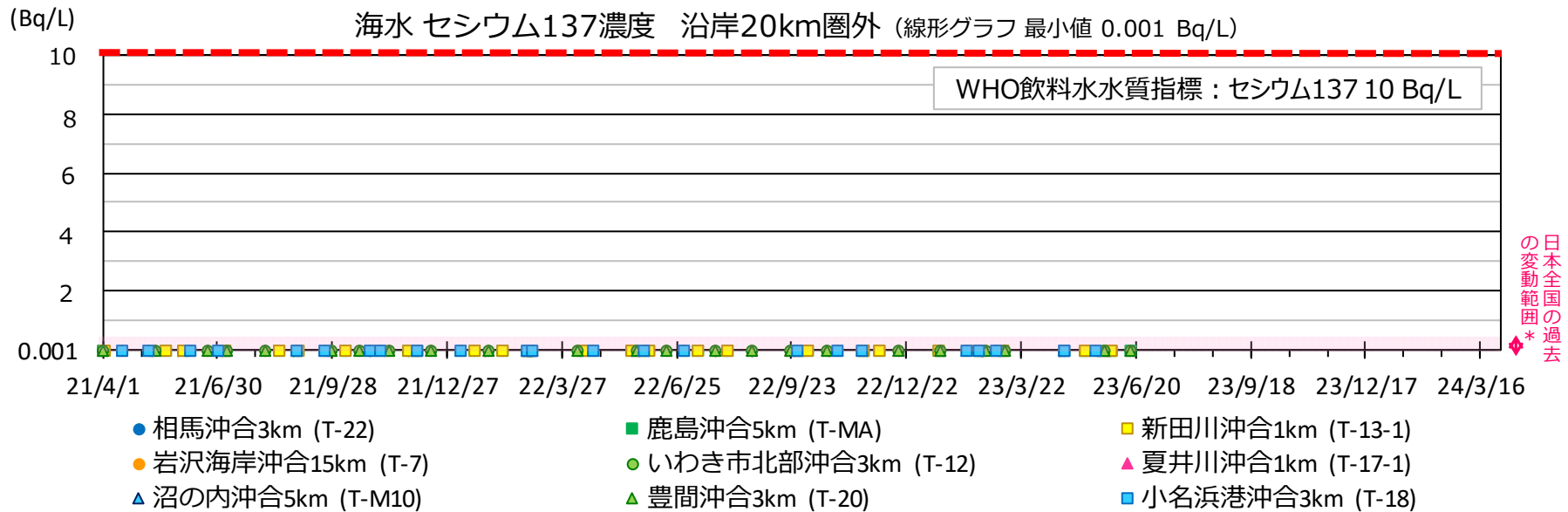
* : 2019年4月～2022年3月の変動範囲 セシウム137濃度 0.0010 Bq/L ～ 0.45 Bq/L

海水のセシウム137濃度の推移 (3/4)



* : 2019年4月～2022年3月の変動範囲 セシウム137濃度 0.0010 Bq/L ～ 0.45 Bq/L

海水のセシウム137濃度の推移 (4/4)

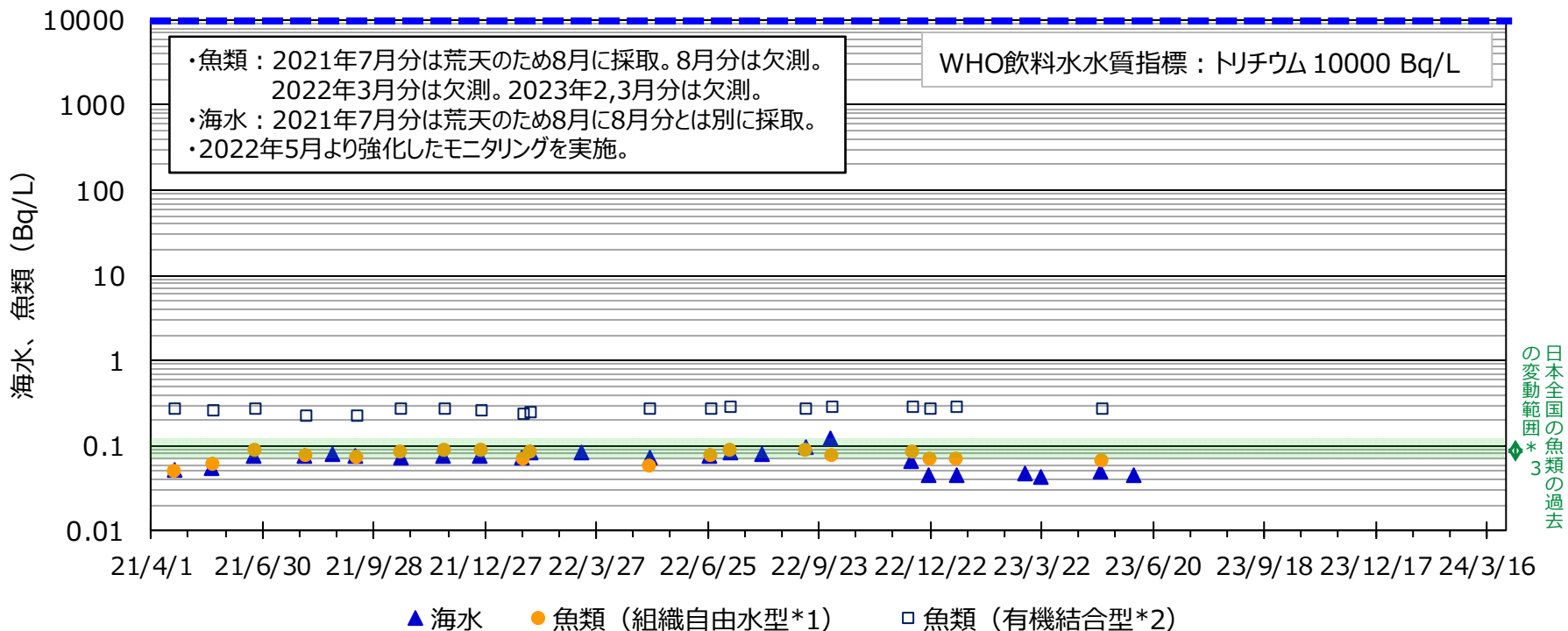


* : 2019年4月~2022年3月の変動範囲 セシウム137濃度 0.0010 Bq/L ~ 0.45 Bq/L

魚類、海水のトリチウム濃度の推移

- 過去2年間の測定値から変化は見られていない。
- 魚類の組織自由水型トリチウムについては、海水濃度と同程度で推移している。

魚類・海水 トリチウム濃度 (T-S8 ヒラメ)



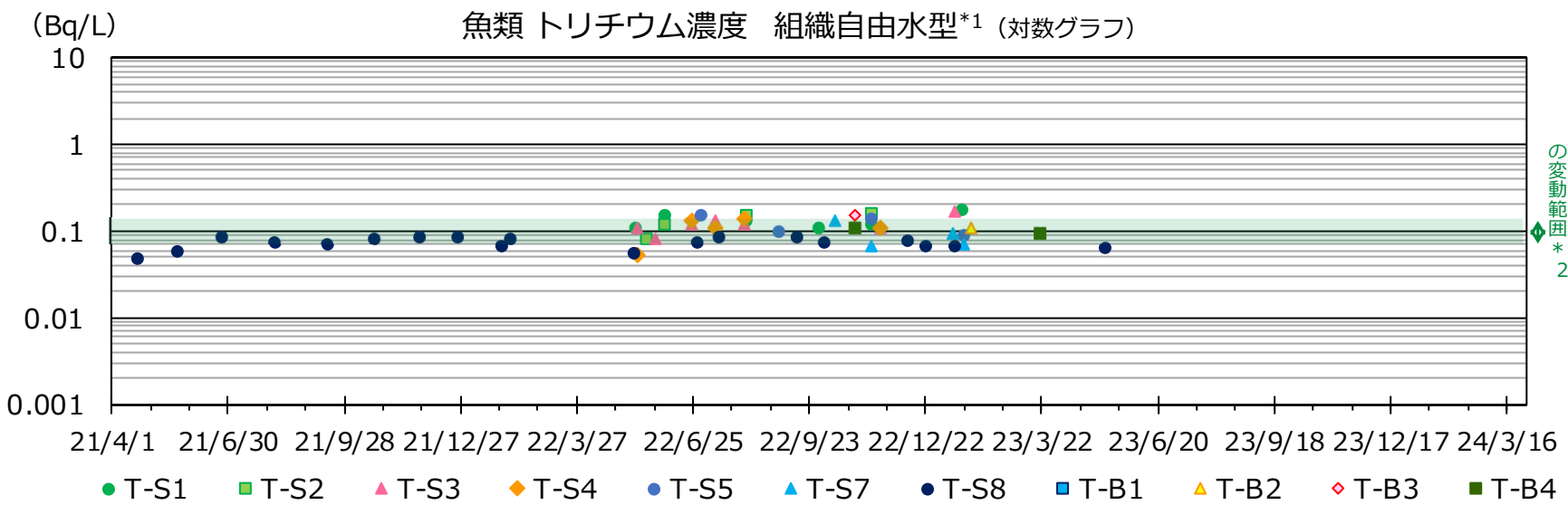
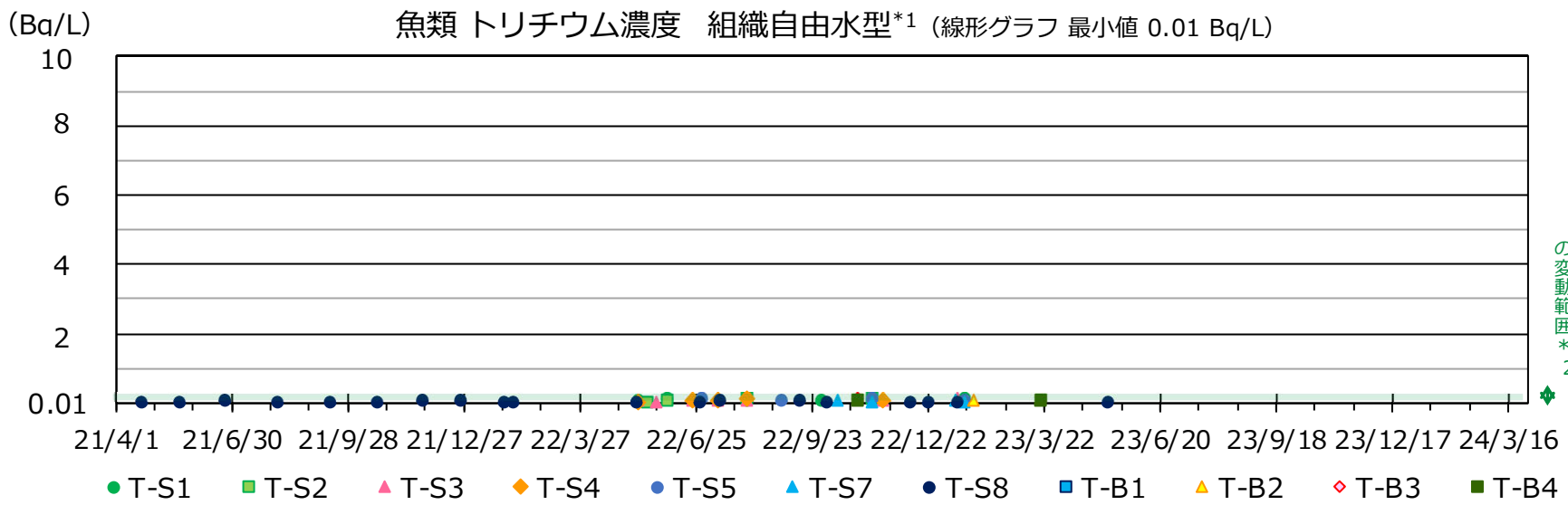
※有機結合型トリチウムは全て検出下限値未満であり、□は検出下限値を示す。
総合モニタリング計画における有機結合型トリチウムの検出下限値は0.5 Bq/Lとなっている。

*1：組織自由水型のトリチウムとは、動植物の組織内に水の状態で存在し、水と同じように組織外へ排出されるトリチウム。

*2：有機結合型のトリチウムとは、動植物の組織内のタンパク質などに有機的に結合して組織内に取り込まれ、細胞の代謝により組織外へ排出されるトリチウム。

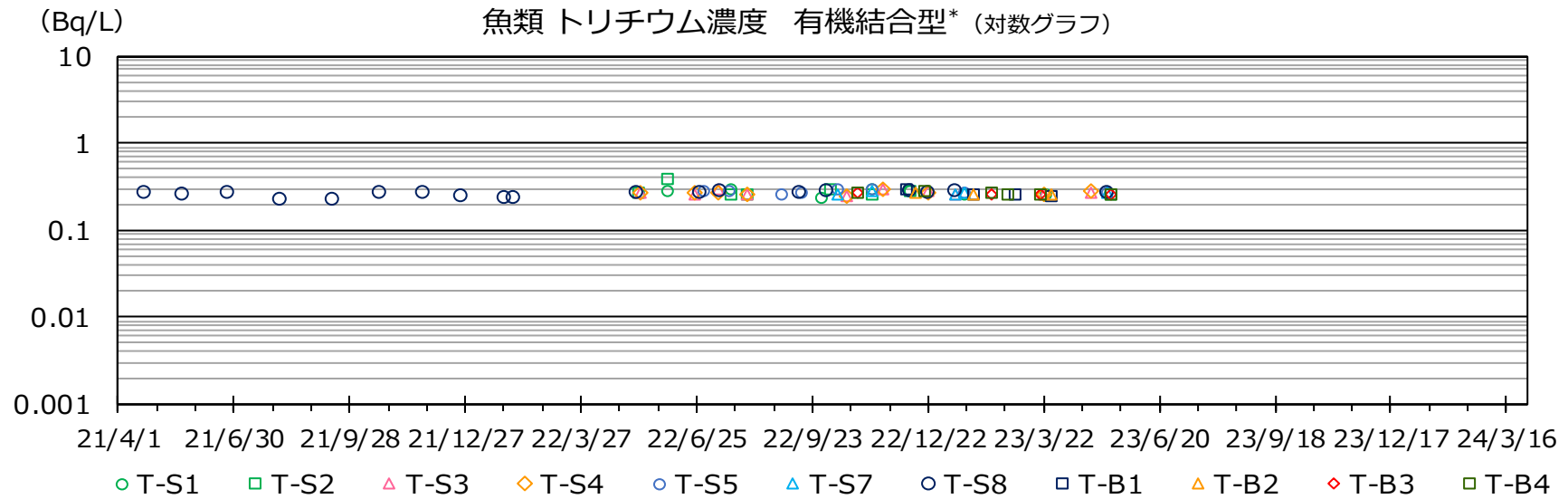
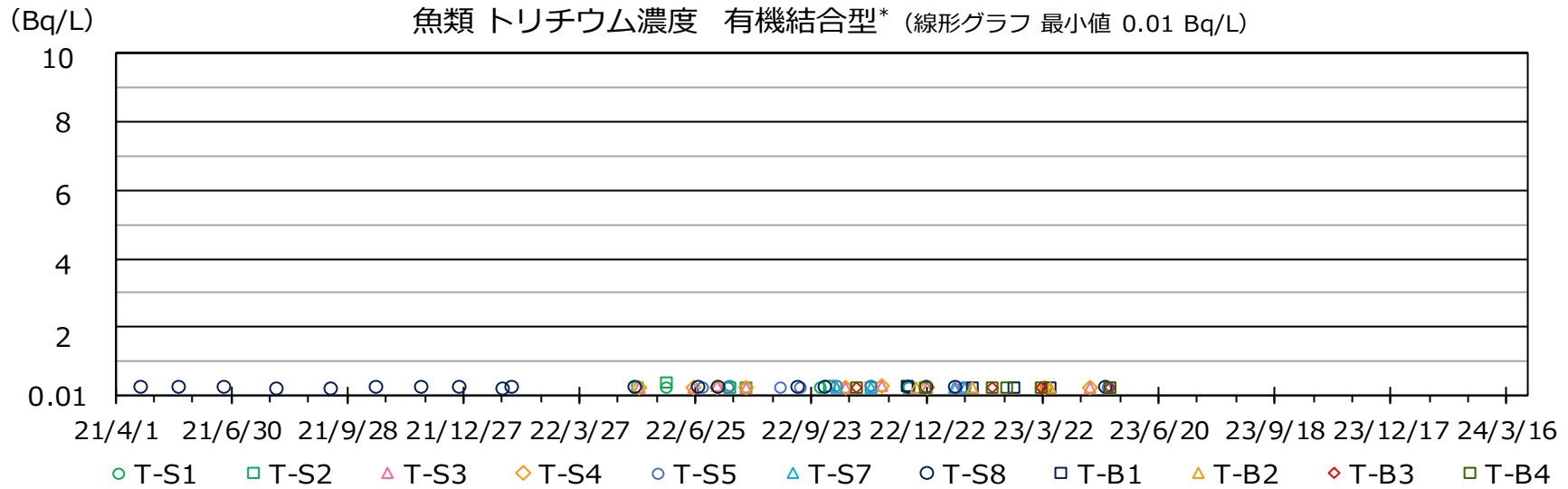
*3：2019年4月～2022年3月の変動範囲 魚類トリチウム濃度（組織自由水型） 0.064 Bq/L ～ 0.13 Bq/L

魚類のトリチウム濃度の推移 (1/2)



※魚種はヒラメ *1：組織自由水型のトリチウムとは、動植物の組織内に水の状態で存在し、水と同じように組織外へ排出されるトリチウム。
*2：2019年4月～2022年3月の変動範囲 魚類トリチウム濃度（組織自由水型） 0.064 Bq/L ～ 0.13 Bq/L

魚類のトリチウム濃度の推移 (2/2)

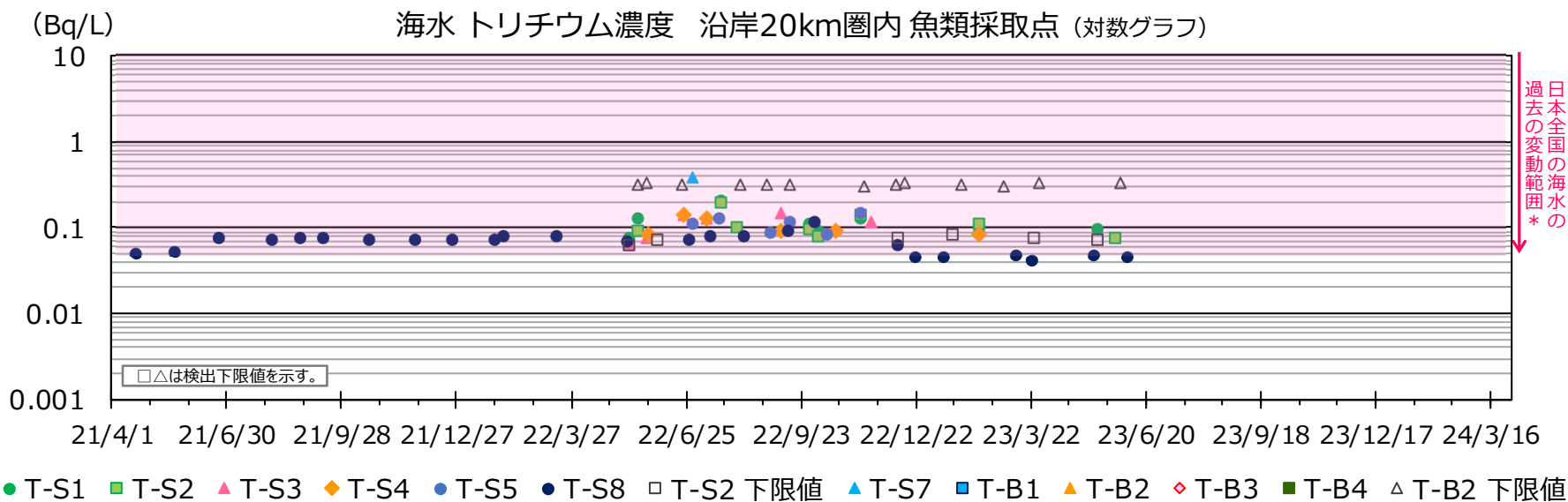
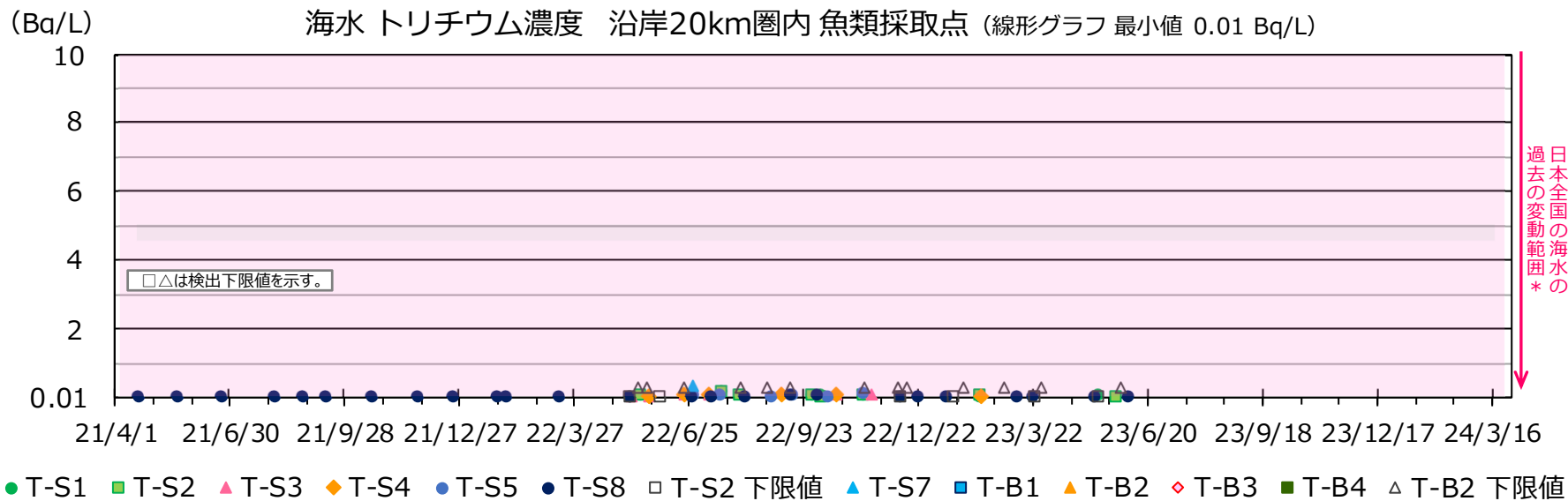


※魚種はヒラメ

※有機結合型トリチウムは全て検出下限値未満であり、各点は検出下限値を示す。
 総合モニタリング計画における有機結合型トリチウムの検出下限値は0.5 Bq/Lとなっている。

* : 有機結合型のトリチウムとは、動植物の組織内のタンパク質などに有機的に結合して組織内に取り込まれ、細胞の代謝により組織外へ排出されるトリチウム。

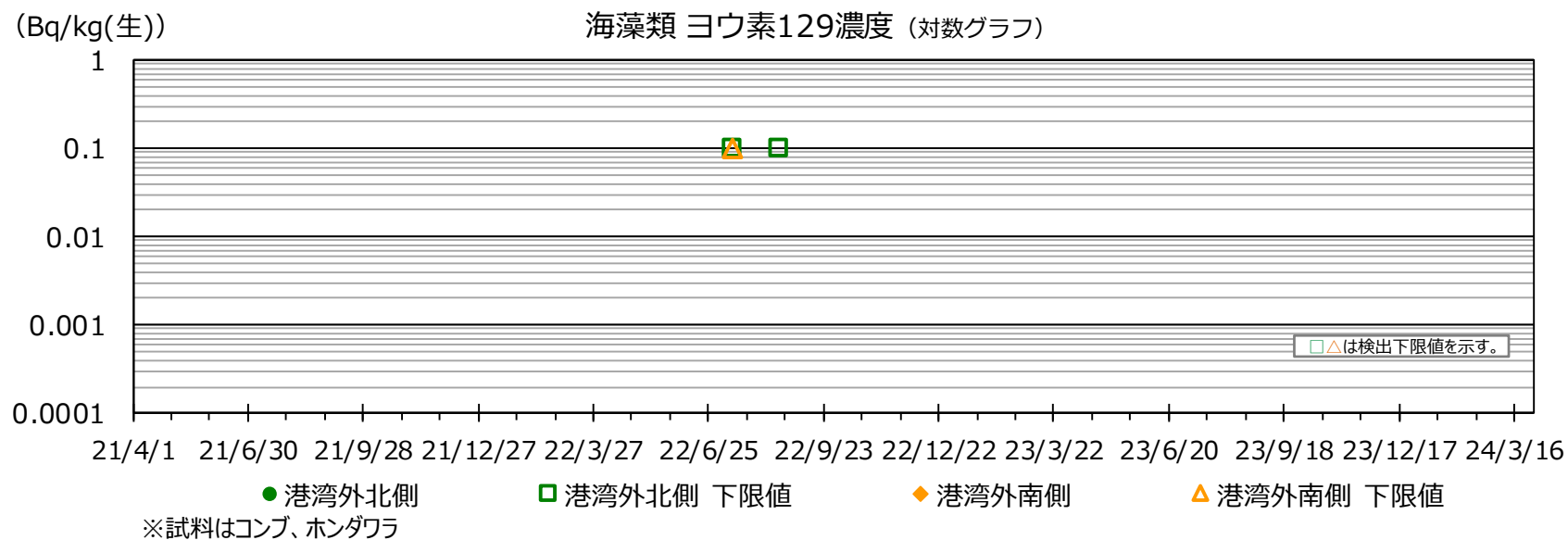
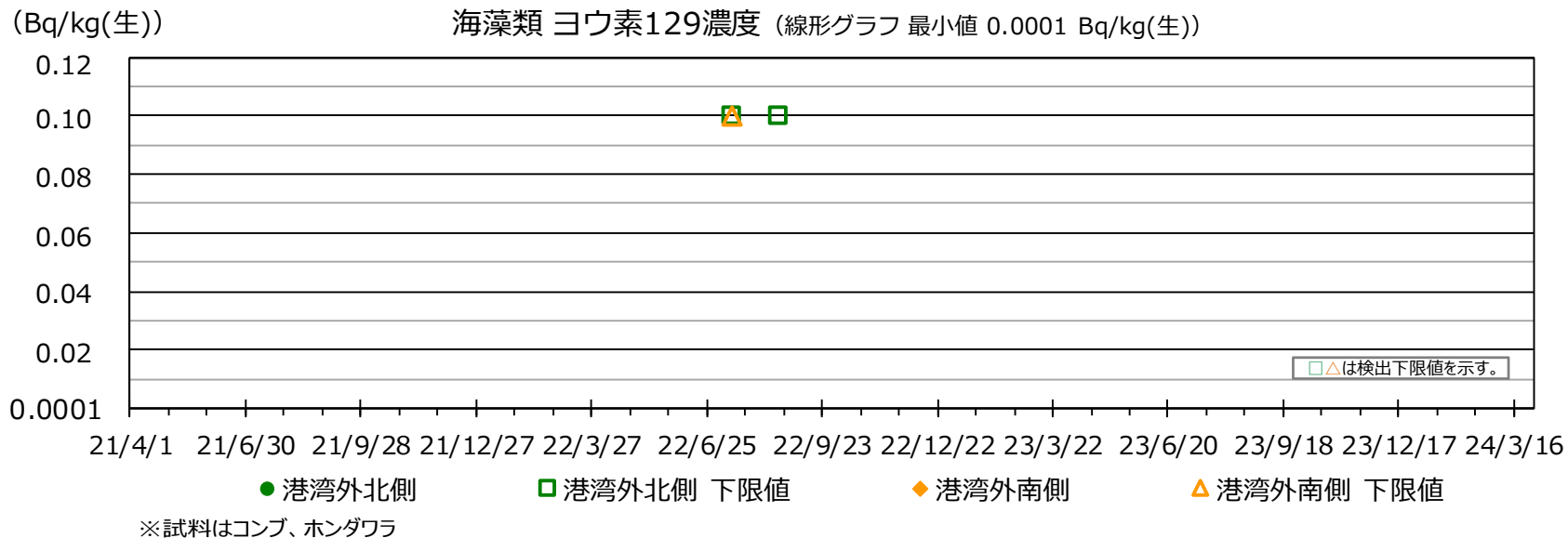
海水のトリチウム濃度の推移（魚類採取点）



※採取深度は表層

検出下限値 T-S1～T-S8(T-S7除く) : 0.1Bq/L * : 2019年4月～2022年3月の変動範囲 海水トリチウム濃度 0.043 Bq/L ~ 20 Bq/L
 T-S7, T-B1～T-B4 : 0.4Bq/L

海藻類のヨウ素129濃度の推移



※日本全国の海藻類の変動範囲 (加速器質量分析装置による値)
 2019年4月～2022年3月の変動範囲 海藻類ヨウ素129濃度 0.00013 Bq/Kg(生) ~ 0.00075 Bq/kg(生)

<参考> 海域モニタリング計画 (1/2)

【海水】

・トリチウムについて、採取点数、頻度を増やし、検出下限値を国の目標値と整合するよう設定した。

赤字：2022年度以降に強化した点

対象	採取場所 (図1,2,3参照)	採取点数	測定対象	頻度	検出下限値*1	
海水	港湾内	10	セシウム134,137	毎日	0.4 Bq/L	
			トリチウム	1回/週	3 Bq/L	
	港湾外 3km圏内	2	セシウム134,137	1回/週	0.001 Bq/L	
				毎日	1 Bq/L	
		5 → 8	セシウム134,137	1回/週	0.4 Bq/L	
				7 → 10	トリチウム	1回/週*2
	沿岸 20km圏内	6	セシウム134,137	1回/週	0.001 Bq/L	
				トリチウム	2回/月 → 1回/週*2	0.4 → 0.1 Bq/L
		1	トリチウム	1回/週	10 Bq/L*4	
				1	トリチウム	1回/月
		1	トリチウム	0 → 10	なし → 1回/月	0.1 Bq/L
				3	トリチウム	1回/月
	沿岸 20km圏外 (福島県沖)	9	セシウム134,137	1回/月	0.001 Bq/L	
				0 → 9	トリチウム	なし → 1回/月

※：採取深度はいずれも表層

*1：記載の数値以下となるよう設定

*2：検出下限値を0.1Bq/Lとした測定は1回/月、その他の週は0.4Bq/L

*3：放出開始後1か月程度は毎日実施、1か月程度以降は頻度をもとしていく

*4：試料採取日の翌日を目途に測定結果を得る（迅速に結果を得る測定）

(参考)

告示に定める濃度限度：セシウム134 60 Bq/L、セシウム137 90 Bq/L

トリチウム 60,000 Bq/L

WHO飲料水水質の指標：セシウム134 10 Bq/L、セシウム137 10 Bq/L

トリチウム 10,000 Bq/L

<参考> 海域モニタリング計画 (2/2)

【魚類・海藻類】

・採取点数、測定対象、頻度を増やし、検出下限値を国の目標値と整合するよう設定した。

赤字：2022年度以降に強化した点

対象	採取場所 (図1,2参照)	採取点数	測定対象	頻度	検出下限値*1
魚類	沿岸 20km圏内	11	セシウム134,137	1回/月	10 Bq/kg (生)
			ストロンチウム90 (セシウム濃度上位5検体)	四半期毎	0.02 Bq/kg (生)
		1	トリチウム (組織自由水型) *2	1回/月	0.1 Bq/L
			トリチウム (有機結合型) *3		0.5 Bq/L
		0 → 10	トリチウム (組織自由水型) *2	なし → 1回/月	0.1 Bq/L
			トリチウム (有機結合型) *3		0.5 Bq/L
海藻類	港湾内	1	セシウム134,137	1回/年 → 3回/年	0.2 Bq/kg (生)
	港湾外 20km圏内	0 → 2	セシウム134,137	なし → 3回/年	0.2 Bq/kg (生)
			ヨウ素129	なし → 3回/年	0.1 Bq/kg (生)
			トリチウム (組織自由水型) *2	なし → 3回/年	0.1 Bq/L
			トリチウム (有機結合型) *3		0.5 Bq/L

*1：記載の数値以下となるよう設定

*2：動植物の組織内に水の状態で存在し、水と同じように組織外へ排出されるトリチウム。

*3：動植物の組織内のタンパク質などに有機的に結合して組織内に取り込まれ、細胞の代謝により組織外へ排出されるトリチウム。

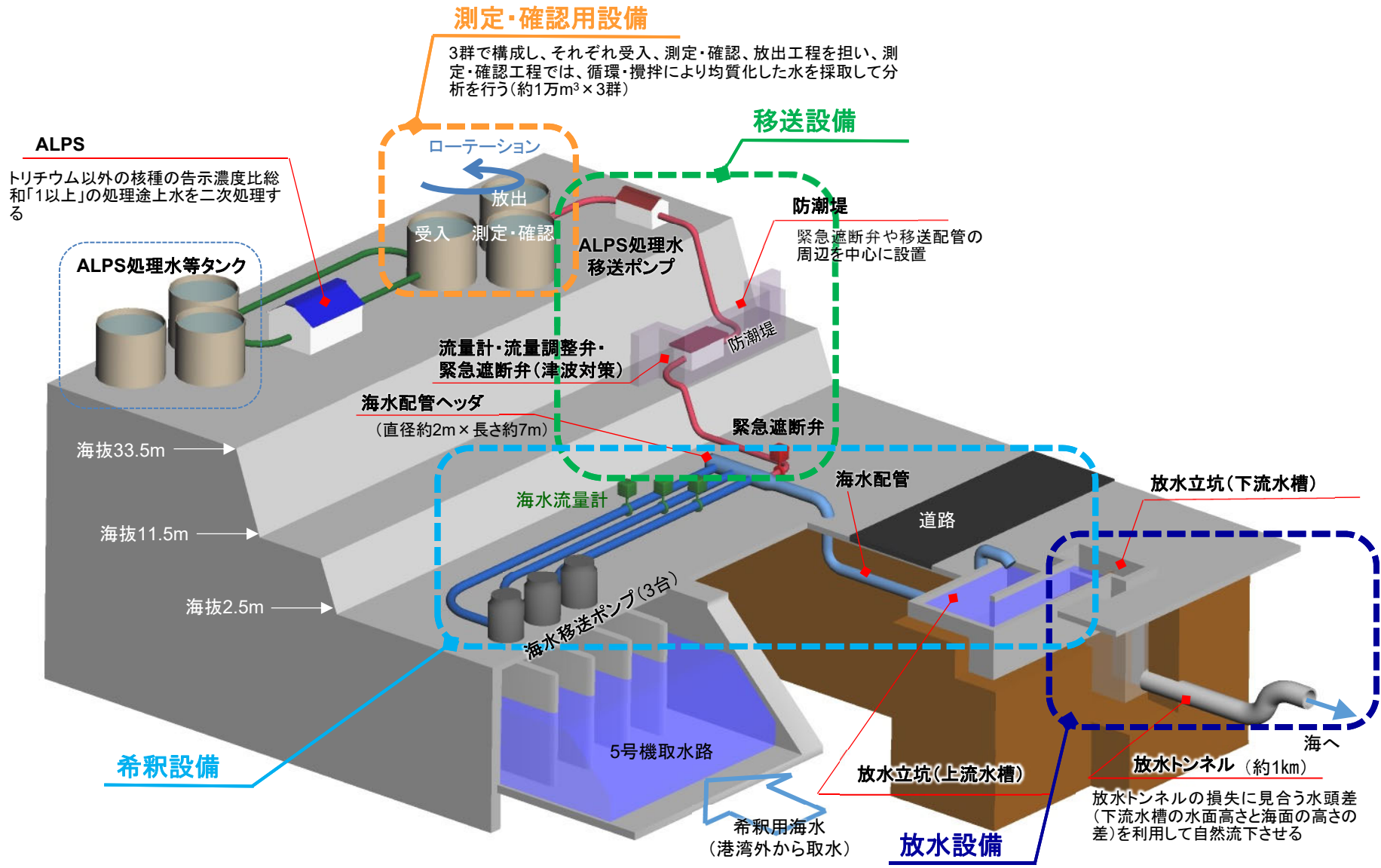
(参考)

一般食品の放射性セシウムの基準値： 100 Bq/kg

・食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が1 mSv/年以下となるように定められている。

・セシウムからの影響が大半で、他の半減期が1年以上の放射性物質の影響を計算に含めたくえで、セシウムを指標としている。

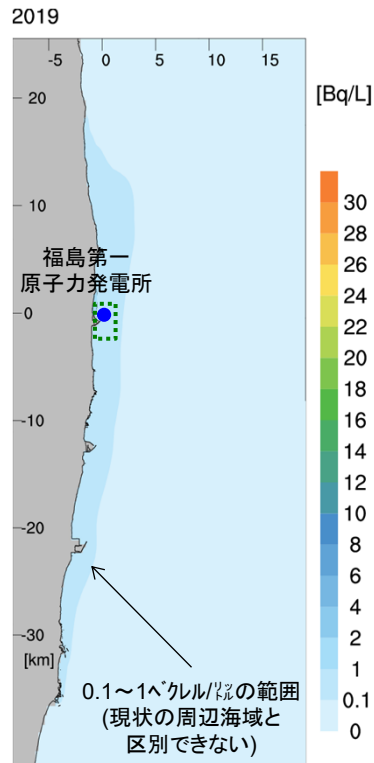
<参考> 多核種除去設備等処理水希釈放出設備および関連設備の全体像 **TEPCO**



<参考> 海洋拡散シミュレーション結果

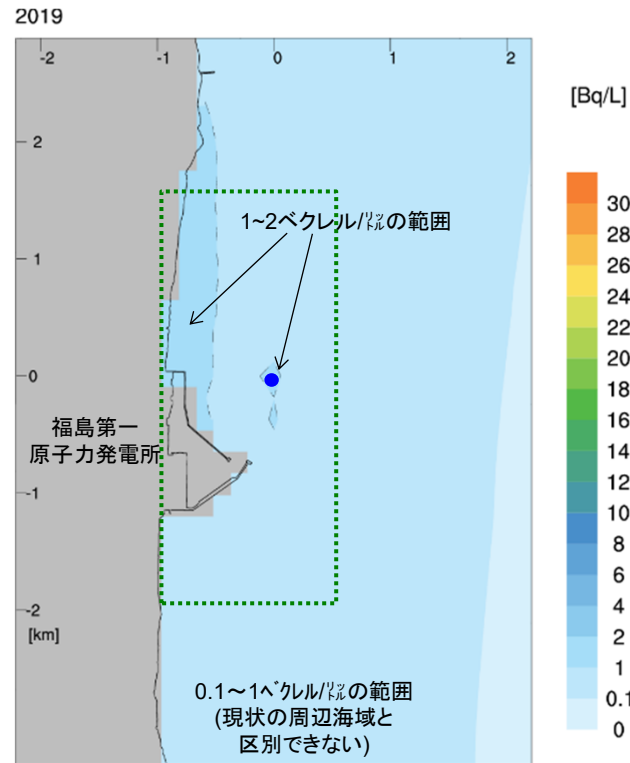
- 2019年の気象・海象データを使って評価した結果、現状の周辺海域の海水に含まれるトリチウム濃度（0.1～1ベクレル/ℓ）よりも濃度が高くなると評価された範囲は、発電所周辺の2～3kmの範囲で1～2ベクレル/ℓであり、WHO飲料水ガイドライン10,000ベクレル/ℓの10万分の1～1万分の1である。

⇒ 拡散状況を確認するためモニタリングを強化する。



福島県沖拡大図
(最大目盛30ベクレル/ℓにて作図)

縮尺を
約10倍拡大



発電所周辺拡大図
(最大目盛30ベクレル/ℓにて作図)

※：シミュレーションは、米国の大学で開発、公開され各国の大学・研究機関で使用されている海洋拡散モデル（ROMS）に電力中央研究所が改良を加えたプログラムを用いて実施

- 各機関が実施した海域モニタリング（迅速測定）の結果を、各機関の公表内容をもとにとりまとめ、当社処理水ポータルサイト お知らせ「各機関の迅速測定結果」に掲載している。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/news/>

■ 東京電力

詳しくは[こちら](#)（東京電力 トリチウムの迅速測定の分析結果）

【海水】

8月27日に福島第一原子力発電所から3km以内10地点にて採取した海水のトリチウム濃度の迅速な測定を行った結果、すべての地点において、トリチウム濃度は検出下限値未満（6.1～6.8ベクレル/リットル未満）であることを確認しました。

■ 環境省

詳しくは[こちら](#)（環境省ホームページ）

【海水】

8月25日朝に福島県沖の11測点にて採取した海水試料を分析（迅速測定）した結果、すべての測点において、海水のトリチウム濃度は検出下限値未満（7～8ベクレル/リットル未満）であり、人や環境への影響がないことを確認しました。

■ 水産庁

詳しくは[こちら](#)（水産庁ホームページ）

【水産物】

8月27日朝に ALPS 処理水放出口の北側約 4km で採取されたヒラメ及び同放出口の南側約5km で採取されたヒラメのトリチウム迅速分析の結果、いずれの検体も放出前と同様に検出下限値未満（約8.6ベクレル/kg 未満）であることを確認しました。

■ 福島県

詳しくは[こちら](#)（福島県ホームページ）

【海水】

8月25日に福島県沖の9測点にて採水した海水のトリチウム濃度は、迅速分析を実施した結果、すべての測点で検出下限値未満（3.7～4.1ベクレル/リットル未満）であり、人や環境への影響がないことを確認しました。

1/2号機排気筒ドレンサンプピットの対応状況について

- ・マンホールへの流入箇所調査

2023年8月31日

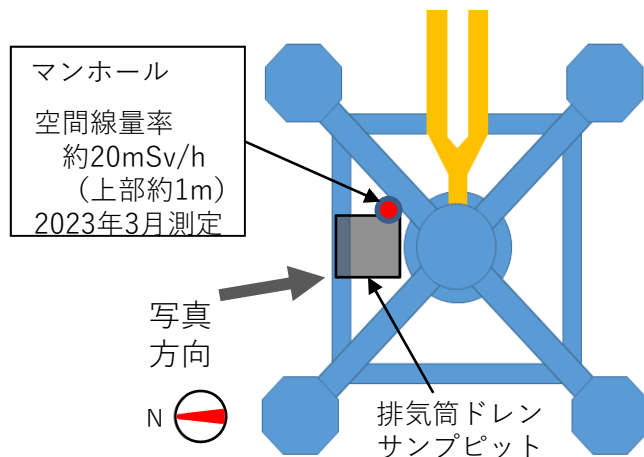
TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 1 / 2号機排気筒ドレンサンプピットへのこれまでの対応状況

【既報告】

- 高濃度汚染水が確認されている1/2号機排気筒ドレンサンプピットについては、これまで排水設備を設置し系外漏洩を防止するとともに、ピットへの流入抑制対策を講じてきたが、流入は継続。
- 2022年3月にマンホール周辺に散水しながらピット内部確認を行い、マンホールに散水した水がピットへ流入していることを確認した。
- 2022年4月にカメラにてマンホール内部を撮影した結果、ピット側へ繋がると思われる穴の他に、ピットと逆方向に繋がる穴を確認した。



排気筒サンプ周辺状況

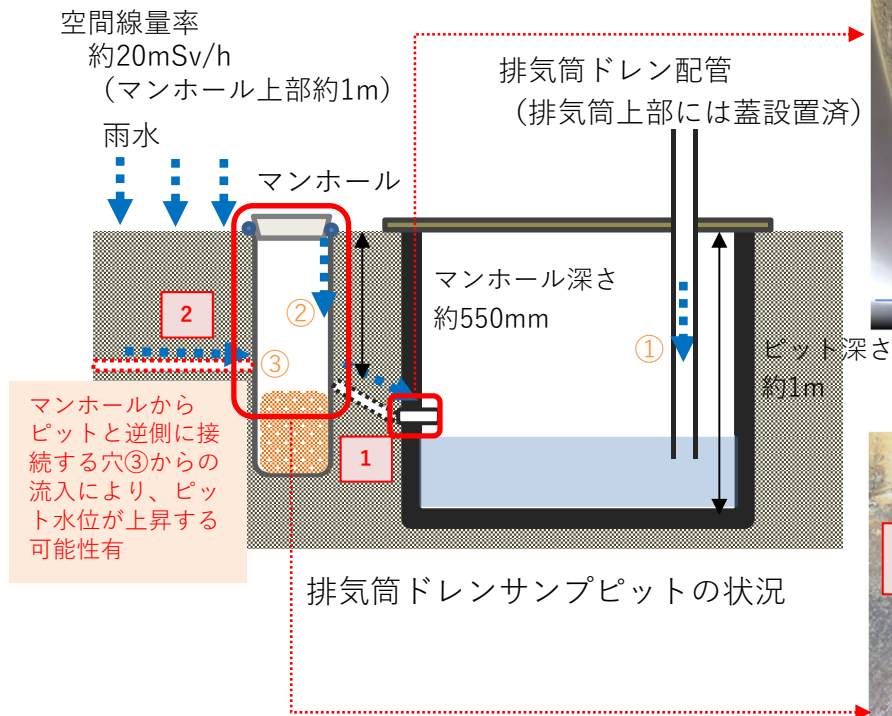


サンプ南東部のマンホール

1. 1 / 2号機排気筒ドレンサンプピットへのこれまでの対応状況 **TEPCO**

【既報告】

- これまでの調査状況から、ピットへの流入箇所として想定されるのは下記3か所。
 - ① 排気筒ドレン配管からのピットへの雨水の流入（排気筒に蓋設置済であるが、降雨が流入する可能性あり）
 - ② マンホール蓋からマンホール内部に雨水が流入し、ピットと接続する配管**1**を通じ流入
 - ③ マンホール内にピットと逆側に確認された穴**2**からマンホール内部に水が流入し、ピットと接続する配管**1**を通じ流入



(1) ピット南東側壁に確認された配管からの流入状況

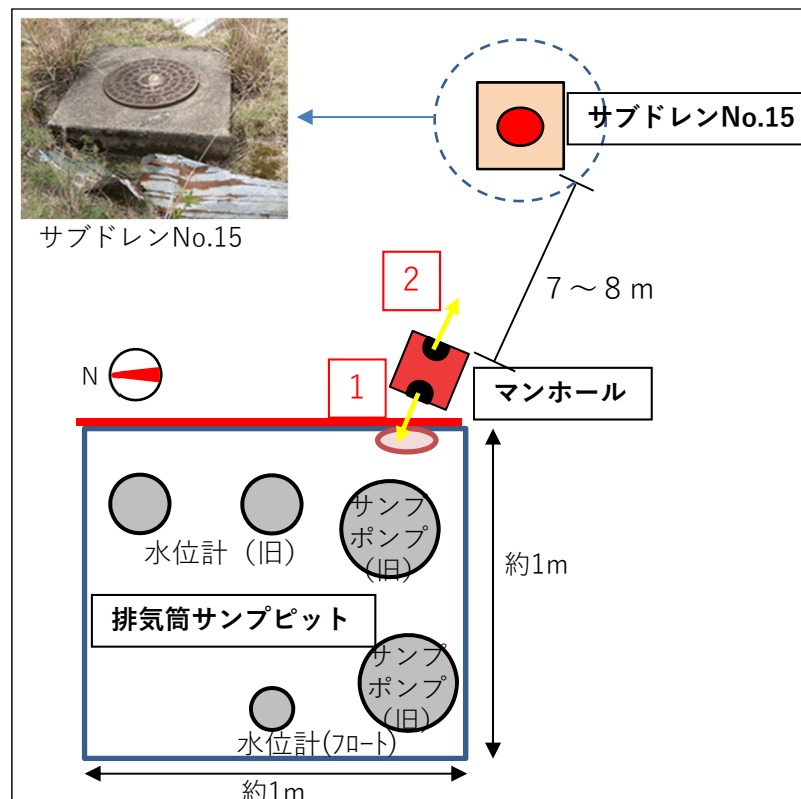


(2) ピット近傍のマンホール内の状況
(黄枠はマンホール内で確認された穴)

2. 1 / 2号機排気筒ドレンサンプルピットへの流入箇所調査内容

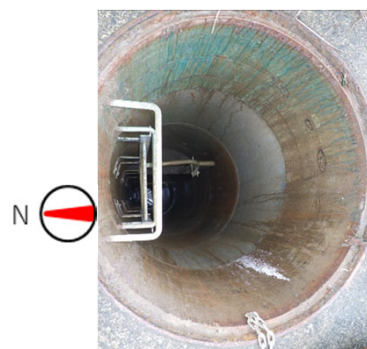
【今回報告】

- 2022、23年度は、マンホール内に確認された穴の閉塞要否判断のため、接続箇所の調査および当該配管からの流入有無の調査を実施
- (1) マンホールで確認された穴(2)の接続が想定される箇所として、直線上にあるサブドレンNo.15を抽出。同サブドレンピットの内部を確認。
 - (2) 穴(2)にカメラを挿入し、経路を調査。
 - (3) マンホールにカメラを設置し、降雨時に穴(2)からの流入有無を確認



2. 1 サブドレンNo. 15 内部確認

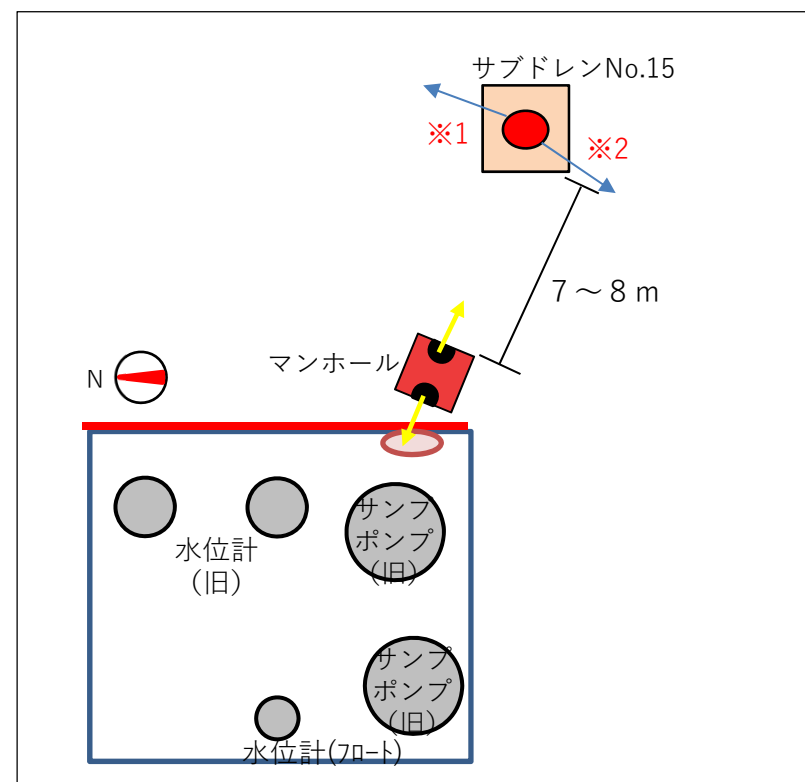
- 調査目的：サブドレンNo.15内部について、マンホールと繋がる開口部の有無調査
- 調査時期：2022年7月
- 調査方法：サブドレンNo.15のマンホール蓋を取り外し、カメラによりマンホール内部を撮影
- 調査結果：
 - 画像確認を行った結果、マンホール上部より約1 m下に、開口部と思われる穴を確認。
 - ただし、確認された穴の方角は排気筒サンプ側マンホールとは異なる。
 - なお、ピット水面は低いことから、当該穴を通じて排気筒サンプ側へ流入する可能性は低いことを確認。



水面はマンホール上部から5m以上、下部にある（目測）

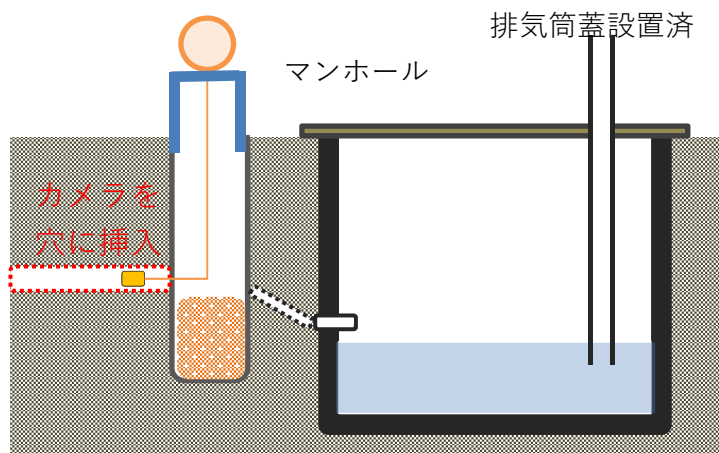


マンホール上部より約1 m下に穴を確認



2. 2 マンホール内部穴の経路調査

- 調査目的：マンホール内に排気筒サンプルと逆側へ接続する穴の行き先の調査
- 調査時期：2023年2月
- 調査方法：調査装置をマンホールへ設置し、遠隔でカメラを内部穴へ挿入。
- 調査結果：
 - 汚泥が堆積しており、カメラを挿入したが穴の奥へ進めることができなかった。



調査の概要



調査装置およびモックアップ時の写真

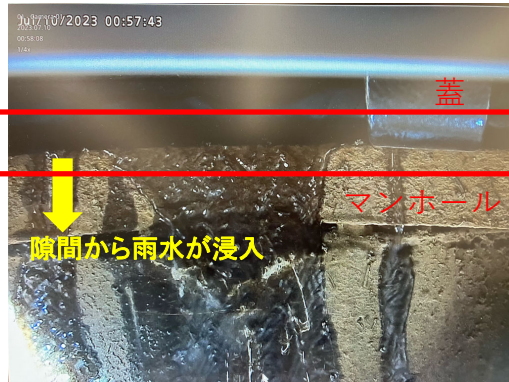
2. 3 マンホール内部映像確認

- 調査目的：マンホール内に排気筒サンプと逆側へ接続する穴を介した水の流入有無
- 調査時期：2023年6月～
- 調査方法：マンホール蓋にカメラを取り付け、内部の状況を撮影。
- 調査結果：

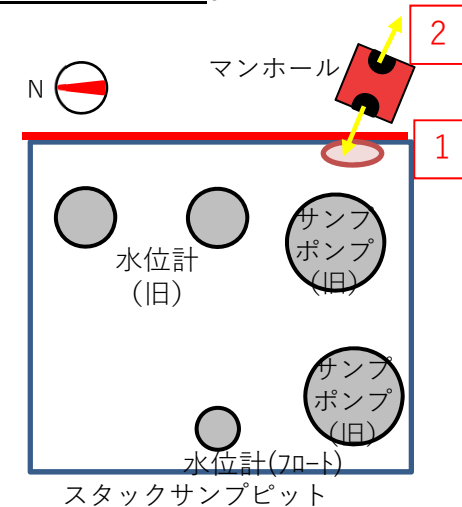
➤ 降雨時にマンホール蓋の隙間から流入を確認。マンホール内に流入した雨水はピット側の配管 **1** へ流れており、南東側配管 **2** からの流入及び逆流はなし。

1 ピット側配管 (6/28撮影)

マンホール蓋の隙間から雨水が流入



マンホールに滞留した雨水は、ピット側へ流れている。



2 南東側配管 (6/28撮影)

雨水流入前



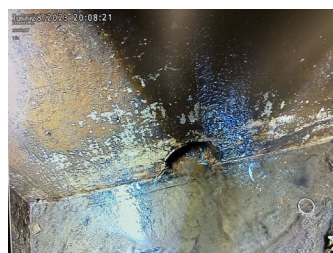
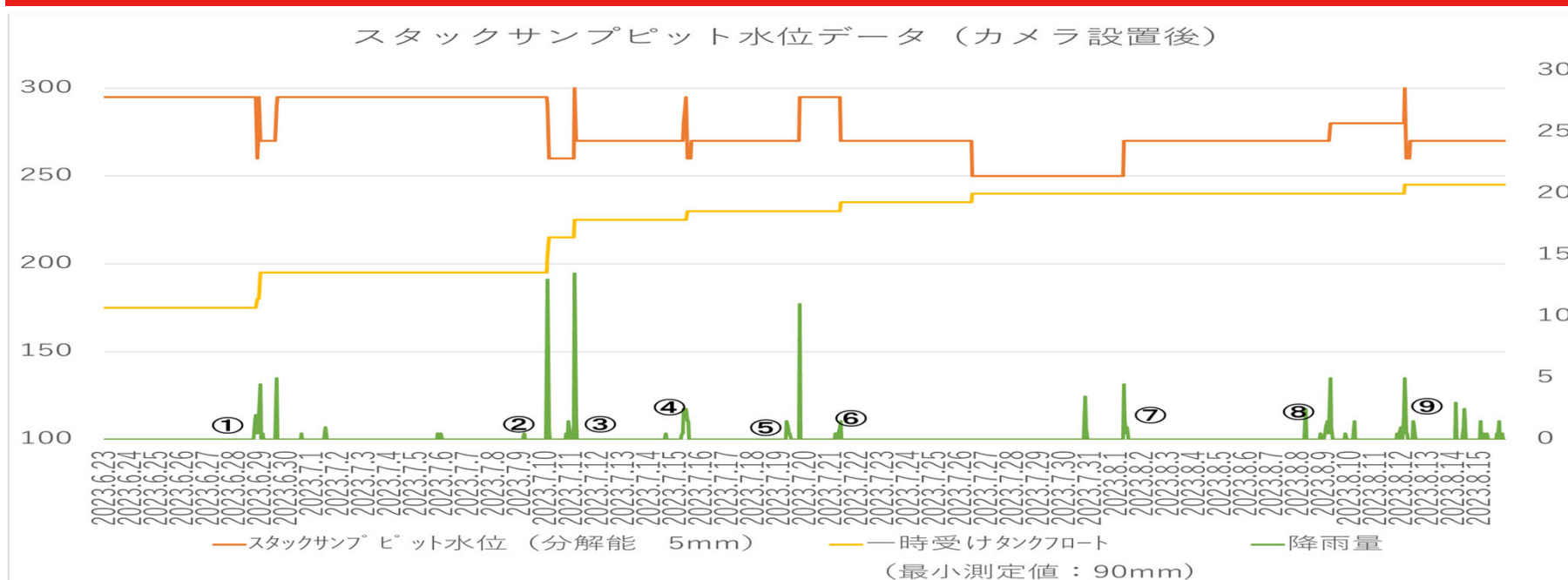
マンホール壁を伝って雨水が流入



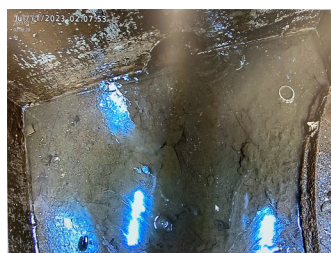
南東側配管からの流入および流出はなし



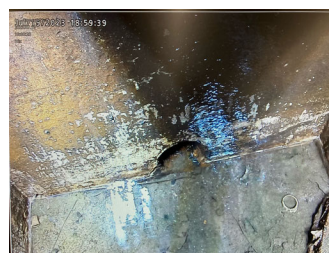
2. 4 水位データ及び流入時のマンホール内部状況



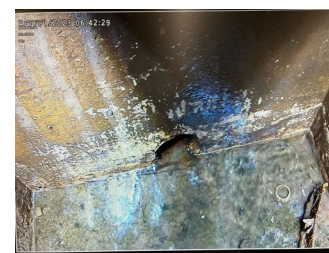
①6/28 8:00頃



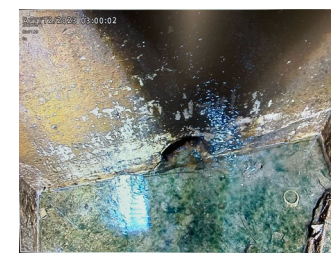
③7/11 2:00頃



⑤7/19 19:00頃



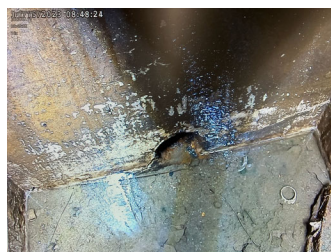
⑦8/1 7:00頃



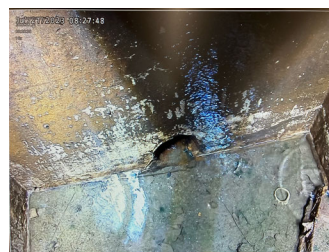
⑨8/12 3:00頃



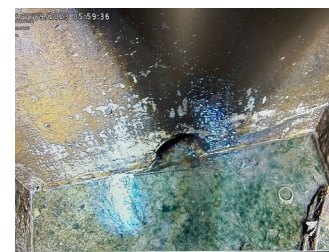
②7/10 10:00頃



④7/15 9:00頃



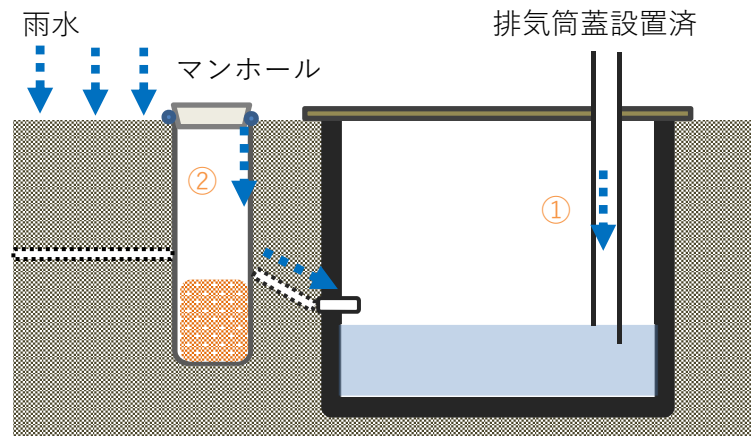
⑥7/21 8:00頃



⑧8/9 6:00頃

3. 調査結果を踏まえた流入箇所について

- これまでの調査結果から、ピットへの流入箇所は以下の2箇所限定された。
 - ① 排気筒ドレン配管からのピットへの雨水の流入
 - ② マンホール蓋からマンホール内部に雨水が流入し、ピットと接続する配管を通じて流入
- 本状況を踏まえ、マンホールの止水により経路②からの流入は解消されるため、今後は改めてマンホールの止水対策を講じる。
- なお、マンホールに接続する配管については、当該配管からの流入もないこと及び被ばくも考慮し、閉塞等は行わず現状のままとする。

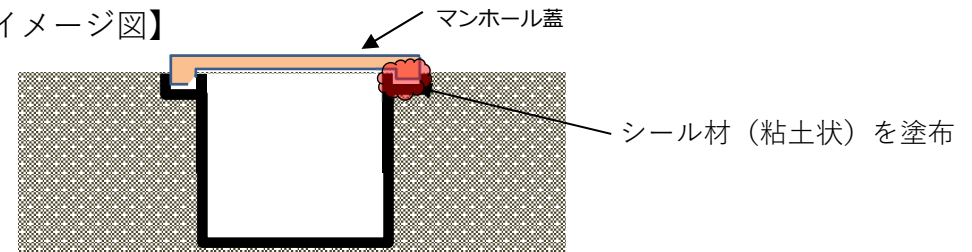


排気筒ドレンサンプピットの状況

【現状】



【イメージ図】



蓋とマンホールの接触面にシール材（粘土状）を塗布していたが、止水性が完全ではなく流入した。

4. マンホールの止水対策 & 今後の対応

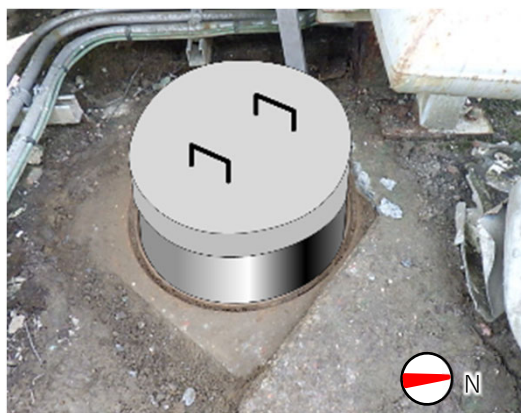
■ 止水対策

- マンホール部は閉止栓にて止水し、周辺を舗装材で固めることで雨水の浸入及び滞留を防止する。（2023年内目途）
- 作業にあたり、モックアップにて効果、手順等を確認した後、止水対策を行う。
- なお、閉止栓はマンホール内部確認が可能な構造とする。

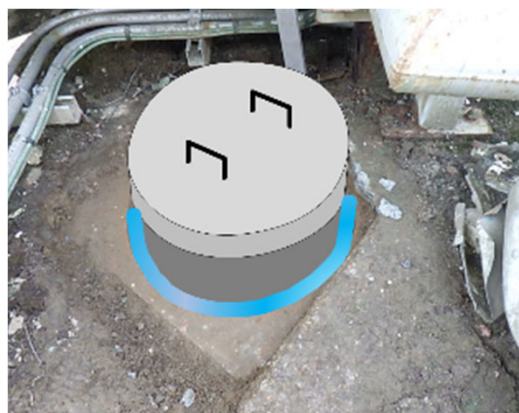
■ 今後の対応

- 当該ピットやマンホールの最終的な処置については、排気筒下部解体後に実施となるため、継続検討していく。
- それまでの間は、排水設備および水位計による水位管理・監視を継続していく。
- なお、毎月実施しているピット水質分析については、流入箇所が限定されたこと及び有意な水質の変化がないことから、止水対策の効果を確認した後、頻度を見直す。

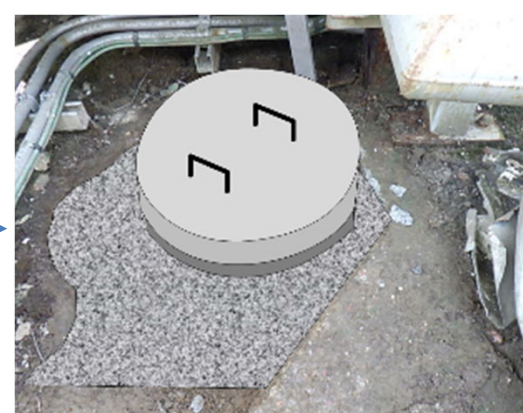
【対策】



①蓋から閉止栓（蓋つき）に変更



②発泡ウレタンをマンホールの隙間に充填

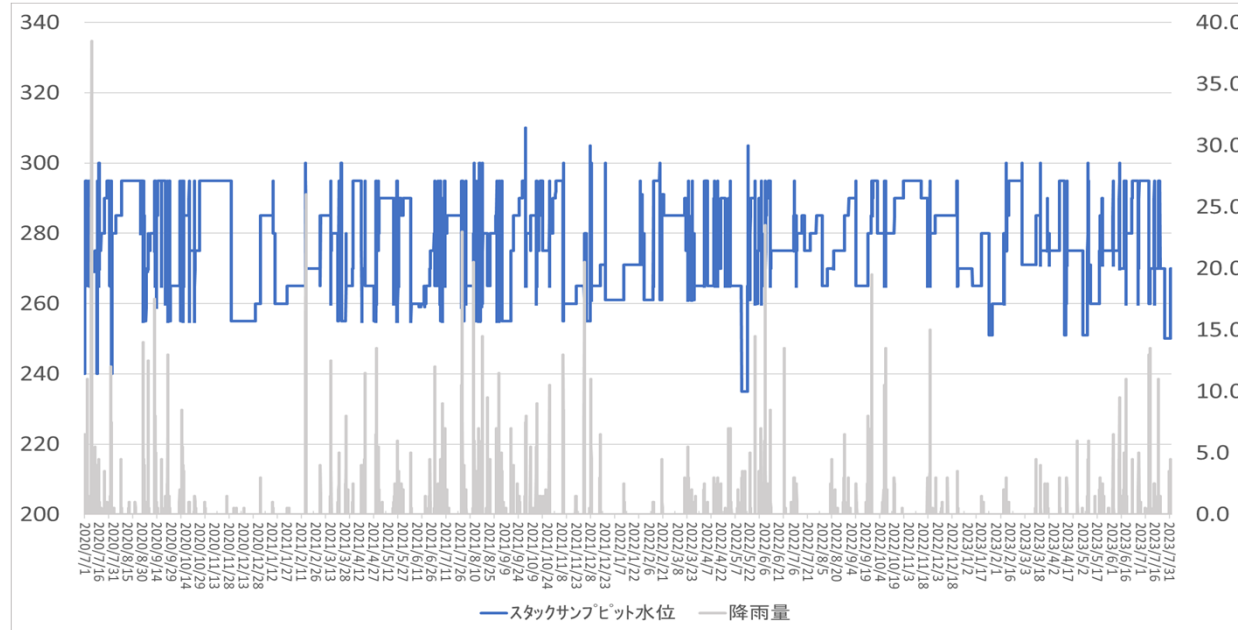


③舗装材で周辺を固める。

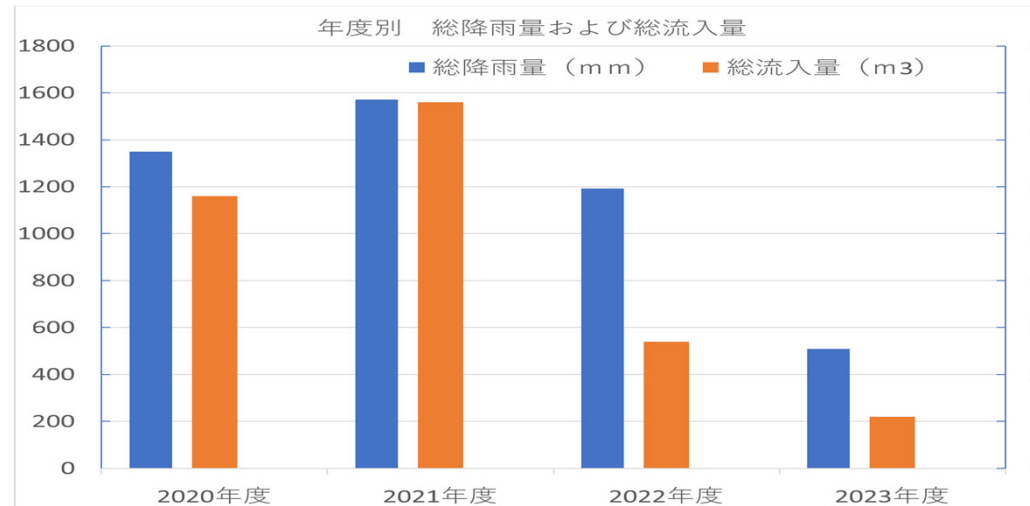
以下、参考資料

<参考> 1 / 2号機排気筒ドレンサンプピット水位及びピットへの流入量 **TEPCO**

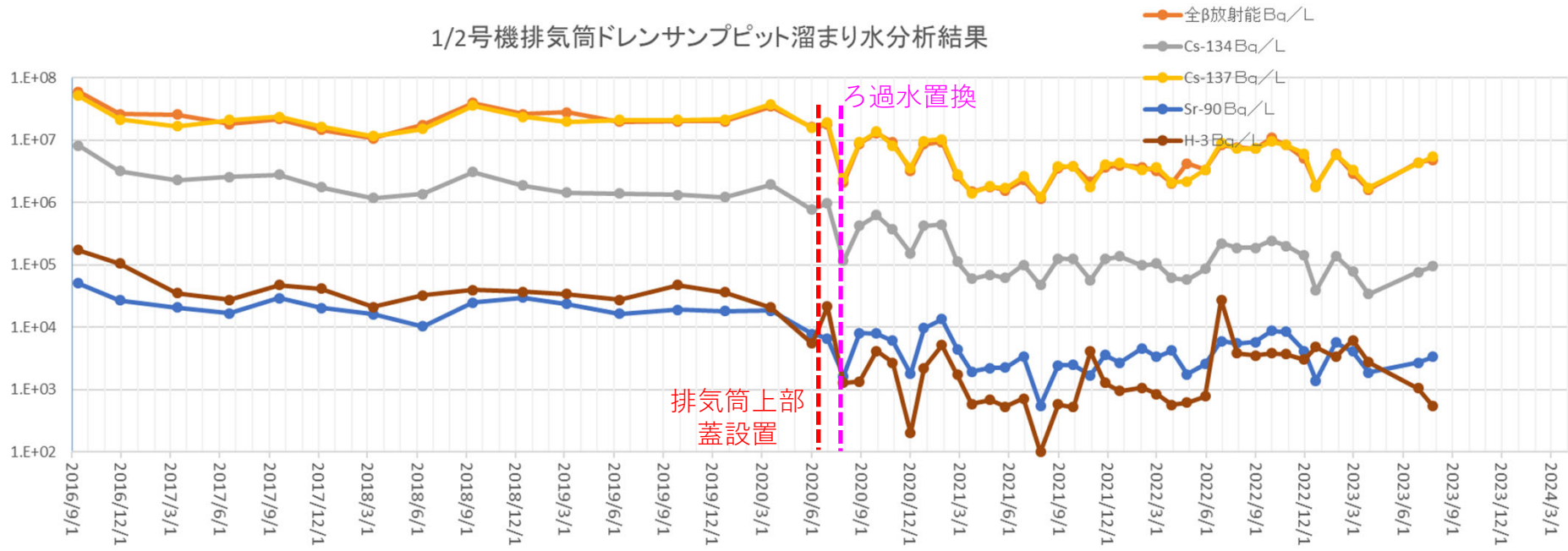
- ピット内水位については、通常通りの水位制御（260～300mm）を継続している。



- マンホール蓋を見直した2022年度以降はピットへの流入量は減少している。



<参考> 1 / 2号機排気筒ドレンサンプルピット水質分析結果



※排水設備更新作業のため、
2023年4,5月は未実施

<参考> ピット南東側マンホール内部土のサンプリング

2021年7月6日にサンプリングを実施

分析項目	マンホール内部土 【Bq/kg】	サンプルット水※ 【Bq/L】
Cs-134	4.9E+07	1.0E+05
Cs-137	1.4E+09	2.6E+06

※
2021年6月28
日採取



サンプリングの状況

<参考>これまでの対応時系列

2020年12月迄：

1/2号排気筒上部解体後の排気筒上部への蓋設置、排気筒サンプを覆う雨養生カバーの設置・追設を行ったが、降雨時にピット内の水位が上昇。

2021年4月～5月：

ピット周辺への散水により、ピット南東側への散水の際に、ピット水位が上昇。現場を目視確認したところ、ピット南東部にマンホールを確認。

2021年7月：

マンホールに蓋を設置したが、その後も降雨時にピット水位が上昇。

2021年12月：

ピット周辺への散水を実施。マンホール周辺へ散水した際にピット水位の上昇を確認。マンホールの状況を確認したところ、蓋にすき間があり散水した水が流入していた

2022年3月：

マンホール周辺に散水しながらピット内部確認を行い、流入箇所を特定した。

2022年4月：

カメラにてマンホール内部を撮影した結果、ピット側へ繋がると思われる穴の他に、ピットと逆方向に繋がる穴を確認した。

2022年7月：

マンホール穴の接続箇所調査としてサブドレンNo.15の内部を調査

2023年2月：

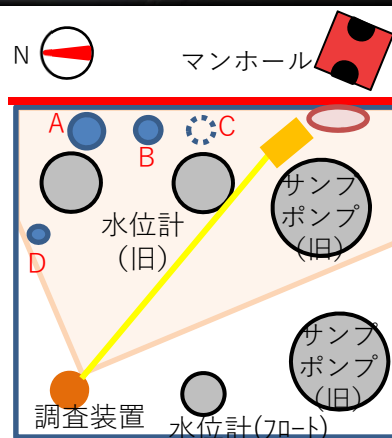
マンホール穴からカメラを挿入し、接続箇所の調査を試行

2023年6月～：

マンホールにカメラを設置し、降雨時にマンホール穴を介した流入有無を調査

<参考> 1 / 2号機排気筒ドレンサンプピット内部調査結果

- 2022年3月29日に内部調査を実施。ピット南東側壁面にピットに水平に接続する配管を確認。
- ピット南東側に確認されているマンホール近傍に散水したところ、当該配管からピット内への水の流入を確認。
- 当該配管接続位置はマンホール近傍であり、上記結果より、マンホールからピットへ配管が接続していることおよび当該配管を通じて降雨等がピットへ流入していると断定。



ピット南東側壁に
確認された配管位置

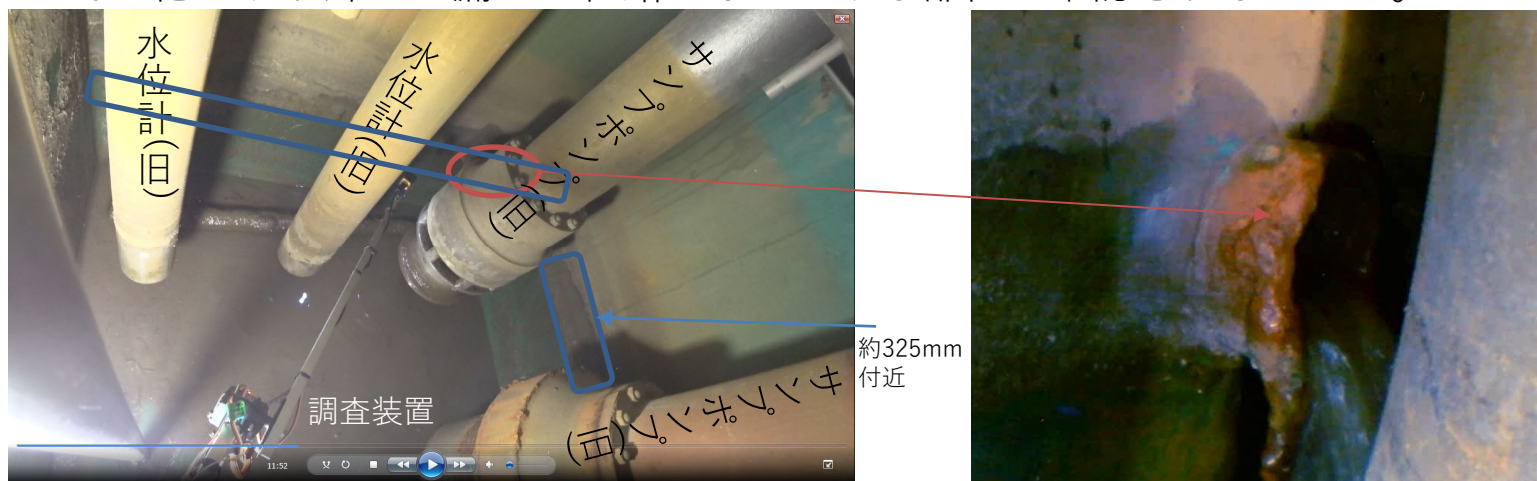
- A.排気筒ドレン配管
- B.主排気ダクトドレン配管
- C.サンプポンプミニフロー配管
- D.排気筒モニタドレン配管



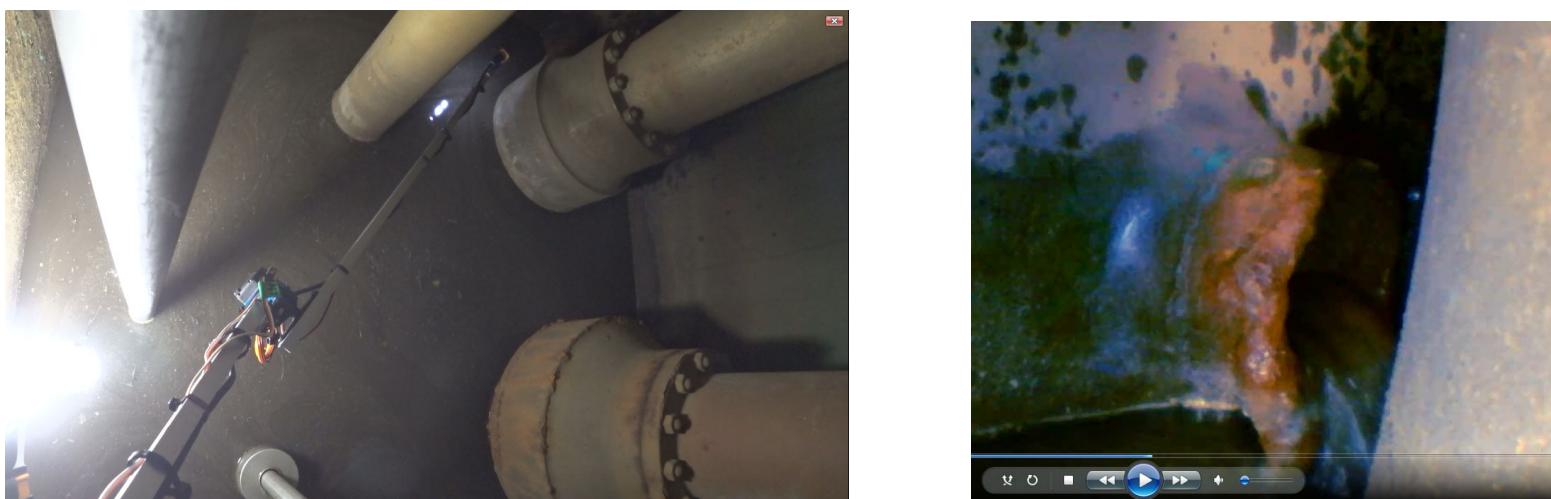
15

<参考> 1 / 2号機排気筒ドレンサンプピット内部調査結果

- 調査結果から、過去の水位低下事象も当該配管を通じた事象である可能性がある
 - ピット南東側壁に確認された配管の設置高さは、過去に水位低下が確認されたピット底部からの高さ約325mmとおおよそ一致
 - その他ピット外への漏えい経路となるような部位は確認されなかった。



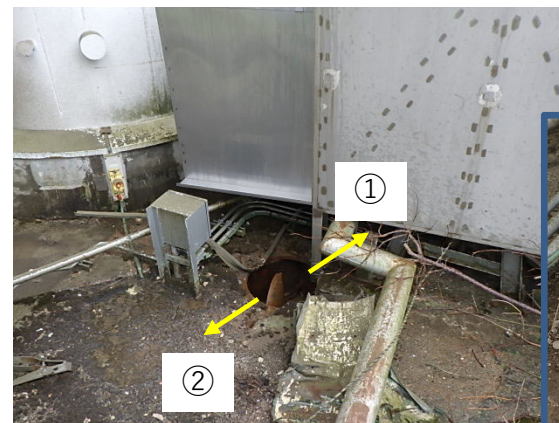
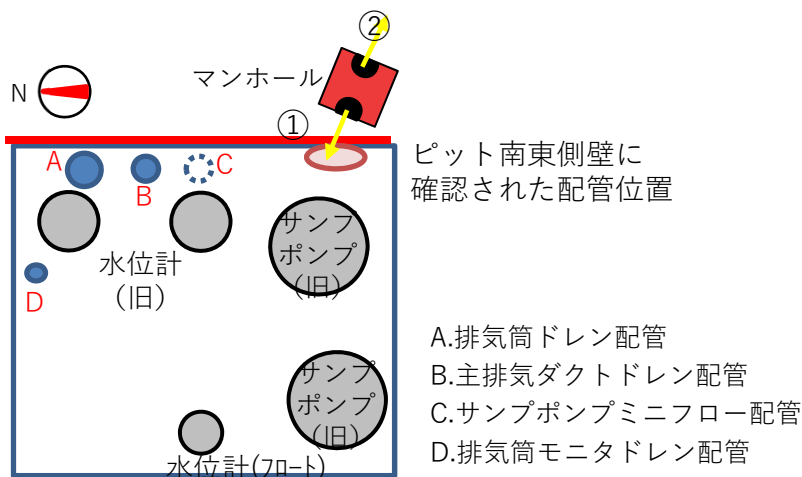
散水前の状況 (左：ピット内部、右：流入配管近傍)



散水によるピット水位上昇の状況 (左：ピット内部、右：流入配管近傍)

<参考> 1 / 2号機排気筒ドレンサンプピット周辺のマンホール調査 **TEPCO**

- 2022年4月19日にピット南東部のマンホールへカメラを挿入し内部調査を行った。
 - ① サンプピット側へ繋がると思われる穴を確認。
 - ② 上記①と対角側にも穴を確認。

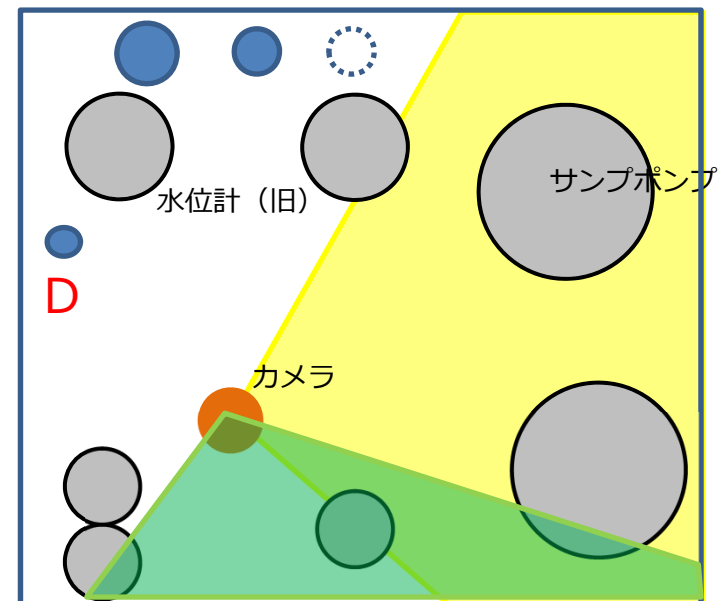
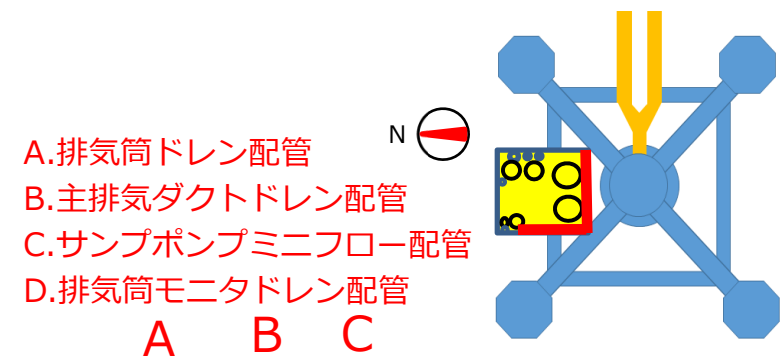
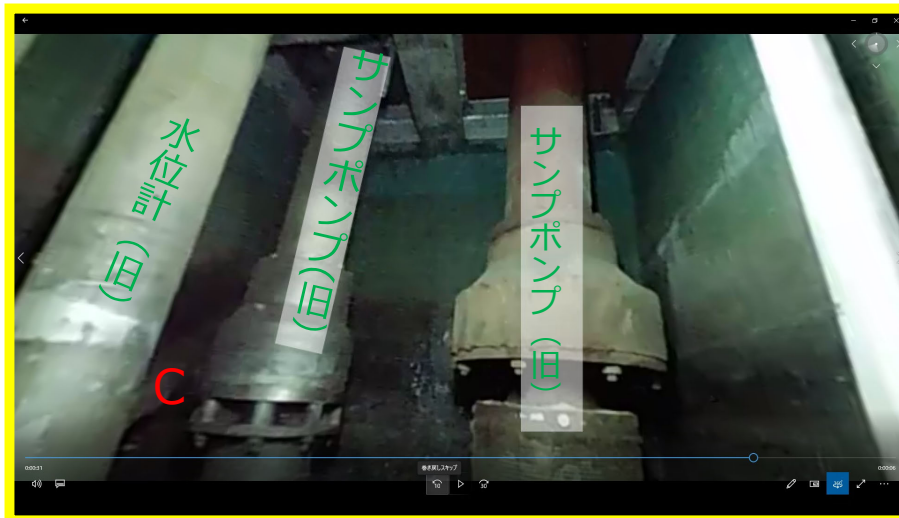


蓋を取り付けた状態

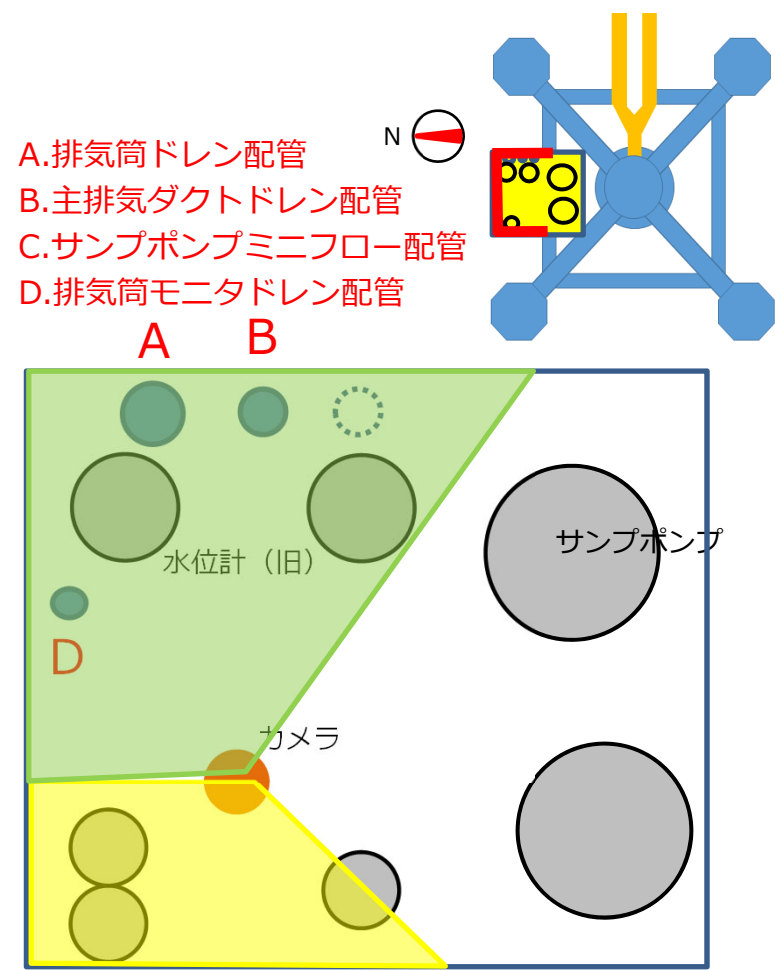
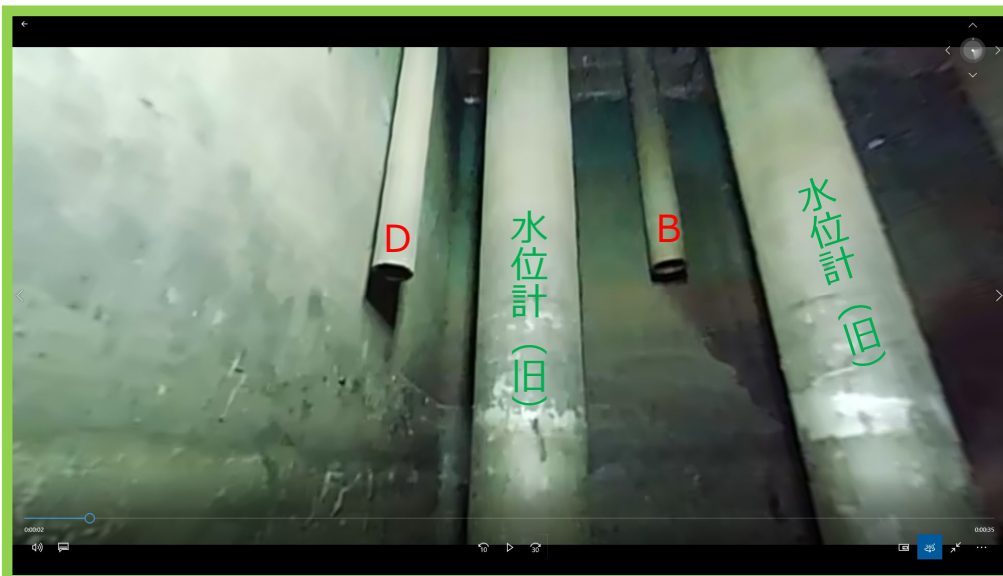


<参考> 1 / 2号機排気筒ドレンサンプルピット内部調査結果

- 2020年7月14日（降雨あり）に内部調査した際の状況。南側壁面に流入痕と思われる濡れ跡があったが、その他流入痕と思われる痕跡は確認されていない。（対策で2020年12月に南側へカバーを追設）



<参考> 1 / 2号機排気筒ドレンサンプルピット内部調査結果



サブドレン他水処理施設の運用状況等

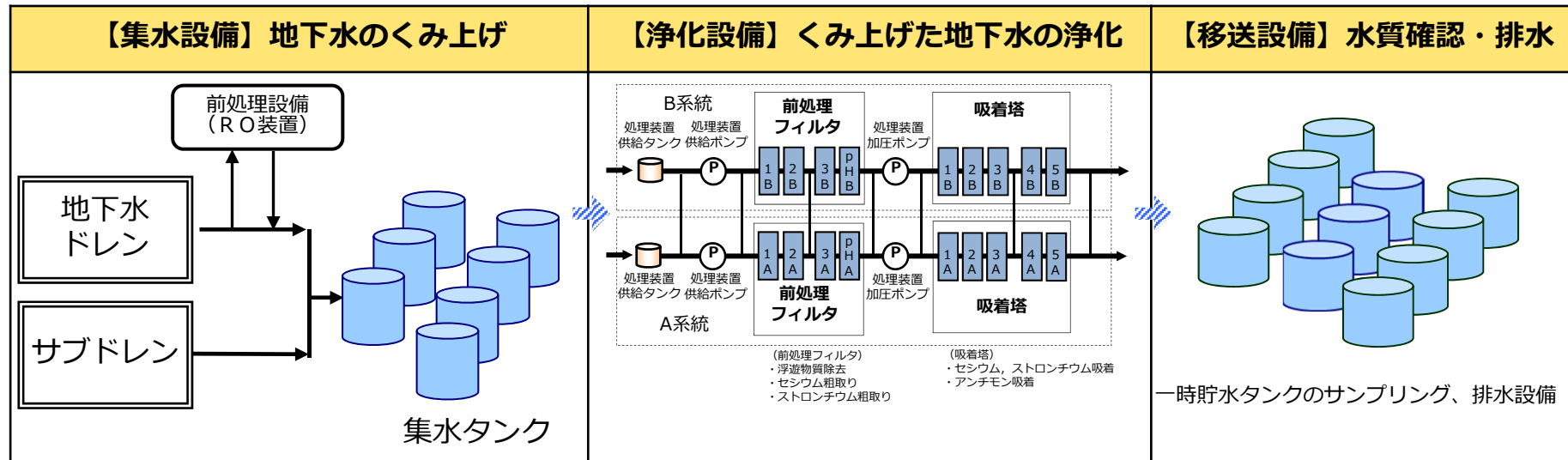


2023年8月31日

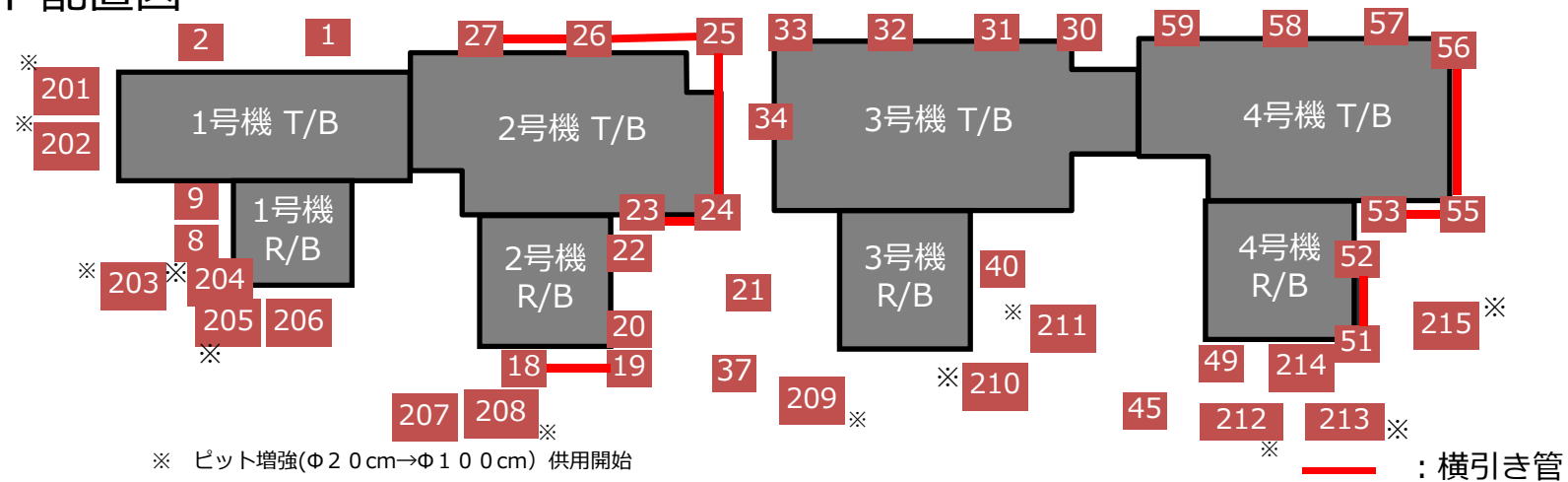
東京電力ホールディングス株式会社

1-1. サブドレン他水処理施設の概要

・設備構成



・ピット配置図



1-2. サブドレンの運転状況（24時間運転）

- 山側サブドレン設定水位のL値をT.P.+5,064mmから稼働し、段階的にL値の低下を実施。
実施期間：2015年9月17日～、L値設定：2021年5月13日～T.P.-650mmで稼働中。
- 海側サブドレンL値をT.P.+4,064mmから稼働し、段階的にL値の低下を実施。
実施期間：2015年10月30日～、L値設定：2021年5月13日～T.P.-650mmで稼働中。
- サブドレンピットNo.30,37,57を復旧し、2018年12月26日より運転開始。No.49ピットは復旧後、2020年10月9日より運転開始。
- 5/6号機サブドレンは、3/28に復旧し、日中時間帯（7h/日）の短時間運転を実施してきたが、4/14より24時間運転に移行し、継続稼働中。
- サブドレンピットNo.21は、2号機燃料取り出し構台の設置工事に干渉するため、移設を行い、2022年10月7日より稼働を開始した。
- サブドレン集水設備No.4中継タンク内の油分確認による、No.4中継サブドレンピットの稼働状況は下記の通り。
 - ・'20/11末 No.4中継タンク内及びNo.40ピットで油分が確認され、近傍のピット210,211を含め稼働を停止したが、タンク等清掃を行い、9月より設定水位（L値）をNo.40:T.P.+1,000、No.210,211:T.P.+1,500で稼働を再開した。
 - ・'22/4/21～ 3号機起動用変圧器からの絶縁油の漏えい確認後にサブドレンNo.40ピットにて油分（PCB含有量の分析結果は、0.56mg/kgと低濃度PCB含有）が確認されたため、No.40ピット及び近傍のNo.210,211ピットの運転を停止中。
 - ・'22/7初～ No.210,211の運転を再開するため、油分拡散抑制対策を計画しており、その準備として、設置エリアにある瓦礫の撤去等を実施している。
 - ・'23/4/18～ 上記の油分拡散抑制として、鋼矢板の設置を開始しており、90/90枚（6/26時点）設置完了しており、埋設構造物等下部の薬液注入を実施中である。

- その他トピックス
 - ・特になし。



- ※1 台風19号対応として10月12～15日の間、一時的に全ピットのL値をT.P.1400mmに変更した。
- ※2 1月の大雨に備えて基本のL値をT.P.1300mmとし、2月7日に水位設定値を元に戻した（L値:T.P.-0.15 m）

1-3. 至近の排水実績

- サブドレン他水処理設備においては、2015年9月14日に排水を開始し、2023年8月21日までに2,243回目の排水を完了。
- 一時貯水タンクの水質はいずれも運用目標（Cs134=1, Cs137=1, 全β=3, H3=1,500(Bq/L)）を満足している。

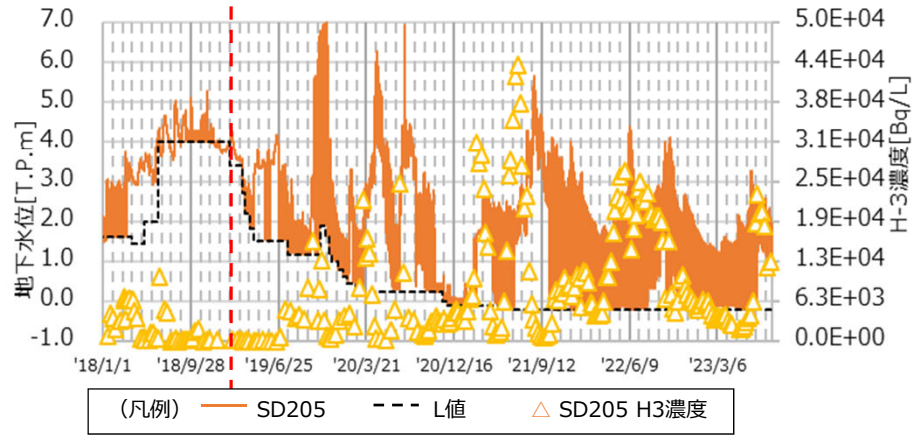
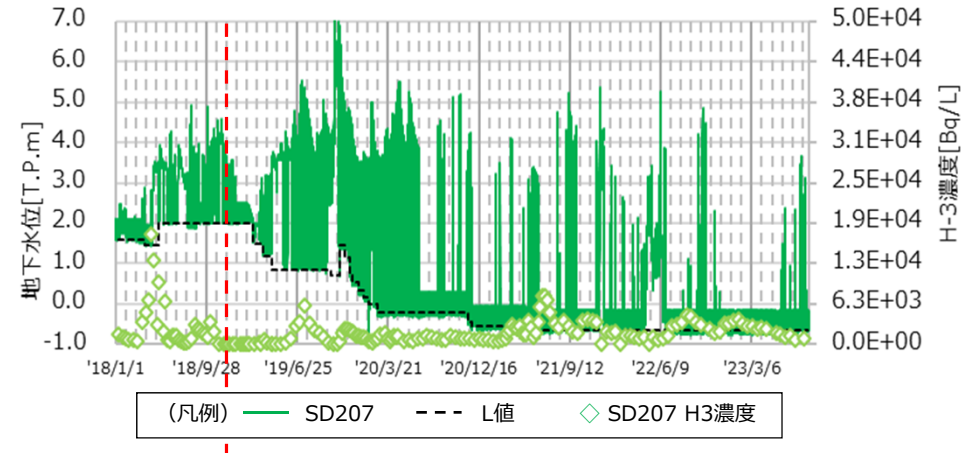
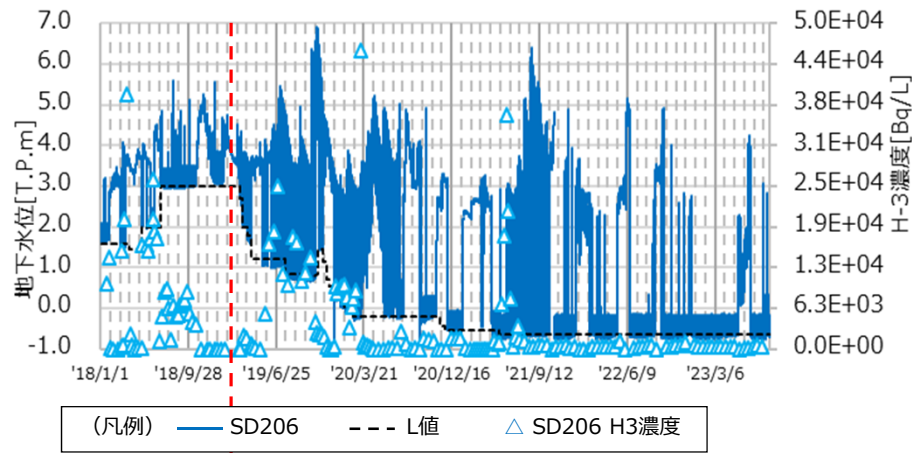
排水日		8/16	8/17	8/18	8/19	8/21
一時貯水タンクNo.		K	L	A	H	D
浄化後の水質 (Bq/L)	試料採取日	8/11	8/12	8/13	8/14	8/16
	Cs-134	ND(0.57)	ND(0.71)	ND(0.61)	ND(0.75)	ND(0.72)
	Cs-137	ND(0.76)	ND(0.74)	ND(0.77)	ND(0.61)	ND(0.59)
	全β	ND(2.0)	ND(1.8)	ND(1.8)	ND(1.9)	ND(0.65)
	H-3	830	860	770	780	790
排水量 (m ³)		542	669	427	434	500
浄化前の水質 (Bq/L)	試料採取日	8/9	8/10	8/11	8/12	8/14
	Cs-134	ND(4.2)	ND(5.4)	ND(5.0)	ND(4.5)	ND(5.1)
	Cs-137	50	62	32	37	34
	全β	—	—	—	—	420
	H-3	880	970	790	790	840

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

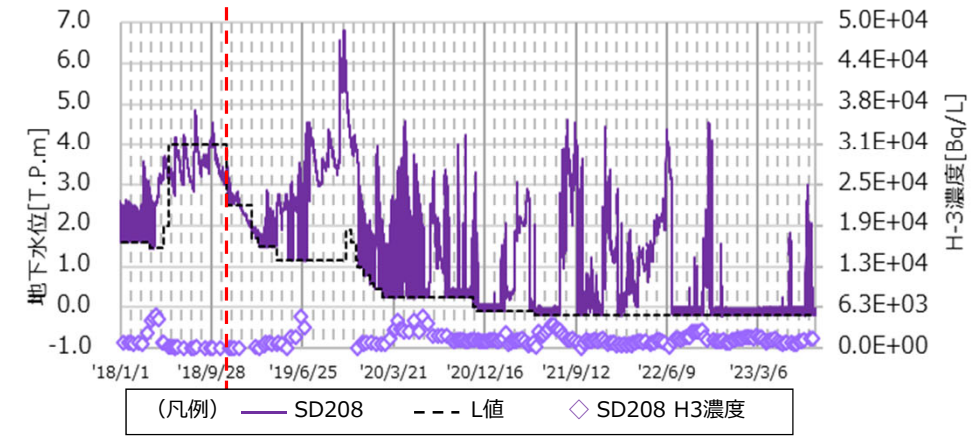
* 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて実施。

* 浄化前水質における全ベータ分析については、浄化設備の浄化性能把握のため週一回サンプリングを実施。

【参考】 1/2号機排気筒周辺サブドレンピットの水質



2019/2/6地改良完了



2018/11/6地盤改良完了

建屋周辺の地下水位、汚染水発生状況

2023年8月31日

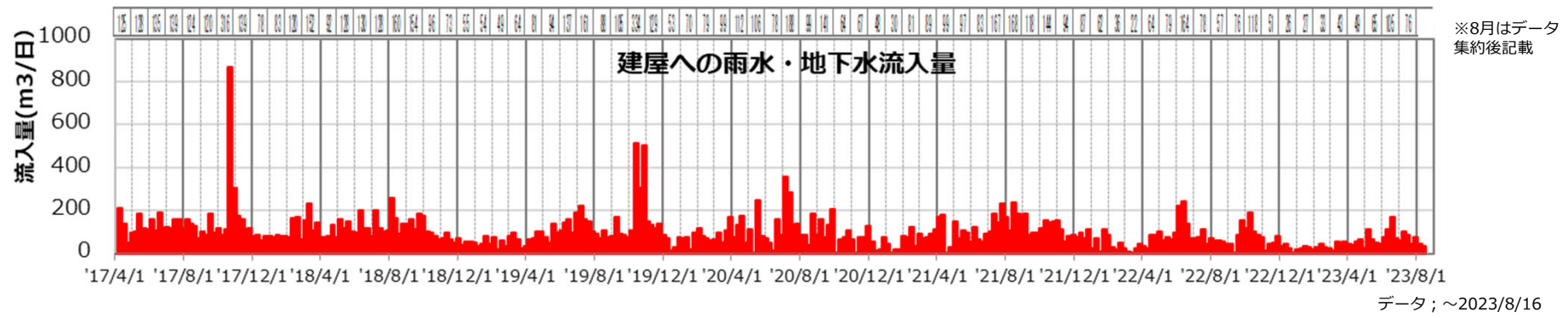
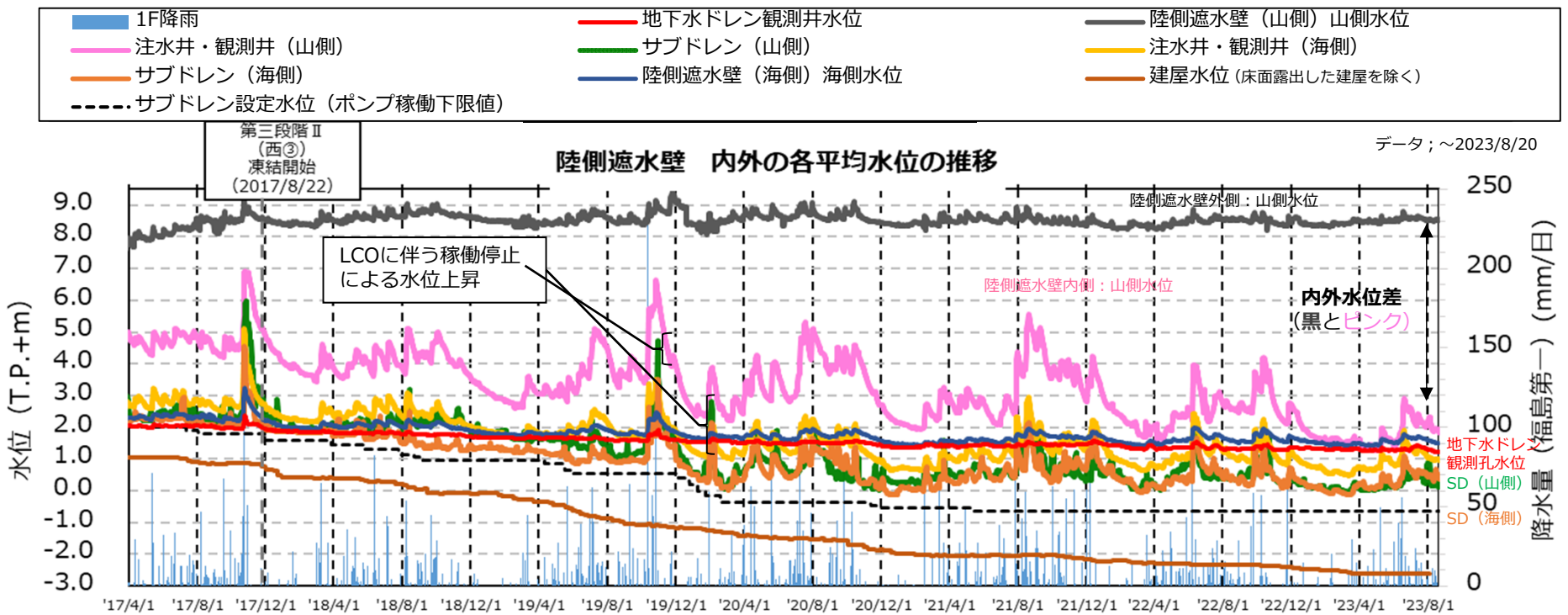
TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 建屋周辺の地下水位、サブドレン等のくみ上げ量について	P 2～ 3
2. 汚染水発生量について	P 4
参考資料	P5～ 19

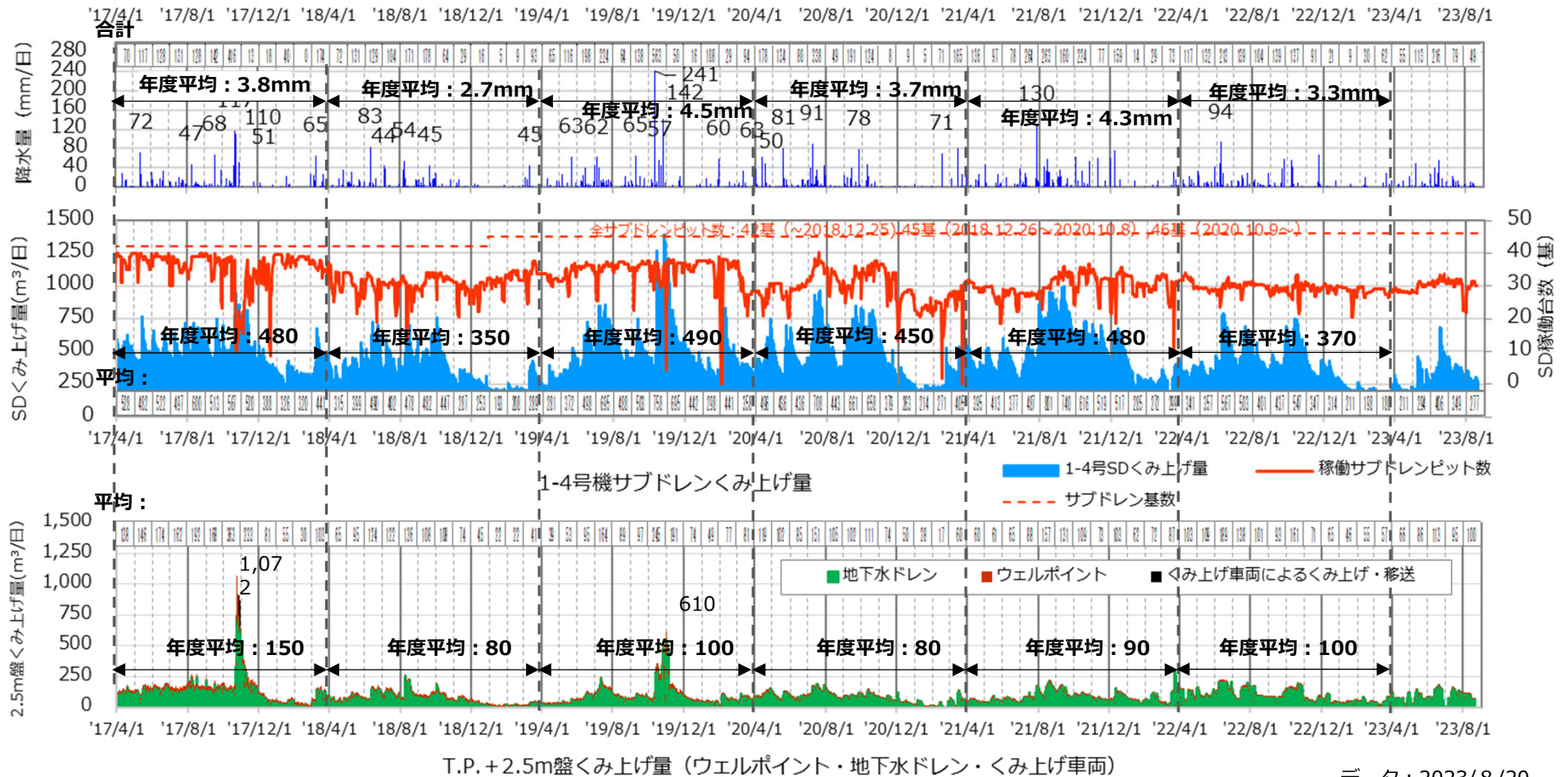
1-1. 建屋周辺の地下水位の状況

- 陸側遮水壁内側エリアの地下水位は山側では降雨による変動があるものの、内外水位差は確保した状態が維持されている。
- 地下水ドレン観測井水位は約T.P.+1.4mであり、地表面から十分に下回っている（地表面高さ T.P.+2.5m）。



1-2.サブドレン・護岸エリアのくみ上げ量の推移

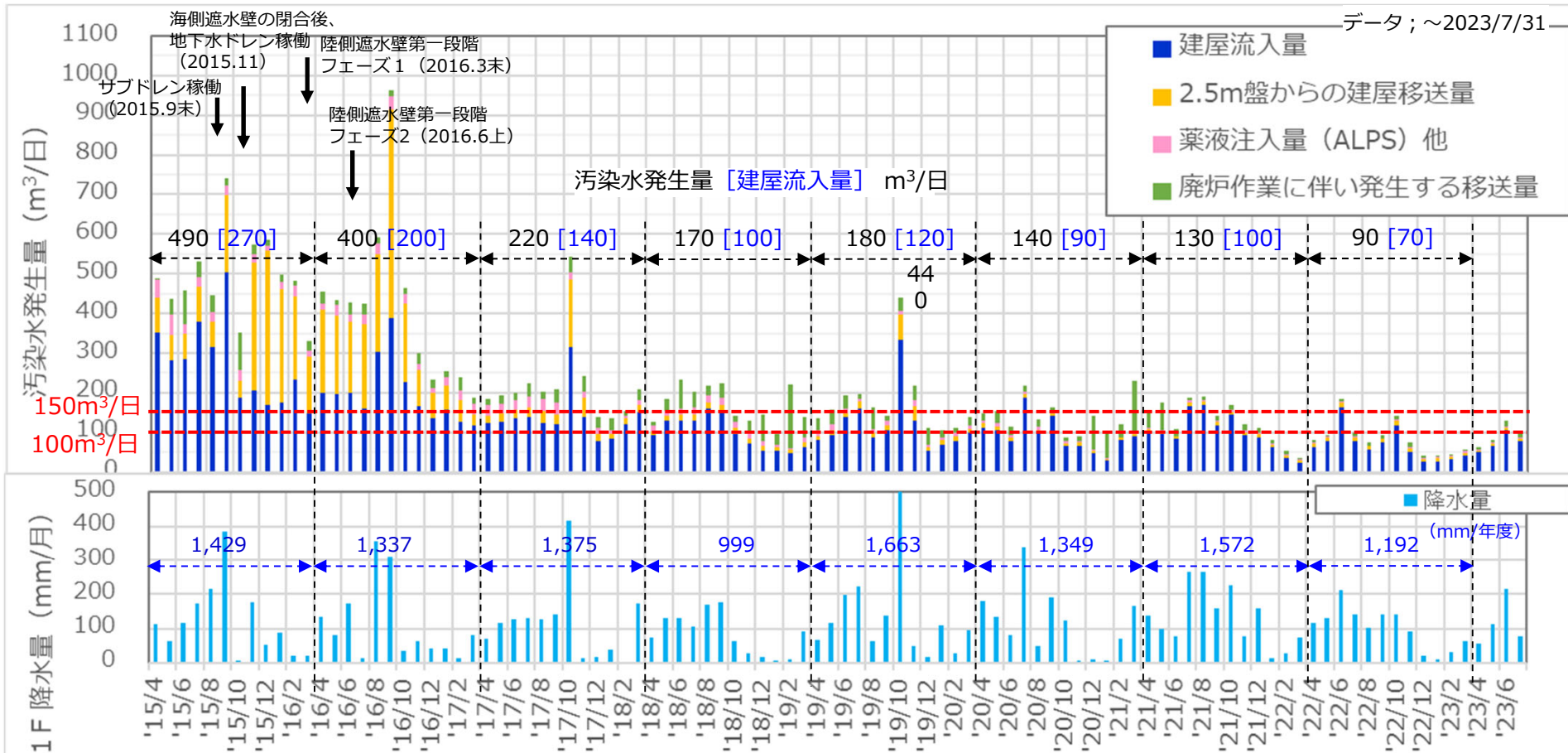
- 1-4号機サブドレンは、降水量に応じて、くみ上げ量が変動している状況である。
- T.P.+2.5m盤くみ上げ量は、T.P.+2.5m盤エリアのフェーシングが完了しており、安定的なくみ上げ量で推移している状況である。



※平均値は、降水量を除き10m³単位で四捨五入

2-1.汚染水発生量の推移

- 2022年度は、降水量が1,192mm で100mm/日以上集中豪雨がなかった事もあるが、フェーシング等の対策の効果により、建屋流入量が2021年度と比較して抑制されており、汚染水発生量は約90m³/日と既往最小となった。
- 2022年度の降水量は、平年雨量約1,470mmと比較すると約280mm少ない。平年雨量相当だった場合の汚染水発生量は約110m³/日と想定される。
- 2023年度は、6月の降水量：216mmの影響により、建屋流入量は約100m³/日と一時増加したものの、7月は降水量：79mm、建屋流入量：約80m³/日となっている。引き続き、汚染水発生量について確認していく。



注) 2017.1までの汚染水発生量(貯蔵量増加量)は、建屋滞留水増減量(集中ラド含む)と各タンク貯蔵増減量より算出しており、気温変動の影響が大きいいため、2017.2以降は上表の凡例に示す発生量の内訳を積み上げて算出する方法に見直している。よって、2017.1までの発生量の内訳は参考値である。

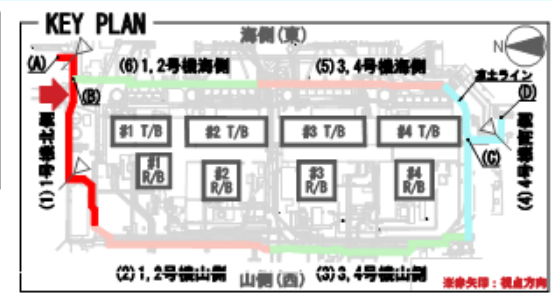
【参考】地中温度分布および
地下水位・水頭の状況について

【参考】 1-2 地中温度分布図 (1・2号機北側)

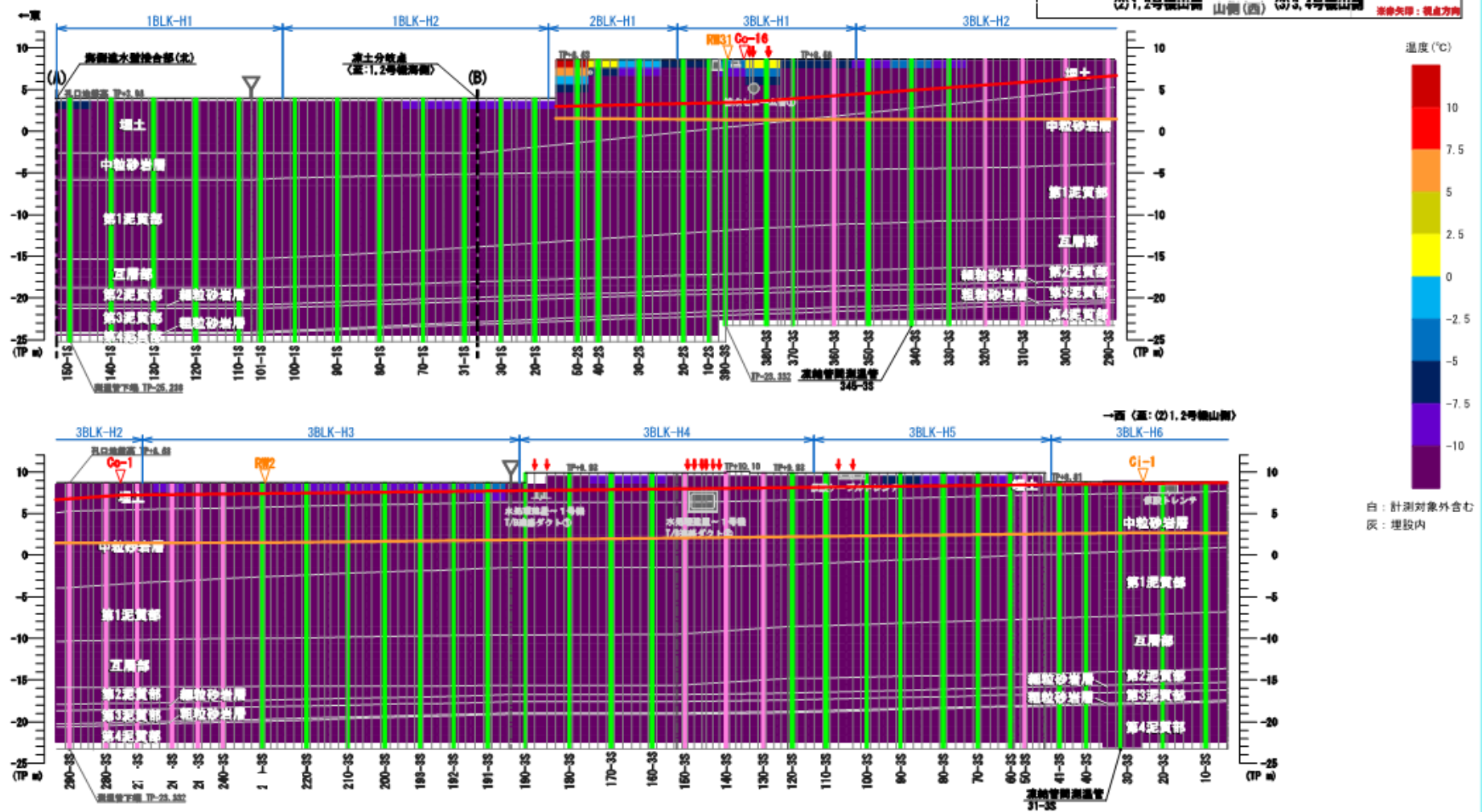
■ 地中温度分布図

(1) 1号機北側 (北側から望む)
(温度は8/22 7:00時点のデータ)

- 凡例
- 測温管 (凍土ライン外側)
 - 測温管 (凍土ライン内側)
 - 抜列部冷却管
 - 凍土盤外側水位
 - 凍土盤内側水位
 - RW (リチャージ Jewel)
 - CI (中粒砂岩層・内側)
 - Co (中粒砂岩層・外側)
 - 凍土折れ点
 - ライン稼働範囲
 - ライン停止範囲



※RW31は計器故障のため、図中の水位表示はRW1の値で代替して記載



【参考】 1-3 地中温度分布図 (3・4号機西側)

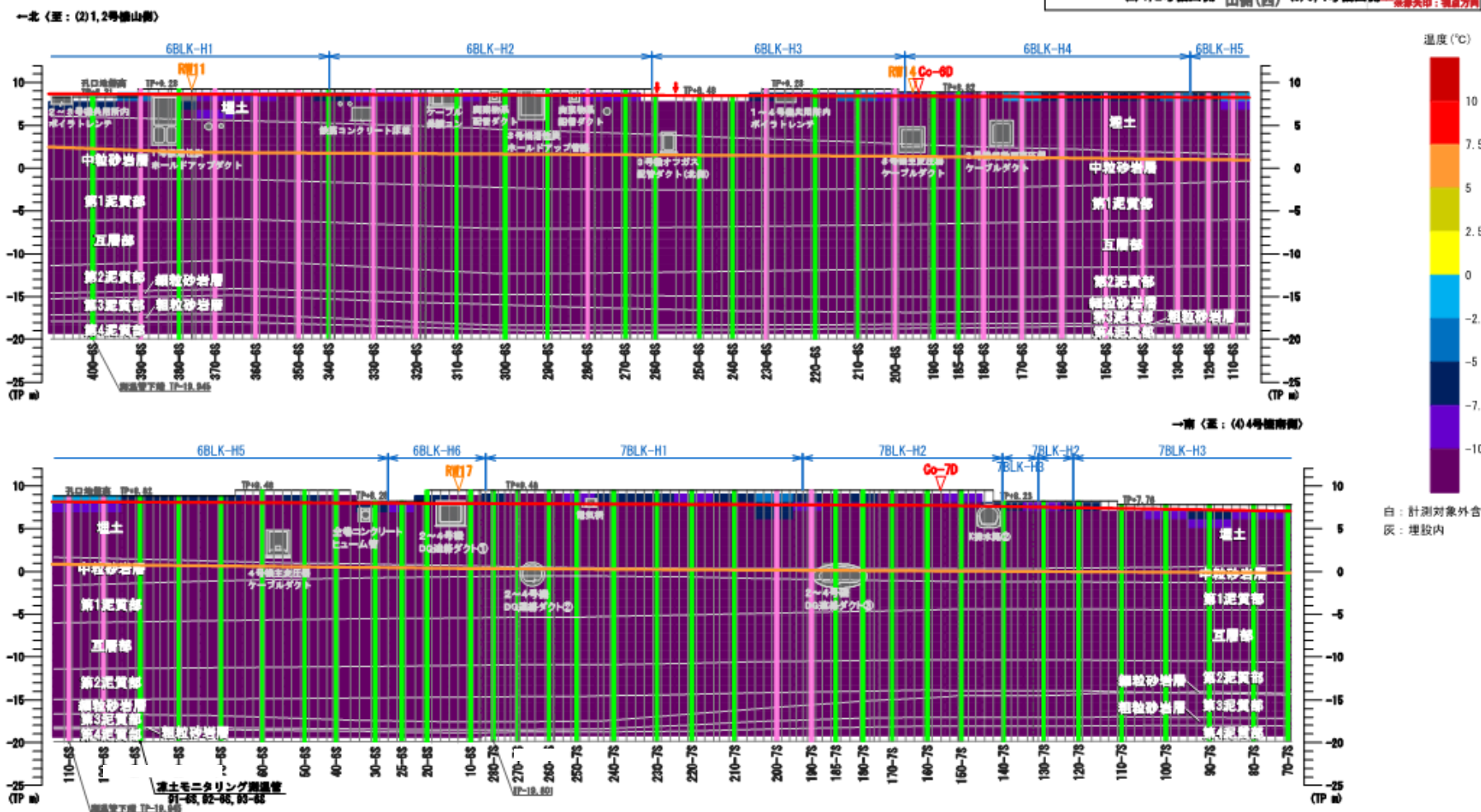
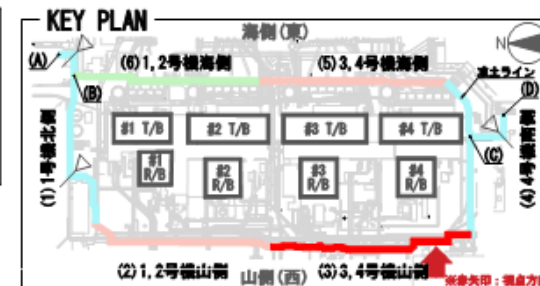
■ 地中温度分布図

(3) 3, 4号機山側 (西側から望む)

(温度は8/22 7:00時点のデータ)

凡例

○	: 測温管 (凍土ライン外側)	▽	: R/R (リチャージウエル)
△	: 測温管 (凍土ライン内側)	▽	: GI (中粒砂岩層・内側)
↓	: 複列部凍結管	▽	: Co (中粒砂岩層・外側)
—	: 凍土盤外側水位	▽	: 凍土折れ点
—	: 凍土盤内側水位	↔	: プライン稼働範囲
		↔	: プライン停止範囲



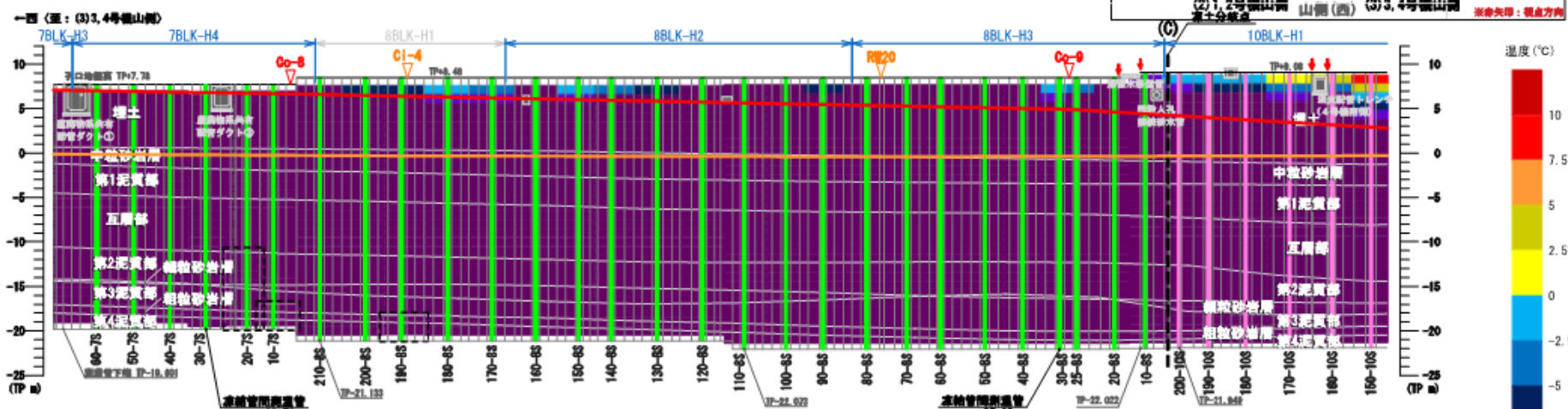
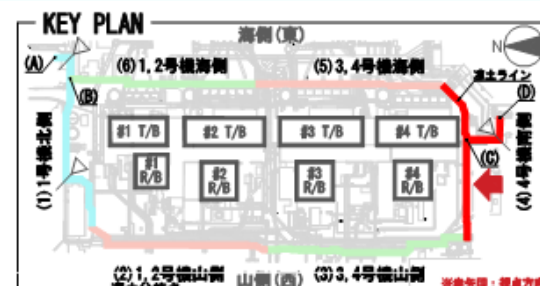
【参考】 1-4 地中温度分布図（4号機南側）

■ 地中温度分布図

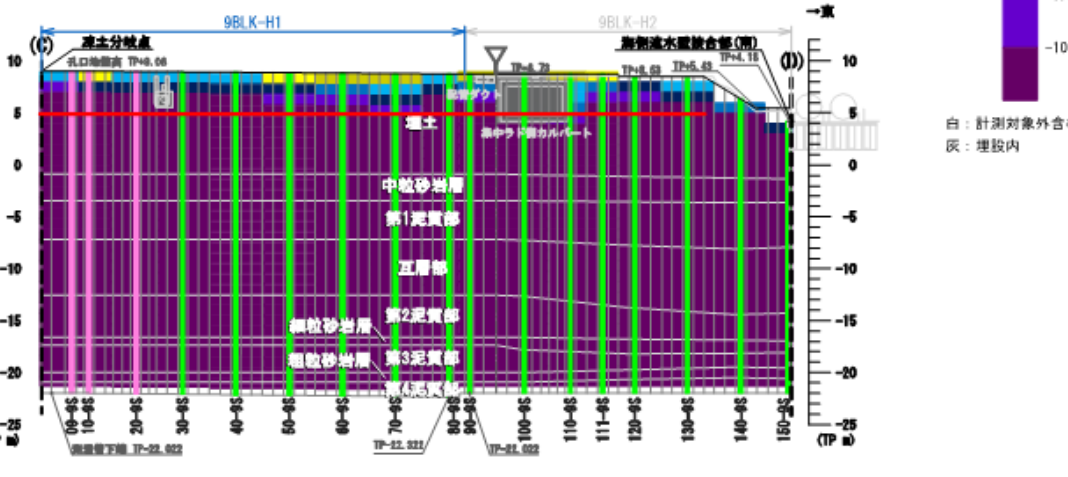
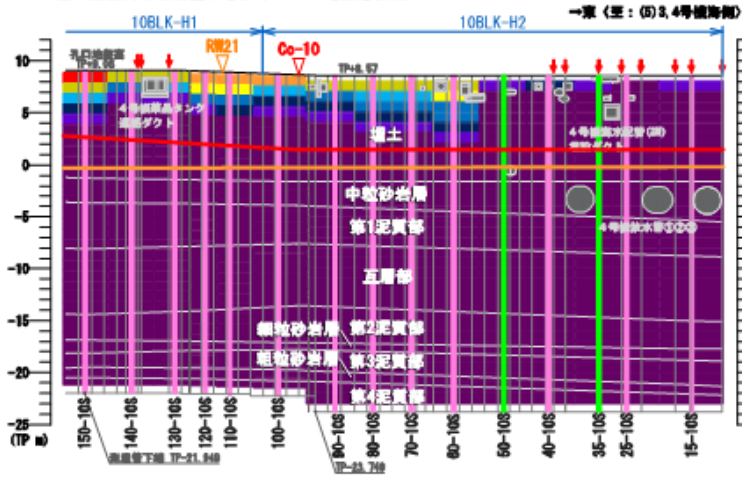
(4) 4号機南側（南側から望む）

（温度は8/22 7:00時点のデータ）

- 凡例
- 測温管（凍土ライン外側）
 - 測温管（凍土ライン内側）
 - 被冷却管
 - 凍土壁外側水位
 - 凍土壁内側水位
 - ▽ R/R（リチャージ Jewel）
 - ▽ CI（中粒砂岩層・内側）
 - ▽ Co（中粒砂岩層・外側）
 - ▽ 凍土折れ点
 - ↔ プライン接続範囲
 - ↔ プライン停止範囲



注：点線は凍土壁中心より1.3mの地点を計測



白：計測対象外含む
灰：埋設内

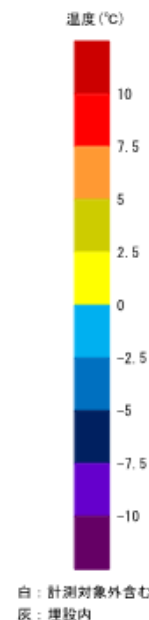
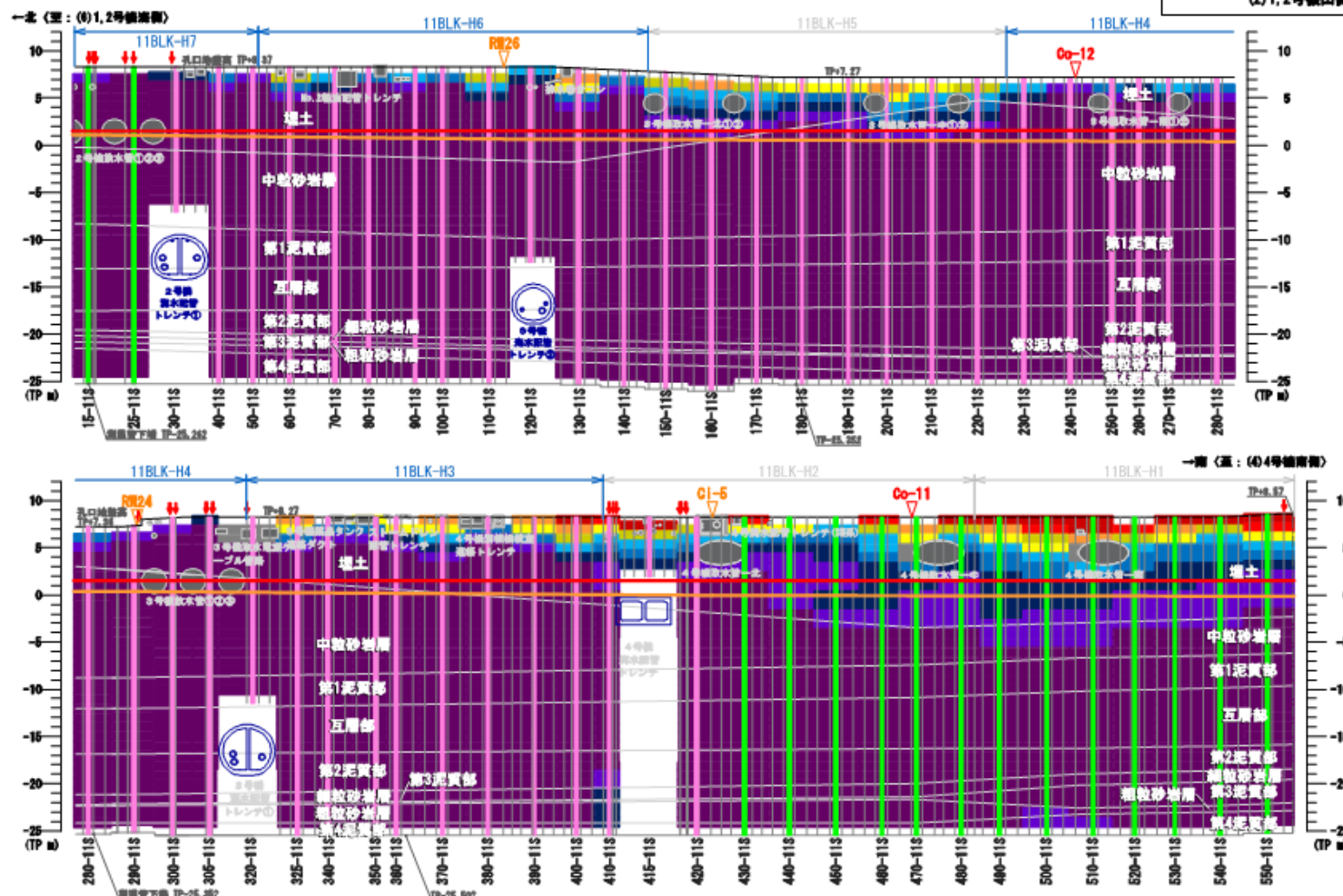
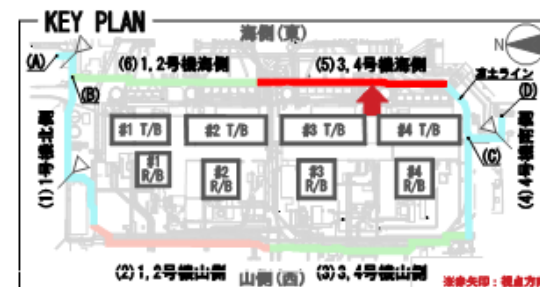
【参考】 1-5 地中温度分布図 (3・4号機東側)

■ 地中温度分布図

(5) 3, 4号機海側 (西側: 内側から望む)

(温度は8/22 7:00時点のデータ)

- 凡例
- : 測温管 (凍土ライン外側)
 - : 測温管 (凍土ライン内側)
 - : 被覆部凍結管
 - : 凍土盤外側水位
 - : 凍土盤内側水位
 - ▽ : R/R (リチャージ Jewel)
 - ▽ : CI (中粒砂岩層・内側)
 - ▽ : Co (中粒砂岩層・外側)
 - ▽ : 凍土折れ点
 - ↔ : プライン設備範囲
 - ↔ : プライン停止範囲



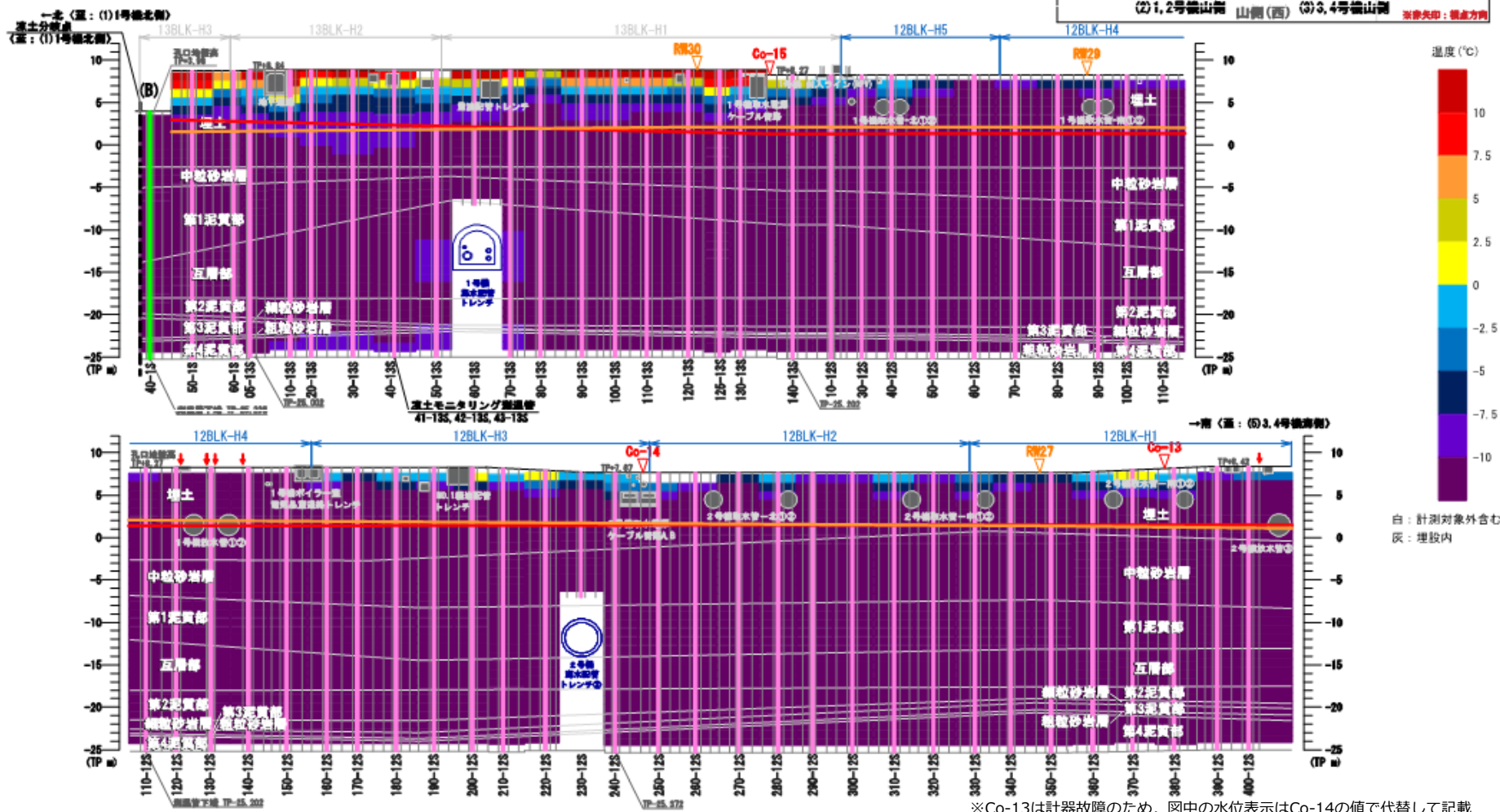
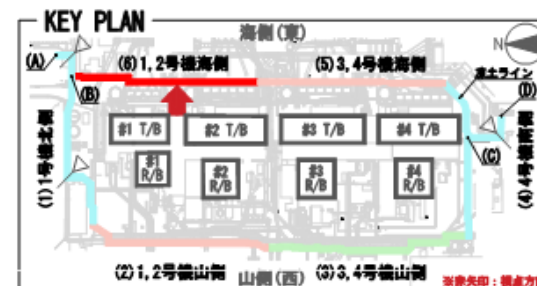
【参考】 1-6 地中温度分布図 (1・2号機東側)

■ 地中温度分布図

(6) 1, 2号機海側 (西側：内側から望む)

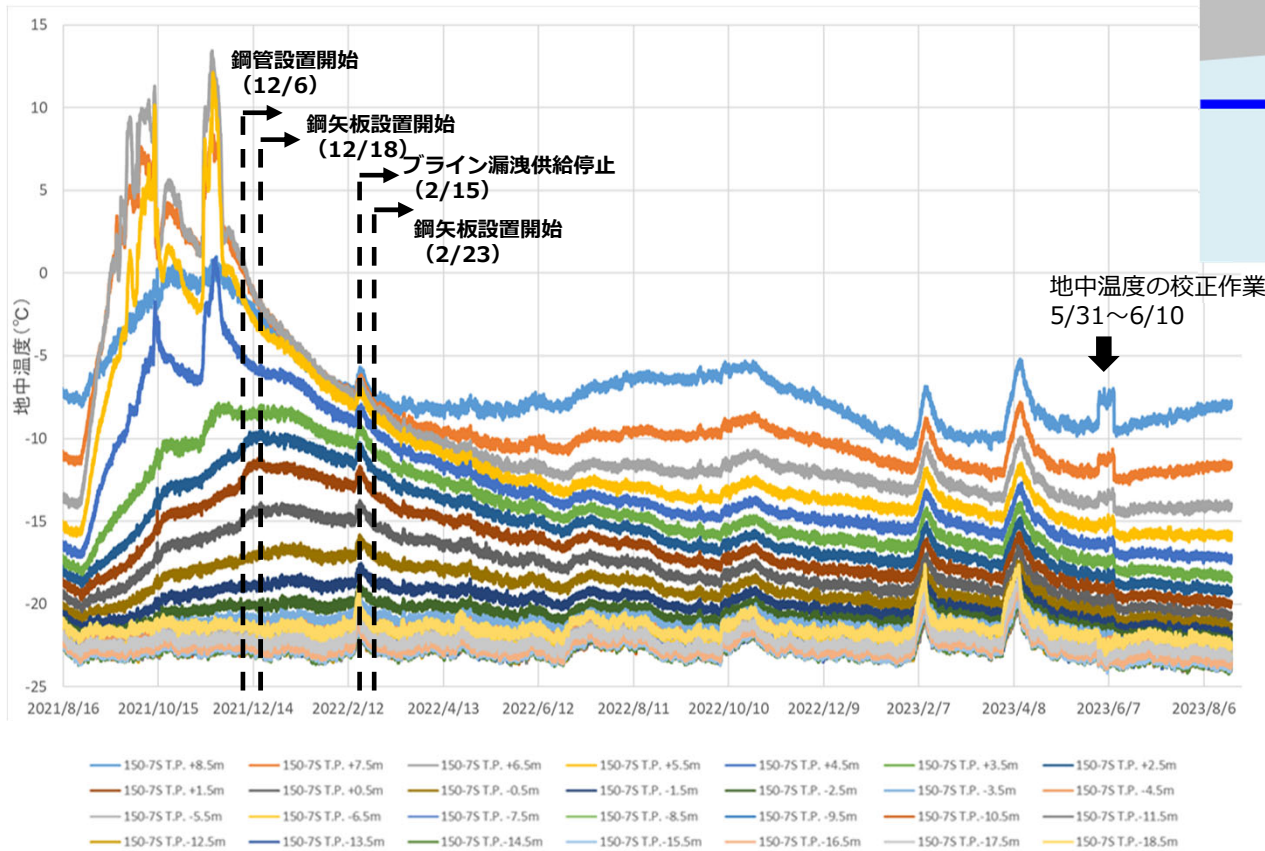
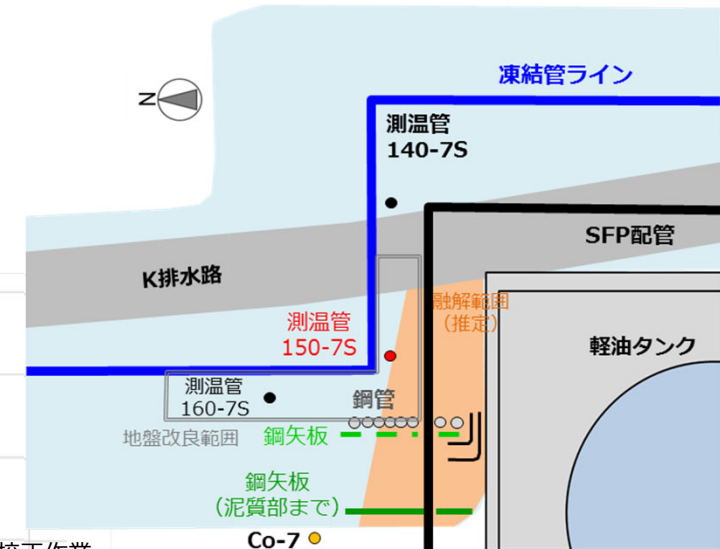
(温度は8/22 7:00時点のデータ)

- 凡例
- : 測温管 (凍土ライン外側)
 - : 測温管 (凍土ライン内側)
 - ↓ : 複列部凍結管
 - : 凍土盤外側水位
 - : 凍土盤内側水位
 - ▽ : RW (リチャージウェル)
 - ▽ : GI (中級砂岩層・内側)
 - ▽ : Co (中級砂岩層・外側)
 - ▽ : 凍土折れ点
 - ↔ : プライン設備範囲
 - ↔ : プライン停止範囲



【参考】 1-7 測温管150-7 Sの温度状況

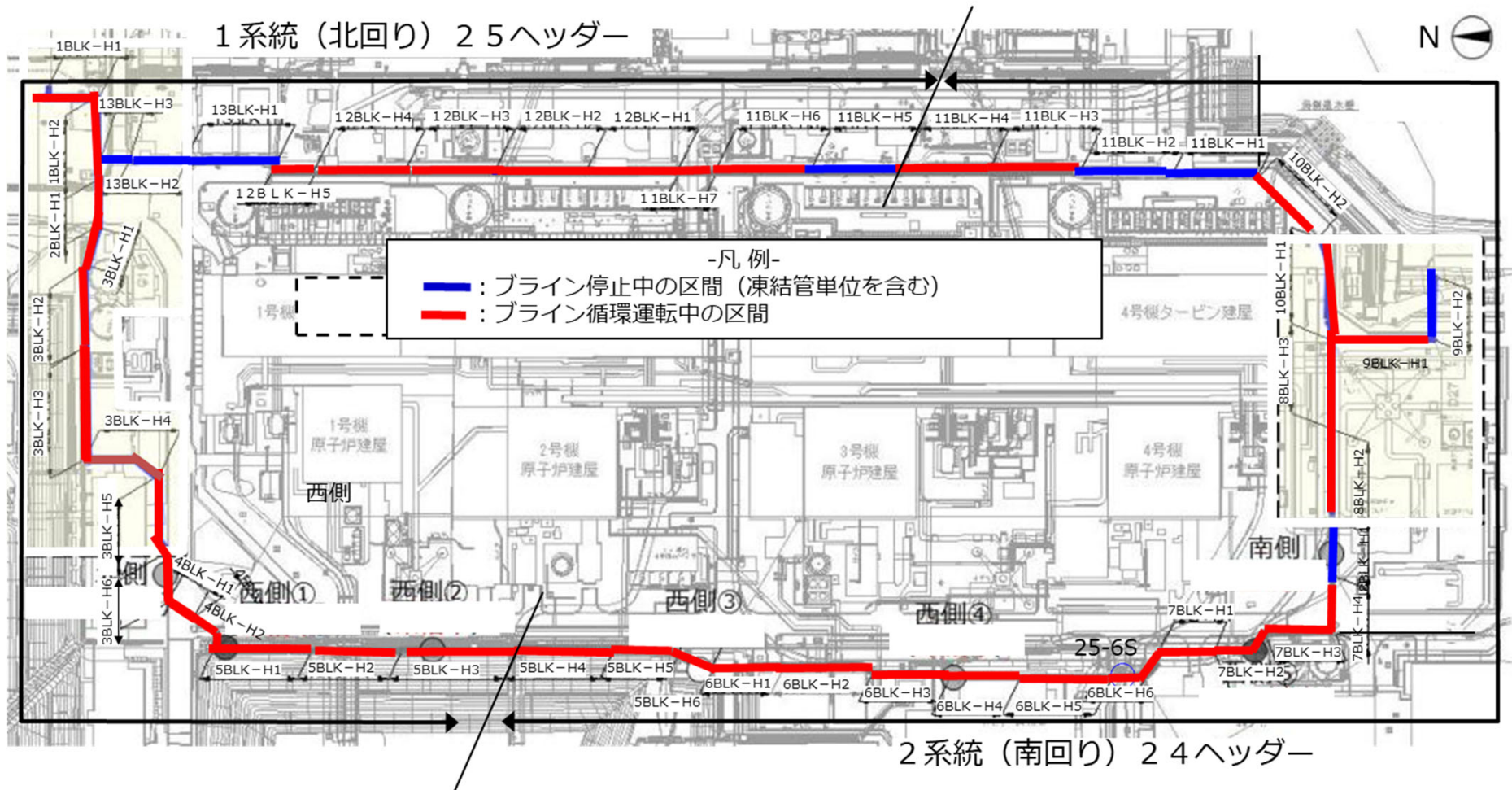
- 地中温度が0℃以上まで上昇が確認された表層部T.P.+8.5m～T.P.+4.5mについては、地中温度が-5℃以下まで低下している。
- カップリングジョイント交換作業に伴い、2023/2/3に2系のブライン供給停止。
- 2023/3/31～2023/4/11に試験的に維持管理運転によるブライン循環停止を実施。



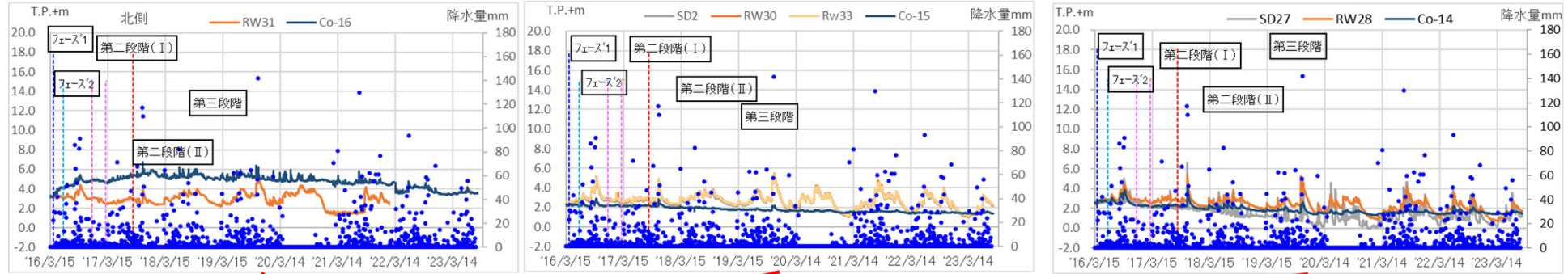
測温管150-7 S経時変化 (8/23 時点)

【参考】 1-8 維持管理運転の状況 (8/22時点)

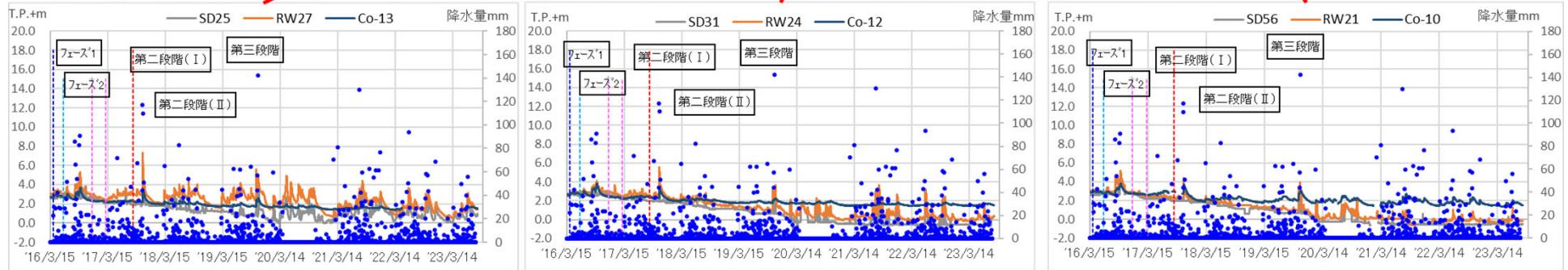
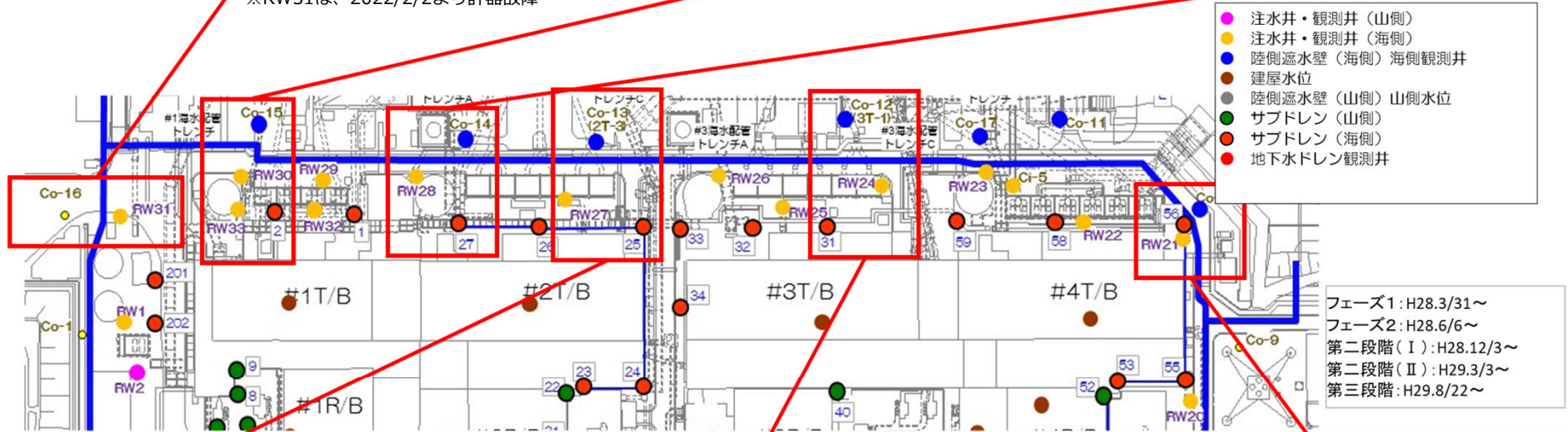
- 維持管理運転対象全49ヘッダー管（北回り1系統25ヘッダー、南回り2系統24ヘッダー）のうち8ヘッダー管（北側0，東側6，南側2，西側0）にてブライン停止中。



【参考】 2-1 地下水位・水頭状況 (中粒砂岩層 海側)



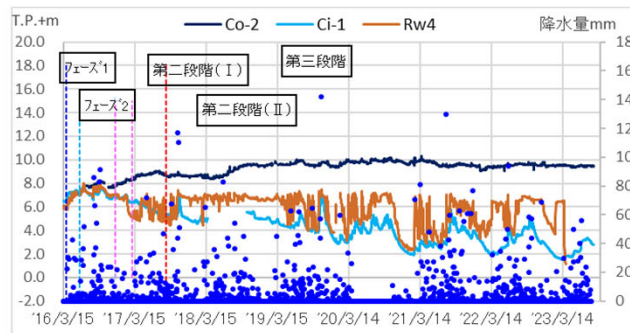
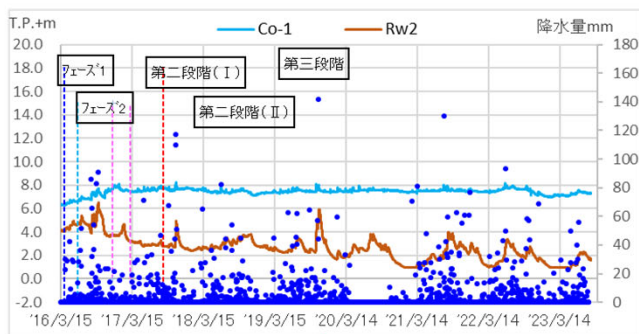
※RW31は、2022/2/2より計器故障



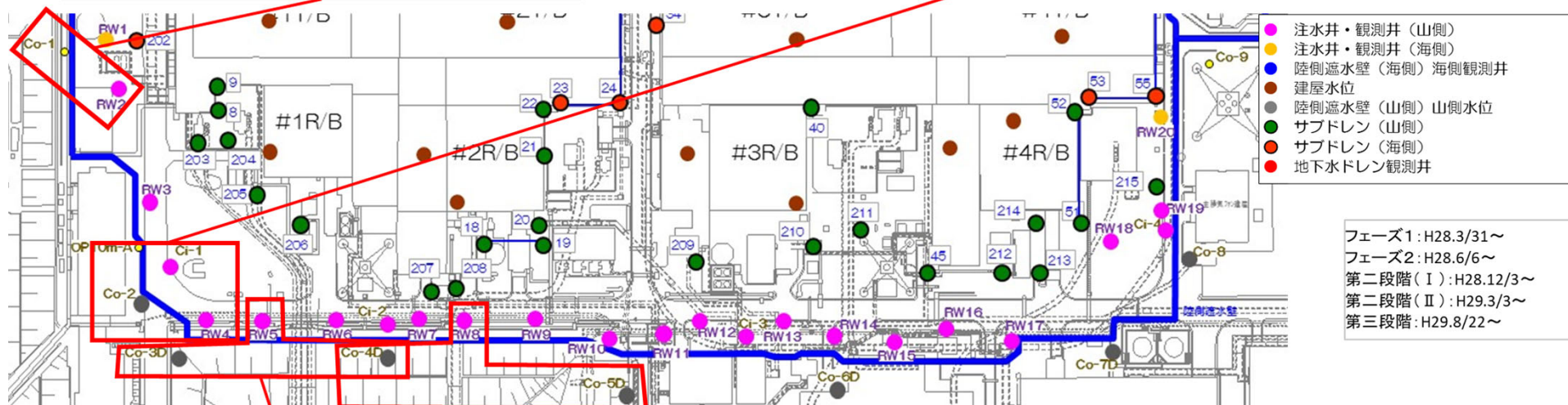
※Co-13は、2022/4/25より計器故障

データ ; ~2023/8/20

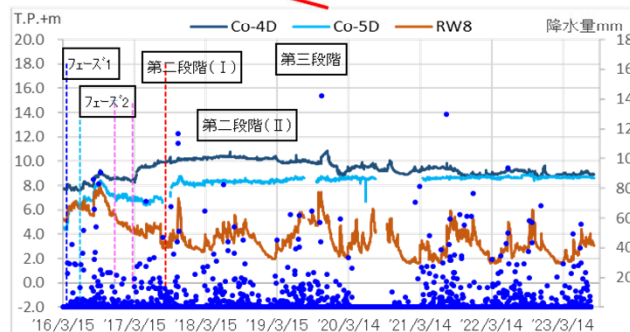
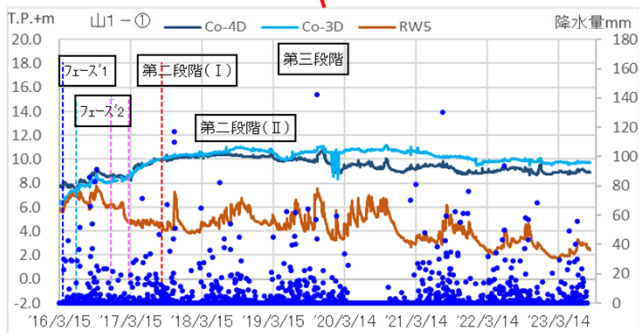
【参考】 2-2 地下水位・水頭状況（中粒砂岩層 山側①）



※RW4は、2023/3/29より計器故障

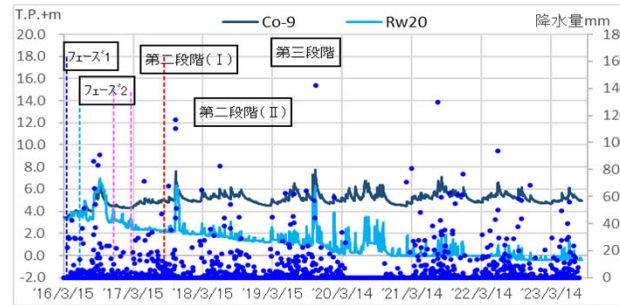


フェーズ1: H28.3/31~
 フェーズ2: H28.6/6~
 第二段階 (I): H28.12/3~
 第二段階 (II): H29.3/3~
 第三段階: H29.8/22~



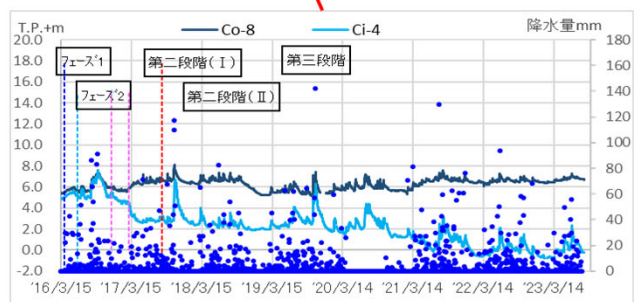
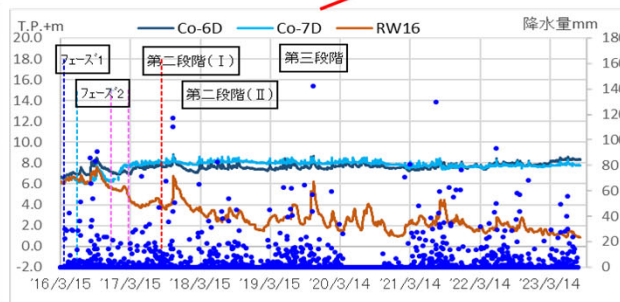
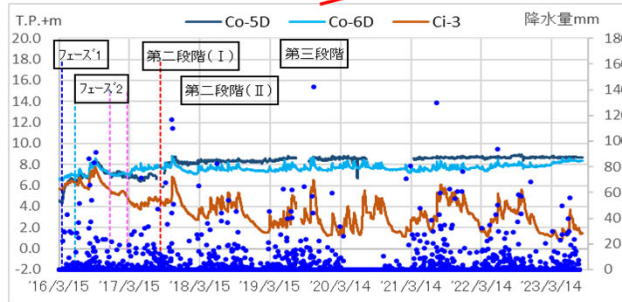
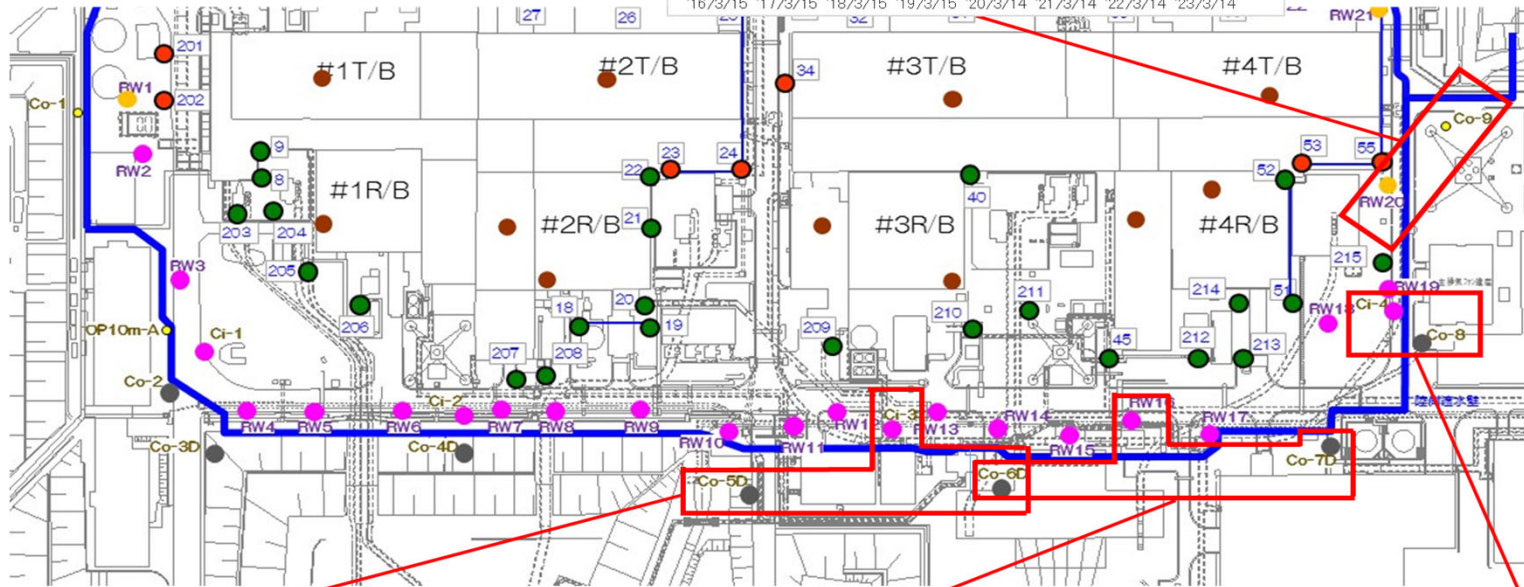
データ ; ~2023/8/20

【参考】 2-3 地下水位・水頭状況（中粒砂岩層 山側②）



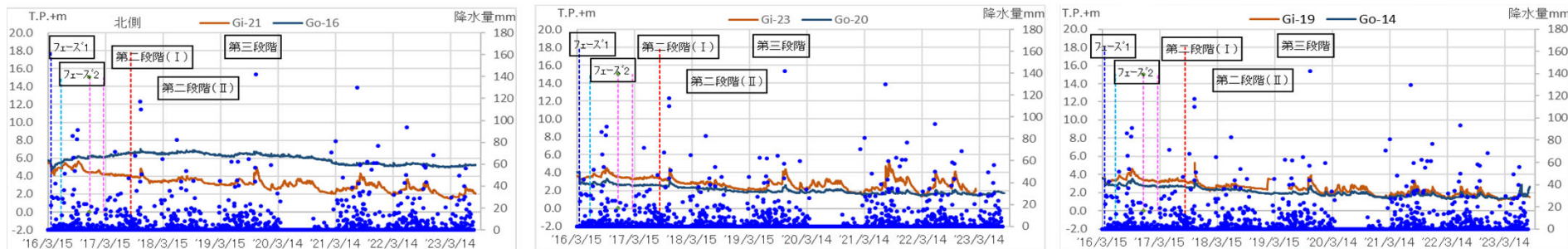
- 注水井・観測井（山側）
- 注水井・観測井（海側）
- 陸側遮水壁（海側）海側観測井
- 建屋水位
- 陸側遮水壁（山側）山側水位
- サブドレン（山側）
- サブドレン（海側）
- 地下水ドレン観測井

フェーズ1 : H28.3/31~
 フェーズ2 : H28.6/6~
 第二段階 (I) : H28.12/3~
 第二段階 (II) : H29.3/3~
 第三段階 : H29.8/22~



データ ; ~2023/8/20

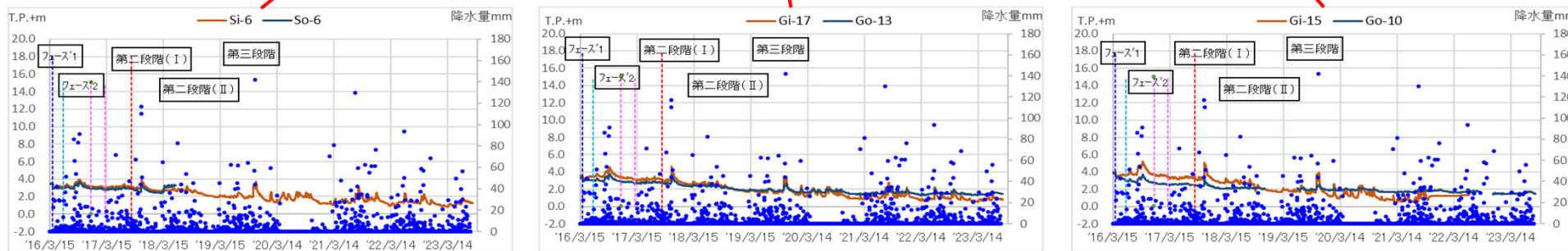
【参考】 2-4 地下水位・水頭状況（互層、細粒・粗粒砂岩層水頭 海側) **TEPCO**



※Gi-15は、2022/2/20より計器故障



フェーズ1: H28.3/31~
 フェーズ2: H28.6/6~
 第二段階(Ⅰ): H28.12/3~
 第二段階(Ⅱ): H29.3/3~
 第三段階: H29.8/22~

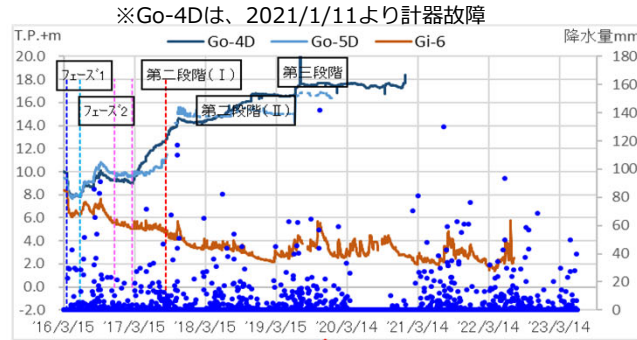
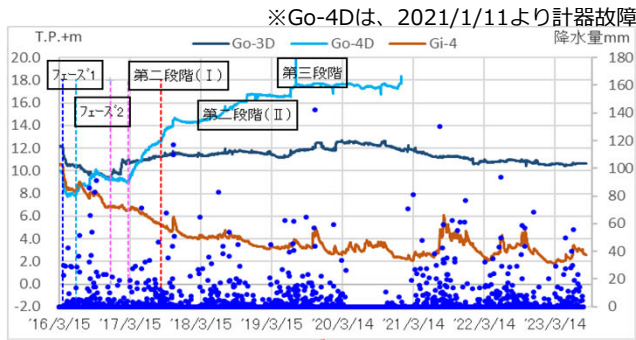


※So-6は、2018/6/1より計器故障

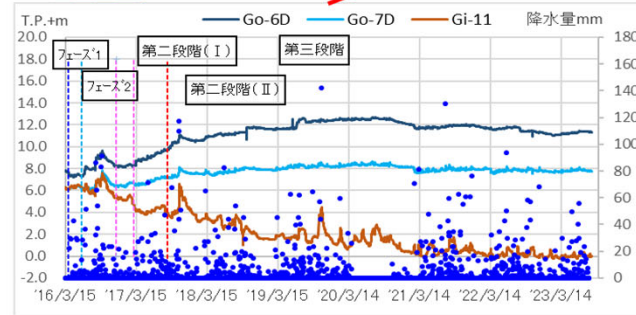
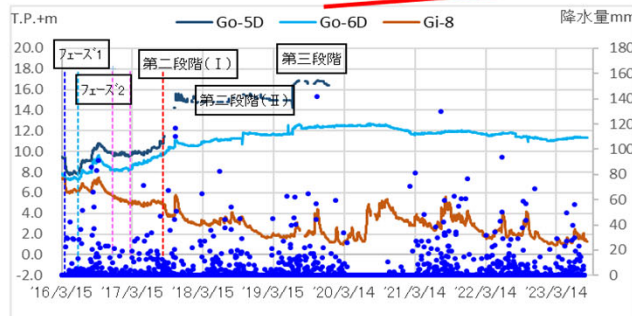
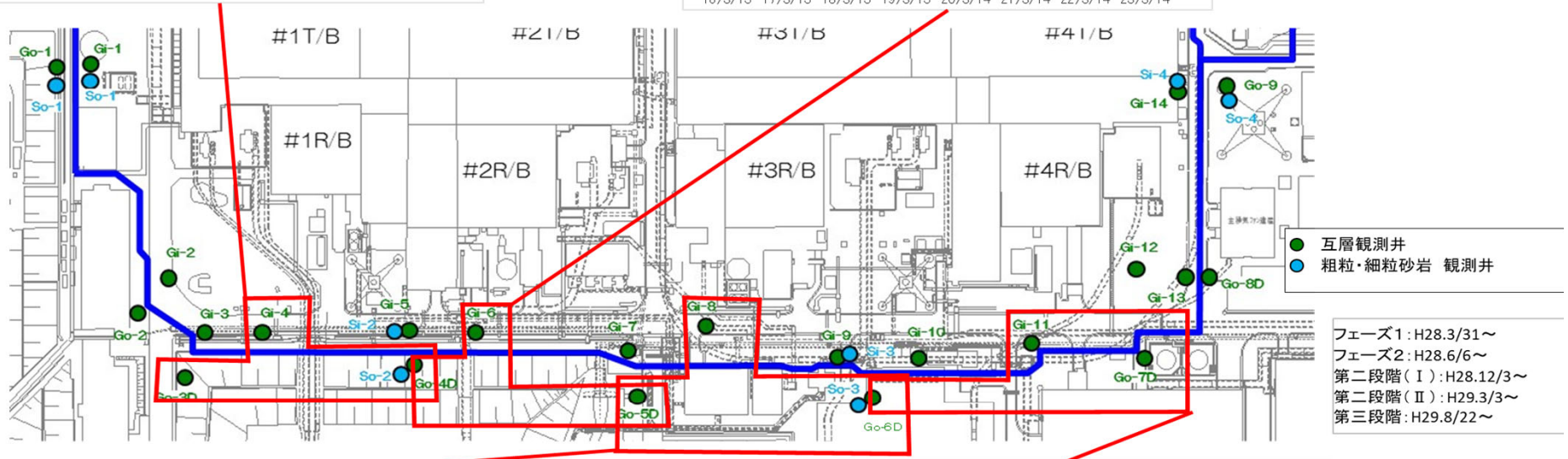
※Gi-15は、2022/7/4より計器故障

データ ; ~2023/8/20

【参考】 2-5 地下水位・水頭状況（互層、細粒・粗粒砂岩層水頭 山側） TEPCO



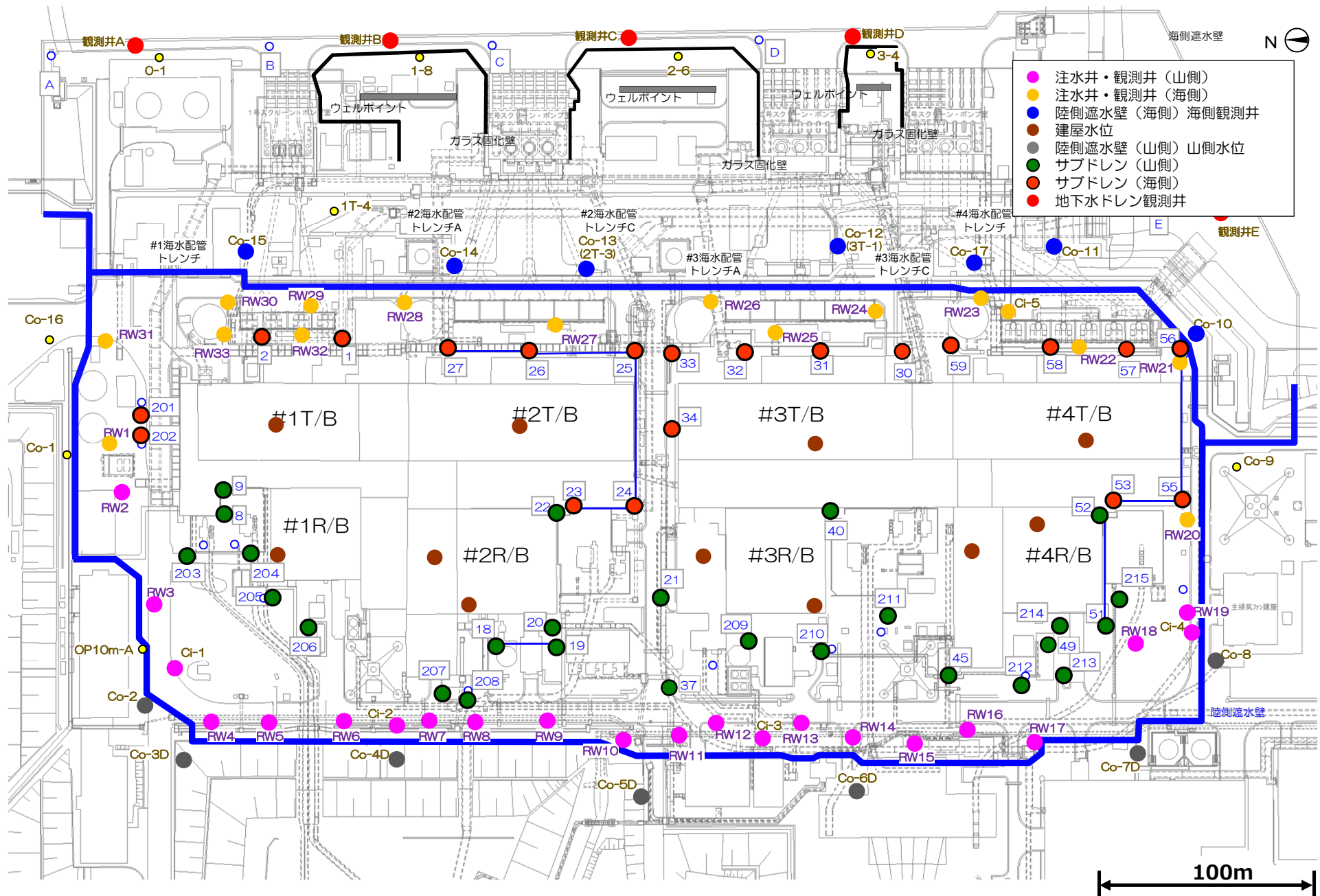
※Gi-6は、2022/7/25より計器故障



※Go-5Dは、2019/12/16より計器故障

データ ; ~2023/8/20

【参考】サブドレン・注水井・地下水位観測井位置図



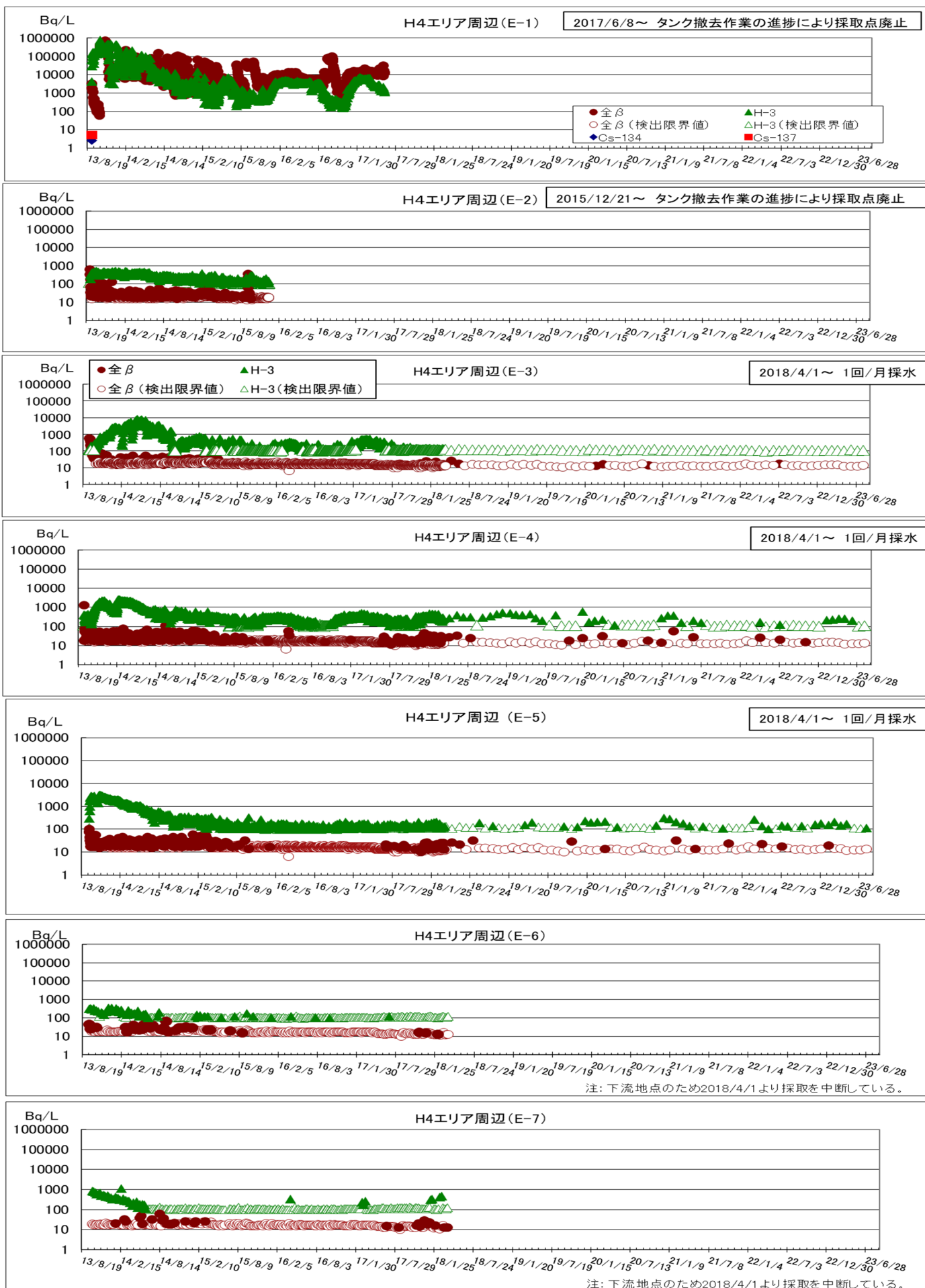
- 注水井・観測井 (山側)
- 注水井・観測井 (海側)
- 陸側遮水壁 (海側) 海側観測井
- 建屋水位
- 陸側遮水壁 (山側) 山側水位
- サブドレン (山側)
- サブドレン (海側)
- 地下水ドレン観測井

H4・H6エリアタンク漏えいによる汚染の影響調査

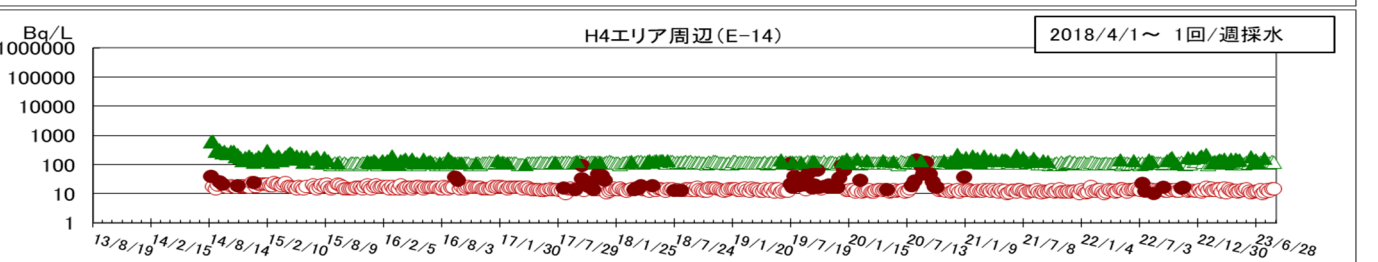
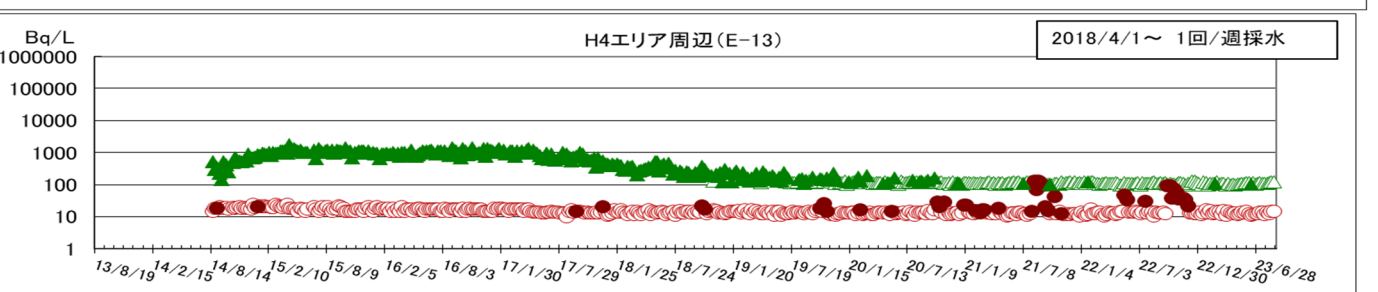
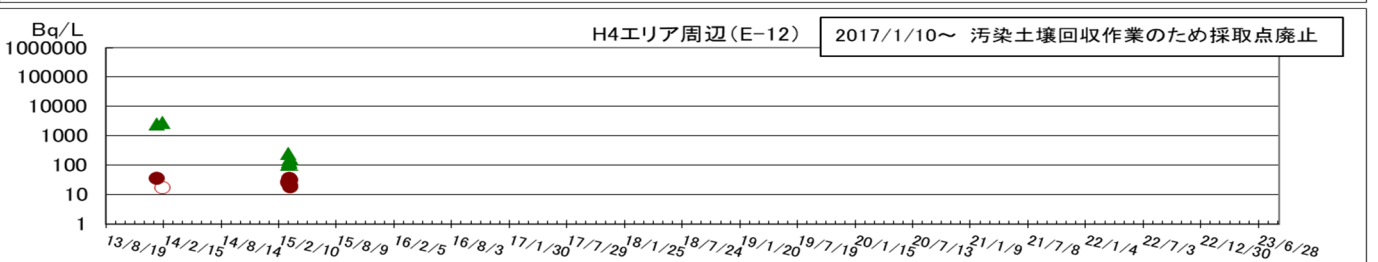
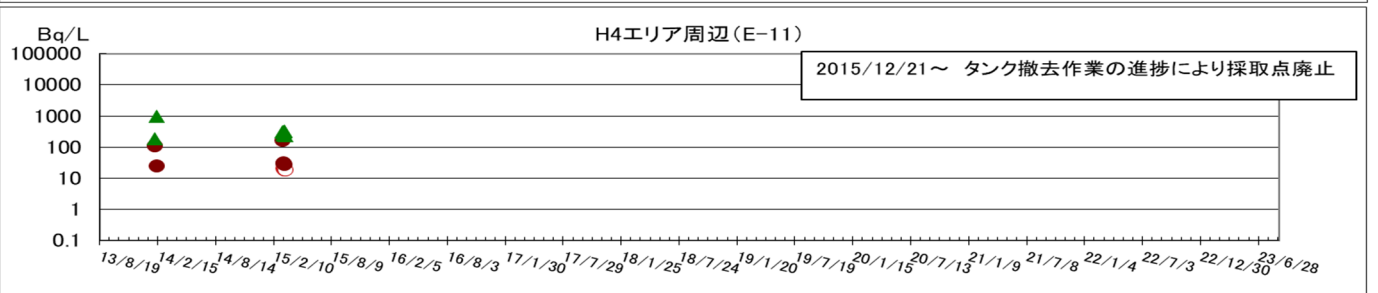
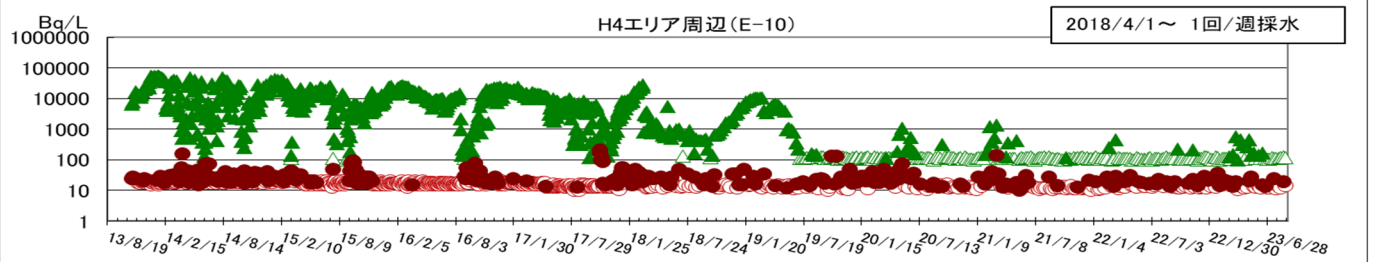
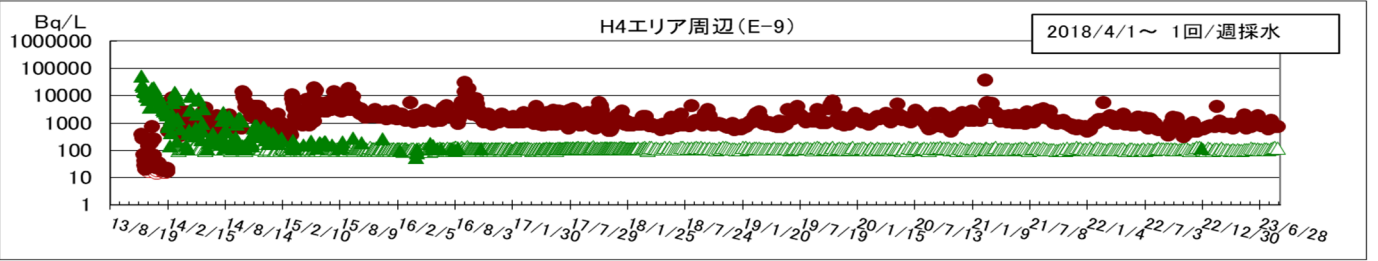
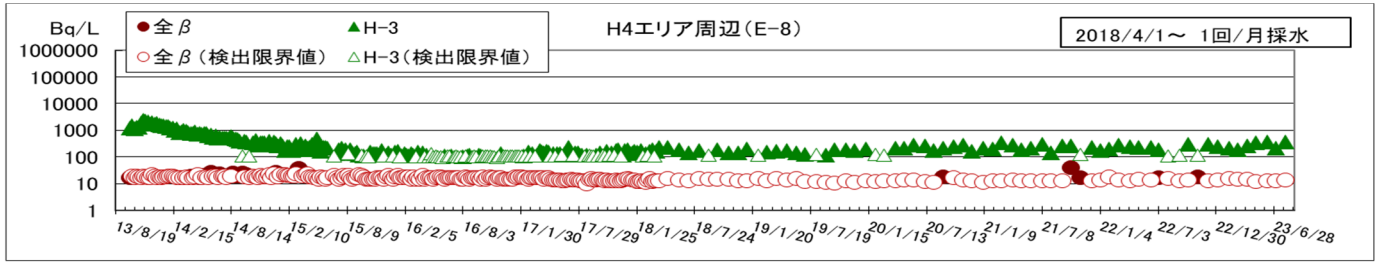
- ①追加ボーリング観測孔の放射性物質濃度推移
- ②地下水バイパス調査孔・揚水井の放射性物質濃度推移
- ③排水路の放射性物質濃度推移
- ④海水の放射性物質濃度推移

サンプリング箇所

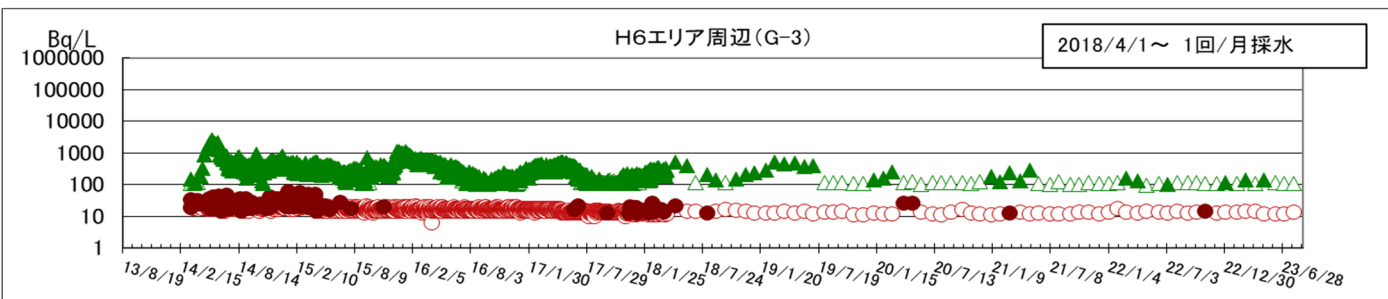
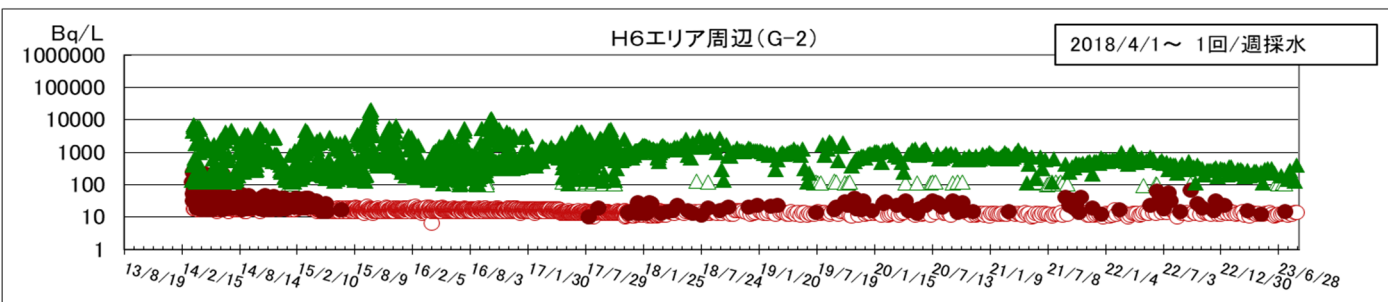
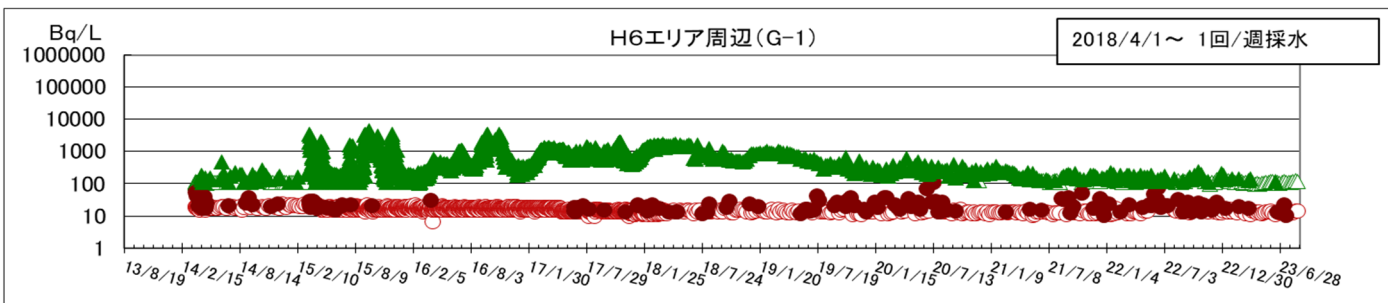
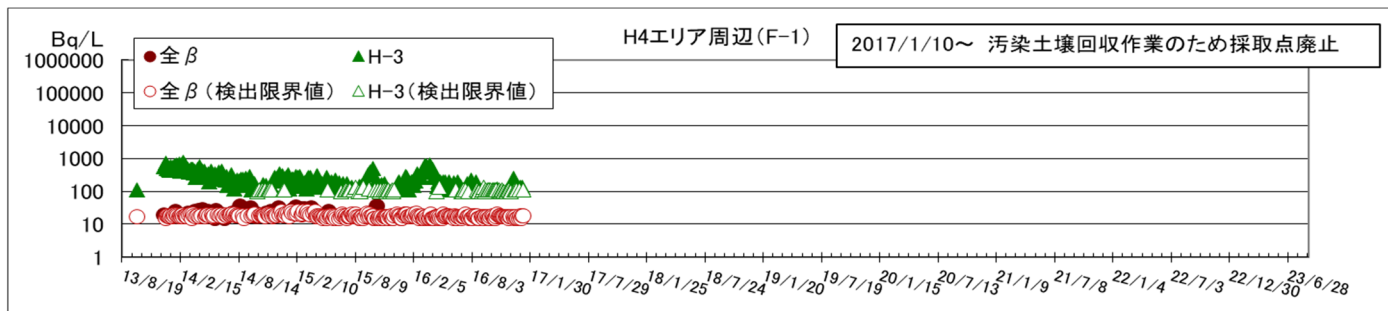
①追加ボーリング観測孔の放射性物質濃度推移 (1/3)



①追加ボーリング観測孔の放射性物質濃度推移 (2/3)



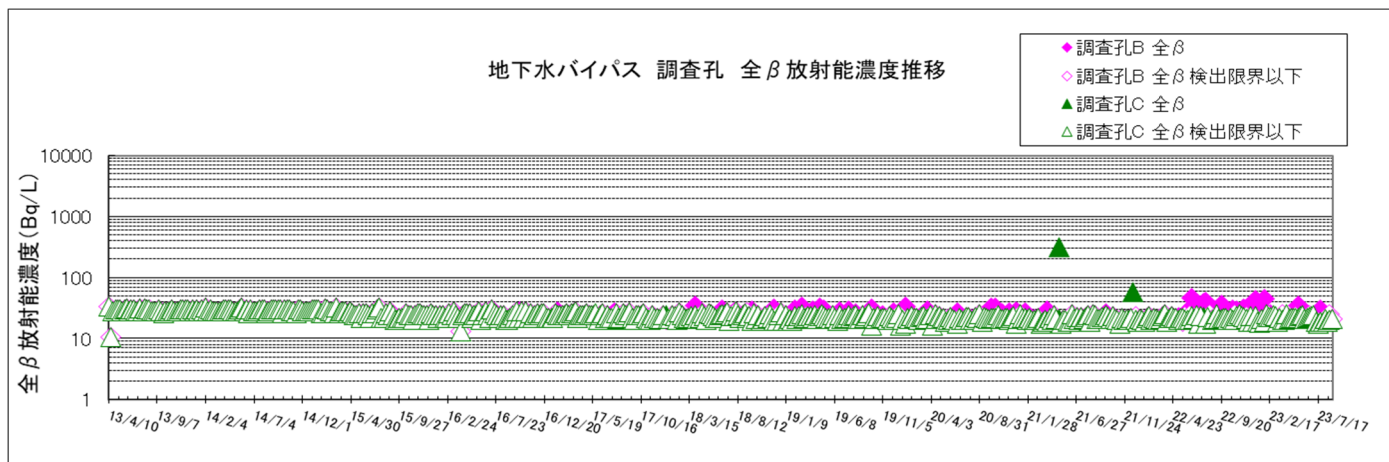
①追加ボーリング観測孔の放射性物質濃度推移 (3/3)



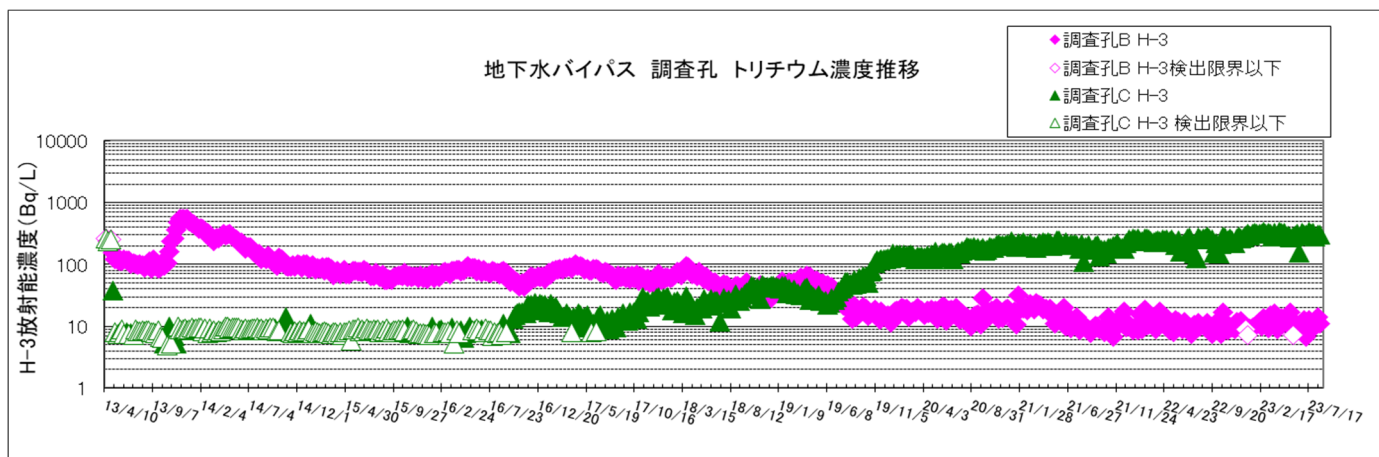
②地下水バイパス調査孔・揚水井の放射性物質濃度推移（1/2）

地下水バイパス調査孔

【全β】



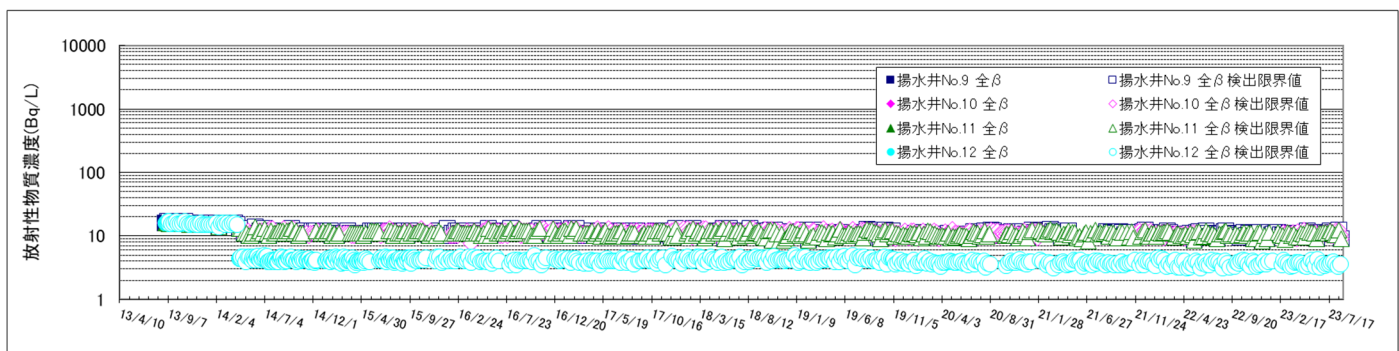
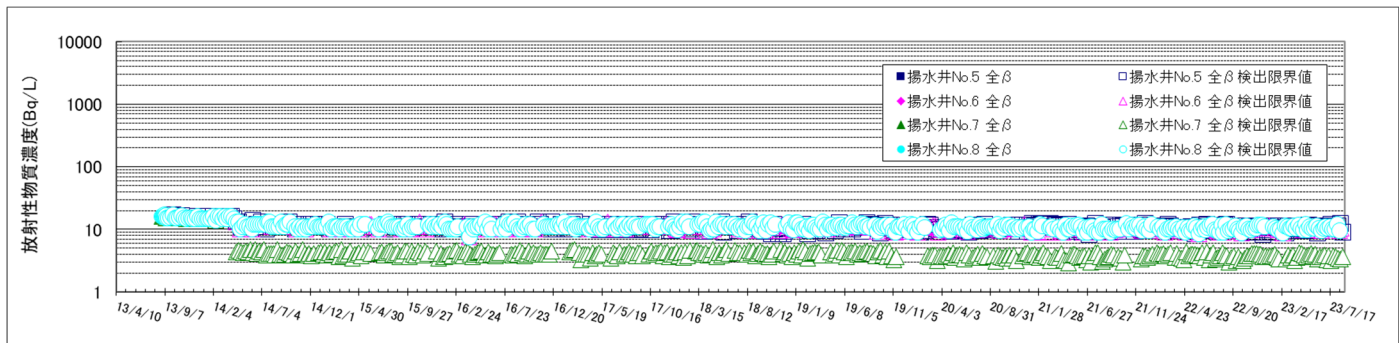
【トリチウム】



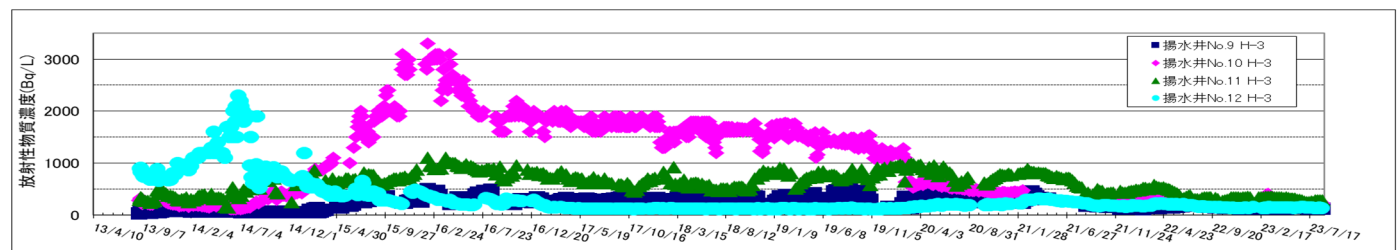
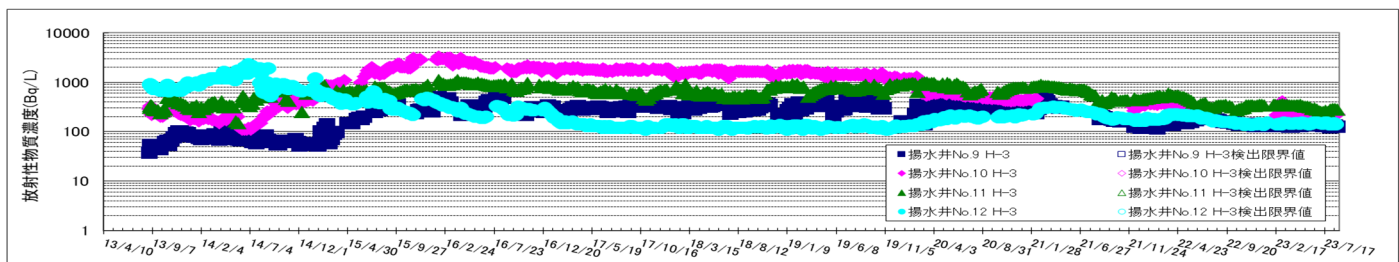
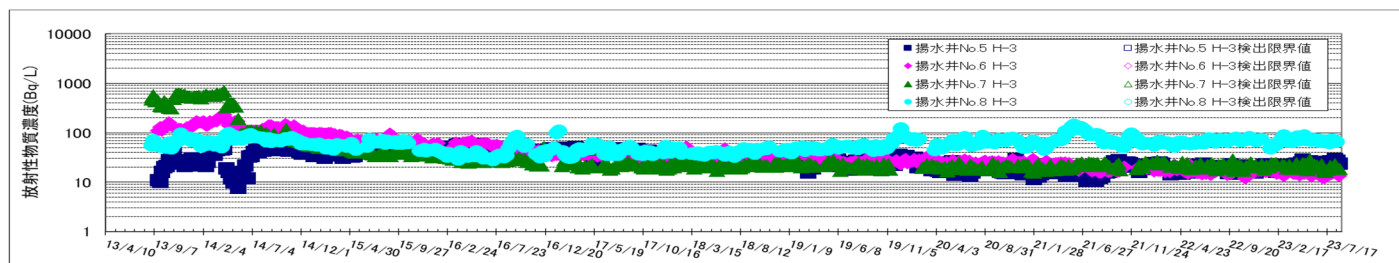
②地下水バイパス調査孔・揚水井の放射性物質濃度推移（2/2）

地下水バイパス揚水井

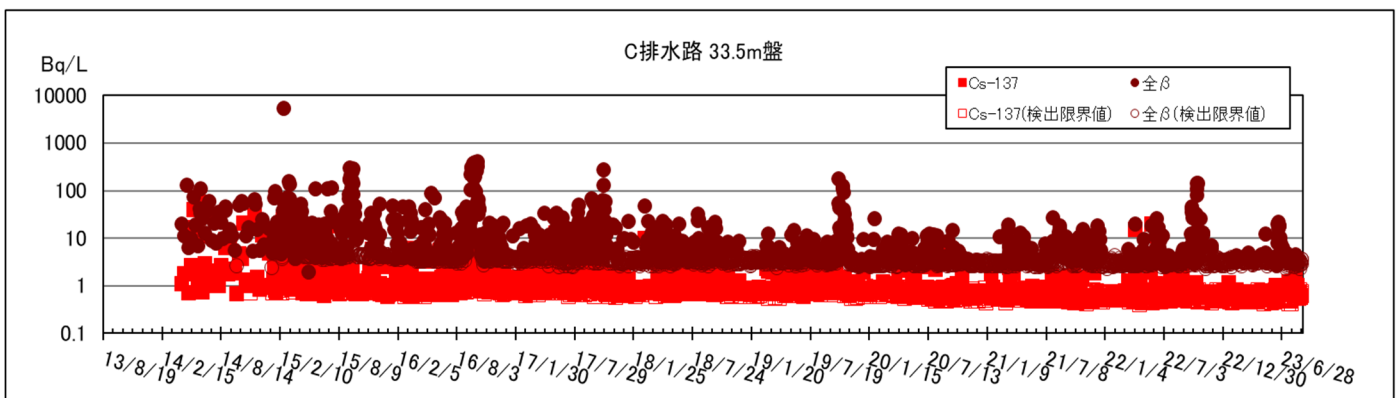
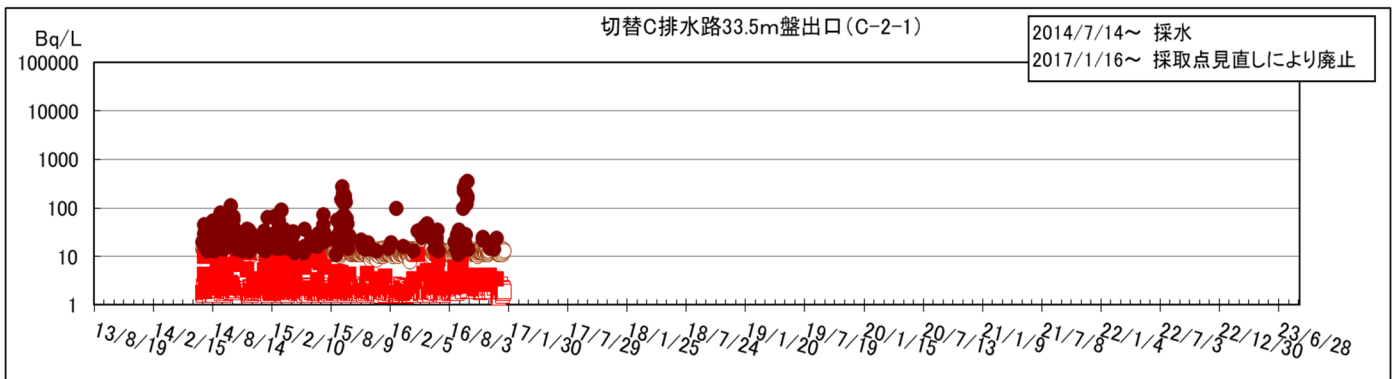
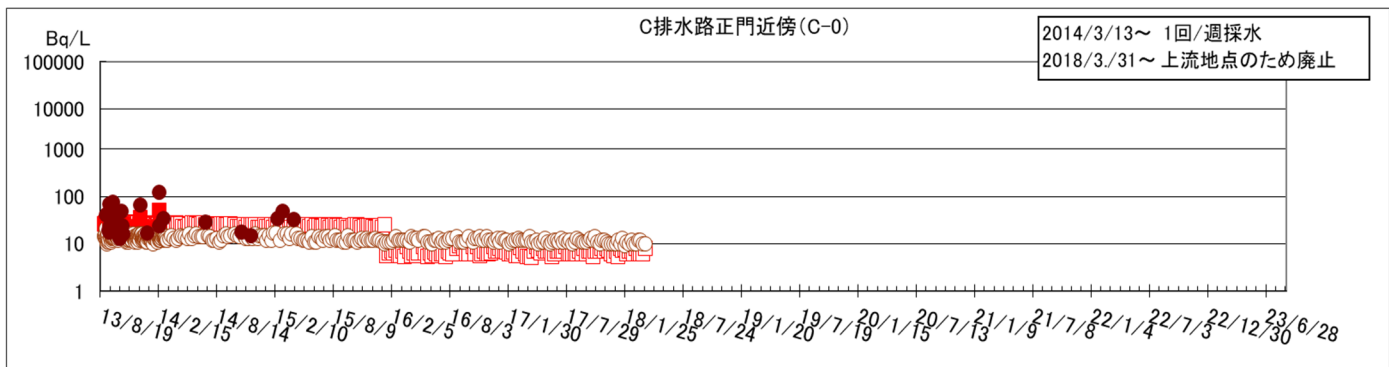
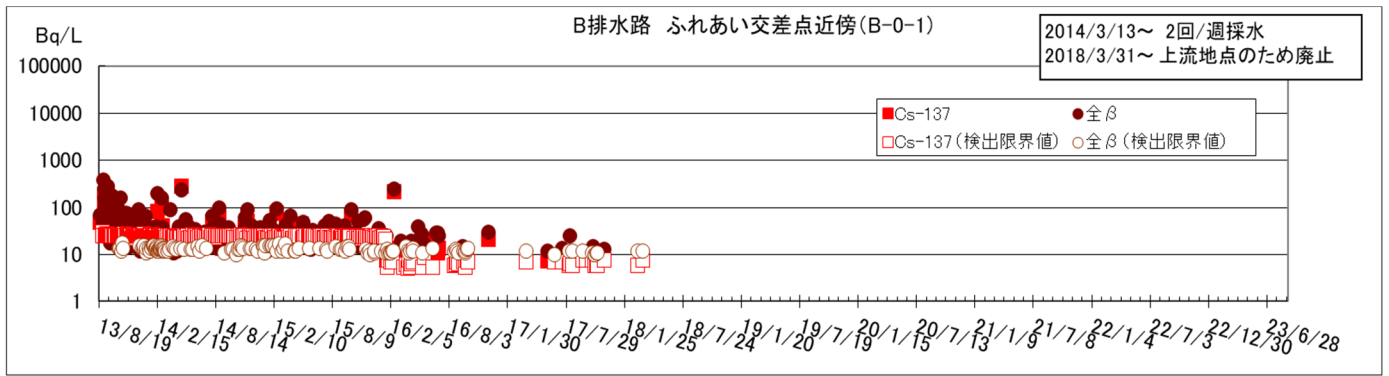
【全β】



【トリチウム】



③排水路の放射性物質濃度推移

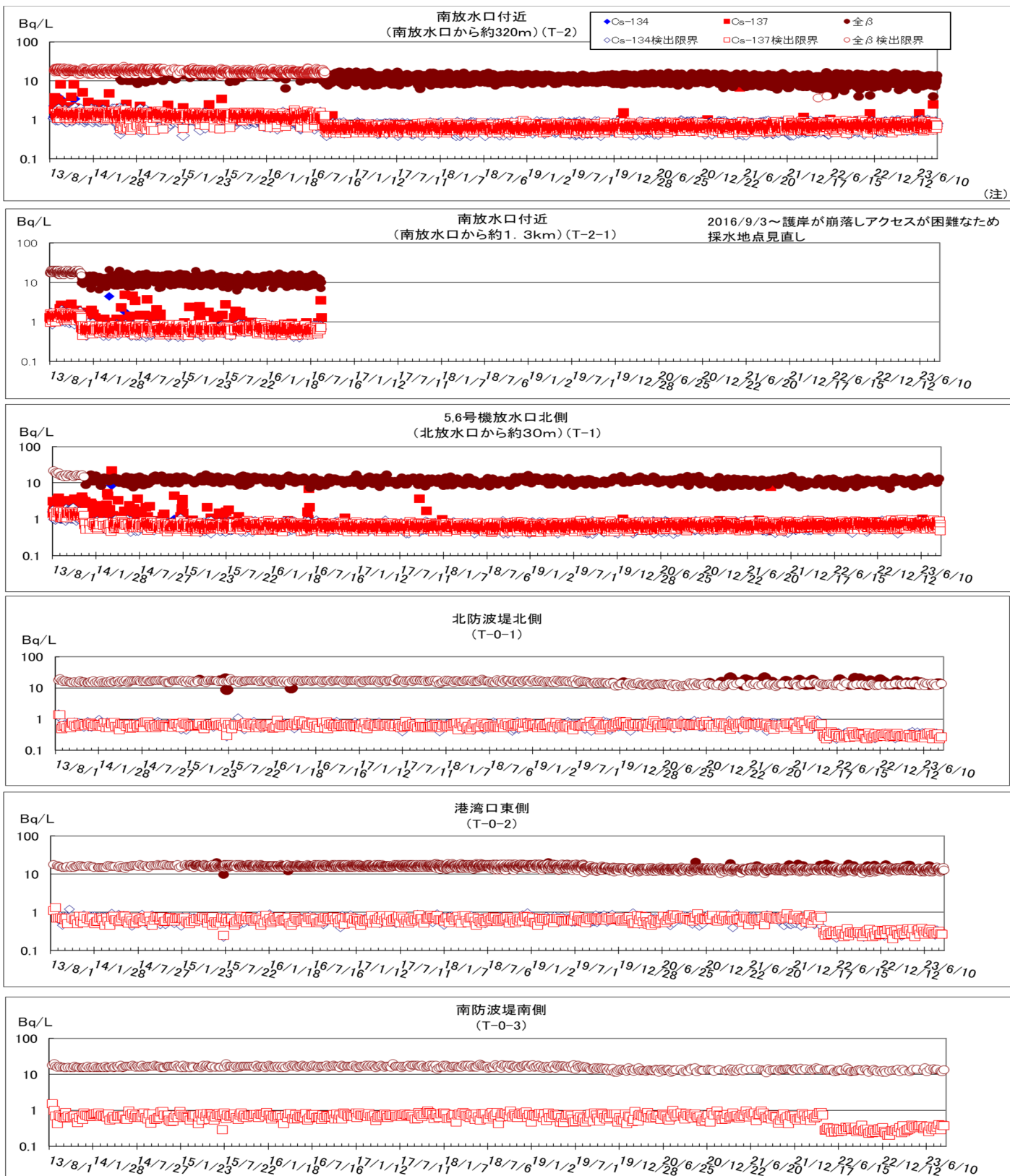


(注)

Cs-134,137の検出限界値を見直し(B排水路ふれあい交差点近傍:2016/1/21～、C排水路正門近傍:2016/1/20～)。

水が無い為採水できない場合がある。

④海水の放射性物質濃度推移



(注) 南放水口付近: 地下水バイパス排水中に検出限界値を下げて分析したものも表示している。

2016/9/15～ 全βの検出限界値を見直し(20→5Bq/L)。

2017/1/27～ 防波堤補修のため南放水口より約330m南の地点から約280m南の地点へ変更。

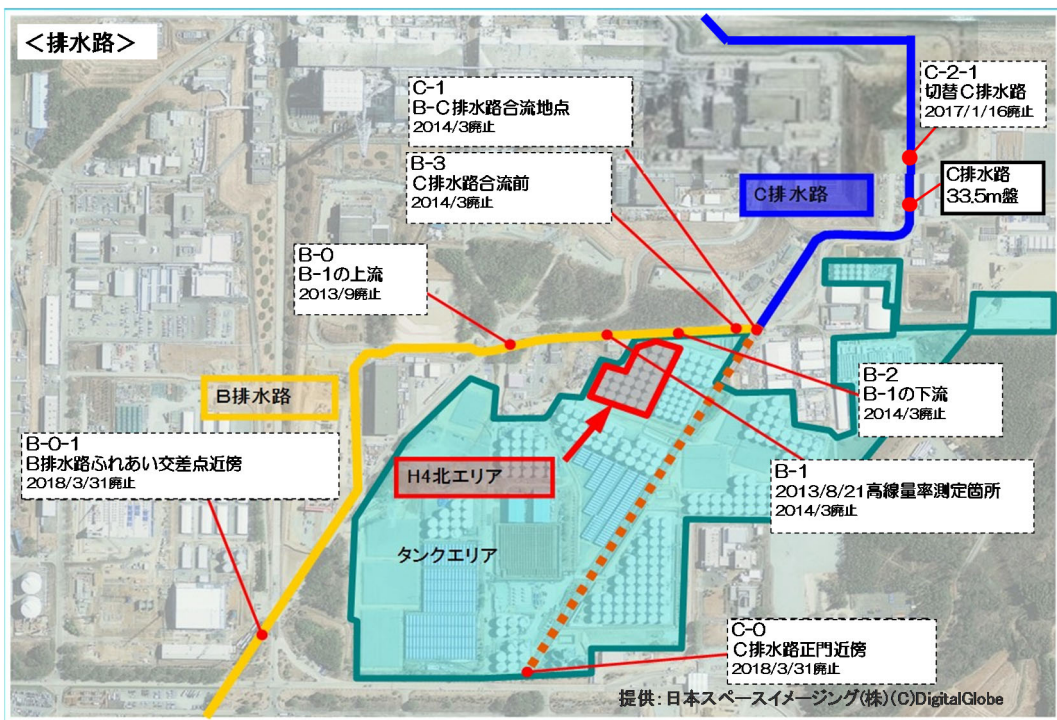
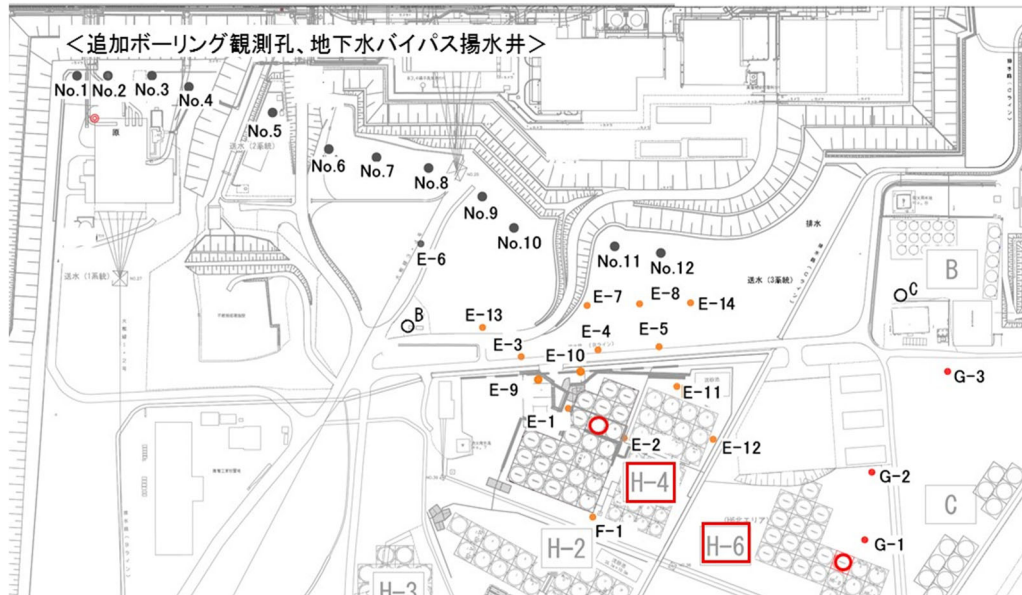
2018/3/23～ 階段の本設化に伴い南放水口より約320m南の地点へ変更。

2021/12/17～ 南放水口付近(南放水口から約320m)(T-2)の試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を南放水口より南側に約1300mの地点に一時的に変更。

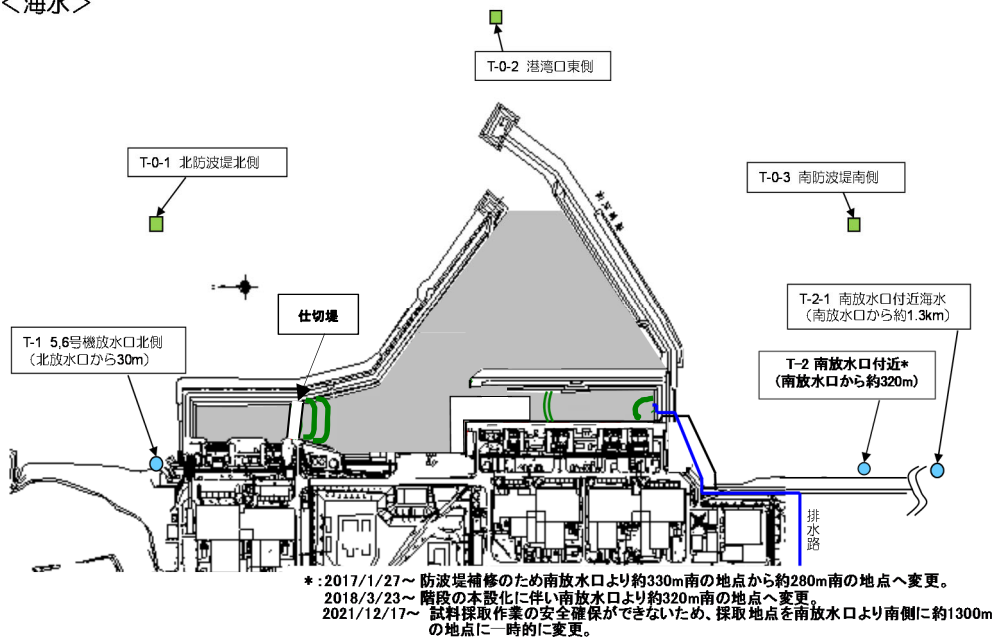
北防波堤北側、港湾口東側、南防波堤南側: 全βの検出が増えたため2015/7/13は第三者機関においても検出限界値を下げて分析したものも表示している。

2022/4/18～ 北防波堤北側、港湾口東側、南防波堤南側のCs-137、Cs-134の検出限界値を見直し(1.0→0.4Bq/L)。

サンプリング箇所



<海水>



福島第一原子力発電所海洋生物の 飼育試験に関する進捗状況

TEPCO

2023年8月31日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 海洋生物飼育試験8月時点での報告（1 / 4）



海洋生物の飼育状況

- ヒラメについて、8/13に、系列2水槽（通常海水）で1匹へい死を確認した。8/14以降、「通常海水」および「海水で希釈したALPS処理水」双方の系列において、へい死、異常等は確認されていない。現在の生残率※1は9割以上（通常海水の生残率：99% 海水で希釈したALPS処理水の生残率：99%）の高い状態を維持している。（8/24時点）
- アワビについて、本試験を開始した10/25以降の生残率は6割程度（通常海水の生残率：62% 海水で希釈したALPS処理水の生残率：57%）であった。（8/24時点）

ヒラメの計測値(2023年6月計測時) : 【通常海水水槽】全長31±3cm 体重324±104g

: 【ALPS処理水添加水槽】全長31±3cm 体重316±102g

アワビの計測値(2022年12月計測時) : 【通常海水水槽】殻長5.8±0.3cm

: 【ALPS処理水添加水槽】殻長5.8±0.3cm

アワビの体重計測については、水槽からアワビを引き剥がす必要があり、アワビを傷つける恐れがあるため未実施。

水槽系列	分類	各水槽の海洋生物類の数 (2023年8月24日現在)		
		ヒラメ(尾)	アワビ(個)	海藻類
系列1	通常海水 (0.1~1 Bq/L程度)	111	105	-
系列2	通常海水 (0.1~1 Bq/L程度)	118	89	-
系列3	1500Bq/L未満※2	121	104	-
系列4	1500Bq/L未満※2	121	81	-
系列5	30Bq/L程度※3	10	-	-

※1 生残率は、調査及び各種試験による引き上げ数を除いて算出。

※2 7月末時点の測定値：約1331Bq/L（前回の測定値から大きな変化なし）

※3 7月末時点の測定値：約35Bq/L（前回の測定値から大きな変化なし）

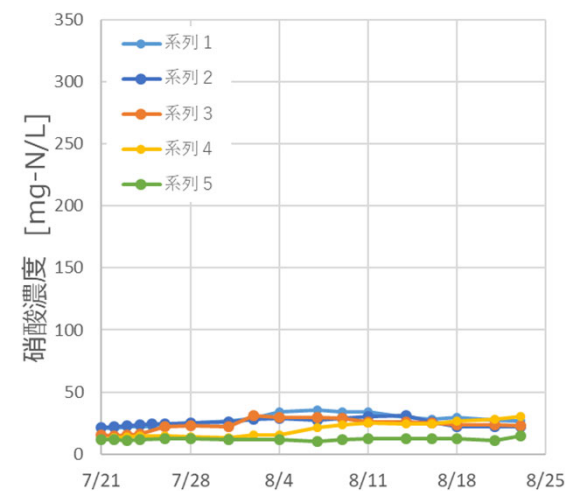
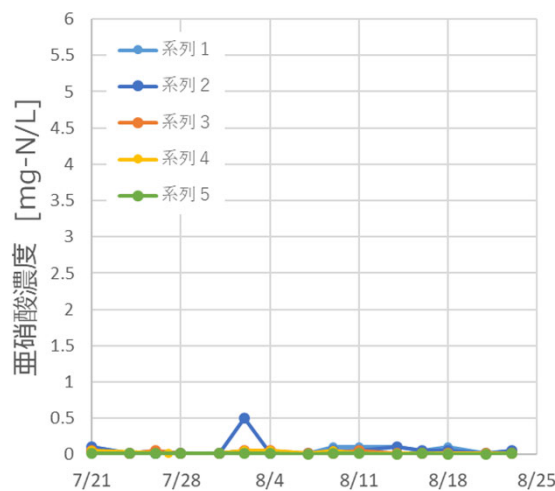
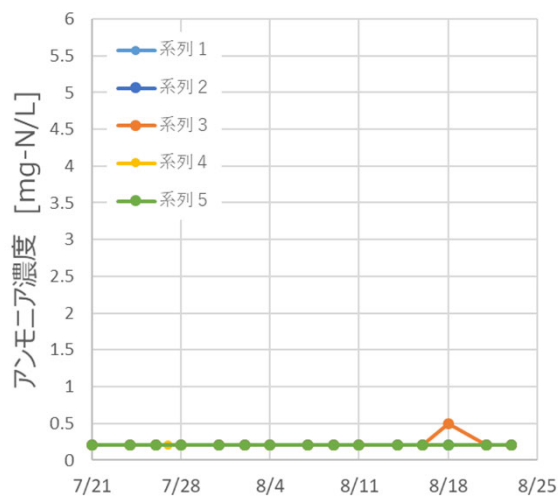
1. 海洋生物飼育試験8月時点での報告（2 / 4）



飼育水槽の水質の状況

- 水質データに若干の変動があったが、概ね海洋生物の飼育に適した範囲で水質をコントロールすることができている。

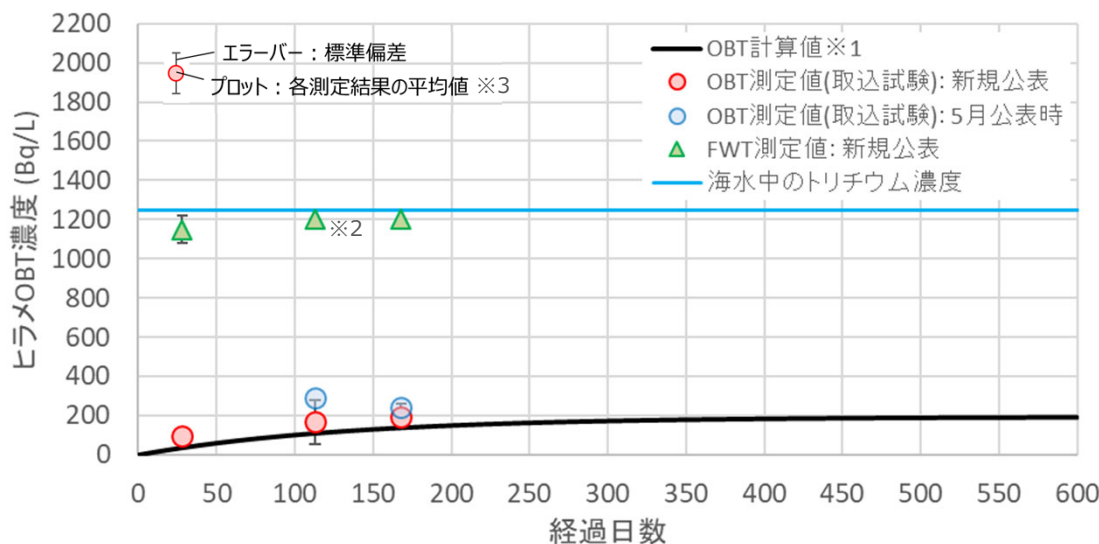
水質項目	系列 1～5 の最小値～最大値 (2023年7月21日～2023年8月24日)	測定値に関する補足説明
水温 (°C)	17.3～18.8	設定水温18.0°C付近に制御
アンモニア (mg-N/L)	0.2～0.5	概ね多くの海生生物に対して影響を及ぼさない0.5mg-N/L以下に維持
亜硝酸 (mg-N/L)	0.005～0.5	多くの海生生物に対して影響を及ぼさない0.5mg-N/L以下に維持
硝酸 (mg-N/L)	10～36	5/16、6/19に炭素源の再追加を実施して以降、横ばい～減少傾向となっている。



1. 海洋生物飼育試験8月時点での報告（3 / 4）

ヒラメ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）の自由水型トリチウム(FWT)及び有機結合型トリチウム(OBT)濃度の測定結果と考察

- ヒラメ(トリチウム濃度1500Bq/L未満)のFWT及びOBT濃度の追加の分析を行い、取り込み試験後のヒラメのFWT濃度の確認及び5月に公表したOBT分析結果に追加し、反映を行った。分析の結果、下記結果が得られた。



- ※1 計算値について：
過去の知見より、生物体内中の筋組織のOBT濃度の変化を表す濃度曲線は下記の計算式で表せる。グラフ中の計算値については、海水中のトリチウム濃度が、1250Bq/Lの場合に相当する計算値である。
- ※2 1点データのため、エラーバー非表記。
- ※3 5月公表時の値があるものは、その値を含め平均している。

$$\frac{dC_1(t)}{dt} = \left(\frac{E_1 \cdot m_0(t) \cdot C_0(t) \cdot dt + M_1 \cdot C_1(t)}{E_1 \cdot m_0(t) \cdot dt + M_1} - C_1(t) \right) / dt + k_{31} \cdot C_w - k_{13} \cdot C_1(t)$$

- $E_1, M_1, k_{13}, k_{31}, C_w$: 定数 t : 時間
- $C_0(t)$: 餌料中OBT濃度(グラフ中では0で計算)
- $C_1(t)$: ヒラメ体内中(筋肉中)OBT濃度
- $m_0(t)$: 餌の単位時間水素摂取量

- 上記のグラフから、以下のことが確認された。
 - 過去の知見と同様に、FWT濃度は生育環境以上の濃度（本試験では、海水で希釈したALPS処理水中のトリチウム濃度以上の濃度）にならないこと※4
 - OBTの新規データについても、グラフ中の計算値の経過を辿り、過去の知見と同様の傾向を辿っていること※5
 - 概ね平衡状態に達していると推定されるが、既存の研究結果から予測される本飼育試験の試験条件に合わせたOBTの平衡状態における濃度と同様、海水中のトリチウム濃度の20%程度以下であること※5

※4 過去に、同様な分析結果が右記文献で報告されている。（公財）環境科学技術研究所「平成21年度 陸・水圏生態系炭素等移行実験調査報告書」

※5 過去に、同様な分析結果が右記文献で報告されている。「平成26年度 排出トリチウム生物体移行総合実験調査」

1. 海洋生物飼育試験8月時点での報告（4 / 4）

今後の飼育予定

- 引き続き、希釈したALPS処理水（1500Bq/L未満）で飼育しているヒラメ等の飼育を継続する。

今後の予定

- 引き続き、ヒラメ(1500Bq/L未満)の有機結合型トリチウム(OBT)濃度試験を継続して行う。

【参考】飼育試験を通じてお示ししたいこと（1 / 2）

<参考資料>

福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験の開始について（2022年9月29日）

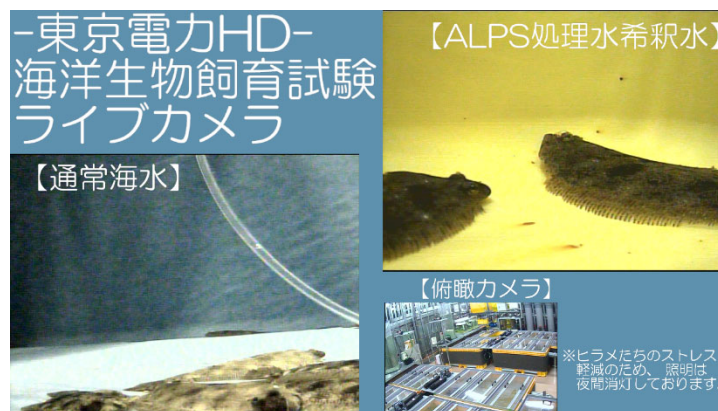
- ① 地域の皆さま、関係者の皆さまをはじめ、社会の皆さまのご不安の解消やご安心につながるよう、海水で希釈したALPS処理水の水槽で海洋生物を飼育し、通常の海水で飼育した場合との比較を行いその状況をわかりやすく、丁寧にお示ししたい。

試験で確認すること

- 「海水」と「海水で希釈したALPS処理水」の双方の環境下で海洋生物の飼育試験を実施し、飼育状況等のデータにより生育状況の比較を行い、有意な差がないことを確認します。

情報公開の方針

- ①については、飼育水槽のカメラによるWEB公開や、飼育日誌のホームページやTwitterでの公開を通じて、飼育試験の様子を日々お知らせいたします。また、海水で希釈したALPS処理水で飼育した海洋生物と、通常の海水で飼育した海洋生物の飼育環境（水質、温度等）、飼育状況（飼育数の変化等）、分析結果（生体内トリチウム濃度と海水内トリチウム濃度の比較等）などを、毎月とりまとめて公表してまいります。
- また、地域の皆さまや関係者の皆さまにご視察ただただけでなく、生物類の知見を有している専門家等にも、適宜、ご確認いただきます。



◀ 海洋生物飼育試験ライブカメラ(イメージ)

- 通常海水は青い水槽、海水で希釈したALPS処理水の水槽は黄色い水槽のため、背景の色が違います。
- 今後各所からのご意見を踏まえて、レイアウトなどは、より見やすく適宜更新してまいります。

【参考】飼育試験を通じてお示ししたいこと（2 / 2）

- ② トリチウム等の挙動については、国内外で数多くの研究がされてきており、それらの実験結果を踏まえて、まずは半年間の試験データを収集し、過去の実験結果と同じように「生体内でのトリチウムは濃縮されず、生体内のトリチウム濃度が生育環境以上の濃度にならないこと」をお示ししたい。

国内外の実験結果※1

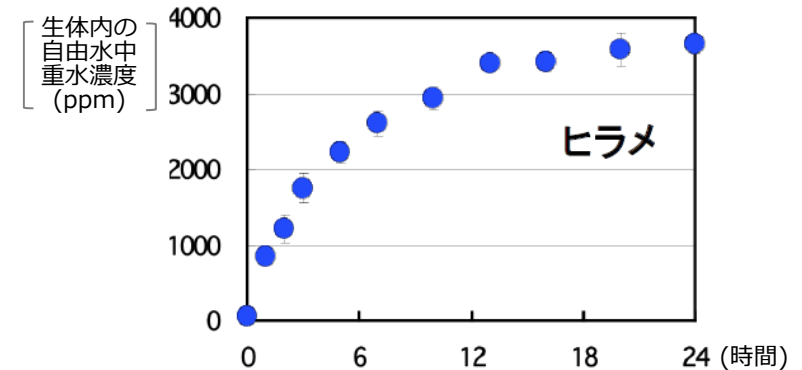
- トリチウム濃度は生育環境以上の濃度にならない
- トリチウム濃度は一定期間で平衡状態に達する

※1 生体内のトリチウムには、組織自由水型トリチウム（以下、FWT）と有機結合型トリチウム（以下、OBT）の2種類があり、それぞれについて国内外での実験結果があります。

※2 トリチウム（三重水素）と同じ性質をもつ重水素（H-2）を用いて行った実験です（海水中の重水素の濃度は約4,000ppm）。

- FWT（自由水型トリチウム）：
生物の体内で、水の形で存在しているトリチウム。
- OBT（有機結合型トリチウム）：
生物の体内で、炭素などの分子に有機的に結合しているトリチウム

■ 重水※2によるヒラメの実験データ例



(公財) 環境科学技術研究所「平成21年度 陸・水圏生態系炭素等移行実験調査報告書」より抜粋

試験で確認すること

- 海水で希釈したALPS処理水の水槽（トリチウム濃度が1,500ベクレル/リットル未満）のヒラメ・アワビ・海藻類のトリチウムを分析・評価※3し、トリチウムが一定期間で平衡状態に達すること、平衡状態に達したトリチウム濃度は生育環境以上にならないことを確認します。
 - 併せて、トリチウムが平衡状態に達した海洋生物を海水の水槽に移し、トリチウムが下がることも確認します。

※3 OBTについても、今後、半年間の試験データを収集し、過去知見との整合を評価するなどし、その濃度は生育環境以上にならないことを確認します。

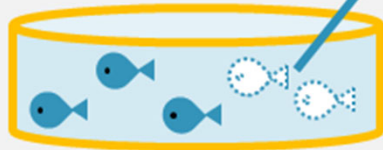
【参考】報告済みのトリチウム濃度試験（1 / 10）

ヒラメ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定

- 2022年10月に実施した希釈したALPS処理水（1500Bq/L未満）で飼育したヒラメのトリチウム濃度の測定結果が得られた。
 - 測定したヒラメの数：取込試験33尾、排出試験25尾
- ヒラメがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になることを検証するため、ヒラメをALPS処理水中に入れてから0時間・1時間・3時間・9時間・24時間・48時間・144時間後のトリチウムの濃度を測定する【取込試験】を行った。
- その後、同一水槽のヒラメを通常海水に入れてから、ヒラメがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを検証するため、0時間(取込試験144時間後に同じ)・1時間・3時間・9時間・24時間・72時間後のトリチウム濃度を測定する【排出試験】を行った。

取込試験

0, 1, 3, 9, 24, 48, 144
時間後に魚を水槽から
取りだして計測



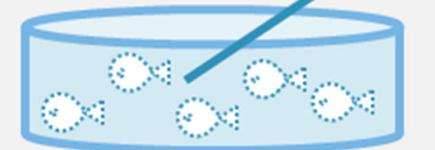
ALPS処理水の水槽
(トリチウム約1250Bq/L)



水槽
入れ替え

排出試験

1, 3, 9, 24, 72
時間後に魚を水槽から
取りだして計測



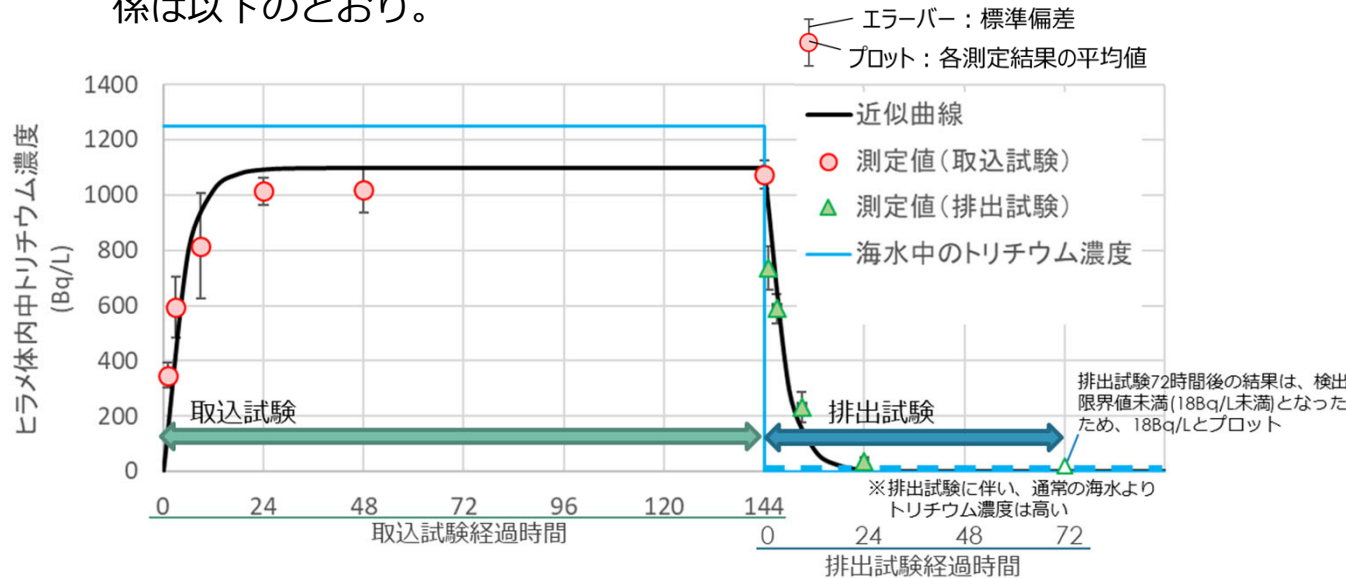
通常海水の水槽

【参考】 報告済みのトリチウム濃度試験（2 / 10）

廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第110回)
 福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2022年12月22日）

ヒラメ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定結果と考察

- いずれの試験においても、時間経過とともにトリチウム濃度の変化があった。今回得られたデータを過去の知見から得られている近似曲線の考えに照らし合わせ引いた近似曲線ならびに測定値の関係は以下のとおり。



※ 測定結果をグラフ化する際、検出限界値未満及び不純物の混入が疑われるデータを除いている

(参考) 近似曲線について：
過去の知見より、生物体内中のトリチウム濃度の変化を表す近似曲線は下記の計算式で表せると仮定した。

$$dC_A(t) = A\{-C_A(t) + C_B(t)\}$$

A : 定数 t : 時間

$C_A(t)$: 海洋生物体内トリチウム濃度

$C_B(t)$: 海水中のトリチウム濃度

- 上記のグラフから、過去の知見と同様に、以下のことが確認された※1。

※1 過去に、同様な分析結果が下記文献で報告されている。
 (公財) 環境科学技術研究所
 「平成21年度 陸・水圏生態系炭素等移行実験調査報告書」

【取込試験】

- トリチウム濃度は生育環境以上の濃度（本試験では、海水で希釈したALPS処理水中のトリチウム濃度以上の濃度）にならないこと
- トリチウム濃度は一定期間で平衡状態に達すること

【排出試験】

- 通常海水以上のトリチウム濃度で平衡状態に達したヒラメを通常海水に戻すと、時間経過とともにトリチウム濃度が下がること

【参考】 報告済みのトリチウム濃度試験（3 / 10）

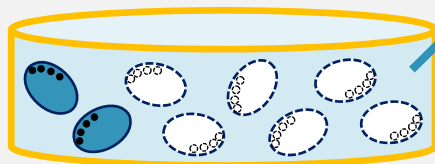
廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第113回)
福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2023年4月27日）

アワビ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定

- 2022年10月26日から実施した希釈したALPS処理水（1500Bq/L未満）で飼育したアワビのトリチウム濃度の測定結果が得られた。
 - 測定に使ったアワビの数：取込試験48個、排出試験12個
- アワビがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境以上の濃度にならないことを検証するため、アワビをALPS処理水中に入れてから1時間・2時間・4時間・8時間・16時間・30時間・54時間・128時間後のトリチウムの濃度を測定する【取込試験】を行った。
- その後、同一水槽のアワビを通常海水に入れてから、アワビがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを検証するため、1時間・94時間後のトリチウム濃度を測定する【排出試験】を行った。

取込試験

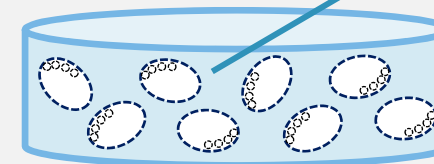
1,2,4,8,16,30,54,128
時間後にアワビを水槽から
取りだして計測



ALPS処理水の水槽
(トリチウム約1250Bq/L)

排出試験

1,94時間後にアワビを水槽
から取りだして計測



通常海水の水槽



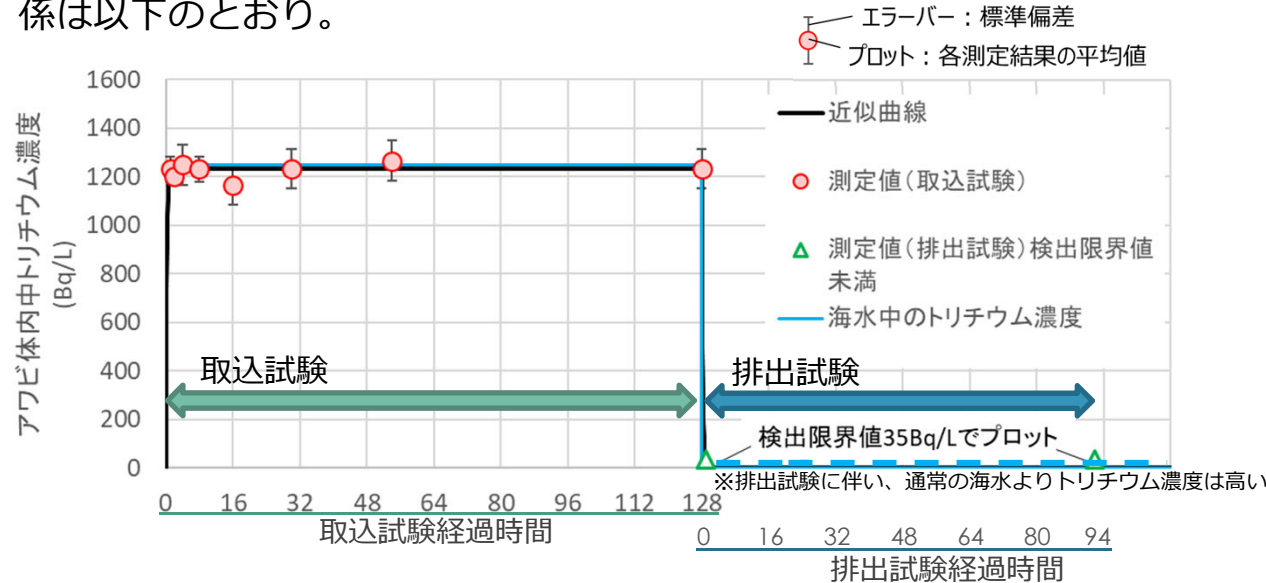
水槽
入れ替え

【参考】 報告済みのトリチウム濃度試験（4 / 10）

廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第113回)
福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2023年4月27日）

アワビ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定結果と考察

- いずれの試験においても、時間経過とともにトリチウム濃度の変化があった。今回得られたデータを過去の知見から得られている近似曲線の考えに照らし合わせ引いた近似曲線ならびに測定値の関係は以下のとおり。



(参考) 近似曲線について：
過去の知見より、生物体内中のトリチウム濃度の変化を表す近似曲線は下記の計算式で表せると仮定した。

$$dC_A(t) = A\{-C_A(t) + C_B(t)\}$$

A：定数 t：時間

$C_A(t)$ ：海洋生物体内トリチウム濃度

$C_B(t)$ ：海水中のトリチウム濃度

- 上記のグラフから、過去の知見及びヒラメ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定結果と同様に、以下のことが確認された。

【取込試験】

- トリチウム濃度は生育環境以上の濃度（本試験では、海水で希釈したALPS処理水中のトリチウム濃度以上の濃度）にならないこと
- トリチウム濃度は一定期間で平衡状態に達すること

【排出試験】

- 通常海水以上のトリチウム濃度で平衡状態に達したアワビを通常海水に戻すと、時間経過とともにトリチウム濃度が下がること

【参考】 報告済みのトリチウム濃度試験（5 / 10）

廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第114回)
福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2023年5月25日）

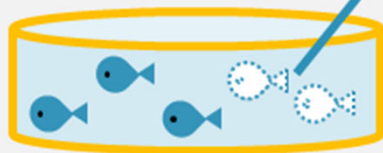
ヒラメ（トリチウム濃度30Bq/L程度）のトリチウム濃度の測定

- 2022年11月から実施した希釈したALPS処理水（30Bq/L程度）で飼育したヒラメのトリチウム濃度の測定結果が得られた。
 - 測定したヒラメの数：取込試験4尾、排出試験6尾
- ヒラメがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になることを検証するため、ヒラメをALPS処理水中に入れてから312時間*後のトリチウムの濃度を測定する【取込試験】を行った。
- その後、同一水槽のヒラメを通常海水に入れてから、ヒラメがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを検証するため、144時間*後のトリチウム濃度を測定する【排出試験】を行った。

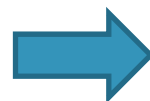
※過去の知見及びヒラメ(1500Bq/L未満)の試験において、ヒラメの体内中のトリチウム濃度は、取込試験の場合、約24時間で平衡状態に達すること、排出試験の場合、約24時間で減少し安定的状態になることを確認。このため、いずれの試験において、それを考慮した24時間以上経過したところでサンプリングを実施。

取込試験

312時間後に魚を水槽から取りだして計測



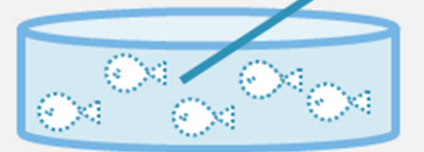
ALPS処理水の水槽
(トリチウム約36Bq/L)



水槽
入れ替え

排出試験

144時間後に魚を水槽から取りだして計測



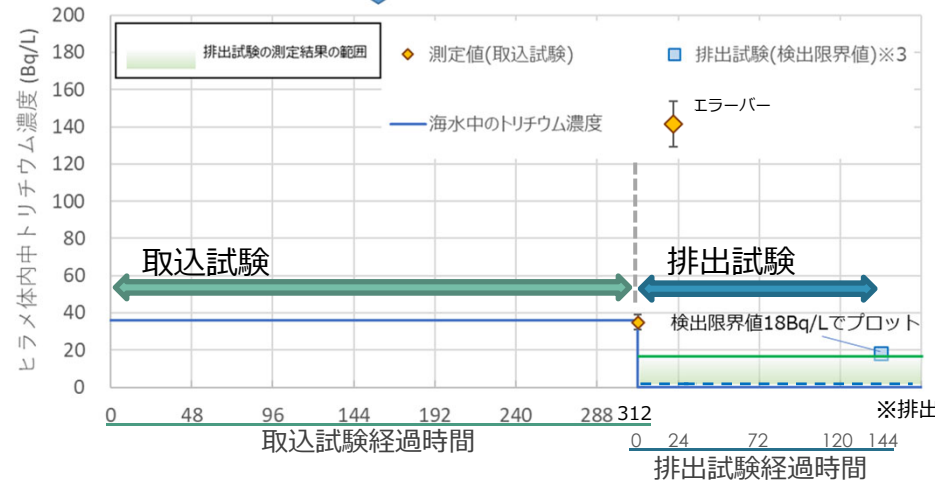
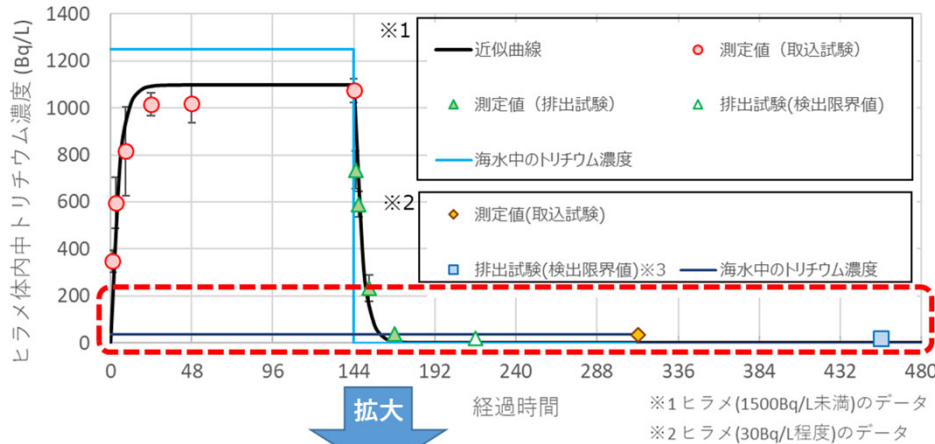
通常海水の水槽

【参考】 報告済みのトリチウム濃度試験（6 / 10）

廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第114回)
 福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2023年5月25日）

ヒラメ（トリチウム濃度30Bq/L程度）のトリチウム濃度の測定結果と考察

- 取込試験、排出試験のそれぞれの試験において、試験開始後、24時間以上*が経過した後、ヒラメ生体内のトリチウム濃度を測定した。
- その結果、それぞれの試験においてトリチウム濃度の変化があった。



- 過去の知見及びヒラメ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定結果と同様に、以下のことが確認された。

【取込試験】

- トリチウム濃度は生育環境以上の濃度（本試験では、海水で希釈したALPS処理水中のトリチウム濃度以上の濃度）にならないこと

【排出試験】

- 通常海水以上のトリチウム濃度で平衡状態に達したヒラメを通常海水に戻すと、時間経過とともにトリチウム濃度が下がること

※「24時間以上」について
 過去の知見及びヒラメ(1500Bq/L未満)の試験において、ヒラメの体内中のトリチウム濃度は、取込試験の場合、約24時間で平衡状態に達すること、排出試験の場合、約24時間で減少し安定的状態になることを確認。このため、いずれの試験において、それを考慮した24時間以上経過したところでサンプリングを実施。

※3 排出試験については、分析結果はすべて検出限界値未満であった。

【参考】 報告済みのトリチウム濃度試験（7 / 10）

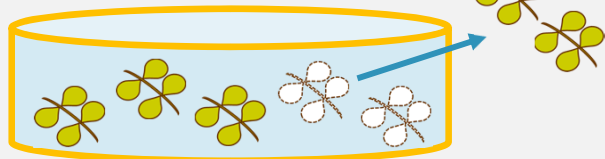
廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第114回)
福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2023年5月25日）

ホンダワラ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定

- 2023年5月に実施した希釈したALPS処理水（1500Bq/L未満）で飼育したホンダワラのトリチウム濃度の測定結果が得られた。
 - 測定したホンダワラの量：約3kg
- ホンダワラがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になることを検証するため、ホンダワラをALPS処理水中に入れてから1時間・3時間・21時間後のトリチウムの濃度を測定する【取込試験】を行った。
- その後、同一水槽のホンダワラを通常海水に入れてから、ホンダワラがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを検証するため、1時間・4時間後のトリチウム濃度を測定する【排出試験】を行った。

取込試験

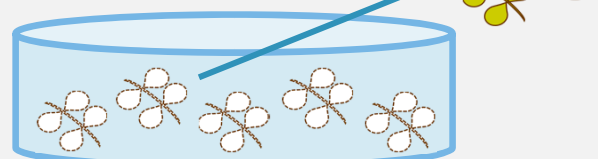
1,3,21時間後にホンダワラを水槽から取りだして計測



ALPS処理水の水槽
(トリチウム約1280Bq/L)

排出試験

1,4時間後にホンダワラを水槽から取りだして計測



通常海水の水槽



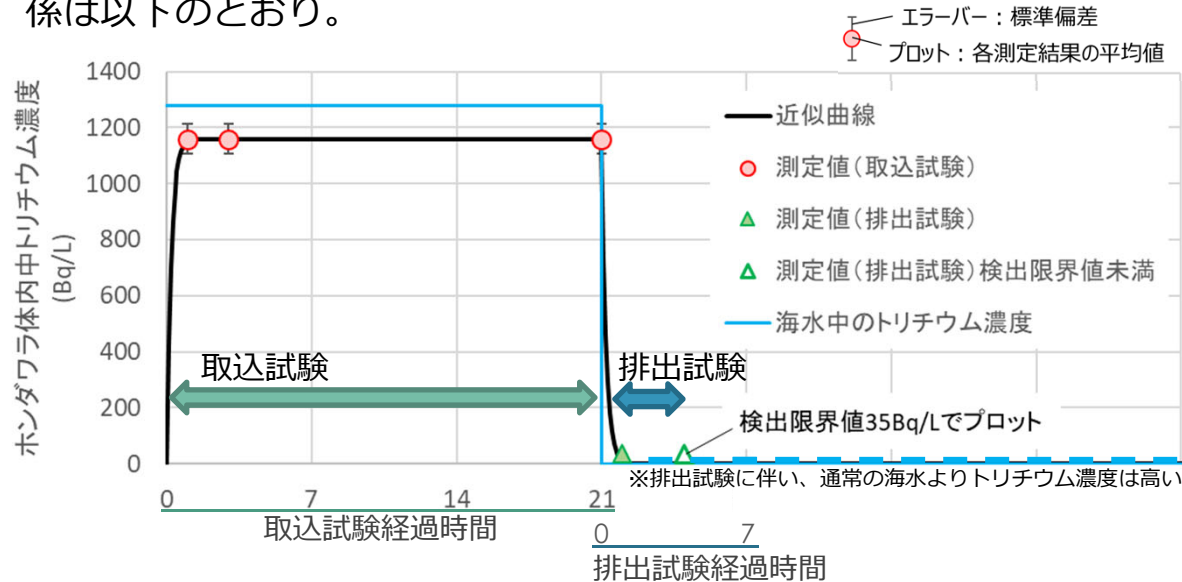
水槽
入れ替え

【参考】 報告済みのトリチウム濃度試験（8 / 10）

廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第114回)
福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2023年5月25日）

ホンダワラ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定結果と考察

- いずれの試験においても、時間経過とともにトリチウム濃度の変化があった。今回得られたデータを過去の知見から得られている近似曲線の考えに照らし合わせ引いた近似曲線ならびに測定値の関係は以下のとおり。



（参考）近似曲線について：
過去の知見より、生物体内中のトリチウム濃度の変化を表す近似曲線は下記の計算式で表せると仮定した。

$$dC_A(t) = A\{-C_A(t) + C_B(t)\}$$

A：定数 t：時間

$C_A(t)$ ：海洋生物体内トリチウム濃度

$C_B(t)$ ：海水中のトリチウム濃度

- 上記のグラフから、過去の知見及びヒラメ及びアワビ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）のトリチウム濃度の測定結果と同様に、以下のことが確認された。

【取込試験】

- トリチウム濃度は生育環境以上の濃度（本試験では、海水で希釈したALPS処理水中のトリチウム濃度以上の濃度）にならないこと
- トリチウム濃度は一定期間で平衡状態に達すること

【排出試験】

- 通常海水以上のトリチウム濃度で平衡状態に達したホンダワラを通常海水に戻すと、時間経過とともにトリチウム濃度が下がること

【参考】報告済みのトリチウム濃度試験（9 / 10）

廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第114回)
福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2023年5月25日）

ヒラメ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）の有機結合型トリチウム(OBT)濃度の測定

- 2022年10月からALPS処理水（1500Bq/L未満）で飼育を開始したヒラメの有機結合型トリチウム（以下、OBTという）の分析を行う。なお、OBTは、過去知見により自由水型トリチウム（以下、FWTという）同様、以下がわかっている。

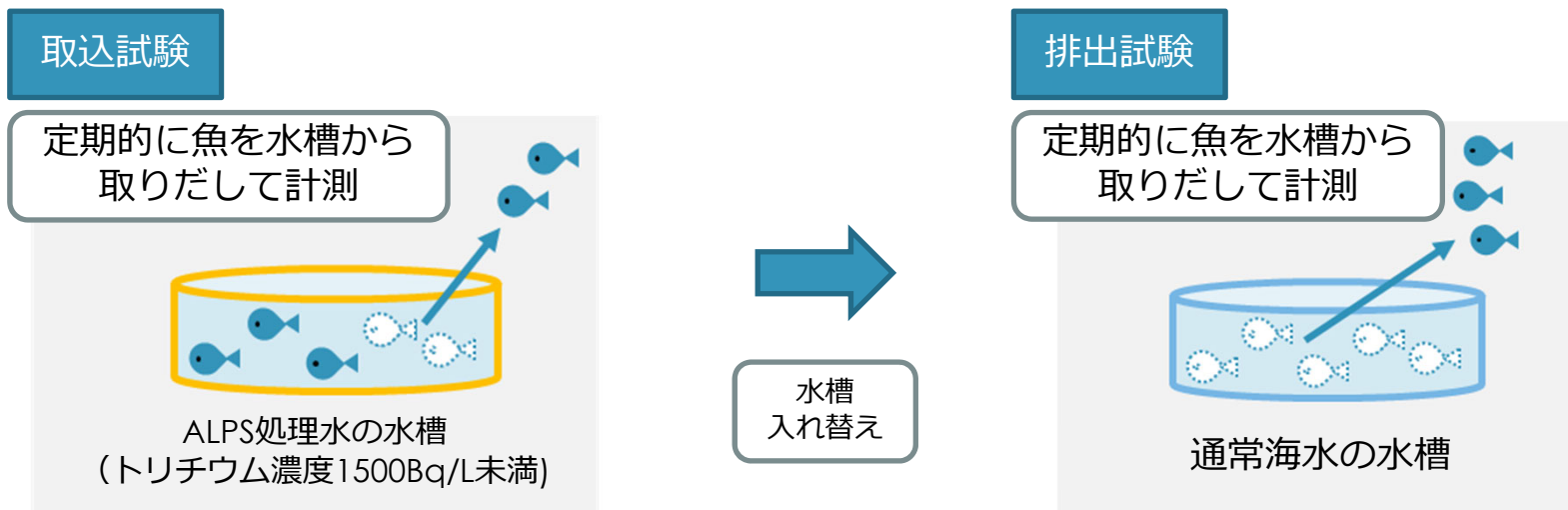
- 測定したヒラメの数：取込試験23尾

【取込試験】

- OBT濃度は生育環境以上の濃度（本試験では、海水で希釈したALPS処理水中のトリチウム濃度以上の濃度）にならないこと
- OBT濃度は一定期間※で平衡状態に達すること ※過去知見より、FWTの場合と比較し、より時間がかかることがわかっている。

【排出試験】

- 通常海水以上のOBT濃度で平衡状態に達したヒラメを通常海水に戻すと、時間経過とともにOBT濃度が下がること



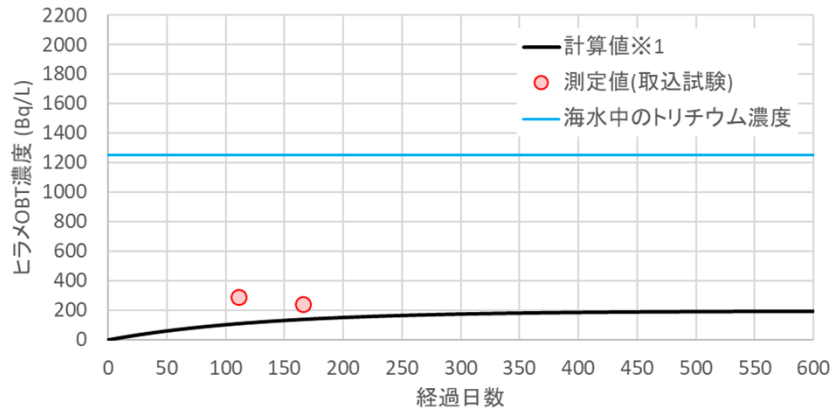
今回は、取込試験のうち、1月と3月にサンプリングを行った試料について分析を行った。引き続き取込試験を実施し、その後、排出試験を実施予定である。

【参考】 報告済みのトリチウム濃度試験（10 / 10）

廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議(第114回)
 福島第一原子力発電所海洋生物の飼育試験に関する進捗状況（2023年5月25日）

ヒラメ（トリチウム濃度1500Bq/L未満）の有機結合型トリチウム(OBT)濃度の測定結果と考察

- 今回得られたデータを過去の知見から得られている近似曲線の考えに照らし合わせ引いた計算値ならびに測定値の関係は以下のとおり。



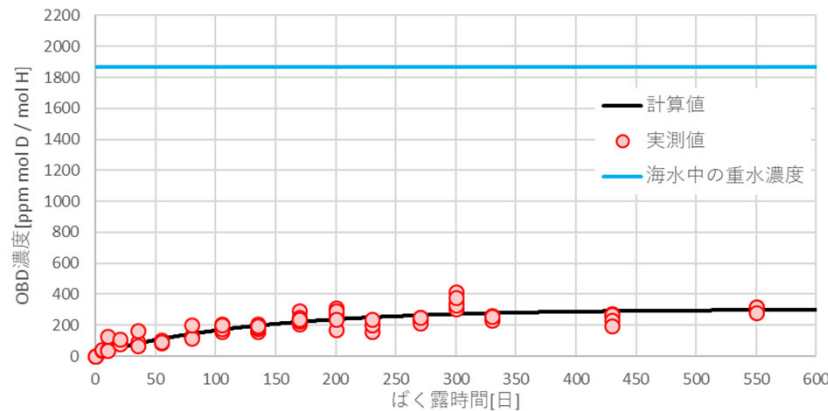
- 既存の研究結果から予測されるOBTの平衡状態における濃度は、海水中のトリチウム濃度の20%程度以下である。過去の知見と同様に、以下のことが確認された。

【取込試験】

- OBT取込試験を開始し6か月程度経過したが、ヒラメのOBT濃度は、海水中のトリチウム濃度の20%程度以下であり、概ね平衡状態に達していると推定される。

引き続き、継続してサンプリングを行い、分析を行う。

【参考】 ヒラメの筋肉中の有機結合型重水素※2の実験データ例



平成26年度 排出トリチウム生物体移行総合実験調査 表2-1より作成
 (計算値、実測値、海水中の重水濃度は、重水の天然存在量分を引き、グラフ表示)

※2 トリチウム（三重水素）と同じ化学的性質をもつ

※1 計算値について：

過去の知見より、生物体内中の筋組織のOBT濃度の変化を表す濃度曲線は下記の計算式で表せる。グラフ中の計算値については、海水中のトリチウム濃度が、1250Bq/Lの場合に相当する計算値である。

$$\frac{dC_1(t)}{dt} = \left(\frac{E_1 \cdot m_0(t) \cdot C_0(t) \cdot dt + M_1 \cdot C_1(t)}{E_1 \cdot m_0(t) \cdot dt + M_1} - C_1(t) \right) / dt + k_{31} \cdot C_w - k_{13} \cdot C_1(t)$$

E_1 、 M_1 、 k_{13} 、 k_{31} 、 C_w ：定数 t ：時間

$C_0(t)$ ：餌料中OBT濃度(グラフ中では0で計算)

$C_1(t)$ ：ヒラメ体内中(筋肉中)OBT濃度

$m_0(t)$ ：餌の単位時間水素摂取量